

「道の駅」の運営・管理等に関する調査

結果報告書

平成 31 年 3 月

北海道管区行政評価局

前　書　き

「道の駅」は、道路利用者の安全で快適な道路交通環境を形成するとともに、地域の振興に寄与することを目的として、主に市町村が設置者となって、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設であり、平成5年に国に対する登録制度が創設されている。

「道の駅」は、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域住民のための情報発信機能のほか、「道の駅」をきっかけに活力ある地域づくりを行うための地域連携機能を併せ持っており、登録に当たっては、駐車場、便所、道路や地域に関する情報を提供する案内所等の整備等が要件とされている。

また、「道の駅」は、近年、地域におけるにぎわいの場として注目されているほか、平成23年3月の東日本大震災や25年3月に北海道で発生した暴風雪災害等において、避難場所や復旧活動の拠点としても活用されている。

こうした状況を受け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（平成26年12月27日閣議決定、30年12月21日改訂）、「国土強靭化政策大綱」（平成25年12月17日国土強靭化推進本部決定）等の政府方針では、「道の駅」における地域の農林水産物や特産品の販売や日本政府観光局（JNTO）認定観光案内所等の設置などインバウンド受入環境の整備を促進、「道の駅」の防災拠点化を推進するなどとされており、地方創生、観光、防災といった分野からもその活用が期待されている。

北海道内における「道の駅」の登録数は、平成30年7月31日現在、122駅（全国1,145駅の10.7%）と登録制度創設後、増加を続けており、29年における利用者数は3,600万人を超えていている。

北海道は、広大な大地を有する広域分散型の社会という特徴があり、従来から都市間・都市内での移動に当たっては車が身近な交通手段となっている。また、雄大な景観の中で移動を楽しむドライブ観光が人気であり、近年は訪日外国人来道者によるレンタカーの利用も増加している。

こうした中、多様な機能を有する「道の駅」の重要性は一層高まっているが、登録制度創設から25年が経過し、利用者数の減少や施設・設備の老朽化等、運営・管理の面で課題を抱えているものもみられる。

本調査は、北海道における「道の駅」を巡る動向や状況等を踏まえ、「道の駅」に求められている各種機能の効果的な発揮を推進する観点から、「道の駅」の運営・管理の実態等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等.....	1
1 目的.....	1
2 調査対象機関.....	1
3 担当部局.....	1
4 実施時期.....	1
第2 調査の結果.....	2
1 「道の駅」制度の概要及び現状.....	2
(1) 「道の駅」制度の概要	2
ア 「道の駅」登録制度の概要	2
イ 「道の駅」の整備方法	2
(2) 近年の政府方針等における「道の駅」の位置付け等	3
(3) 「道の駅」を活用した取組の実施状況	3
ア 地方創生や地域活性化の拠点となる「道の駅」の選定等.....	3
イ 「道の駅」を拠点とした自動運転サービスの社会実験.....	4
ウ 「道の駅」における大学との連携・交流	4
(4) 北海道内「道の駅」の現状	21
ア 北海道内「道の駅」の登録状況	21
イ 登録された北海道内「道の駅」の整備方法.....	22
ウ 北海道内「道の駅」に設置されている施設・設備の状況.....	23
エ 北海道内「道の駅」における道路管理者の役割.....	23
オ 北海道内「道の駅」の機能向上並びに利用及び活用の促進を図るための取組.....	24
2 北海道内「道の駅」における運営・管理の実情.....	64
(1) 北海道内「道の駅」における運営・管理の実施状況	64
ア 北海道内「道の駅」における運営・管理の方法.....	64
イ 北海道内「道の駅」の利用状況	64
(2) 調査対象とした「道の駅」における運営・管理の実施状況	64

ア 調査対象とした「道の駅」の概況	64
イ 調査対象とした「道の駅」の設置目的等	65
ウ 調査対象とした「道の駅」の供用開始までに要した期間.....	66
エ 調査対象とした「道の駅」の整備に要した費用等.....	66
オ 調査対象とした「道の駅」の運営・管理の実施状況.....	68
カ 調査対象とした重点「道の駅」及び重点「道の駅」候補における取組の実施状況....	113
3 調査対象とした「道の駅」における利用者の利便性向上及び安全性確保に資する取組の 実施状況.....	138
(1) 調査対象とした「道の駅」の基本コンセプトへの適合状況	138
ア バリアフリー化の対応状況	138
イ 情報発信機能の発揮状況	159
ウ 様々な人の使いやすさに配慮した取組の実施状況.....	174
(2) 調査対象とした「道の駅」における利用者の安全性に配慮した取組の実施状況	191
ア 災害に備えた対応状況	191
イ その他「道の駅」利用者の安全性に配慮した取組の実施状況.....	210

図 表 目 次

1 「道の駅」制度の概要及び現状

(1) 「道の駅」制度の概要

図表 1-(1)-① 「道の駅」制度の概要.....	5
図表 1-(1)-② 「道の駅」登録・案内に関する規程.....	6
図表 1-(1)-③ 「道の駅」の整備フロー.....	9

(2) 近年の政府方針等における「道の駅」の位置付け等

図表 1-(2)-① 「道の駅」の取組の経緯.....	10
図表 1-(2)-② 政府方針等における「道の駅」の位置付け.....	11
図表 1-(2)-③ 北海道内「道の駅」に関する方針等.....	14

(3) 「道の駅」を活用した取組の実施状況

図表 1-(3)-① 重点「道の駅」制度の概要.....	15
図表 1-(3)-② 特定テーマ型モデル「道の駅」の概要.....	16
図表 1-(3)-③ 中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの 社会実験の概要.....	18
図表 1-(3)-④ 「道の駅」における大学との連携の概要.....	20

(4) 北海道内「道の駅」の現状

図表 1-(4)-① 北海道旅行の目的からみる「道の駅」の人気.....	26
図表 1-(4)-② 北海道内「道の駅」の経済波及効果（平成 24 年）.....	27
図表 1-(4)-③ 北海道内「道の駅」の年度別累計登録数の推移.....	28
図表 1-(4)-④ 都道府県別「道の駅」の登録数.....	28
図表 1-(4)-⑤ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）における道路の種類に関する規定 <抜粋>.....	29
図表 1-(4)-⑥ 「北の道の駅」の掲載内容.....	30
図表 1-(4)-⑦ 北海道内「道の駅」の一覧.....	33
図表 1-(4)-⑧ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）における道路管理者に関する規定 <抜粋>	39
図表 1-(4)-⑨ 道路法等における北海道開発局長に対する権限委任規定.....	39
図表 1-(4)-⑩ 北海道開発局又は道に対し提出する登録申請書の添付資料一覧.....	40
図表 1-(4)-⑪ 北海道開発局又は道に対し提出する登録申請書の添付資料（様式） ...	41
図表 1-(4)-⑫ 「道の駅」データベースの入力項目.....	44
図表 1-(4)-⑬ 「道の駅」配置計画実施要領（案）（平成 8 年 11 月建設省道路局国道課） <抜粋>.....	47
図表 1-(4)-⑭ 道の駅連絡会における会議の開催状況.....	51
図表 1-(4)-⑮ 釧路・根室地域「道の駅」連携会議の体制等.....	52
図表 1-(4)-⑯ スタンプラリーの概要.....	55
図表 1-(4)-⑰ 北海道「道の駅」ランキング 2017 の概要.....	58
図表 1-(4)-⑱ 地域限定スタンプラリー一覧.....	60
図表 1-(4)-⑲ 災害対応型自動販売機の概要.....	61
図表 1-(4)-⑳ 道の駅「摩周温泉」を拠点としたストレスフリーな観光地域づくり 地域協議会の概要.....	62

2 北海道内「道の駅」における運営・管理の実情

(1) 北海道内「道の駅」における運営・管理の実施状況

(2) 調査対象とした「道の駅」における運営・管理の実施状況

図表 2-(2)-① 調査対象とした「道の駅」の整備費用.....	81
図表 2-(2)-② 調査対象とした「道の駅」を整備するに当たって活用した主な財源....	82
図表 2-(2)-③ 「道の駅」に関する取組に活用可能な制度の例.....	83
図表 2-(2)-④ 調査対象 13 駅 10 市町村における運営・管理の状況.....	84
図表 2-(2)-⑤ 調査対象 13 駅 10 市町村における利用者数の算定方法.....	85
図表 2-(2)-⑥ 調査対象とした「道の駅」における平成 29 年度月別利用者数の傾向..	86
図表 2-(2)-⑦ 調査対象とした「道の駅」における年度別利用者数の傾向.....	88
図表 2-(2)-⑧ 調査対象とした「道の駅」における平成 29 年度月別売上の傾向.....	91
図表 2-(2)-⑨ 調査対象とした「道の駅」における年度別売上の傾向.....	92
図表 2-(2)-⑩ 「道の駅」の運営・管理に係る費用とその財源.....	95
図表 2-(2)-⑪ 調査対象とした「道の駅」の運営・管理に係る支出状況（平成 29 年度）.....	96
図表 2-(2)-⑫ 調査対象とした「道の駅」の補修及び修繕に要した支出額.....	98
図表 2-(2)-⑬ 調査対象とした「道の駅」の運営・管理に係る収支.....	99
図表 2-(2)-⑭ 北海道開発局が一体型「道の駅」で整備した施設に対する調査対象とした「道の駅」設置者等による維持管理の実施状況.....	100
図表 2-(2)-⑮ 北海道開発局が整備した施設の維持管理を行う調査対象とした 6 駅 6 市町村の主な意見等.....	109
図表 2-(2)-⑯ 調査対象 13 駅 10 市町村における「道の駅」の運営・管理に係る主な意見等.....	111
図表 2-(2)-カ-① 平成 30 年度重点「道の駅」企画提案募集要領 (平成 30 年 10 月 5 日)	116
図表 2-(2)-カ-② 重点「道の駅」の募集対象となる企画提案の内容等.....	122
図表 2-(2)-カ-③ 北海道内重点「道の駅」の企画提案内容.....	123
図表 2-(2)-カ-④ 北海道内重点「道の駅」候補の企画提案内容.....	130
図表 2-(2)-カ-⑤ 重点「道の駅」等に対する支援体制.....	136

3 調査対象とした「道の駅」における利用者の利便性向上及び安全性確保に資する取組の実施状況

(1) 調査対象とした「道の駅」の基本コンセプトへの適合状況

ア バリアフリー化の対応状況

図表 3-(1)-ア-① バリアフリー法の概要.....	143
図表 3-(1)-ア-② バリアフリー法における特別特定建築物等に関する規定	147
図表 3-(1)-ア-③ バリアフリー法のチェックリスト.....	149
図表 3-(1)-ア-④ 身体障害者補助犬の啓発.....	151
図表 3-(1)-ア-⑤ 身体障害者等用駐車スペースまでの誘導に係る課題	152
図表 3-(1)-ア-⑥ 身体障害者等用駐車スペース付近の安全性に係る課題	152
図表 3-(1)-ア-⑦ 点字ブロックの敷設に係る課題	153
図表 3-(1)-ア-⑧ 24 時間利用可能な身体障害者等用トイレ内における設備の設置位置に係る課題	154
図表 3-(1)-ア-⑨ 24 時間利用可能な身体障害者等用トイレにおけるオストメイト対応設備の表示に係る課題	155
図表 3-(1)-ア-⑩ 24 時間利用可能な身体障害者等用トイレのボタンに点字が表示されている例	155

図表 3-(1)-ア-⑪	身体障害者補助犬利用者に対する配慮が行われている例	156
図表 3-(1)-ア-⑫	24 時間利用可能トイレの案内図が多言語、点字及び浮き彫りで表示されている例	156
図表 3-(1)-ア-⑬	身体障害者等用駐車スペースにおける屋根の設置に係る課題	157
図表 3-(1)-ア-⑭	点字ブロックの敷設に係る課題	157
イ 情報発信機能の発揮状況		
図表 3-(1)-イ-①	道の駅システムの概要	165
図表 3-(1)-イ-②	道路画像を表示するモニターの例	166
図表 3-(1)-イ-③	道の駅 SPOT の概要	167
図表 3-(1)-イ-④	道の駅 SPOT ご利用ガイド（北海道開発局作成）	168
図表 3-(1)-イ-⑤	道の駅 SPOT の利用開始手続の外国語案内に係る課題	168
図表 3-(1)-イ-⑥	情報提供端末の設置状況	169
図表 3-(1)-イ-⑦	紙媒体で掲示されている道路情報の例	170
図表 3-(1)-イ-⑧	24 時間利用可能な施設等で地域の情報が提供されている例	171
図表 3-(1)-イ-⑨	外国人利用者に配慮した観光情報等が提供されている例	171
図表 3-(1)-イ-⑩	道路情報等を提供するホームページ情報をまとめた周知文書（北海道開発局作成）	172
図表 3-(1)-イ-⑪	利用者のニーズに即した情報が提供されているホームページの例	173
ウ 様々な人の使いやすさに配慮した取組の実施状況		
図表 3-(1)-ウ-①	利用者の利便性に配慮した案内が行われている例（敷地案内図等）	176
図表 3-(1)-ウ-②	駐車場の出入口で外国人による逆走の防止が図られている例	176
図表 3-(1)-ウ-③	利用者の利便性に配慮した案内が行われている例（駐車場所の案内板）	177
図表 3-(1)-ウ-④	利用者の利便性に配慮した案内が行われている例（駐車場までの距離表示）	177
図表 3-(1)-ウ-⑤	案内標識におけるピクトグラムの表示内容に係る課題	178
図表 3-(1)-ウ-⑥	「道の駅」への誘導に係る課題	179
図表 3-(1)-ウ-⑦	駐車場内における身体障害者等用駐車スペースへの誘導に係る課題	179
図表 3-(1)-ウ-⑧	敷地案内図の記載内容に係る課題	180
図表 3-(1)-ウ-⑨	免税店許可制度の概要	183
図表 3-(1)-ウ-⑩	外国人観光案内所認定制度の概要	184
図表 3-(1)-ウ-⑪	サービスエリアと道の駅における子育て応援の取組方針（平成 30 年 9 月 28 日）	185
図表 3-(1)-ウ-⑫	クレジットカード、電子マネー等のキャッシュレス決済サービスの導入例	186
図表 3-(1)-ウ-⑬	EV 用充電設備の種類	187
図表 3-(1)-ウ-⑭	屋根が付けられている EV 用充電設備の例	188
図表 3-(1)-ウ-⑮	24 時間利用可能トイレの乳幼児設備が充実している例	189
図表 3-(1)-ウ-⑯	24 時間利用可能トイレにおける乳幼児設備の設置位置が分かりやすく表示されている例	189
図表 3-(1)-ウ-⑰	授乳室やキッズスペースが設置されている例	190

(2) 調査対象とした「道の駅」における利用者の安全性に配慮した取組の実施状況

ア 災害に備えた対応状況

図表 3-(2)-ア-① 「道の駅」における災害対応マニュアルの例.....	196
図表 3-(2)-ア-② 利用者に対してハザードマップや指定避難所等であることが 周知されている例.....	203
図表 3-(2)-ア-③ 「道の駅」の防災拠点化に関する協定の例.....	204
図表 3-(2)-ア-④ 北海道開発局が防災拠点化した「道の駅」に整備する 防災用資機材の例.....	207
図表 3-(2)-ア-⑤ 写真を用いた防災用資機材の操作手順（北海道開発局作成） ..	208
図表 3-(2)-ア-⑥ 北海道胆振東部地震発生後の調査対象とした「道の駅」に おける対応状況の例.....	209

イ その他「道の駅」利用者の安全性に配慮した取組の実施状況

図表 3-(2)-イ-① AED の適正配置に関するガイドライン（平成 25 年 9 月 9 日一般 財団法人日本救急医療財団）<抜粋>.....	211
図表 3-(2)-イ-② AED の設置場所が分かりやすく表示されている例	212
図表 3-(2)-イ-③ 健康増進法の一部を改正する法律案概要.....	213
図表 3-(2)-イ-④ 受動喫煙の防止に係る課題.....	214

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、北海道における「道の駅」を巡る動向や状況等を踏まえ、「道の駅」に求められている各種機能の効果的な発揮を推進する観点から、「道の駅」の運営・管理の実態等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 調査対象機関

(1) 調査対象機関

北海道開発局

(2) 関連調査等対象機関

北海道、市町村、「道の駅」の設置者、関係団体

3 担当部局

評価監視部第一評価監視官

4 実施時期

平成30年10月～31年3月

第2 調査の結果

1 「道の駅」制度の概要及び現状

調査結果等	説明図表番号
(1) 「道の駅」制度の概要 ア 「道の駅」登録制度の概要 <p>「道の駅」は、道路利用者の安全で快適な道路交通環境を形成するとともに、地域の振興に寄与することを目的として、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設であり、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域住民のための情報発信機能のほか、「道の駅」をきっかけに活力ある地域づくりを行うための地域連携機能を併せ持つている。</p> <p>「道の駅」は、平成5年に国に対する登録制度が創設され、「道の駅」に求められる基本コンセプト（設置位置、施設構成、提供サービス及び配慮事項）、登録申請に係る手続等については、「「道の駅」の登録及び案内について」（平成5年2月23日付け建設省道企発第19号北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各地方建設局長・各都道府県知事・各政令指定市の長宛て道路局長通達、一部変更：平成30年11月19日付け国道評第13号）の「「道の駅」登録・案内要綱」（以下「登録・案内要綱」という。）及び「「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針について」（平成5年2月23日付け建設省道事発第2号北海道開発局・沖縄総合事務局・各地方建設局・各都道府県・政令指定都市・道路担当課長宛て建設省道路局企画課道路事業調整官通達、一部変更：平成30年11月19日付け国道評第13号。以下「登録・案内要綱の運用方針」という。）に定められている。</p> <p>登録・案内要綱に定められた登録申請に係る主な手続は、以下のとおりである。</p> <p>① 市町村又はそれに代わり得る公的な団体が、基本コンセプトに適合する施設である場合に、「道の駅」設置者となって登録申請を行うことができる。</p> <p>② 「道の駅」設置者は、登録申請書に、施設の位置図、配置図等の関係書類添えて、当該施設の近傍の一般国道又は都道府県道の道路管理者を経由し、国土交通省道路局長に対し提出する。</p> <p>③ 国土交通省道路局長が、申請に基づき登録する。</p>	図表1-(1)-① 図表1-(1)-②
イ 「道の駅」の整備方法 <p>「道の駅」を整備する場合の一般的な流れについては、国土交通省のホームページに主に以下のとおり掲載されている。</p> <p>① 「道の駅」を設置しようとする市町村等が、「道の駅」の全体構想計画を策定する。</p> <p>② 当該市町村等が、道路管理者と相談しながら、全体構想計画を踏まえ、事業計画の策定、設計等を行い、「道の駅」を整備するための事業を実施する。</p> <p>③ 上記アのとおり、基本コンセプトに適合する場合に、当該市町村等が「道の駅」設置者として、登録申請手続を行う。</p> <p>④ 国土交通省道路局による登録手続と並行し、「道の駅」設置者は、管理運営手法の検討及び決定を行い、国土交通省道路局の登録後に供用開始する。</p> <p>「道の駅」には、登録・案内要綱を踏まえ、休憩施設、駐車場、便所のほか、道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナー（以下「案内・サービス施設」という。）を整備することが求められている。「道の駅」設置者は、これらの施設を自主財源のほか、要件を満たす場合には国や都道府県の補助制度を活用し、整備することになる。</p> <p>また、「道の駅」の整備方法には、「道の駅」設置者が単独で「道の駅」に関する</p>	図表1-(1)-③ 図表1-(1)-②(再掲)

調査結果等	説明図表番号
<p>る全ての施設を整備する「単独型」と、「道の駅」設置者が整備する施設に加え、道路管理者が駐車場、便所など一部の施設を整備する「一体型」の2つの方法がある。</p>	
<p>(2) 近年の政府方針等における「道の駅」の位置付け等</p> <p>「道の駅」は、登録制度の創設当初には道路利用者における利便性の向上を主たる目的として整備されてきたが、近年、地域におけるにぎわいの場としても注目されている。</p>	図表1－(2)－①
<p>また、平成16年10月の新潟県中越地震や23年3月の東日本大震災、25年3月に北海道で発生した暴風雪災害等、災害が発生した場合における避難場所や復旧活動の拠点としても活用されている。</p>	
<p>こうした状況を受け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（平成26年12月27日閣議決定、30年12月21日改訂）、「国土強靭化政策大綱」（平成25年12月17日国土強靭化推進本部決定）等の政府方針では、「道の駅」における地域の農林水産物や特産品の販売や日本政府観光局（JNTO）認定観光案内所（以下「外国人観光案内所」という。）等の設置などインバウンド受入環境の整備を促進、「道の駅」の防災拠点化を推進するなどとされており、地方創生、観光、防災といった分野からもその活用が期待されている。</p>	図表1－(2)－② 図表1－(2)－③
<p>(3) 「道の駅」を活用した取組の実施状況</p> <p>国土交通省は、「道の駅」を活用した取組として、主に以下のとおり実施している。</p>	
<p>ア 地方創生や地域活性化の拠点となる「道の駅」の選定等</p> <p>国土交通省は、平成26年度から「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールとして位置付け、優れた取組を全国モデル「道の駅」（全国6駅）、重点「道の駅」（26年度全国35駅、うち北海道内3駅。27年度全国38駅、うち北海道内2駅。30年度全国15駅、うち北海道内2駅）、重点「道の駅」候補（26年度全国49駅、うち北海道内6駅。30年度全国14駅）として選定し、関係機関と連携し、重点的に応援する取組を実施している。</p>	図表1－(3)－①
<p>また、国土交通省は、平成28年度から、全国各地の「道の駅」の模範となつて質的向上に寄与する取組を行っている「道の駅」を、特定テーマ型モデル「道の駅」（28年度は住民サービス部門（全国6駅）、29年度は地域交通拠点部門（全国7駅、うち北海道内1駅））として認定している。（注）</p>	図表1－(3)－②
<p>（注）これらの「道の駅」の違いは、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全国モデル「道の駅」（地域活性化の拠点として、特に優れた機能を継続的に發揮していると認められるため、全国的なモデルとして成果を広く周知するとともに、さらなる機能を発揮するために重点支援を行うものであり、国土交通大臣が選定する。） ② 重点「道の駅」（地域活性化の拠点となる優れた企画があり、今後の重点支援で効果的な取組が期待できるため、その取組を広く周知するとともに、取組の実現に向けて、関係機関が連携し、重点支援を行うものであり、国土交通大臣が選定する。） ③ 重点「道の駅」候補（地域活性化の拠点となる企画の具体化に向け、地域での意欲的な取組が期待できるため、関係機関が連携し、企画検討等の支援を行うものであり、地方整備局長や北海道開発局長等が選定する。） ④ 特定テーマ型モデル「道の駅」（特定のテーマについて、「道の駅」の質的向上に資する全国の模範となる取組を行い、その成果が認められるものであり、国土交 	

調査結果等	説明図表番号
<p>（通大臣が認定する。）</p> <p>イ 「道の駅」を拠点とした自動運転サービスの社会実験</p> <p>国土交通省は、高齢化が進行する中山間地域では、日常生活における人流・物流の確保が喫緊の課題となっている中、「道の駅」の多くが中山間地域に設置され、物販をはじめ診療所や行政窓口など生活に必要なサービスが集積されつつある状況を踏まえ、平成 29 年度から、全国 13 の「道の駅」等（北海道内 1 駅）において、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を実施している。</p>	図表1－(3)－③
<p>ウ 「道の駅」における大学との連携・交流</p> <p>国土交通省は、「道の駅」に地域の観光資源や魅力が集まっている特性に着目し、将来の地域活性化の担い手となる人材を育成・確保するため、平成 27 年度から、「道の駅」を観光振興や地域振興を学ぶ学生の課外活動やインターンシップの場として活用する取組を推進している。</p> <p>その具体的な取組の実施に当たって、全国「道の駅」連絡会（注 1）が、大学（学生）と個々の「道の駅」との調整を図っている。</p> <p>平成 29 年 12 月現在、全国 67 大学（うち北海道内 8 大学）が全国「道の駅」連絡会と就労体験型学習を実施するための協定を締結しており、全国 189 駅（うち北海道内 10 駅）が学生の受入れを表明している。（注 2）</p>	図表1－(3)－④
<p>（注 1）全国のブロック別「道の駅」連絡会から構成される組織（東京都に事務局が所在）。</p> <p>「道の駅」に関する情報交換、「道の駅」相互の連携等により、「道の駅」の質の確保や向上を図り、各地域の地域振興及び利用者サービスの向上に寄与することを目的として平成 24 年 12 月に設立された。</p> <p>（注 2）協定を締結している北海道内の大学は、北海道大学、稚内北星学園大学、北星学園大学、旭川大学、北海商科大学、釧路公立大学、釧路短期大学及び北見工業大学の 8 大学。また、学生の受入れを表明している「道の駅」は、あさひかわ、みたら室蘭、もち米の里☆なよろ、ニセコビュープラザ、さるふつ公園、さらべつ、忠類、知床・らうす、ひがしかわ「道草館」及び厚岸グルメパークの 10 駅。</p>	

図表1-(1)-① 「道の駅」制度の概要

「道の駅」の目的と機能、設置者、登録数

「道の駅」の目的と機能

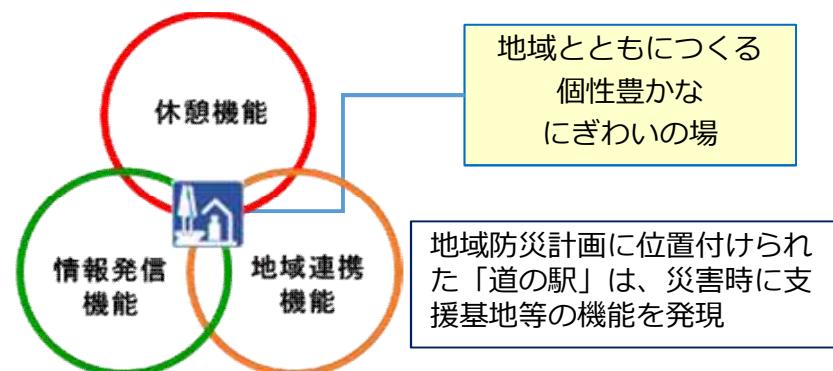
「道の駅」の目的

- ・道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供
- ・地域の振興に寄与

「道の駅」の3つの機能

- 休憩機能 ・・・ 24時間、無料で利用できる駐車場・トイレ
 情報発信機能 ・・・ 道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供
 地域連携機能 ・・・ 文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設

「道の駅」の基本コンセプト

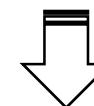


「道の駅」設置者

【地域振興施設等】

- ⇒他省庁と連携し支援
 ○様々なサービスを提供する施設

整備方法は2種類



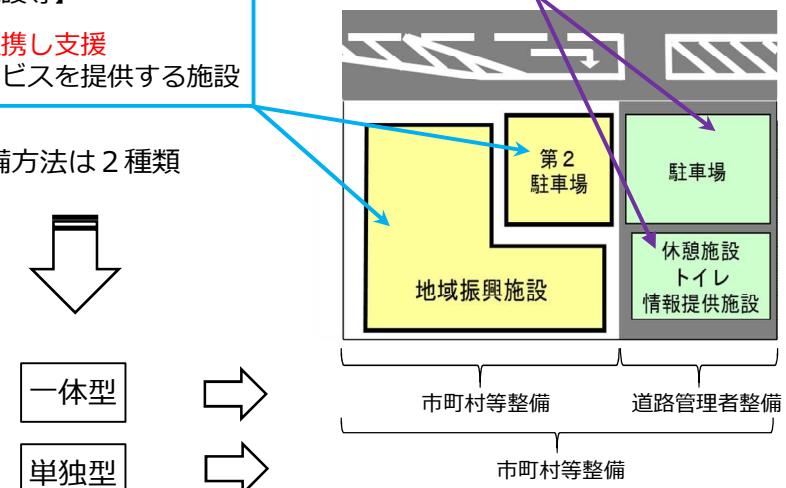
一体型



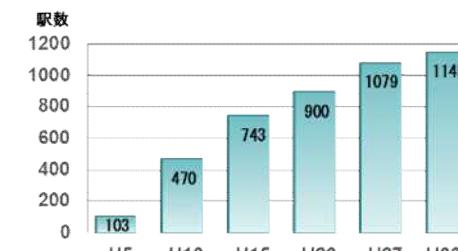
単独型

【道路施設等】

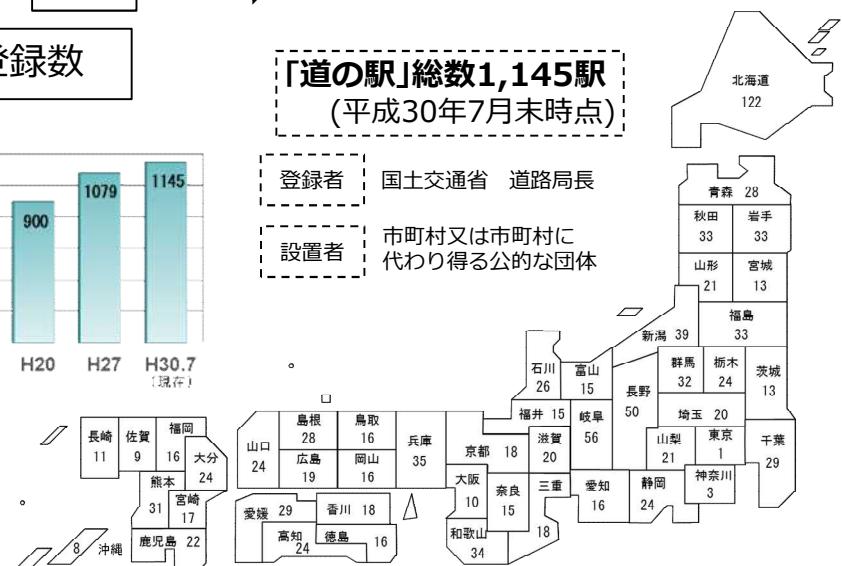
⇒社会資本整備総合交付金等により
 国土交通省が支援



「道の駅」登録数



「道の駅」総数1,145駅
 (平成30年7月末時点)



(注) 国土交通省の資料による。

図表 1 -(1)-② 「道の駅」登録・案内に関する規程

○ 「道の駅」の登録及び案内について（平成 5 年 2 月 23 日付け建設省道企発第 19 号北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各地方建設局長・各都道府県知事・各政令指定市の長宛て道路局長通達、一部変更：平成 30 年 11 月 19 日付け国道評第 13 号）の「道の駅」登録・案内要綱 ＜抜粋＞
(目的)
1. この要綱は、一定水準以上のサービスを提供できる休憩施設を「道の駅」として登録し広く案内することにより、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成、並びに地域の振興に寄与することを目的とする。
(「道の駅」の基本コンセプト)
2. 本要綱において、「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、基本として次に掲げるサービス等を備える施設をいう。
＜設置位置＞
イ. 休憩施設としての利用しやすさや、「道の駅」相互の機能分担の観点から、適切な位置にあること
＜施設構成＞
ロ. 休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔な便所を備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られていること
ハ. 利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナーがあるもの（以下「案内・サービス施設」という。）が備わっていること
三. 子育て応援施設として、乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なスペース（以下「ベビーコーナー」という。）が備わっていること
＜提供サービス＞
ホ. 駐車場・便所・ベビーコーナー・電話は24時間利用可能であること
ヘ. 案内・サービス施設には、原則として案内員を配置し、親切な情報提供がなされること
＜設置者＞
ト. 案内・サービス施設の設置者は市町村又は市町村に代わり得る公的な団体（以下「市町村等」という。）であること
なお、案内・サービス施設の管理または運営を市町村等以外のものが行う場合は、契約等により「道の駅」として必要なサービスが確保されるよう措置されていること
＜配慮事項＞
チ. 女性・年少者・高齢者・身障者・妊婦や乳幼児連れなど様々な人の使いやすさに配慮されていること
リ. 施設計画は景観に十分配慮し、特に景勝地にあっては、地域の優れた景観を損なうことのないよう計画されていること
(登録の申請)

3. 前条の「道の駅」の基本コンセプトに適合する施設の案内・サービス施設の設置者（以下「申請者」という。）は、当該施設「道の駅」として登録申請することができる。この場合、申請者は登録申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、当該施設の近傍の一般国道又は都道府県道の道路管理者を経由し、これを道路局長に提出するものとする。
- イ. 申請に係わる施設の位置図及び配置図
- ロ. 申請者が市町村でない場合にあっては、市町村に代わり得る公的な団体であることを証する資料
- ハ. 施設の存する都道府県の関係する道路管理者が当該施設を「道の駅」として案内するにふさわしいものであるとして推薦することを証する資料
　　ただし、当該施設の一部が道路管理者が休憩施設として設ける駐車場である場合にあっては、道路管理者との協力体制が整っていることを証する資料
- ニ. 事業計画等供用開始の予定を明らかにする資料
　　ただし、既に供用中の場合にあっては、その旨を示す資料
- (登録証の交付等)
4. 道路局長は、申請にもとづき、登録簿に登録し、申請者に登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。
- (供用開始の届け出)
5. 「道の駅」の登録を受けた者（以下「「道の駅」登録者」という。）は、施設を供用する1か月以上前に道路局長に届け出るものとする。
- (登録内容の変更の届け出)
6. 「道の駅」登録者は、登録申請の内容に変更（軽微な変更は除く）があったときは、遅滞なく道路局長に届け出なければならない。
- (「道の駅」の案内)
7. (1) 「道の駅」の設置者は、別図に示す標章を用いて施設の案内を行うとともに、登録証を施設内に見やすいように掲示するものとする。
- (2) 道路局長は、「道の駅」の登録及び供用の状況等に関し、道路利用者への広報に努めるとともに、関係道路管理者に通知し、別図に示す標章を用いた「道の駅」の案内用に協力を求めるものとする。
- (遵守義務)
8. 「道の駅」設置者は、次の事項を遵守し、利用者への良好なサービスの確保に努めなければならない。
- イ. 施設全体、特に便所について常に安全で快適な利用が可能となるよう適切な維持管理を行うこと
- ロ. 道路管理者の行う道路に関する情報の収集・提供に協力すること
- ハ. 案内員に対する研修等を行い、提供する情報の質の向上につとめること
- ニ. 全体の機能と魅力を高めるため、相互に連携し、協力すること



(登録の取り消し)

9. 道路局長は、登録された「道の駅」が内容の変更により 2 の各号に該当しないと認められるに至った場合、または「道の駅」登録者が 8 の義務と遵守せず、「道の駅」として案内することが適切でないと認められるに至った場合は、当該施設の登録を取り消すことができる。

(「道の駅」登録後の要綱変更の扱い)

10. 登録された「道の駅」が登録後の要綱の変更により、2 の各号に該当しないと認められるに至った場合は、リニューアル等の機会をとらえて要綱への適合をはかるものとする。

別記第1号様式

登録申請書
供用届
登録事項等変更届

年月日

() 理由

道路局長 殿

氏名 (法人にあつてはその)
(各称及び代表者の氏名) 印

下記のとおり「道の駅」登録・案内要綱に基づき関係資料を添えて供用の届出を
変更の届出を
します。

登録番号	登録第号	登録年月日	年月日
「道の駅」の名称			
「道の駅」の所在地			
接する道路の 路線名		道路管理者	
施設と サービスの概要			
「道の駅」の 電話番号		駅長氏名	
駐車台数	(台)	トイレ器数	(器)
供用年月日	年月日	予定	

注1)※印の箇所は、登録申請書の場合には記入しないこと

2)駐車台数、トイレ器数の上段()書きは、道路管理者が整備したものの
数(内数)である

別記第2号様式



- 「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針について（平成 5 年 2 月 23 日付け建設省道事発第 2 号北海道開発局・沖縄総合事務局・各地方建設局・各都道府県・政令指定都市・道路担当課長宛て道路局企画課道路事業調整官通達、一部変更：平成 30 年 11 月 19 日付け国道評第 13 号道路局企画課評価室長通達）<抜粋>

<施設構成>

1. 十分な容量の駐車場とは、交通量・立地条件・施設内容等に応じて利用需要に対応できると認められるもので、駐車台数概ね 20 台（大型車用は 2 台分に換算）以上のものとする。
2. 駐車場に障害者、妊婦向け屋根付き優先駐車スペースを確保するものとする。
3. 十分な容量をもつ清潔な便所とは、水洗式便所で駐車場の規模に応じて利用需要に対応できると認められるもので、便器数が概ね 10 器以上のものとする。なお、水洗式便所については、原則として全て洋式便座とする。また、温水洗浄便座とすることを推奨する。
4. 駐車場と便所間を結ぶ主要な歩行経路（以下「歩行経路」という）のバリアフリー化については、登録済みの「道の駅」においても早急にバリアフリー化を図ること。また、歩行経路以外についても、バリアフリー化に極力努めること。
5. 案内・サービス施設は駐車場から徒歩で 2~3 分以内に位置しており、一体的に利用可能であること。
6. 登録済みの「道の駅」においても、ベビーコーナーの設置、妊婦向け屋根付き優先駐車スペースの確保、子供用トイレやキッズスペースなどの子育て応援に関する更なる機能改善について、ニーズの高い箇所から優先的に実施するものとする。

<提供サービス>

7. 利用者数の著しく少ない施設で、案内・サービス施設に案内員を配置することが困難な場合は、電話等により道路及び地域に関する問い合わせに応じられる体制が整っていること。
8. 情報提供にあたっては、利用者に情報を提供するのに必要な空間を適切な場所に確保し、以下に掲げる情報を含めて積極的に行うこと。
 - (1) 道路情報及び近隣の「道の駅」情報
 - (2) 近隣地域まで含めた観光情報
 - (3) 緊急医療情報
 - (4) その他利用者の利便に供する情報

9. 関係者の協力のもと、おむつのばら売りを実施すること。登録済みの「道の駅」においても、ニーズの高い箇所から優先的に実施するものとする。

<設置者>

10. 市町村に代わり得る公的な団体とは以下の各号のいずれかに該当するものとする。
 - イ. 都道府県
 - ロ. 地方公共団体が三分の一以上を出資する法人
 - ハ. 地域を代表して「道の駅」を設置するにふさわしいとして市町村が推薦する公益法人

なお、申請者が都道府県である場合にあっては、登録要綱 3. ロの資料は提出を要しない。

<「道の駅」の案内>

11. 「道の駅」の標章を用いて案内板を設置する際は、当該「道の駅」の機能について別添の図記号を用いて併せて表示すること。

また、機能表示がない設置済みの案内板についても、案内板の更新等の際に機能表示を行うこと。

案内板、ホームページ、携帯電話等に使用するピクトグラム記号

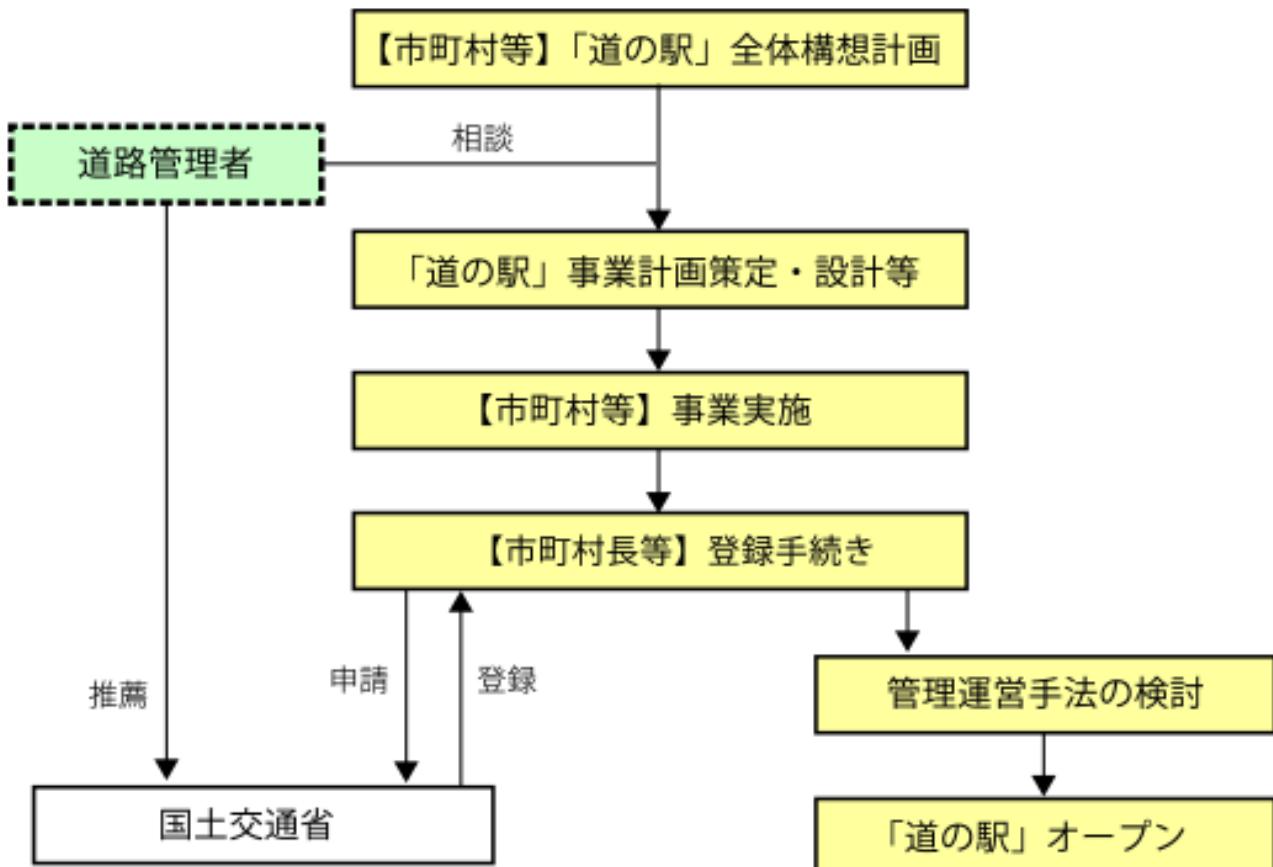
「道の駅」該当施設	ピクトグラム記号名	ピクトグラム記号	表示の考え方
1 駐車場	駐車場	P	「道の駅」登録案内要綱に基づく駐車場が設置されていること
2 お手洗い	お手洗い	WC	「道の駅」登録案内要綱に基づくトイレが設置されていること
3 身障者トイレ、身障者駐車マス、スロープ	身障者用設備	♿	身障者用のトイレ、駐車マス、スロープ等が設置されていること
4 電話	電話	📞	「道の駅」登録案内要綱に基づく電話が設置されていること
5 特産物販売所等	店舗、売店	🏪	随时、特産物等を販売するための店舗、売店の施設があること
6 レストラン	レストラン	🍽	レストランがあり、食事が可能のこと
7 喫茶、軽食	喫茶、軽食	☕	レストランはないが、喫茶、軽食が可能であること
8 無料休憩所	休憩所	🚻	無料の休憩所（施設）があること
9 情報コーナー、観光案内所等	道路情報 観光情報 医療情報 その他情報	ℹ	情報コーナーや観光案内所が設置されていて、情報案内人や情報端末等により道路情報、医療情報、観光情報、その他情報の情報提供が可能であること
10 公園、子供広場	公園	🌳	公園や子供広場があること
11 ベビーコーナー	ベビーコーナー	👶	24時間利用可能な授乳室とおむつ交換台があること
12 展望台	展望地	⬆️	展望台設備があること
13 博物館、美術館等	博物館、美術館	🏛️	博物館や美術館等の歴史文化施設があること
14 温泉	温泉	♨️	温泉施設があること
15 運動場	スポーツ活動	⚽️	運動場等運動施設があり各種のスポーツ活動が可能であること
16 宿泊施設	宿泊施設	🛏️	宿泊施設があること
17 キャンプ場、オートキャンプ場	キャンプ場	🏕️	キャンプ場、オートキャンプ場があること
18 ガソリンスタンド	ガソリンスタンド	⛽️	ガソリンスタンドがあること
19 シャワー	シャワー	🚿	シャワー施設があること
20 ファックス	ファックス	📠	FAXの利用が可能であること
21 ポスト	郵便	✉️	ポストがあること
22 体験工房、体験農園、特産物加工工場、劇場舞台	体験施設	🎭	体験工房、体験農園、特産物加工所、劇場舞台等の体験施設があり体験が可能であること。
23 マリーナ	マリーナ	⛵️	ヨット・モーターボートなどの小型船舶が碇泊する港があること

使用上の注意

・記号によって誘導方向や設置環境に応じて左右を反転させることや図と地の色の関係を反転して使用することも可能である。

(注) 下線は、一部変更（平成 30 年 11 月 19 日）により追加された箇所を示す。

図表1-(1)-③ 「道の駅」の整備フロー



※道路管理者の簡易パーキングの計画がある場合、

道路管理者が整備する簡易パーキングと一体的に整備する場合がある。(一体型)

(注) 国土交通省のホームページによる。

(参考)「道の駅」の取組の経緯

第1ステージ：平成5年～

通過する道路利用者へのサービス提供の場

- (1) 24時間利用できるトイレのある駐車場
- (2) 地域の産業支援



第2ステージ：平成25年～

地域の拠点機能の強化とネットワーク化を重視し、
「道の駅」自体が目的地

- (1) 役場、病院、福祉等の公共サービス機能の集積
- (2) 防災インフラとしての機能強化(避難場所、復旧拠点)
- (3) 訪日外国人観光客への案内や情報発信

図表 1-(2)-② 政府方針等における「道の駅」の位置付け

区分	政府方針等における内容
成長戦略	<p>「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 ○ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備 道の駅のインバウンド対応の促進
地方創生	<p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018 改訂版）」（平成 30 年 12 月 21 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光業を強化する地域における連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり <ul style="list-style-type: none"> 「道の駅」（中略）などの既存施設を活用した地域の農林水産物や特産品の販売促進 ○ 小さな拠点の形成（集落生活圏の維持） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における仕事・収入の確保 <ul style="list-style-type: none"> 「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業 ○ アクションプラン（個別施策工程表） <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光業を強化する地域における連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり <ul style="list-style-type: none"> 「道の駅」（中略）などの既存施設を活用し、地域の農林水産物や特産品の販売を促進 ・ 観光消費拡大等のための受入環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 「道の駅」等における JNTO 認定観光案内所等の設置など、インバウンド受入環境の整備を促進 ○ 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持） <ul style="list-style-type: none"> 「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業を推進 「道の駅」等を核とした地方創生に資する「小さな拠点」の形成を目指した取組を支援 <p>「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成 <ul style="list-style-type: none"> 取組に当たっては、道の駅の活用
観光	<p>「観光立国推進基本計画」（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内の地域交通に係る施設の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通の活性化・再生 <ul style="list-style-type: none"> 「道の駅」等の駐車場にカーシェアリング車両を配備し、バス等の公共交通機関との連携を強化することで、旅行者の観光圏の拡大による観光振興等地域活性化を図る。 ・ 地域内の道路の整備等 <ul style="list-style-type: none"> 一般道路において「休憩機能」「情報発信機能」「地域の連携機能」の 3 つを併せ持つとともに、それ自体が観光資源にもなる「道の駅」の整備・活用を進め、免税店や外国人観光案内所の設置等のインバウンド対応の促進や Wi-Fi 等の整備・活用を推進

区分	政府方針等における内容
	<p>「観光ビジョン実現プログラム 2018」（平成 30 年 6 月観光立国推進閣僚会議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光教育の充実 <p>＜関連施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> 地域の観光資源が集まる「道の駅」において、観光や地域振興を学ぶ学生の課外活動やインターンシップの場として活用する大学連携の取組を拡大【継続】 ○ 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現 <p>＜関連施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光案内拠点の充実 <ul style="list-style-type: none"> 「道の駅」について、免税店や外国人観光案内所の設置等のインバウンド対応を促進し、地域の情報発信の拠点とする取組を進める。【継続】 ・ 「道の駅」の通信環境等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ドライブ観光の促進のため、「道の駅」の電気自動車（EV）の充電施設及び Wi-Fi の整備を促進【継続】 ○ 「地方創生回廊」の完備 <p>＜関連施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「道の駅」を核とした地域振興 <ul style="list-style-type: none"> 重点「道の駅」において、地産地消の促進、小さな拠点の形成等の取組を関係機関が連携して重点的に支援するため、複数の関係機関の制度の活用等について、協議会等を通じ、ワンストップで相談対応等を行う。【継続】 「道の駅」等を核として、周辺の農林漁業者等と連携し、農林水産物や地域の特色を生かして開発された 6 次産業化商品の販売を促進【継続】 「道の駅」が旅行業者となり着地型旅行商品の販売を行うことにより、地域の総合観光窓口としての機能強化を図る。【継続】 ・ 「道の駅」等を拠点とする自動運転実証実験について内容を拡充し、ビジネスモデルの構築のための長期間の実験を中心に実施【改善・強化】 <ul style="list-style-type: none"> 「道の駅」について、免税店や外国人観光案内所の設置等のインバウンド対応を促進し、地域の情報発信の拠点とする取組を進める。【継続】（再掲） ドライブ観光の促進のため、「道の駅」の電気自動車（EV）の充電施設及び Wi-Fi の整備を促進【継続】（再掲） ・ 「道の駅」におけるインバウンド対応に向けた調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者の FIT（個人旅行）化が進み、地方を訪れる訪日外国人旅行者が増加する中で、レンタカーで地方を自由に旅行する個人訪日外国人旅行者への対応が急務となっていることを踏まえ、「道の駅」を、個人訪日外国人旅行者のニーズに適切に対応しつつ地域内の観光地等への誘客を促進する「地域のゲートウェイ」とするべく、現状訪日外国人旅行者の利用が見込まれる「道の駅」を対象に、インバウンド対応についての調査を実施することで、現状を把握し、今後の対策を検討【新規】
国土強靭化、社会資本整備、防災	<p>「国土形成計画（全国計画）」（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個性ある地方の創生 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落地域における「小さな拠点」の形成・活用 <ul style="list-style-type: none"> こうした「小さな拠点」は、住民が日常生活を送る上での「守りの砦」となるのみならず、道の駅との連携や宿泊施設の併設等により地域外の住民との対流拠点となり、例えば、ICT を活用した 6 次産業の展開等イノベーション拠点としての機能を担い雇用を生み出すなど、いわば「攻めの砦」としての役割も

区分	政府方針等における内容	区分	政府方針等における内容
	<p>期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対流の促進とコンパクト+ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落地域における小さな拠点の形成 <p>小さな拠点は、生活サービスを維持する守りの機能だけでなく、道の駅や農産物の加工施設を活用して地域外から所得を獲得することや、地域内外の住民の交流拠点の役割を果たすなど、攻めの機能も有する。</p> ○ 先手を打っての「攻め」の受入環境整備 <p>高速バスについて、利用情報等の提供の充実やサービス向上の取組を推進するとともに、「道の駅」との連携促進等により、高速バスネットワークの拡充を図る。</p> ○ インフラの多機能化 <p>道路利用者のための休憩機能、情報発信機能及び地域の連携機能を併せ持つ道の駅について、産業、教育、福祉等の様々な分野において更なる機能発揮のための取組を進める。「道の駅」相互、地方公共団体、駅長等の関係者間の機能強化や、「道の駅」の質を高める取組、関係府省と連携した既存の「道の駅」への再投資、個性ある取組への重点的な支援等を進める。</p> ○ 交通・物流に関する施策 <p>道の駅の防災拠点化（中略）を推進</p> <p>「国土強靭化政策大綱」（平成 25 年 12 月 17 日国土強靭化推進本部決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通・物流 <p>大規模災害発生時に道路機能を発揮するため、（中略）道の駅の防災拠点化（中略）を推進</p> <p>「国土強靭化アクションプラン 2018」（平成 30 年 6 月 5 日国土強靭化推進本部決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通・物流 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通ネットワークの強靭化の推進 <p>地域防災計画等に基づき、地方公共団体と役割分担を図りながら、道の駅の防災設備（略）の整備（中略）を推進【国土交通省】</p> <p>「社会資本整備重点計画 第 4 次（平成 27 年度～32 年度）」（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機能性・生産性を高める戦略的インフラマネジメントの重点化方針 <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存施設の有効活用（賢く使う取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の多機能化 <p>「道の駅」における地域の拠点機能の強化等を推進</p> ○ 社会資本の目的・役割に応じた選択と集中の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の観光振興を支える基盤の強化 <p>地方創生の核となる「道の駅」の機能強化等の取組を推進</p> ○ 人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を形成する <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域生活サービスの維持・向上を図るコンパクトシティの形成等 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンパクトな集積拠点の形成等 <p>中山間地域等においては、地域住民の合意形成を図りつつ、住民の生活に必要な生活サービス機能や地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークでつなないだ「小さな拠点」を形成し、「道の駅」等も活用しながら持続可能な地域づくりを推進</p> ・ 重点施策：コンパクトな集積拠点の形成等 <p>「道の駅」（中略）の活用による拠点の形成</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方圏の産業・観光投資を誘発する都市・地域づくりの推進 <p>地方創生の核となる「道の駅」の機能強化（中略）を推進</p> ・ 重点施策：地方圏の観光を支える基盤整備 <p>重点「道の駅」制度の活用（地域活性化の切り札として「道の駅」を活かすため、全国のモデルとなる先駆的な取組を重点「道の駅」として選定し、国民に広く周知を図り、計画段階から重点的に支援）</p> <p>「防災基本計画」（平成 30 年 6 月中央防災会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救命、医療及び消防活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 <p>道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</p> <p>その他</p> <p>「総合物流施策大綱（2017 年度～2020 年度）」（平成 29 年 7 月 28 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における人口減少、高齢化に対応する <p>これらの課題に対応し、持続可能な物流を提供していくために、貨客混載も含めた共同輸配送の取組を進めるとともに、自動運転サービスも含め、道の駅等の小さな拠点を核とした新たな輸送システムの構築等を進めていく。</p> <p>「総合物流施策推進プログラム」（平成 30 年 1 月総合物流施策推進会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における人口減少、高齢化に対応する <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービス【新規】 <p>高齢化が進行する中山間地域において、人流・物流を確保するため、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスを路車連携で社会実験・実装を推進【国土交通省】</p> <p>「道路・交通イノベーション」（平成 29 年 8 月 22 日社会資本整備審議会道路分科会建議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目指す社会と道路政策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生の実現・地域経済の再生 <p>全国 1,117 箇所の約 8 割が中山間地域に設置されている道の駅には、特産品の物販、診療所、行政窓口など生活に必要なサービスの集積や、路線バスなどの交通拠点機能の確保が進みつつあり、地方創生の主要拠点として、より一層活用することが必要</p> ○ 新たな道路政策の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路・交通とイノベーション～道から社会を変革する～ <p>例えば、自動運転については、高速道路だけでなく、中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を皮切りに、求める走行環境と利用ニーズを踏まえて、早期の社会実装を目指すべきであり、更に、地域でシェアリングし、新たな公共交通システムとする考え方についても検討すべき</p> ・ 道路の更なるオープン化～多様な連携・協働を追求する～ <p>都市部では人を中心据えながら、低速モビリティや自動運転等の交通拠点機能や防災機能等を併せ持つ空間や、歩く人のための小規模な施設など、新たな都市型の道の駅とも言うべき空間の創出についても、官民の役割分担を明確にしながら検討すべき</p> ○ 道路施策の具体的提案 <ul style="list-style-type: none"> ○ 戰略的な人と物の流れの確保

区分	政府方針等における内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラストマイルの人と物の流れの確保 中山間地域における道の駅等を拠点とする自動運転サービスの実現に向け、全国での社会実験を展開するとともに、地域特性を踏まえながら、持続可能なビジネスモデルを検討し、2020年までの社会実装を図るべき 地方部における再配達削減や災害時の住所不定者への配送の手段として、道の駅等の地域の拠点への宅配ロッカーの設置を促進する必要 ○ モーダルコネクト（交通モード間連携）の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ バスタプロジェクトの推進 道の駅（SA・PA併設型など）（中略）の多様な交通との乗り継ぎを含めた有効活用（中略）を推進すべき ○ 地域における産学民官の新たな連携へ <ul style="list-style-type: none"> ・ 道の駅や高速道路の休憩施設等の活用促進 道の駅等について、トイレ等の質的向上や駐車場容量の運用改善、的確な情報提供など、基礎機能を充実するとともに、地域と連携し、都市部や地方部の特性を踏まえつつ、交通拠点機能や災害時支援体制の強化、行政窓口や診療所等の集約、外国人旅行者対応など、地域拠点機能を強化すべき 地域間の連携等を推進するため、高速道路と道の駅、道の駅相互の連携強化、高速道路の休憩施設の地域開放等を推進するとともに、日本風景街道等の施策の活用を推進すべき ○ 「観光先進国」の実現に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で快適な観光地の形成 道の駅（中略）を、周辺観光地の案内や地域産品を活かした商品開発・販売の拠点とともに、橋やトンネル、道からの景色等の新たな観光資源を回遊する拠点として活用することが重要
	<p>国土交通省重点政策 2016（平成 28 年 8 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の活性化等を通じた持続可能な社会経済の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンパクト・プラス・ネットワークの推進 人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、集落の維持・活性化のため、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進するとともに、フォーラムや交流会の開催等により、地域における取組を深化させる。「道の駅」を拠点とした取組を推進

(注) 各種政府方針等に基づき、当局が作成した。

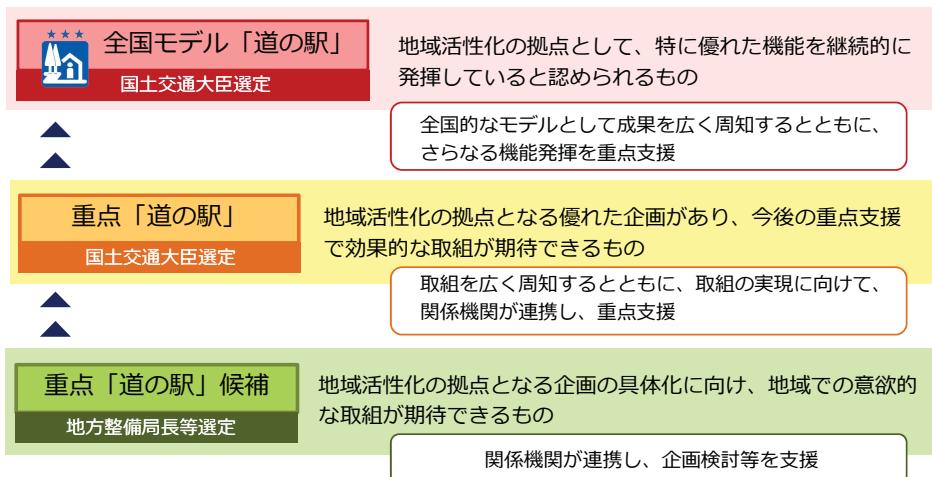
図表 1-(2)-③ 北海道内「道の駅」に関する方針等

<p>「北海道総合開発計画」（平成 28 年 3 月 29 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人が輝く地域社会の形成 ○ 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方部の市街地 生産空間を含む地方部を支える都市機能・生活機能の維持・確保を図るため、日常的な生活サービス機能を（中略）「道の駅」などに集約し機能の維持を図る地域の拠点づくり（中略）を促進 ○ 世界に目を向けた産業の振興 ○ 農林水産業・食関連産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を活用した農山漁村の活性化 「道の駅」を活用した都市・農村交流の拡大を図る。 ○ 世界水準の観光地の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人旅行者の受入環境整備 「道の駅」の観光情報提供等の拠点としての活用を推進するとともに、地域の様々な主体が連携した受入環境の改善を推進 ○ 強靭で持続可能な国土の形成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 強靭な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 激甚化・多様化する災害への対応 「道の駅」等の既存施設を避難拠点として活用するための取組（中略）を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表の「道の駅」10箇所の整備支援 ※ 簡易トイレ、災害電話などの各種資機材の整備を支援 ※ 防災拠点「道の駅」における災害・道路情報などの提供を検討
<p>「北海道開発局事業概要（平成 30 年度事業別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「生産空間」の生活を支える「道の駅」の活用・充実 制度発足から 26 年、「道の駅」は全国各地に広がっています（道内 121 駅：第 48 回登録時）。当初は通過する道路利用者へのサービスが中心でしたが、現在は観光、産業、福祉、防災等、地域資源の活用や地域の課題解決を図るために拠点、目的地にもなってきています。 北海道の地方部に広域に分散している「生産空間」の維持・発展のため、地域公共交通の交通結節点や、日常生活に必要なサービスを提供する場として活用する等、人流・物流の交通ネットワークと日常生活機能を保持する取組を実施してまいります。 	<p>（注）各種計画等に基づき、当局が作成した。</p>
<p>「北海道ブロックにおける社会资本整備重点計画」（平成 28 年 3 月 29 日国土交通省・農林水産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 定住・交流環境の維持増進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点施策 地方部の市街地では、日常的な生活サービス機能を市街地中心部や「道の駅」などに集約し都市機能・生活機能の維持を図る地域の拠点づくりを促進 ○ 世界水準の観光地の形成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 國際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要取組 魅力ある観光地域づくり（重点「道の駅」等の支援を通じた地域振興、観光情報提供及び多言語化表示の推進） ○ 強靭な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 頻発する自然災害に備える防災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要取組 防災拠点の整備（道の駅の防災拠点化） 	
<p>「地震津波対策アクションプラン」（平成 18 年 12 月北海道開発局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防対策：避難対策の充実 ○ 発生後の対策：孤立地区対策等の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「道の駅」の防災拠点化 津波発生時の人的被害の軽減を図るため、道路利用者や沿岸住民が避難場所として利用できるよう、沿岸部に設置されている「道の駅」の防災拠点化を推進 【緊急的に取り組む対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各開発建設部での代表の「道の駅」を中心として災害時における防災拠点化を協議 ・ 「道の駅」を中心とした冬期使用も念頭において防災関連資機材の備蓄検討 【今後概ね 5 年後の状況】 	

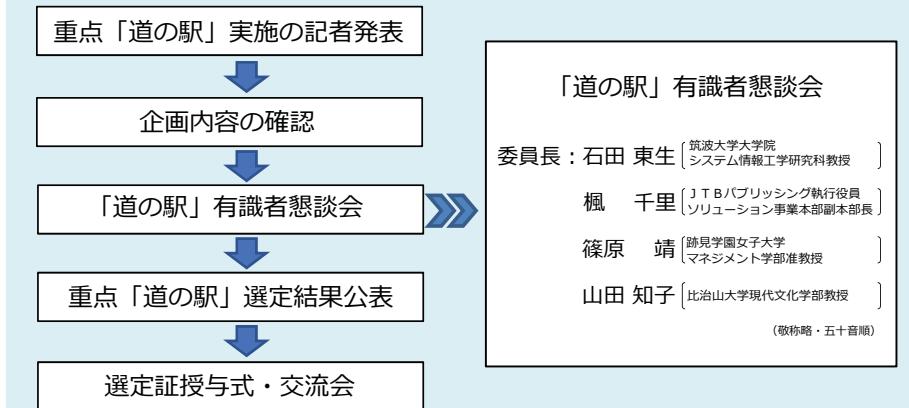
図表1-(3)-① 重点「道の駅」制度の概要



《重点「道の駅」に想定される機能》



(選定の流れ)



(注) 北海道開発局の資料による。

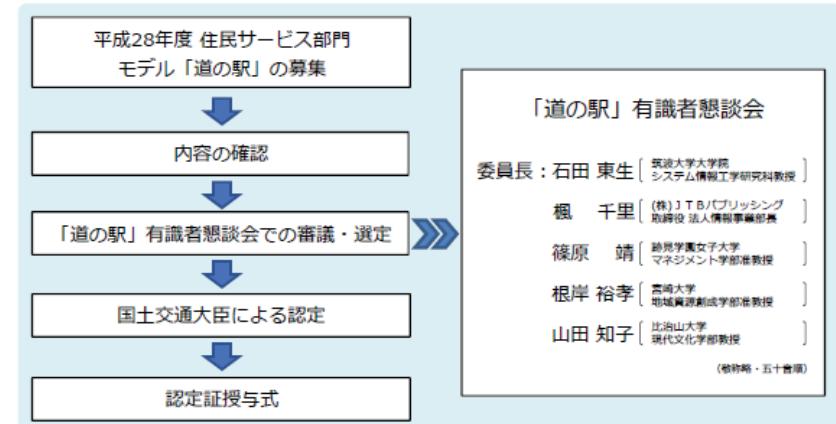
図表1-(3)-② 特定テーマ型モデル「道の駅」の概要

特定テーマ型モデル「道の駅」の概要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方創生を具体的に実現していくための極めて有力な手段として、「道の駅」の重要性が高まっている。 ○ 全国各地の「道の駅」の模範となって広く周知することで、質的向上に寄与 ○ 「道の駅」が有する個々の「機能」が異なる点を踏まえ、模範性を高めるために、テーマ（部門）を設定 ○ 平成28年度は、テーマ（部門）として“住民サービス”を設定



平成28年度 住民サービス部門 モデル「道の駅」
国土交通大臣認定
中山間地域及び漁村地域等において、高齢化社会に対応した地域福祉向上のための取組、地域課題に対応した住民生活支援のための取組、小さな拠点形成を目指した取組など、公共の福祉を増進することを目的とした地域住民へのサービス向上に資する取組を、現在実施し成果をあげているもの

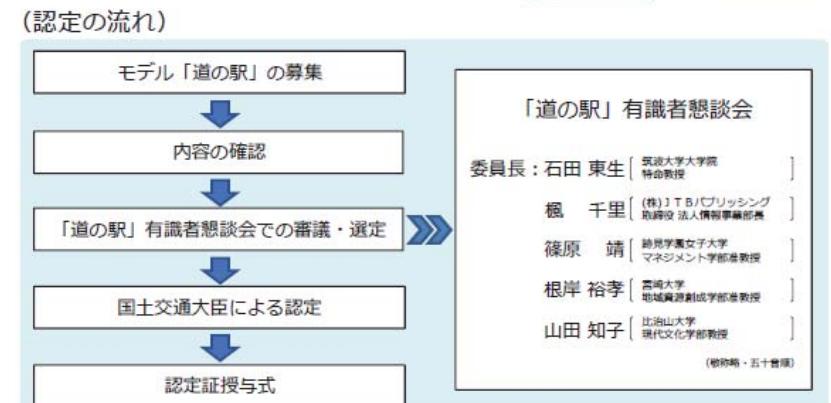
(認定の流れ)



特定テーマ型モデル「道の駅」の概要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方創生を具体的に実現していくための極めて有力な手段として、「道の駅」の重要性が高まっている。 ○ 全国各地の「道の駅」の模範となって広く周知することで、質的向上に寄与 ○ 「道の駅」が有する個々の「機能」が異なる点を踏まえ、模範性を高めるために、テーマ（部門）を設定 ○ 平成29年度は、テーマ（部門）として“地域交通拠点”を設定

平成29年度 モデル「道の駅」（地域交通拠点部門）
国土交通大臣認定

中山間地域及びその周辺地域において、「道の駅」が公共交通モード間の接続拠点となっており、接続機能向上の取組により、現時点で地域住民の生活の足の確保に資する成果をあげているもの



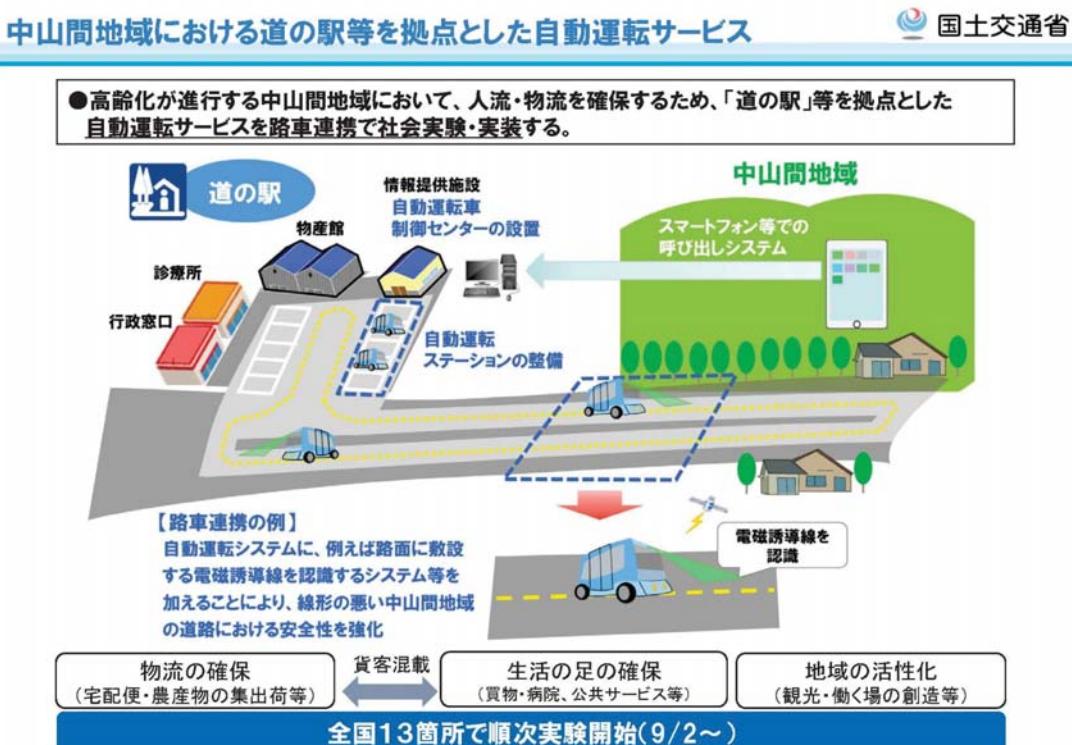
北海道足寄町 道の駅「あしょろ銀河ホール21」

平成16年度開駅

- バス車両のロータリーと一般車両の駐車場が完全に分離した配置となっており、公共交通優先の空間設計。
- 旧駅舎を活用して、バス停隣接の待合所を設置。路線バスの運行時間に合わせて、待合所の営業時間を延長。



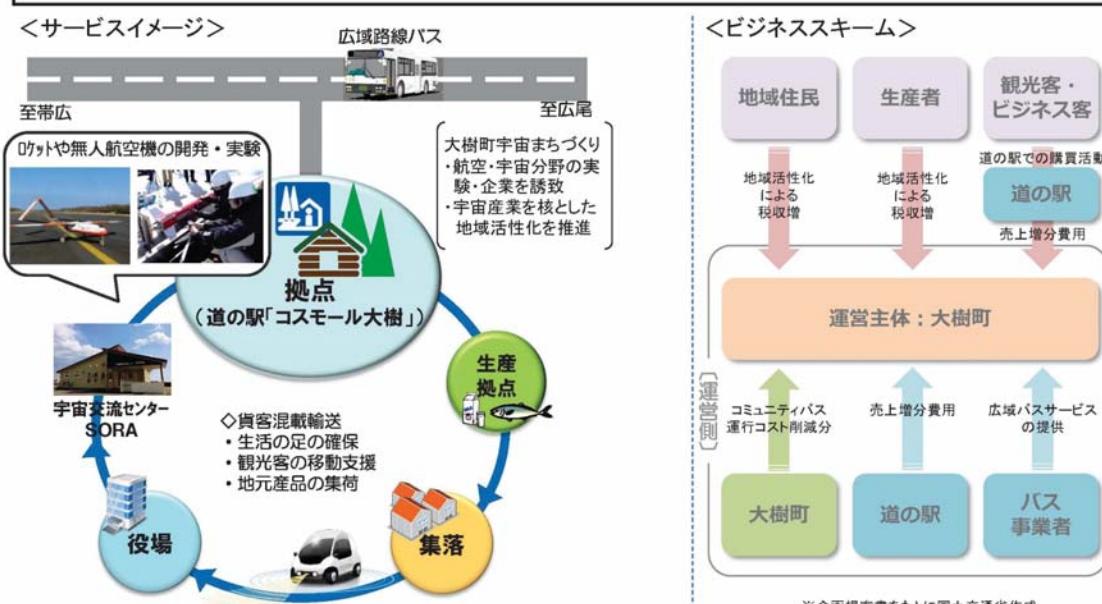
図表 1-(3)-③ 中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの社会実験の概要



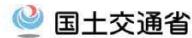
北海道大樹町:道の駅「コスモール大樹」

国土交通省

- 路線バス等の広域交通と連携しながら、地域内の生活の足や物流を確保
- 宇宙のまちづくりとして取り組んできた、多くの先進技術の実証実験等のノウハウを活用



道の駅「コスモール大樹」自動運転実証実験ルート (走行延長約7.6km)



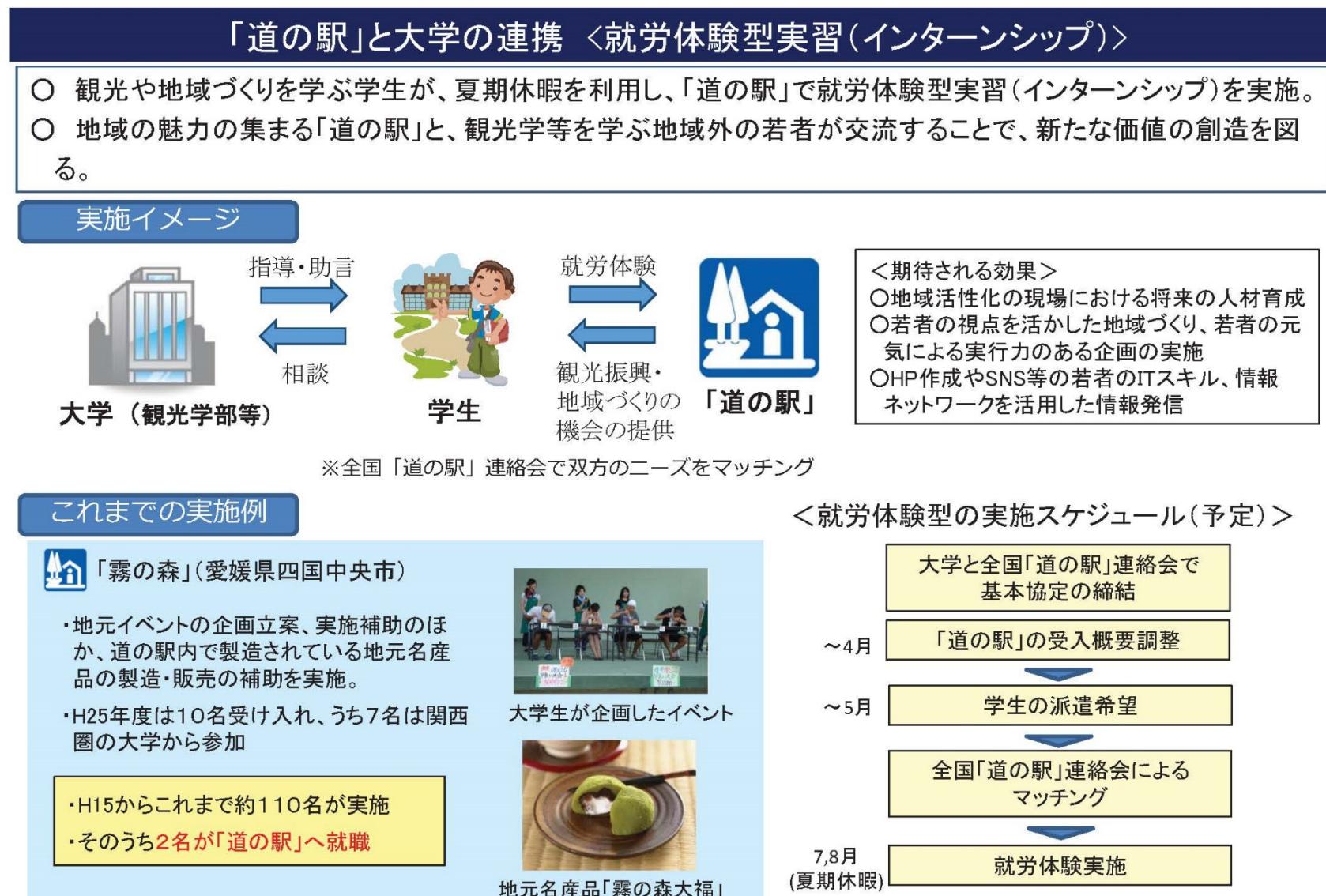
道の駅「コスモール大樹」における主な検証項目



項目	実験において検証する内容
①道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ○相互に円滑な通行のための道路構造の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・後続車の追い越しを考慮した幅員 ・停留所の設置 ○自動運転に必要となる道路の管理水準 <ul style="list-style-type: none"> ・除雪や凍結防止剤の散布等 ・路肩駐停車車両
②地域環境	<ul style="list-style-type: none"> ○冬期（積雪時）における磁気マーカによる自己位置特定性能、G P Sとの精度差
③コスト	<ul style="list-style-type: none"> ○磁気マーカの整備、維持管理コスト等 ○車両の維持管理コスト
④社会受容性	<ul style="list-style-type: none"> ○自動運転技術への信頼性、乗り心地
⑤地域への効果 ビジネスモデルの検討を含む	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑な地域内物流の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生産拠点から道の駅への加工品の配送実験 ・道の駅から住宅への商品等の配送実験 ○高齢者の外出機会の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・役場への行政手続き、国保病院への通院、道の駅への買い物での利用 ・広域路線バスへの乗り継ぎ ○運営主体のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や交通事業者等の役割分担 ○採算性確保の方策 <ul style="list-style-type: none"> ・将来の利用ニーズ（支払意思額、求めるサービスレベル等） ・地元の食材を使った加工品の出荷機会の拡大可能性 ・将来の地域の協力体制（企業支援等） ○他事業との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・実験参加者の将来参入ニーズ（広域路線バス） ・新たな連携先のニーズ

(注) 北海道開発局の資料による。

図表 1-(3)-④ 「道の駅」における大学との連携の概要



(注) 国土交通省の資料による。

調査結果等	説明図表番号														
(4) 北海道内「道の駅」の現状 北海道旅行における「道の駅」の人気について、北海道が平成29年3月に公表した「観光客動態・満足度調査報告書 平成28年度」の「旅行の目的（上位10項目）」によると、「道の駅」めぐりは、i) 道内観光客においては第1位（31.6%。平成23年度は第5位）、ii) 道外観光客においては第9位（9.7%。同第8位）、iii) 外国人観光客においては第8位（7.1%。同第10位）となっている。 また、北海道開発局は、平成25年6月に、「平成21年延長北海道産業連関表」により24年における北海道内の「道の駅」の経済波及効果等を試算している。この試算結果によると、経済波及効果が268億円（うち付加価値誘発額が147億円）（注）、就業者誘発数が2,900人となっている。 (注) 268億円の内訳は、商業が82億円（30.6%）、サービス業が67億円（25.0%）、その他の産業が119億円（44.4%）となっている。 北海道内では、i) 広大な大地を有する広域分散型の社会という特徴があり、從来から都市間・都市内の移動に当たっては車が身近な交通手段となっていること、ii) 雄大な景観の中で移動を楽しむドライブ観光が人気であり、近年は訪日外国人来道者によるレンタカーの利用も増加していることなどからも、「道の駅」の重要性は一層高まっている。	図表1-(4)-① 図表1-(4)-②														
ア 北海道内「道の駅」の登録状況 北海道内の「道の駅」の登録数は、登録制度の創設以降、増加を続けている。平成30年7月31日現在、109市町村に122駅（全国1,145駅の10.7%）が登録されており、都道府県別登録数は全国1位となっている。また、登録済み122駅は、全て供用開始されている。 北海道内を6つの地域（道央、道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室）に分けた地域別登録数は、下表1のとおりである。	図表1-(4)-③ 図表1-(4)-④														
表1 北海道内「道の駅」の地域別登録数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">道央</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">道南</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">道北</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">オホーツク</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">十勝</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">釧路・根室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">登録数</td> <td style="text-align: center;">44 (36.1)</td> <td style="text-align: center;">15 (12.3)</td> <td style="text-align: center;">22 (18.0)</td> <td style="text-align: center;">21 (17.2)</td> <td style="text-align: center;">14 (11.5)</td> <td style="text-align: center;">6 (4.9)</td> </tr> </tbody> </table> (注) 1 北海道開発局のホームページに基づき、当局が作成した。 2 地域の区分は、北海道開発局の整理による。 3 () 内は、北海道内全体の登録数（122駅）に占める割合（小数点第2位を四捨五入）を示す。		道央	道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	登録数	44 (36.1)	15 (12.3)	22 (18.0)	21 (17.2)	14 (11.5)	6 (4.9)	
	道央	道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室									
登録数	44 (36.1)	15 (12.3)	22 (18.0)	21 (17.2)	14 (11.5)	6 (4.9)									
また、登録年度を時期別にみると、下表2のとおり、登録制度の創設当初に登録された「道の駅」の割合が高くなっている。															

調査結果等						説明図表番号															
表2 北海道内「道の駅」の登録時期別登録数 (単位:駅、%)																					
登録数	平成5年度から9年度	10年度から14年度	15年度から19年度	20年度から24年度	25年度以降																
	46 (37.7)	30 (24.6)	25 (20.5)	13 (10.7)	8 (6.6)																
<p>(注) 1 北海道地区「道の駅」連絡会のホームページ(後述1(4)ウ参照)に基づき、当局が作成した。</p> <p>2 「平成25年度以降」欄は、平成30年7月31日までに登録された「道の駅」を整理している。</p> <p>3 ()内は、北海道内全体の登録数(122駅)に占める割合(小数点第2位を四捨五入)を示す。</p>																					
<p>イ 登録された北海道内「道の駅」の整備方法</p> <p>北海道開発局によると、平成31年2月21日現在、北海道内で登録されている122駅の「道の駅」設置者は、121駅(99.2%)が市町村、残りの1駅(0.8%)が市町村以外(第三セクター)(注)となっている。</p> <p>(注)「第三セクター」とは、総務省が策定した「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日)において、地方公共団体が出資又は出資を行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)並びに会社法法人とされている。</p> <p>北海道内の「道の駅」の整備方法及び「道の駅」が接する道路の種類は、下表3のとおり、北海道開発局が管理する一般国道の自動車専用道路及び一般国道に接する「道の駅」の割合が高くなっている。</p> <p>また、北海道開発局によると、平成31年2月21日現在、同局が一体型「道の駅」として施設を整備する一般国道の自動車専用道路及び一般国道に接する45駅においては、いずれも駐車場が整備されており、4駅においては、24時間利用可能トイレも整備されている。</p>																					
<p>表3 登録された北海道内「道の駅」の整備方法及び接する道路の種類 (単位:駅、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類 整備方法</th><th>一般国道の 自動車専用 道路 1</th><th>一般国道 103</th><th>北海道道 18</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一体型</td><td>1 (0.8)</td><td>44 (36.1)</td><td>5 (4.1)</td><td>50 (41.0)</td></tr> <tr> <td>単独型</td><td>—</td><td>59 (48.4)</td><td>13 (10.7)</td><td>72 (59.0)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 北海道開発局による(平成31年2月21日現在)。</p> <p>2 「一般国道の自動車専用道路」については、道路法(昭和27年法律第180号)第3条及び第48条の2、一般国道は同法第3条及び第5条、北海道道(都道府県道)は同法第3条及び第7条の規定による。</p> <p>3 ()内は、北海道内全体の登録数(122駅)に占める割合(小数点第2位を四捨五入)を示す。</p>							道路の種類 整備方法	一般国道の 自動車専用 道路 1	一般国道 103	北海道道 18	計	一体型	1 (0.8)	44 (36.1)	5 (4.1)	50 (41.0)	単独型	—	59 (48.4)	13 (10.7)	72 (59.0)
道路の種類 整備方法	一般国道の 自動車専用 道路 1	一般国道 103	北海道道 18	計																	
一体型	1 (0.8)	44 (36.1)	5 (4.1)	50 (41.0)																	
単独型	—	59 (48.4)	13 (10.7)	72 (59.0)																	

図表1-(4)-(5)

調査結果等	説明図表番号
<p>ウ 北海道内「道の駅」に設置されている施設・設備の状況</p> <p>北海道地区「道の駅」連絡会（以下「道の駅連絡会」という。）は、平成5年、「道の駅」の運営に関する情報交換、「道の駅」相互の連携強化等を目的に、「道の駅」を設置する市町村、道路管理者等が構成員となり、一般財団法人北海道道路管理技術センター内に事務局が設置されている。</p> <p>道の駅連絡会は、ホームページ「北の道の駅」に、「道の駅」ごとに施設・設備の設置状況等に関する情報を掲載している。（注）</p> <p>「北の道の駅」の掲載内容によると、北海道内の各「道の駅」においては、駐車場、便所といった登録・案内要綱で整備が求められている施設以外に、例えば、無料休憩所、特産品等の販売施設等（ショップ）、公衆無線LAN（Wi-Fi）、自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator。以下「AED」という。）、温水洗浄便座（ウォシュレット）を設けた便所等が多く設置されている。</p> <p>（注）「北の道の駅」は、平成11年6月に開設され、現在、施設・設備に関する情報のか、各「道の駅」の位置・住所、登録年月日、地域振興施設（直売所、レストラン等）の開館時間・休館日、最寄りの「道の駅」とその距離、後述1(4)オ(ウ)のスタンプラリーに関する情報、各「道の駅」からのお知らせ等が掲載されている。なお、平成28年7月からは、英語でも表示可能となっている。</p>	
	図表1-(4)-⑥
	図表1-(4)-⑦
<p>エ 北海道内「道の駅」における道路管理者の役割</p> <p>(ア) 「道の駅」の登録申請等に当たっての道路管理者の役割</p> <p>一般国道（一般国道の自動車専用道路を含む。）については、道路法第12条及び第13条第1項の規定に基づき国土交通大臣、都道府県道については、同法第15条の規定に基づき都道府県知事が道路管理者となっている。</p> <p>北海道内の一般国道に係る国土交通大臣権限については、道路法第97条の2及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第41条の規定により、北海道開発局長に委任され、北海道開発局が管理等を行っており、北海道道については、北海道（以下「道」という。）が管理等を行っている。</p> <p>「道の駅」の登録に関する業務については、i) 一般国道に接する場所に「道の駅」を整備する場合は北海道開発局（建設部道路計画課及び出先機関である開発建設部）、ii) 北海道道に接する場所に「道の駅」を整備する場合は道（建設部土木局道路課及び出先機関である各総合振興局等の建設管理部）が担当している。このため、登録申請に当たっては、これらの機関を経由し、国土交通省道路局に対し進達されることになり、北海道開発局及び道は、必要に応じて「道の駅」設置者に対する助言等の支援を行っている。</p> <p>また、北海道道に接する場所に「道の駅」が整備される場合、道は、北海道開発局に情報提供を行うとともに助言等を受け、その結果を踏まえ、「道の駅」設置者に対する助言等の支援を行っており、国土交通省道路局に対する進達は、道が推薦することを証する資料を付し、北海道開発局から行われている。</p> <p>なお、国土交通省（北海道開発局）は、「道の駅」に関する内部の基礎資料として、毎年度、各「道の駅」に対し、「道の駅」の登録情報、主な施設の整備状況、利用状況に関する情報等594項目（平成30年7月31日現在）に及ぶ「道の駅」データベースの入力及び更新を任意の協力により求め、その結果を整理している。</p>	図表1-(4)-⑧ 図表1-(4)-⑨
	図表1-(4)-⑩ 図表1-(4)-⑪
	図表1-(4)-⑫
	図表1-(4)-⑬

調査結果等	説明図表番号
<p>である。</p> <p>① 「道の駅」の配置計画対象路線は、i) 一般国道で交通量が概ね 5,000 台 / 日以上的一般道路、ii) 交通量が概ね 5,000 台 / 日以上の都道府県道で、一般国道と同程度に長距離トリップ交通を担っている一般道路に該当する路線を目安として設定する。</p> <p>② 「道の駅」の配置は、設定した整備計画対象路線に対し、民間等の休憩機能を持つ施設も活用しつつ、設置間隔が 10~20km を目安とし、最大でも 25km 程度となるよう行う。</p> <p>また、一体型「道の駅」について、北海道開発局及び道は、道路管理者が施設を整備する場合の方針、基準、要件等として定めているものや、国土交通省から示されているものはなく、「道の駅」を設置しようとする市町村等からの意向又は「道の駅」の周辺状況及び交通量を踏まえ、個別に協議し、必要な施設の整備の可否を決定することになるとしている。</p>	
<p>才 北海道内「道の駅」の機能向上並びに利用及び活用の促進を図るための取組</p>	
<p>(7) 北海道地区「道の駅」連絡会による担当者会議等の開催</p> <p>道の駅連絡会は、「道の駅」設置者等を対象として、毎年度、i) 総会、ii) 担当者会議のほか、iii) ブロック別の担当者会議を開催している。</p> <p>これらの会議においては、北海道開発局を中心とする関係機関、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所、民間事業者からの情報提供、各「道の駅」からの要望を踏まえたセミナー等が行われている。</p>	図表1-(4)-14
<p>(イ) 地域における「道の駅」に関する協議会等の設置</p> <p>北海道内では、道の駅連絡会とは別に、各地域単位で「道の駅」間の連携の強化、情報交換等を目的とした協議会等が設置されている。</p>	図表1-(4)-15
<p>(ウ) 「道の駅」を対象としたスタンプラリーの実施</p> <p>北海道内では、平成 5 年度に、道の駅連絡会と北海道開発局が中心となり、「道の駅」を対象としたスタンプラリーが始まった。現在は、道の駅連絡会が事務局となって実施しており、年間約 4 万人が参加している。</p> <p>このスタンプラリーは、専用のスタンプブック（2018 年版は 200 円）を購入し、各「道の駅」に設置されたスタンプを押した数に応じて記念品や特産品が抽選で当たるといったもので、完走した場合には、全駅完全制覇認定証や全駅完全制覇ステッカーを受領することができる。</p>	図表1-(4)-16
<p>平成 26 年度からは、スタンプラリーの完走者が選ぶ「道の駅」ランキングが発表されている。</p>	図表1-(4)-17
<p>なお、平成 30 年 8 月からは、一般社団法人シーニックバイウェイ支援センターが実施主体となり、北海道開発局、道の駅連絡会等の関係機関・団体と連携・協力し、外国人向けスタンプラリーが開始されている。</p>	
<p>このほか、上記(イ)の各地域単位で設置されている協議会等においても、各地域の「道の駅」に限定したスタンプラリーやレシートラリー（一定の金額以上のレシートを応募用紙に貼り付け、応募することにより、抽選で記念品等が当たる取組）が行われている。</p>	図表1-(4)-18
<p>(I) 災害対応型自動販売機の設置</p> <p>北海道コカ・コーラボトリング株式会社は、CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) 活動の一環として、メッセージや災害等に関する情報を表示する電光掲示板を搭載し、災害が発生した場合には無償で飲料を提供することができる災害対応型自動販売機を設置している。</p>	図表1-(4)-19
<p>「道の駅」においては、平成 18 年に、北海道開発局小樽開発建設部から同</p>	

調査結果等	説明図表番号
<p>社に対する問い合わせをきっかけとして、災害対応型自動販売機の設置が始まり、現在、北海道内全ての「道の駅」に設置されている。</p> <p>(オ) その他の取組</p> <p>これらの取組のほかにも、「道の駅」を活用した官民連携による取組が行われている。</p> <p>① 北海道開発局と一般社団法人北海道国際流通機構が連携・協力した「道の駅」における海外おみやげ宅配便の導入</p> <p>② 北海道開発局が事務局となった「道の駅「摩周温泉」を拠点としたストレスフリーな観光地域づくり地域協議会」の設置（関係機関が連携・協力し、道の駅「摩周温泉」に外国人観光客を誘導する取組や広域的な観光情報等を集約し、一元的に発信する方法の検討等）</p>	図表1-(4)-②

図表1-(4)-① 北海道旅行の目的からみる「道の駅」の人気

北海道旅行の目的（上位10項目・複数回答）

《道内観光客》

■平成28年度

1	道の駅めぐり	31.6%
2	温泉・保養	30.9%
3	ドライブ	29.6%
4	特産品の買物・飲食	29.4%
5	自然鑑賞	27.9%
6	都市観光	23.9%
7	ショッピング	9.0%
8	キャンプ・ハイキング	6.0%
9	イベント参加・見学	4.9%
10	動物園・水族館	4.0%

■平成23年度（参考）

1	自然鑑賞	
2	温泉・保養	
3	都市見物・観光名所めぐり	
4	特産品の買物・飲食	
5	道の駅めぐり	
6	ドライブ	
7	ショッピング	
8	イベント参加・見学	
9	花の名所めぐり	
10	テーマパーク・遊園地	

■平成19年度（参考）

1	観光地名所巡り	
2	温泉・保養	
3	自然とふれあう	
4	ドライブ	
5	特産品の買物・飲食	
6	花の名所巡り	
7	行祭事・イベント	
8	スポーツ・文化活動	
9	都市見物	
10	テーマパーク・遊園地	

《道外観光客》

■平成28年度

1	都市観光	53.9%
2	自然鑑賞	45.7%
3	特産品の買物・飲食	35.4%
4	温泉・保養	32.7%
5	花の名所めぐり	14.4%
6	動物園・水族館	14.3%
7	ショッピング	13.7%
8	ドライブ	13.4%
9	道の駅めぐり	9.7%
10	テーマパーク・遊園地	3.7%

■平成23年度（参考）

1	都市見物・観光名所めぐり	
2	自然鑑賞	
3	特産品の買物・飲食	
4	温泉・保養	
5	ショッピング	
6	動物園・水族館	
7	ドライブ	
8	道の駅めぐり	
9	イベント参加・見学	
10	花の名所めぐり	

■平成19年度（参考）

1	都市見物・観光地名所めぐり	
2	自然鑑賞	
3	温泉・保養	
4	特産品の買物・飲食	
5	テーマパーク・遊園地	
6	イベントへの参加・見学	
7	花の名所めぐり	
8	ドライブ	
9	スキー・スノーボード	
10	美術館など文化施設めぐり	

《外国人観光客》

■平成28年度

1	自然鑑賞	79.4%
2	都市観光	62.3%
3	温泉・保養	53.4%
4	特産品の買物・飲食	49.4%
5	ショッピング	40.1%
6	花の名所めぐり	26.0%
7	動物園・水族館	13.9%
8	道の駅めぐり	7.1%
9	スキー・スノーボード	6.7%
10	産業遺産・工場見学などの産業観光	4.6%

■平成23年度（参考）

1	都市見物・観光名所めぐり	
2	温泉・保養	
3	自然鑑賞	
4	ショッピング	
5	特産品の買物・飲食	
6	花の名所めぐり	
7	動物園・水族館	
8	スキー・スノーボード	
9	イベント参加・見学	
10	道の駅めぐり	

■平成19年度（参考）

1	自然鑑賞	
2	温泉・保養	
3	買い物	
4	都市見物・観光名所めぐり	
5	名物の飲食	
6	花の名所めぐり	
7	冬のイベント(雪や氷)	
8	スキー・スノーボード	
9	テーマパーク・遊園地	
10	夏のイベント	

(注) 1 「観光客動態・満足度調査報告書 平成28年度」(平成29年3月北海道経済部観光局)による。

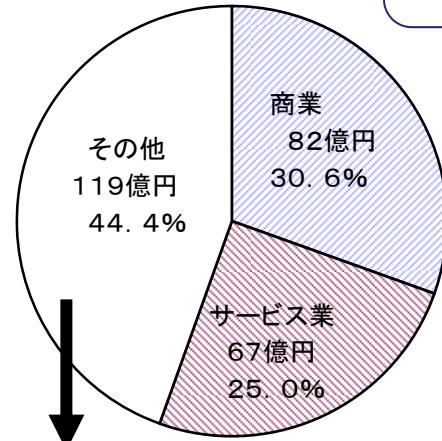
2 下線は当局が付した。

図表1-(4)-② 北海道内「道の駅」の経済波及効果（平成24年）



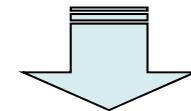
平成24年「道の駅」利用者の消費行動による経済波及効果(試算)

生産誘発額内訳



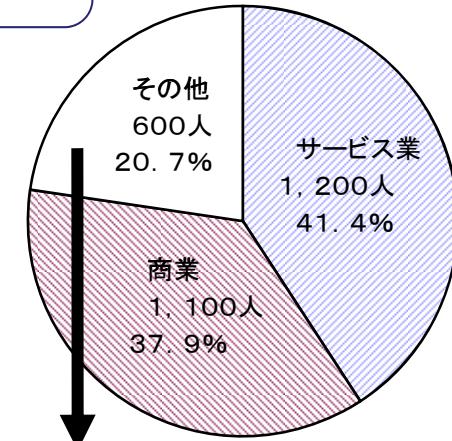
「その他」の内訳

平成24年「道の駅」利用者3,064万人の直接消費額
251億円(推計)

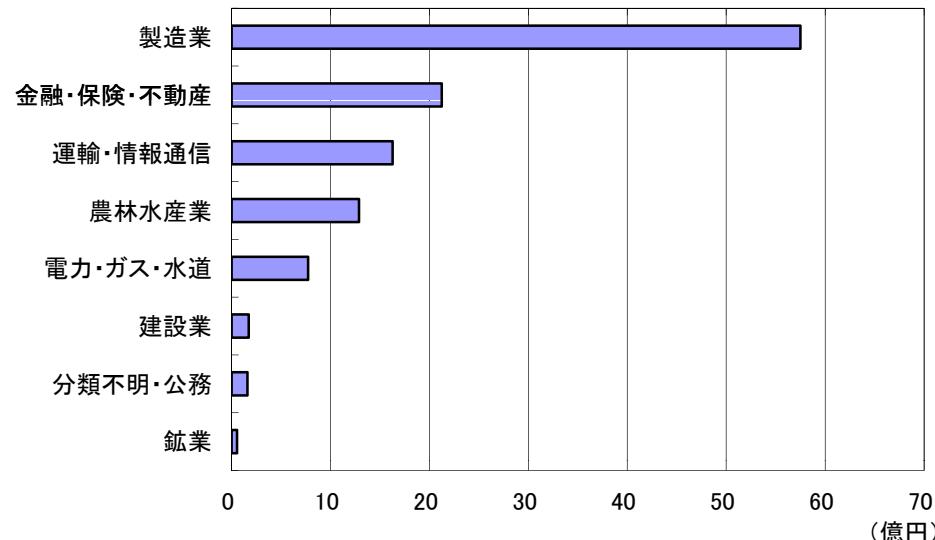


生産誘発額 268億円、
うち付加価値誘発額 147億円、
就業者誘発数 2,900人

就業者誘発数内訳

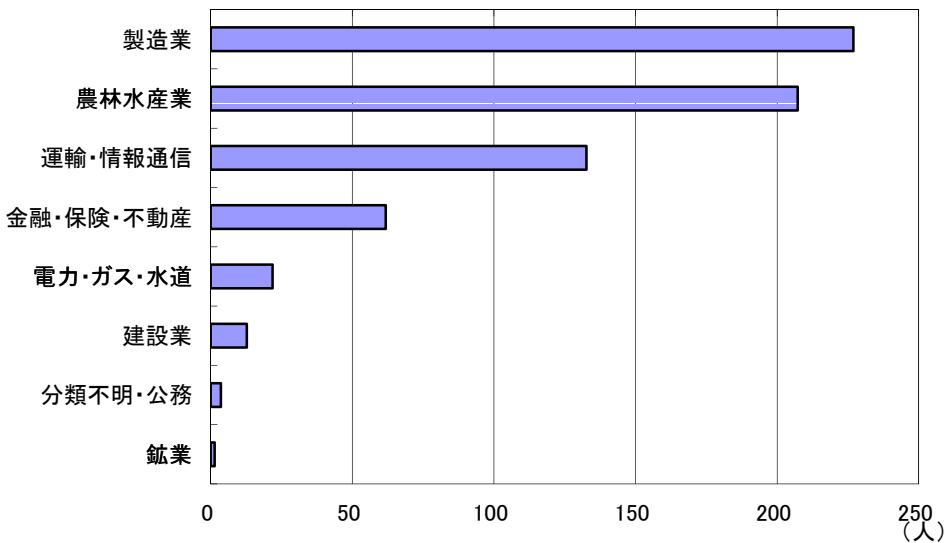


「その他」の内訳

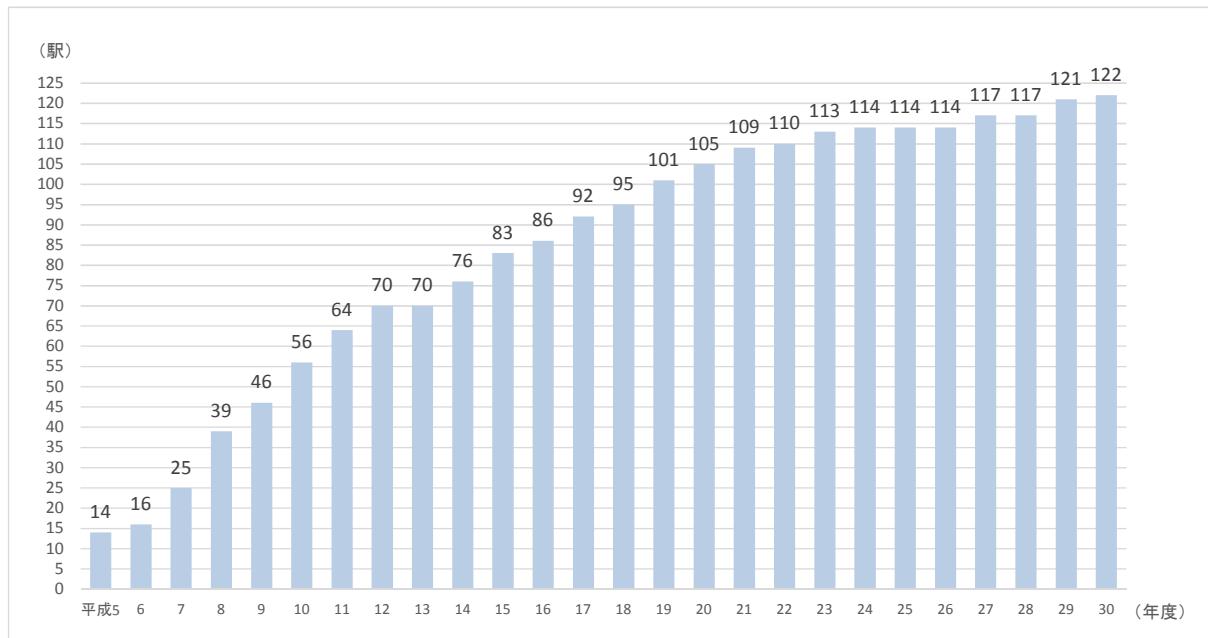


出典:「平成21年延長北海道産業連関表」(北海道開発局:H25年2月公表)

(注) 北海道開発局の資料による。

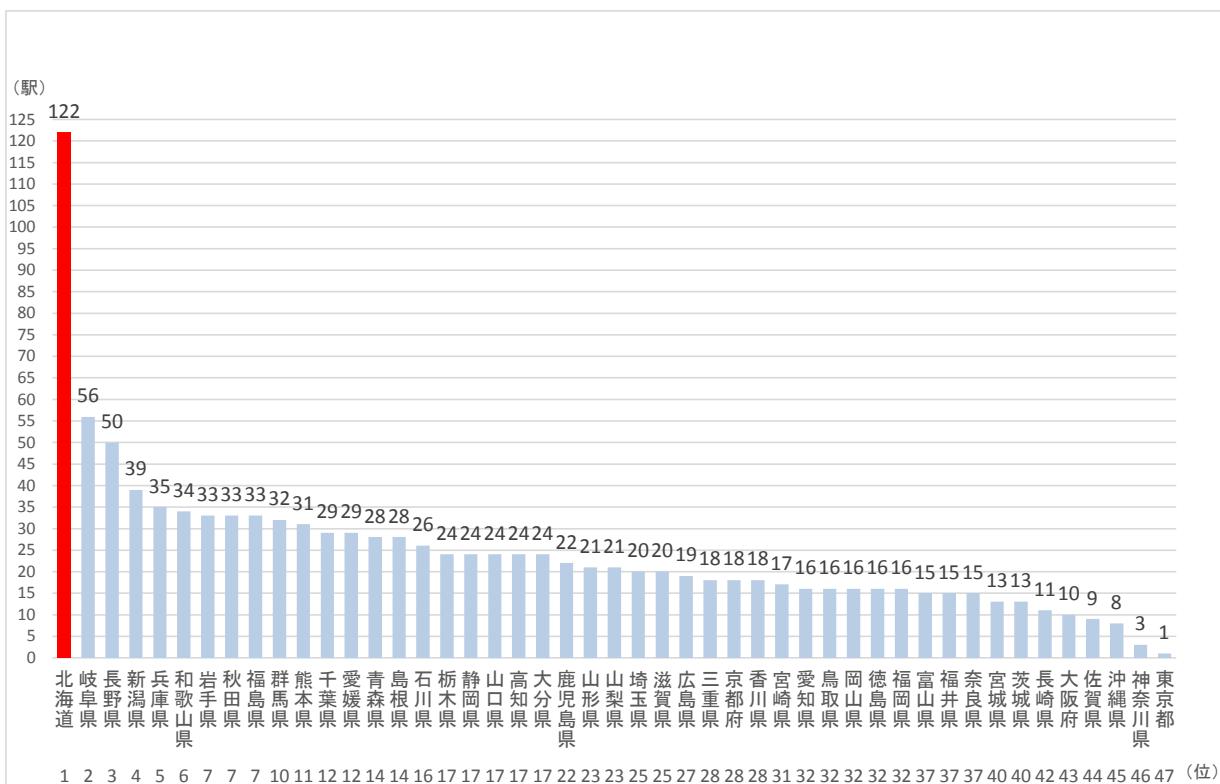


図表1-(4)-③ 北海道内「道の駅」の年度別累計登録数の推移



(注) 1 道の駅連絡会のホームページ「北の道の駅」に基づき、当局が作成した。
2 平成30年度は、7月31日までの登録数による。

図表1-(4)-④ 都道府県別「道の駅」の登録数



(注) 1 国土交通省の資料に基づき、当局が作成した。
2 平成30年度は、7月31日までの登録数による。

図表①-(4)-⑤ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）における道路の種類に関する規定＜抜粋＞

(道路の種類)

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

(一般国道の意義及びその路線の指定)

第5条 第3条第二号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

- 一 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地（北海道の支庁所在地を含む。）その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市（以下「重要都市」という。）を連絡する道路
- 二 重要都市又は人口十万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路
- 三 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路
- 四 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第2条第2項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第2項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路
- 五 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路

2 (略)

(都道府県道の意義及びその路線の認定)

第7条 第3条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が該当都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。

- 一 市又は人口五千以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第5条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な観光地とを連絡する道路
- 二 主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路
- 三 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路
- 四 二以上の市町村を経由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主

要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路

五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道府県道とを連絡する道路

六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路

2~8 (略)

(自動車専用道路の指定)

第48条の2 道路管理者は、交通が著しくふくそうして道路における車両の能率的な運行に支障のある市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始（他の道路と交差する部分について第18条第2項ただし書の規定によりあつたものとみなされる供用の開始及び自動車のみの一般交通の用に供する供用の開始を除く。次項において同じ。）がない道路（高速自動車国道を除く。）について、自動車のみの一般交通の用に供する道路を指定することができる。この場合において、当該道路に二以上の道路管理者（当該道路と交差する道路の道路管理者を除く。）があるときは、それらの道路管理者が共同して当該指定をするものとする。

2 道路管理者は、交通が著しくふくそうし、又はふくそうすることが見込まれることにより、車両の能率的な運行に支障があり、若しくは道路交通騒音により生ずる障害があり、又はそれらのおそれがある道路（高速自動車国道及び前項の規定により指定された道路を除く。以下この項において同じ。）の区間ににおいて、交通の円滑又は道路交通騒音により生ずる障害の防止を図るために必要があると認めるときは、当該道路（まだ供用の開始がないものに限る。）又は道路の部分について、区域を定めて、自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分を指定することができる。ただし、通常他に道路の通行の方法があって、自動車以外の方法による通行に支障のない場合に限る。

3~4 (略)

図表1-(4)-⑥ 「北の道の駅」の掲載内容

北海道の道の駅総合サイト
北の道の駅

ようこそ！北海道の道の駅へ！

今回の北海道胆振東部地震の影響で、通常運営できない道の駅があります。ご了承願います。

道の駅GO
Hokkaido Michi-no-Eki GO
「北海道道の駅GO」アプリ 2018年10月12日 START!!

北海道道の駅 産直カレンダー
印刷用データはごちらをクリック

各道の駅からのお知らせ【一覧はこちら】

- 2019年1月30日 【絵本の里けんぶち】2月2日(土)・3日(日)広島県産品フェア 追加情報
- 2019年1月30日 【縄文口マン 南かやべ】2月2日(土)のみ北海道東海岸の「道の駅」3駅でそれぞれの特色を活かしたイベントが開催されます。
- 2019年1月29日 【さらべつ】「道の駅さらべつ」の臨時休館のお知らせ！
- 2019年1月29日 【厚岸グルメパーク】2月24日(日) カキ D E ござ~るの開催されます！
- 2019年1月29日 【厚岸グルメパーク】2月1日 休館日のお知らせ
- 2019年1月28日 【絵本の里けんぶち】2月2~3日 広島県産品フェア 開催！
- 2019年1月28日 【上ノ国もんじゅ】【お知らせ】上ノ国のおニエビが北海道新聞にて取り上げられました！
- 2019年1月28日 【富士見】【えんべつ】レストランとんがりかんの休業(～3月末)のお知らせ
- 2019年1月26日 【北欧の風 道の駅とうべつ】2/9-11 マルシェストリート開催のおしらせ
- 2019年1月26日 【コスモ ル大樹】大樹町青年隊「真冬の感謝祭2019」開催のお知らせ

トピックス【一覧はこちら】

- 2018年10月13日 北海道道の駅アプリ「北海道道の駅GO」が配信されました
- 2018年9月21日 石狩エリア道の駅グルメラリーが開催
- 2018年7月30日 グーグルマップの表示について
- 2018年7月18日 「道の駅」旅案内 北海道版 2018年夏号の誤表記
- 2018年7月18日 どうなん「道の駅」レシートラリー2018が開催！
- 2018年6月4日 日本海オロロン街道よくばりスタンプラリーとそらち「道の駅」スタンプラリー2018が開催中
- 2018年5月30日 最北ぐるりんスタンプラリーが開催されます
- 2018年5月25日 「道の駅 なかさつない」ファイタ スコラボキ

DRIVE HOKKAIDO!
The resource for your Hokkaido road trip

DRIVE HOKKAIDO!
The ideal destination for your road trip

DRIVE HOKKAIDO!
The resource for your Hokkaido road trip

ようこそ！北海道の道の駅へ！

今回の北海道胆振東部地震の影響で、通常運営できない道の駅があります。ご了承願います。

北海道道の駅総合サイト
道の駅GO
北海道道の駅GO
Hokkaido Michi-no-Eki GO
スマホで道の駅スタンプラリーが楽しめます！
いろいろなドライブ情報も入手！
「北海道道の駅GO」アプリ 2018年10月12日 START!!

北海道道の駅 産直カレンダー
PDF版のダウンロードはごちらをクリック

『北の道の駅のホームページ』
道の駅『産直カレンダー』
当ホームページや道の駅『産直カレンダー』をご覧になられた方のご意見をおきかせください
ご回答はこちら

アンケート調査
北海道道の駅
産直カレンダー

スタンプラリー2018
各賞応募期間 2018.4.21㈯～2019.3.21㈯

SEARCH
道の駅の詳細情報をみたい方
道の駅を見る

INFORMATION
各道の駅から発信している情報を見たい方
各道の駅からのお知らせ

ADDRESS
道の駅の住所等を見たい方
住所等一覧(登録年度)

Wi-Fi
道の駅で利用できる無料Wi-Fiを見たい方
道の駅SPOT

TOPICS
道の駅連絡会からのお知らせを見たい方
トピックス

The screenshot shows the homepage of the Hokkaido Michinoeki website. At the top left is the logo for "Hokkaido Michinoeki". To its right, the word "EVENT" is displayed in large, bold, white letters on a green background. Below it, the text "地域のイベント・道の駅の休館日を見たい方" (For those who want to see events and station closure days) and "イベント・休館日" (Events and Closure Days) are shown. A red banner below features the text "OPEN/CLOSE" and "道の駅からの臨時情報を見たい方" (For those who want to see temporary information from the stations). Below this is another red banner with "臨時休館・閉館時間" (Temporary Closure and Closure Times). On the left side, there's a "DRIVE HOKKAIDO!" section with a road map and the text "The ideal destination for your road trip". On the right side, there's a "STAMP BOOK SERVICE" section with a stamp book icon and the text "スタンプ持参のお得なサービスを見たい方" (For those who want to see the benefits of the stamp service) and "スタンプブック持参サービス" (Stamp Book Service). The bottom of the page has a copyright notice: "© 2019. 北の道の駅 All Rights Reserved."

サイトマップ - 北の道の駅

hokkaido-michinoeki.jp/sitemap/

- [北の道の駅](#)
- [ドッグラン](#)
- [トピックス](#)
- [各道の駅からのお知らせ](#)
- [臨時休館・閉館時間](#)
- [道の駅を見る](#)
- [イベント・休館日](#)
- [サイトマップ](#)
- [サイト情報](#)
- [スタンプブック持参サービス](#)
- [スタンプラリー](#)
- [スタンプラリー情報](#)
- [スタンプを押せない時に！](#)
- [スタンプ押印時間](#)
- [その他情報](#)
- [ドッグラン](#)
- [パンフレット等ダウンロード](#)
- [リンク](#)
- [住所等一覧（登録年度）](#)
- [北海道「道の駅」産直カレンダー最新版をお届けします！](#)
- [北海道道の駅アプリ「北海道道の駅GO」](#)
- [地域限定スタンプラリー](#)
- [臨時情報](#)
- [道の駅SPOT](#)
- [道の駅とは](#)
- [道の駅の利用マナー](#)
- [道の駅弁](#)
- [道の駅情報](#)

北海道の道の駅総合サイト
北の道の駅

HOME 道の駅情報 スタンプラー情報 イベント・休館日 臨時情報 その他情報 English

HOME > 道の駅を見る / 道北 > びえい「白金ビルケ」

びえい「白金ビルケ」

2018年5月12日Newオープン！



住所

上川郡美瑛町字白金（道道十勝岳温泉美瑛線沿い）

TEL

0166-94-3355

休館日

年末年始(12/31～1/3)

開館時間

9:00～17:00

レストラン

BETWEEN THE BREAD 9:00～18:00（冬季営業 変動あり）

スタンプ押印時間

開館時間に同じ

登録年月日

平成30年4月25日（2018年）【登録番号122】



【美瑛町HP】

当駅からのお知らせ

2018年12月2日 【臨時休業日のお知らせ】「BETWEEN THE BREAD」「美瑛白金ビルケ THE NORTH FACEコーナー」

2018年11月13日 11月19日～21日「BETWEEN THE BREAD」臨時休業のお知らせ

2018年11月1日 美瑛産野菜のミニ・マルシェ in 道の駅びえい「白金ビルケ」開催！

2018年10月29日 BTBの冬期営業時間変更のお知らせ

2018年10月5日 道の駅びえい「白金ビルケ」キャンペーン

当駅からの臨時休館・閉館時間のお知らせ

2018年12月14日 年末年始休業のお知らせ

2018年10月17日 BETWEEN THE BREADの臨時休業について

インフォメーション

びえい白金温泉や白金青い池への入り口にある「白金ビルケの森インフォメーションセンター」が、道の駅びえい「白金ビルケ」としてリニューアルオープン！

白金エリアをはじめとした美瑛町全体の情報発信を行うほか、シャワールームの設置、アウトドアブランドの販売、美瑛町の食材をふんだんに使用したハンバーガーショップなど、美瑛町をより一層楽しめる施設になっています。



ショップ「Blue Pond」

道の駅内にある売店です。明るい店内にはここでしか購入できない、オリジナル青い池土産が満載★是非お越し下さい！



BETWEEN THE BREAD

「BETWEEN THE BREAD」は雄大な大雪山連峰に囲まれた自然の中にあるハンバーガーショップです。水も空気も綺麗な美瑛町で採れた食材をふんだんに使用し、出来たてのハンバーガーをテイクアウト型式でご提供いたします。



美瑛 白金ビルケ THE NORTH FACE コーナー

自然に囲まれた美瑛町のフィールドショッピングとして展開する当店は、高品質、高機能なウェアやグッズを中心に取り扱い、美瑛町を中心とした道北エリアの四季折々のアウトドアスタイル・スポーツをご提案致します。

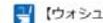
施設案内



【駐車場】



【トイレ】



【身障者用トイレ】



【ウォシュレット】



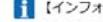
【身障者用設備】



【電話】



【ショップ】



【レストラン】



【喫茶・軽食】



【無料休憩所】



【インフォメーション】



【AED】



【Wi-Fi】

MAPCODE 349 627 064

(注) 道の駅連絡会のホームページによる。

図表1-(4)-⑦ 北海道内「道の駅」の一覧

登録No.	「道の駅」名	所在市町村	所在地区	登録年月日	接する道路	整備方法	北海道開発局と防災拠点とするための協定を締結している「道の駅」	道の駅連絡会ホームページ「北の道の駅」に掲載されている施設・設備の内容										
								駐車場	トイレ	ウォシュレット	トイレ設備				身障者用設備	電話	インフォメーション	ショーソプ
											身障者用トイレ	うち2時間	うち2時間	オストメイト				
1	三笠	三笠市	道央	H5.4.22	国道12号	一体型	○	○	○	○	2	1	1	1	○	○	○	○
2	スター・プラザ芦別	芦別市	道央	H5.4.22	国道38号	一体型	○	○	○	○	3	2	1	1	○	○	○	○
3	南ふらの	南富良野町	道北	H5.4.22	国道38号	単独型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
4	しらぬか恋問	白糠町	釧路・根室	H5.4.22	国道38号	単独型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
5	びふか	美深町	道北	H5.4.22	国道40号	一体型	○	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
6	江差	江差町	道南	H5.4.22	国道227号	一体型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
7	望洋中山	喜茂別町	道央	H5.4.22	国道230号	単独型	○	○	○	○	3	1			○	○	○	○
8	富士見	遠別町	道北	H5.4.22	国道232号	単独型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
9	忠類	幕別町	十勝	H5.4.22	国道236号	一体型	○	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
10	足寄湖	足寄町	十勝	H5.4.22	国道241号	単独型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
11	摩周温泉	弟子屈町	釧路・根室	H5.4.22	国道241号	一体型	○	○	○	○	3	3	1	1	○	○	○	○
12	おといねっぷ	音威子府村	道北	H5.4.22	国道275号	一体型	○	○	○	○	2	2			○			
13	かみゆうべつ温泉チューリップの湯	湧別町	オホーツク	H5.4.22	北海道道712号線陰中湧別停車場線	単独型	○	○	○	○	3	1			○	○	○	○
14	いわない	岩内町	道央	H5.4.22	北海道道270号岩内港線	単独型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
15	まるせっぷ	遠軽町	オホーツク	H6.4.26	国道333号	単独型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
16	厚岸グルメパーク	厚岸町	釧路・根室	H6.4.26	国道44号	単独型	○	○	○	○	2	1	1		○	○	○	○
17	サンフラワー北竜	北竜町	道央	H7.1.30	国道275号	一体型	○	○	○	○	2	2			○	○	○	○
18	みついし	新ひだか町	道央	H7.4.11	国道235号	一体型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
19	あっさぶ	厚沢部町	道南	H7.4.11	国道227号	単独型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
20	よってけ！島牧	島牧村	道央	H7.4.11	国道229号	単独型	○	○	○	○	1				○	○	○	○
21	てっこい!ランド大成	せたな町	道南	H7.4.11	国道229号	単独型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
22	オホーツク紋別	紋別市	オホーツク	H7.4.11	北海道道304号紋別港線	単独型	○	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
23	YOU・遊・もり	森町	道南	H7.8.3	国道5号	一体型	○	○	○	○	3	1			○	○	○	○
24	おんねゆ温泉	北見市	オホーツク	H7.8.3	国道39号	一体型	○	○	○	○	2	2	2	2	○	○	○	○
25	ルート229元和台	乙部町	道南	H7.8.3	国道229号	一体型	○	○	○	○	3	3	1	1	○	○	○	○
26	ハウスヤギル奈井江	奈井江町	道央	H8.4.16	国道12号	一体型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
27	おびら鰈番屋	小平町	道北	H8.4.16	国道232号	一体型	○	○	○	○	2	1			○	○	○	○
28	マリーンアイランド岡島	枝幸町	道北	H8.4.16	国道238号	一体型	○	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
29	おこっぺ	興部町	オホーツク	H8.4.16	国道239号	単独型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
30	阿寒丹頂の里	釧路市	釧路・根室	H8.4.16	国道240号	一体型	○	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
31	おとふけ	音更町	十勝	H8.4.16	国道241号	単独型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
32	ピンネシリ	中頓別町	道北	H8.4.16	国道275号	一体型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
33	フォーレスト276大滝	伊達市	道央	H8.4.16	国道276号	単独型	○	○	○	○	1				○	○	○	○
34	上ノ国もんじゅ	上ノ国町	道南	H8.8.5	国道228号	単独型	○	○	○	○	2	1			○	○	○	○
35	オスコイ!かもえない	神恵内村	道央	H8.8.5	国道229号	一体型	○	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
36	なかさつない	中札内村	十勝	H8.8.5	国道236号	一体型	○	○	○	○	2	1	1	1	○	○	○	○
37	マオイの丘公園	長沼町	道央	H8.8.5	国道274号	一体型	○	○	○	○	3	2	2	2	○	○	○	○
38	樹海ロード日高	日高町	道央	H8.8.5	国道274号	一体型	○	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
39	そうべつ情報館i(アイ)	壯瞥町	道央	H8.8.5	国道453号	単独型	○	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
40	ニセコビュープラザ	ニセコ町	道央	H9.4.11	国道5号	一体型	○	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
41	しりうち	知内町	道南	H9.4.11	国道228号	単独型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○
42	横綱の里ふくしま	福島町	道南	H9.4.11	国道228号	単独型	○	○	○	○	1		1		○	○	○	○
43	サフブレッドドロード新冠	新冠町	道央	H9.4.11	国道235号	単独型	○	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
44	ビア21しほろ	土幌町	十勝	H9.4.11	国道241号、国道274号	一体型	○	○	○	○	2	1	1	1	○	○	○	○
45	香りの里たきのうえ	滝上町	オホーツク	H9.4.11	国道273号	一体型	○	○	○	○	2	2	2	2	○	○	○	○
46	田園の里うりゅう	雨竜町	道央	H9.4.11	国道275号	一体型	○	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
47	みたら室蘭	室蘭市	道央	H10.4.17	国道37号	単独型	○	○	○	○	3	1	1	1	○	○	○	○
48	とうま	当麻町	道北	H10.4.17	国道39号	一体型	○	○	○	○	1	1			○	○	○	○

登録No.	「道の駅」名	所在市町村	所在地区	登録年月日	接する道路	整備方法	北海道開発局と防災拠点とするための協定を締結している「道の駅」	道の駅連絡会ホームページ「北の道の駅」に掲載されている施設・設備の内容										
								駐車場	トイレ	ウォシュレット	トイレ設備				身障者用設備	電話	インフォメーション	ショッピング
											身障者用トイレ	うち2時間	オストメイト	うち2時間				
49	スペース・アップルよいち	余市町	道央	H10.4.17	国道229号	一体型		○	○		1	1			○	○	○	○
50	ほっとりははろ	羽幌町	道北	H10.4.17	国道232号	単独型		○	○	○	4	2			○	○	○	○
51	サロマ湖	佐呂間町	オホーツク	H10.4.17	国道238号	単独型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
52	愛ランド湧別	湧別町	オホーツク	H10.4.17	国道238号	単独型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
53	おうむ	雄武町	オホーツク	H10.4.17	国道238号	単独型	○	○	○	2	1			○	○	○	○	
54	さるふつ公園	猿払村	道北	H10.4.17	国道238号	一体型	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○	
55	森と湖の里ほろかない	幌加内町	道央	H10.4.17	国道275号	一体型		○	○		2	2	1	1	○	○	○	○
56	うたしないチロルの湯	歌志内市	道央	H10.4.17	北海道道114号赤平奈井江線	一体型		○	○		3	3			○	○	○	○
57	くろまつない	黒松内町	道央	H11.8.27	国道5号	単独型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
58	たきかわ	滝川市	道央	H11.8.27	国道12号	単独型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
59	スワン44ねむろ	根室市	釧路・根室	H11.8.27	国道44号	一体型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
60	つるぬま	浦臼町	道央	H11.8.27	国道275号	単独型		○	○	○	2	2			○	○	○	○
61	なとわ・えさん	函館市	道南	H11.8.27	国道278号	単独型		○	○	○	2	1			○	○	○	○
62	つど~る・プラザ・さわら	森町	道南	H11.8.27	国道278号	単独型	○	○	○	2	1			○	○	○	○	
63	知床・らうす	羅臼町	釧路・根室	H11.8.27	国道335号	単独型	○	○	○	1	1			○	○	○	○	
64	さらべつ	更別村	十勝	H11.8.27	北海道道238号更別幕別線	一体型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
65	だて歴史の杜	伊達市	道央	H12.8.18	国道37号	単独型		○	○	○	2	1	2	1	○	○	○	○
66	あさひかわ	旭川市	道北	H12.8.18	国道237号	単独型		○	○	○	1	1	1、男1	1、男1	○	○	○	○
67	自然体を感じまつぶ	占冠村	道北	H12.8.18	国道237号	単独型		○	○	○	2	1			○	○	○	○
68	にしおこっぺ花夢	西興部村	オホーツク	H12.8.18	国道239号	単独型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
69	オーロラタウン93りくべつ	陸別町	十勝	H12.8.18	国道242号	単独型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
70	はなやか(菜葉野花)小清水	小清水町	オホーツク	H12.8.18	国道244号	単独型		○	○	○	1				○	○	○	○
71	ライスランドふかがわ	深川市	道央	H14.8.13	国道12号、国道233号	一体型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
72	なかがわ	中川町	道北	H14.8.13	国道40号	一体型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
73	230ルスツ	留寿都村	道央	H14.8.13	国道230号	一体型	○	○	○	2	1	2	1	○	○	○	○	
74	てしま	天塩町	道北	H14.8.13	国道232号	一体型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
75	コスマール大樹	大樹町	十勝	H14.8.13	国道236号、北海道道622号幸徳大樹停車場線	単独型		○	○	○	3	1	1	1	○	○	○	○
76	ぐるっとパノラマ美幌峠	美幌町	オホーツク	H14.8.13	国道243号	単独型		○	○	○	5	3	2	1	○	○	○	○
77	らんこし・ふるさとの丘	蘭越町	道央	H15.8.8	国道5号	単独型		○	○		1	1			○	○	○	○
78	どうようら	豊浦町	道央	H15.8.8	国道37号	単独型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
79	メルヘンの丘めまんべつ	大空町	オホーツク	H15.8.8	国道39号	単独型	○	○	○	1	1			○	○	○	○	
80	むかわ四季の館	むかわ町	道央	H15.8.8	国道235号	単独型	○	○	○	1	1			○	○	○	○	
81	あいおい	津別町	オホーツク	H15.8.8	国道240号	単独型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
82	しかおい	鹿追町	十勝	H15.8.8	国道274号	単独型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
83	しらたき	遠軽町	オホーツク	H15.8.8	国道450号、国道333号	一体型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
84	あしょろ銀河ホール21	足寄町	十勝	H16.8.9	国道241号、国道242号	単独型	○	○	○	2	1	2	1	○	○	○	○	
85	サーモンパーク千歳	千歳市	道央	H16.8.9	国道337号	単独型		○	○	○	2	1	2	1	○	○	○	○
86	ひがしかわ「道草館」	東川町	道北	H16.8.9	北海道道1160号旭川旭岳温泉線	一体型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
87	花ロードえにわ	恵庭市	道央	H17.8.10	国道36号	一体型	○	○	○	2	1	2	1	○	○	○	○	○
88	シェルプラザ・港	蘭越町	道央	H17.8.10	国道229号	単独型	○	○	○	1	1			○	○	○	○	
89	真狩フラワーセンター	真狩村	道央	H17.8.10	北海道道66号岩内洞爺線	単独型		○	○	○	2	1	1	1	○	○	○	○
90	鐘のなるまち・ちっぷべつ	秩父別町	道央	H17.8.10	国道233号	単独型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
91	あぶた	洞爺湖町	道央	H17.8.10	国道37号	単独型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
92	うりまく	鹿追町	十勝	H17.8.10	国道274号	単独型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
93	絵本の里けんぶち	剣淵町	道北	H18.8.10	国道40号	一体型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
94	風W(ふわっと)とまえ	苦前町	道北	H18.8.10	国道232号	単独型		○	○	○	1	1			○	○	○	○
95	しほろ温泉	士幌町	十勝	H18.8.10	北海道道134号本別土幌線	一体型		○	○	○	2	1			○	○	○	○
96	名水の郷さようごく	京極町	道央	H19.3.1	北海道道478号京極俱知安線	一体型		○	○	○	3	2	1		○	○	○	○

登録No.	「道の駅」名	所在市町村	所在地区	登録年月日	接する道路	整備方法	北海道開発局と防災拠点とするための協定を締結している「道の駅」	道の駅連絡会ホームページ「北の道の駅」に掲載されている施設・設備の内容										
								駐車場	トイレ	ウォシュレット	トイレ設備				身障者用設備	電話	インフォメーション	ショッピング
											身障者用トイレ	うち2時間	オストメイト	うち2時間				
97	びえい「丘のくら」	美瑛町	道北	H19.3.1	北海道道213号天人峠美瑛線	単独型		○	○	○	1		1		○	○	○	○
98	☆ロマン街道しょさんべつ	初山別村	道北	H19.3.1	国道232号	単独型	○	○	○		1	1			○	○	○	○
99	うとろ・シリエトク	斜里町	オホーツク	H19.3.1	国道334号	一体型		○	○	○	2	2	2	2	○	○	○	○
100	しゃり	斜里町	オホーツク	H19.3.1	北海道道92号斜里停車場線	単独型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
101	パパスランドさつる	清里町	オホーツク	H19.8.10	北海道道1115号摩周湖斜里線	単独型		○	○	○	2	1	1		○	○	○	○
102	もち米の里☆なよろ	名寄市	道北	H20.4.17	国道40号	一体型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
103	みなとま～れ寿都	寿都町	道央	H20.4.17	北海道道9号寿都黒松内線	単独型		○	○	○	2	1	1		○	○	○	○
104	とうや湖	洞爺湖町	道央	H20.4.17	国道230号	単独型		○	○		1	1			○	○	○	○
105	流水街道網走	網走市	オホーツク	H20.12.10	北海道道1083号網走港線	単独型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
106	北前船 松前	松前町	道南	H21.3.12	国道228号	単独型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
107	ステラ★ほんべつ	本別町	十勝	H21.3.12	国道242号	単独型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
108	ウトナイ湖	苦小牧市	道央	H21.7.31	国道36号	一体型		○	○	○	3	2	1		○	○	○	○
109	うらほろ	浦幌町	十勝	H21.7.31	国道38号	単独型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
110	しんしのつ	新篠津村	道央	H22.8.9	北海道道139号江別奈井江線	単独型		○	○	○	2	1			○	○	○	○
111	夕張メロード	夕張市	道央	H23.3.3	国道274号	単独型		○	○		2	1			○	○	○	○
112	おだいどう	別海町	オホーツク	H23.3.3	国道244号	一体型	○	○	○		2	2	1	1	○	○	○	○
113	縁文ロマン南かやべ	函館市	道南	H23.8.25	国道278号	一体型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
114	わっかない	稚内市	道北	H24.3.26	国道40号	単独型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
115	あかいがわ	赤井川村	道央	H27.4.15	国道393号	単独型	○	○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
116	みそぎの郷きこない	木古内町	道南	H27.11.5	北海道道383号木古内停車場線	単独型		○	○	○	2	2	2	2	○	○	○	○
117	しかべ間歇泉公園	鹿部町	道南	H27.11.5	北海道道43号大沼公園鹿部線	単独型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
118	ノンキーランドひがしまこと	大空町	オホーツク	H29.4.21	国道334号	単独型		○	○	○	2	1	1	1	○	○	○	○
119	北欧の風 道の駅とうべつ	当別町	道央	H29.4.21	国道337号	一体型		○	○	○	2	2	2	2	○	○	○	○
120	石狩「あいろーど厚田」	石狩市	道央	H29.11.17	国道231号	一体型	○	○	○	○	2	1	2	1	○	○	○	○
121	なないろ・ななえ	七飯町	道南	H29.11.17	国道5号	一体型		○	○	○	1	1	1	1	○	○	○	○
122	びえい「白金ビルケ」	美瑛町	道北	H30.4.25	北海道道966号十勝岳温泉美瑛線	単独型		○	○	○	有(数は不明)	有(数は不明)			○	○	○	○

駅数

122

該当駅数

一体型

50

30

122

122

89

122

117

64

57

121

117

118

118

登録No.	「道の駅」名															外国人観光案内所						
		飲食店		無料休憩所	宿泊施設	温泉	キャンプ場等	公園	体験施設	博物館・美術館	展望台	ドッグラン	ペニーベンド	W-i-f-i	AED	クレジットカード	EV充電器	運動場	シャワー	ガソリンスタンド		
		レストラン	喫茶・軽食																			
1	三笠	○	○	○	○	○					○		○	○			○					
2	スタークラブ芦別	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○							
3	南ふらの	○										○	○	○								
4	しらぬか恋問	○										○	○	○	○			急1				
5	びぶか	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			普2、急2	○				
6	江差											○	○					普2、急2				
7	望羊中山	○	○	○							○											
8	富士見	○					○	○			○		○	○			急2	○				
9	忠類	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○			普2	○				
10	足寄湖							○				○		○								
11	摩周温泉		○	○			○				○		○	○			普1、急1			カテゴリー1		
12	おといねつぶ			○									○	○	○		普1、急2					
13	かみゆうべつ温泉チューリップの湯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
14	いわない			○				○				○	○	○	○							
15	まるせつぶ	○	○	○				○				○	○	○	○							
16	厚岸グルメパーク	○	○	○					○		○	○	○	○	○				カテゴリー1			
17	サンフラワー北童	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○					
18	みついし	○			○	○	○	○				○	○	○	○			○				
19	あっさぶ							○					○				普2、急2					
20	よってけ！島牧	○						○				○	○	○			急1					
21	てっこいランド大成											○	○	○			普1、急1	○				
22	オホーツク紋別		○	○				○	○	○	○	○	○	○								
23	YOU・遊・もり	○	○					○			○	○	○	○			急1					
24	おんねゆ温泉	○	○					○	○			○	○	○			急1					
25	ルート229元和台											○	○	○								
26	ハウスヤルビ奈井江	○	○	○				○				○	○	○								
27	おびら鰈番屋	○	○	○				○	○			○	○	○			急2			パートナー施設		
28	マリーンアイランド岡島	○					○															
29	おこっぺ		○	○				○														
30	阿寒丹頂の里	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
31	おとづけ	○		○								○	○	○				○				
32	ピンネシリ		○	○	○	○	○	○	○	○												
33	フォーレスト276大滝	○	○	○																		
34	上ノ国もんじゅ	○						○			○	○	○				普2、急2					
35	オスコイ！かもえない							○				○	○	○								
36	なかさつない	○		○				○			○	○	○	○								
37	マオイの丘公園	○		○				○			○	○	○	○			普2、急2	○				
38	樹海ロード日高	○	○	○				○			○	○	○	○			急1					
39	そうべつ情報館i(アイ)	○	○	○				○			○	○	○	○			急1					
40	ニセコビュープラザ		○	○								○	○	○	○				カテゴリー1			
41	しりうち											○	○	○	○		急2					
42	横綱の里ふくしま											○	○	○	○							
43	サブレッドロード新冠	○		○						○	○						急1					
44	ビア21しほろ	○	○	○								○	○	○	○		急1			カテゴリー1		
45	香りの里たきのうえ		○	○								○	○	○	○							
46	田園の里うりゅう	○										○	○	○	○		急1					
47	みたら室蘭		○	○								○	○	○	○							
48	とうま	○		○								○	○	○	○							

登録No.	「道の駅」名															外国人観光案内所					
		飲食店		無料休憩所	宿泊施設	温泉	キャンプ場等	公園	体験施設	博物館・美術館	展望台	ドッグラン	ペニーベンド	W i — f i	A E D	クレジットカード	EV充電器	運動場	シャワー	ガソリンスタンド	
		レストラン	喫茶・軽食																		
49	スペース・アップルよいち	○	○							○		○	○	○							
50	ほっといははろ	○		○	○			○				○	○	○	○						
51	サロマ湖	○	○					○					○	○	○						
52	愛ランド別	○		○								○	○	○							
53	おうむ	○	○									○	○								
54	えるふつ公園	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○				
55	森と湖の里はるかのい	○	○	○	○	○						○	○								
56	うたしないチロルの湯	○			○	○						○	○	○			○				
57	くろまつない	○		○								○	○	○		急1	○			カテゴリー1	
58	たきかわ	○	○	○								○	○								
59	スワン44ねむろ	○		○								○	○	○							
60	つるぬま	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				○			
61	なとわ・えさん	○					○	○				○	○	○				○			
62	つどへる・プラザ・さわら			○								○	○	○		急1					
63	知床・らうす	○										○	○	○							
64	さらべつ	○	○	○				○				○	○	○	○						
65	だて歴史の杜	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○						
66	あさひかわ	○	○	○								○	○	○	○					カテゴリー1	
67	自然体しづかっぷ	○		○				○				○	○	○		急2					
68	にしおこっぺ花夢			○				○	○			○	○	○							
69	オーロラタウン93りくべつ	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○		急1					
70	はなやか(葉菜野花)小清水	○	○					○				○	○	○							
71	ライスランドふかがわ	○	○	○								○	○	○		急1	○				
72	なかがわ	○		○				○				○	○	○		普2、急2					
73	230ルツ	○	○					○				○	○	○	○						
74	てしお	○		○					○			○	○	○	○	急1					
75	コスマール大樹		○	○								○	○	○		普3					
76	ぐるっとパノラマ美幌峠	○		○								○	○	○							
77	らんこし・ふるさとの丘	○		○			○	○				○	○	○							
78	とううら		○	○								○	○	○							
79	マルヘンの丘めまんべつ	○		○				○	○			○	○	○			○				
80	むかわ四季の館	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		急2	○				
81	あいおい	○		○				○	○	○		○	○	○							
82	しかおい			○				○	○	○		○	○	○							
83	しらたき	○		○				○	○	○		○	○	○							
84	あしょろ銀河ホール21	○	○	○				○				○	○	○		急1					
85	サーモンパーク千歳	○	○	○				○				○	○	○		急1					
86	ひがしかわ「道草館」			○								○	○	○						カテゴリー1	
87	花ロードえにわ	○	○	○				○				○	○	○		急1					
88	シェルプラザ・港		○	○					○			○	○	○							
89	真狩フラワーセンター	○		○				○				○	○	○		急2					
90	鐘のなるまち・ちっぷべつ	○		○	○	○						○	○	○		普2、急2					
91	あぶた	○		○								○	○	○			○				
92	うりまく		○	○					○	○		○	○	○			○				
93	絵本の里けんぶち	○	○	○				○				○	○	○		普1、急1					
94	風W(ふわっと)とまえ	○	○	○	○	○	○					○	○	○		急2					
95	しほろ温泉	○			○	○						○	○	○			○			カテゴリー1	
96	名水の郷さようごく	○	○	○				○				○	○	○							

登録No.	「道の駅」名																				外国人観光案内所 ガソリンスタンド		
		飲食店		無料休憩所	宿泊施設	温泉	キャンプ場等	公園	体験施設	博物館・美術館	展望台	ドッグラン	ペリーベンド	W i — f i	A E D	クレジットカード	EV充電器	運動場	シャワー				
		レストラン	喫茶・軽食																				
97	びえい「丘のくら」	○	○	○	○				○					○	○		急1						
98	☆ロマン街道しょさんべつ	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○					
99	うとろ・シリエトク	○	○	○									○	○	○	○							
100	しゃり			○								○	○	○									
101	ババスランドさつつの	○		○		○					○		○	○	○		○						
102	もち米の里☆なよろ	○		○									○	○	○	○	急1						
103	みなとま～れ寿都		○	○								○	○	○									
104	とうや湖	○		○							○		○										
105	流氷街道網走	○	○	○							○		○	○	○	○					カテゴリー2		
106	北前船 松前	○		○					○		○		○	○	○								
107	ステラ★ほんべつ	○		○					○		○		○	○	○								
108	ウトナイ湖	○	○	○			○					○	○	○	○		普1、急1						
109	うらほろ	○	○	○								○	○	○	○		急1						
110	しんしのつ	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○	○								
111	夕張メロード			○									○										
112	おだいとう	○		○									○					急1					
113	縄文ロマン南かやべ			○						○			○	○	○								
114	わっかない	○	○	○									○	○	○	○	急1						
115	あかいがわ	○		○				○				○	○	○	○								
116	みそぎの郷きこない	○	○	○			○					○	○	○	○								
117	しかべ間歇泉公園	○		○				○					○	○	○								
118	ノンキーランドひがしまこと	○		○	○								○	○	○	○							
119	北欧の風 道の駅とうべつ	○	○	○									○	○	○	○	急1						
120	石狩「あいろーど厚田」	○	○	○				○		○	○			○	○	○	○	急1					
121	なないろ・ななえ		○	○			○					○	○	○	○								
122	びえい「白金ビルケ」	○	○	○									○	○									
駅数		122		84	63	100	21	19	13	54	18	22	28	15	86	121	93	38	45	21	3	3	10

(注) 1 当局の調査結果、道の駅連絡会のホームページ「北の道の駅」（平成31年1月28日現在）、北海道開発局のホームページ（平成31年1月28日現在）及び日本政府観光局（JNTO）のホームページ（平成31年2月7日現在）に基づき作成した。

2 「EV充電器」欄の「普」は普通充電器、「急」は急速充電器を示す。

図表 1-(4)-⑧ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）における道路管理者に関する規定＜抜粋＞

(国道の新設又は改築)

第 12 条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他の政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

(国道の維持、修繕その他の管理)

第 13 条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2~6 (略)

(都道府県道の管理)

第 15 条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

図表 1-(4)-⑨ 道路法等における北海道開発局長に対する権限委任規定

○ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）＜抜粋＞

(権限の委任)

第 97 条の 2 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第 31 条第 2 項の規定による裁定及び同条第 5 項本文の規定による決定については、この限りでない。

○ 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）＜抜粋＞

(権限の委任)

第 41 条 法及び法に基づく政令に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第 13 条第 2 項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行うこととする場合にあっては、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第 31 条第 2 項の規定による裁定及び同条第 5 項本文の規定による決定並びに法第 94 条第 2 項の規定による譲与については、この限りでない。

一～十五 (略)

3 (略)

図表 1-(4)-⑩ 北海道開発局又は道に対し提出する登録申請書の添付資料一覧

- ・ 基本入力シート
- ・ 登録申請書
- ・ 施設の位置図及び配置図
- ・ 全体説明図及び写真
- ・ 完成予想パース・写真
- ・ 「道の駅」登録・案内要綱等に係る確認事項
- ・ 「道の駅」概要（パワーポイントファイルで作成した簡略版を含む。）
- ・ 情報提供施設
- ・ 「道の駅」登録箇所位置図
- ・ 「道の駅」登録候補箇所一覧
- ・ 「道の駅」施設整備内容一覧
- ・ 「道の駅」を構成する施設等の整備手法
- ・ 「道の駅」の特徴
- ・ 「道の駅」駐車マス数算出の考え方
- ・ 施設平面図
- ・ 「道の駅」として登録する必要性と情報提供
- ・ （申請者が市町村等以外の場合）公的な団体であることを証する資料
- ・ （単独型の場合）関係する道路管理者の推薦書
（一体型の場合）道路管理者との協力体制が整っていることを証する資料（協定書・覚書等）
- ・ （未供用の場合）供用開始の予定を明らかにする資料（供用までの事業計画書）
（供用中の場合）供用中を示す資料（全景・主要施設の写真等）
- ・ （管理運営者が市町村等以外の場合）必要なサービスが確保されるよう措置されていることを証する資料（契約書または管理協定書の写し等）
- ・ （申請者が公益法人の場合）市町村の推薦書

（注）調査対象とした「道の駅」設置市町村の資料に基づき、当局が作成した。

図表1-(4)-⑪ 北海道開発局又は道に対し提出する登録
申請書の添付資料（様式）

基本入力シート

<基本情報>					
「道の駅」名（ふりがな）					
「道の駅」名					
駅名の由来 ※参考データ					
「道の駅」の所在地（ふりがな）					
「道の駅」の所在地					
「道の駅」の所在地（うち都道府県名）					
「道の駅」の整備手法					
申請団体名					
申請団体の種別					
接する道路の路線名					
接する道路の道路種別					
接する道路の道路管理者					
担当地方整備局					
サービス施設 (駐車場・トイレ・電話以外の施設)	【地域振興施設】 【休憩・情報発信施設】 【その他】				
「道の駅」の電話番号					
「道の駅」のFAX番号 ※参考データ					
駅長名					
運営主体の種別					
運営主体名 ※参考データ					
供用（予定）年月日	年号 平成	年	月	日	供用
「道の駅」申請担当 ※参考データ					

<主要な施設状況>

駐車場	大型	小型車 換算台数	身障者	合計		換算台数
道路管理者整備分 ((1))						
「うち24時間使用可能 ((2))						
市町村等整備分 ((3))						
「うち24時間使用可能 ((4))						
合計 ((1)+(3))						
「うち24時間利用可能 ((2)+(4))						

トイレ	男（大）	男（小）	男（小糞）	女	身障者	合計	オストメイト対応	おむつ交換シート	
								△	△
道路管理者整備分 ((1))									
「うち24時間使用可能 ((2))									
うち和式									
うち洋式									
うち温水洗浄便座									
市町村等整備分 ((3))									
「うち24時間使用可能 ((2))									
うち和式									
うち洋式									
うち温水洗浄便座									
合計 ((1)+(3))									
「うち24時間利用可能 ((2)+(4))									

公衆電話	
全体	台
うち24時間使用可能	台

<その他施設情報> ※参考データ

防災拠点化	キャンプ場
非常用電源	オートキャンプ場
災害トイレ（災害時にも使用可能なトイレ）	マリーナ
簡易トイレ（災害時のためのトイレ：マンホールタイプの簡易施設等）	公園
災害用備蓄倉庫	展望台
貯水槽	子供広場
パリアフリー化	運動所
無料休憩所	美術館
シャワー	博物館
観光案内所	劇場舞台
ボスト	交流館
ATM	物産加工場
ベビーベッド	休憩農園
物産販売所	ガソリンスタンド
農林水産直売所	電気自動車充電設備（急速）
レストラン	電気自動車充電設備（普通）
軽食・喫茶	無線LAN環境
宿泊施設	診療所 ※医療行為を行うもの
温泉保養施設	を対象

○「道の駅」登録・案内要綱等に係る確認事項

「道の駅」登録要件		確認欄					
主体要件	設置者 案内・サービス施設の設置者は市町村又は市町村に代わり得る公的な団体であるか。						
	管理・運営 案内・サービス施設の管理または運営を市町村等以外のものが行う場合、契約により「道の駅」として必要なサービスが確保されているか。						
規模要件	駐車場 無料で利用できる十分な容量の駐車場を備えているか。 ※駐車台数概ね20台以上(大型は2台分に換算)	普通車	台				
	大型車	台 (※換算台数)					
	障害者用	台					
	計	台					
	トイレ 無料で利用できる十分な容量の清潔なトイレを備えているか。 ※水洗便所で利用需要に対応できること ※便器数概ね10器以上	男性用	小 器	大 器			
		女性用	器				
	障害者用	器					
	計	器					
	清潔なトイレの維持管理のための対応 ※定期的な清掃・職員による巡回等						
	障害者用の駐車場・トイレが設置されていない場合の設置予定期						
時間要件	24時間化 駐車場・便所・電話は24時間利用可能か	駐車場	普通車	台			
			大型車	台 (※換算台数)			
			障害者用	台			
			計	台			
		トイレ	男性用	小 器			
			大 器	うち和式 器	うち洋式 器	ろち温水洗净便座 器	
			女性用	うち和式 器	うち洋式 器	ろち温水洗净便座 器	
			障害者用	器	ろち温水洗净便座 器		
			計	器	ろち温水洗净便座 器		
			電話				

施設要件	バリアフリー化 各施設内のバリアフリー化対応 施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化対応	各施設内			
	主要な歩行経路				
設置間隔	隣接する「道の駅」 設置間隔が10km以上あるか? 設置間隔が10km以下の場合に相互の利用者の差別化をどう図るか?	隣接する「道の駅」名	距離 (km)	利用者の差別化 (設置間隔が10km未満の場合)	
維持管理	「道の駅」出入り車両の安全確保 誘導看板の設置や駐車場出入り口の分離・駐車場内一方通行等の対応				
	24時間の安全性の確保 職員の常駐・夜間・閉館時の安全確保 防犯カメラの設置、警備員の配置など				
備考	その他 ・重点「道の駅」もしくは重点候補である場合、その旨を記載。 ・既存の施設を新たに「道の駅」として登録する場合、施設及び土地の所有者について記載。 ・その他、必要に応じ適宜記載				
その他設備	EV充電器の整備状況	台			
	公衆無線LANの整備状況 (特定の契約者・会員しか使用できないのであれば、その旨記載)				
	多目的トイレ	オストメイト対応トイレ	器		
	おむつ交換シート	台			

情報提供施設

駅名 :

道路種別 :

整備手法 :

施設	有無	施設内容・維持管理体制
情報端末・モニター (リクエスト端末、PC、大型モニターなど)		【施設内容】
設置主体 : 管理主体 :		【維持管理体制】
提供情報内容		
道路交通		
周辺観光		
気象		
災害		
医療		
地域情報		
他の「道の駅」		
その他		
その他の情報提供施設 (チラシ配布・案内板・掲示板など)		【施設内容】
設置主体 : 管理主体 :		【維持管理体制】
提供情報内容		
道路交通		
周辺観光		
気象		
災害		
医療		
地域情報		
他の「道の駅」		
その他		
観光案内所 (人による案内)		
設置主体 : 管理主体 :		

今後の整備予定

情報提供施設配置図

※ 情報提供施設の配置、出入口や主な施設の配置を記載

「道の駅」登録候補箇所一覧

登録番号	都道府県	設置箇所	路線名	駅名(仮称)	駐車台数(24H)			トイレ数(24H)						申請者	供用予定	整備手法	重点「道の駅」	
								男			女							
					大型車	(身障者)小型車	合計	計	小	大	うち和式	うち洋式	うち洋式	うち温水洗净	うち温水洗净	うち温水洗净		

「道の駅」施設整備内容一覧

登録番号	駅名	都道府県	設置箇所	路線名	「道の駅」の特色【主要施設】	供用予定	整備手法

一体型 駅
単独型 駅
計 駅

※ 24時間利用可能な駐車場とトイレ、情報提供施設は全てに共通して整備されています。
 ※ 一体型：道路管理者が整備する駐車場やトイレと、市町村等が整備する地域振興施設を一体的に整備するもの。
 単独型：市町村等が単独で駐車場、トイレ、地域振興施設を整備するもの。

「道の駅」を構成する施設等の整備手法

駅名(仮称)	都道府県	申請者	路線名	面積(m ²)	トイレ数(24H)			道路管理者	総事業費(百万円)	道路管理者が整備する(した)施設等の内容		道路管理者以外が整備する(した)施設等の内容		備考	
					男	女	身障者			施設名称	事業年次	事業費(百万円)	施設名称	事業年次	

(注)1 施設名称は、地元側の施設を、「○○交流館」や「××資料館」、「△△劇場・舞台」等、個別の施設毎に記入。整備予定施設についても記入し、カッコ書きで「予定」と記入。

2 事業年度は、開始年度と完了(予定)年度をH○～H●完(予定)と記入。

3 内訳は、「○○省××モデル事業(補助)△△百万円」、「○○省××モデル事業(起債)△△百万円等」と各施設毎に「道路管理者側は、駐車場、トイレ、情報提供装置、交差点、園地等、休憩所、等に区分すること」に記入。なお、現在補助申請中の場合はその旨備考欄に明記のこと。

なお、事業名称(メニュー)については、平成5年10月26日付事務連絡「道の駅を構成する地域振興施設等の整備手法について」を参照のこと。

「道の駅」駐車マス数算出の考え方

	駅名	車種	日交通量	適用交通量	施設算出の適用基準・考え方		備考
					駐車マス	トイレ	

(当局注) 1 調査対象とした「道の駅」設置市町村の資料に基づき、当局が作成した。

2 図表1-(4)-⑩に掲載されている一部の資料を掲載している。

図表1-(4)-(12) 「道の駅」データベースの入力項目

道の駅 DB

基本諸元																			住所・連絡先等								登録情報										
ID	地整番号	地整名	管理番号	県名	登録番号	駅名	新規登録時の駅名	登録回	登録年月日	供用年月日	モデル「道の駅」			重点「道の駅」	オープン	郵便番号	所在地	うち市町村名	電話番号	FAX番号	E-Mailアドレス	ホームページ		SNS		設置者	設置者種別(市町村・都道府県・第3セクター、民間企業※要更新)	うち市町村出資の有無	管理・運営管理者	管理・運営者種別(市町村・都道府県・第3セクター、民間企業※要更新)	うち市町村出資の有無	管理・運営者契約方法(直営、委託、指定管理者制度、その他)	管理・運営者委託料(設置者・管理運営者)(百万円)	管理・運営者使用料等(管理運営者→設置者)(百万円)	道路管理者施設の管理費用負担	指定管理委託期間	決算時期
											全国	住民サービス部門	地域交通拠点部門							整備局HP	オリジナルHP	ブログ	ツイッター	Facebook													

主な整備施設												施設面積																					
無料休憩所	シャワー	観光案内所	ポスト	ATM	うち単独ATM	うちコンビニ内のATM	ベビーべッド	物産販売所・農林水産直売所	レストラン	軽食・喫茶	宿泊施設	温泉保養施設	足湯	キャンプ場	オートキャンプ場	RVパーク	マリーナ	公園	展望台	広場	運動所	劇場舞台・美術館等文化施設	会議室・集会所等	物産・農水産物加工場	体験農場	体験工房	ガソリンスタンド	病院・診療所	防災体験・展示施設等	役所等の機能	全体施設面積(m²)	市町村等整備分(m²)	道路管理者整備分(m²)

駐車場				トイレ				情報提供施設				地域振興施設等				接する道路の状況				交通量(平日)				交通量(休日)				交通量(休日)					
土地所有者区分コード	土地所有者	管理区域コード	借地期間	土地所有者区分コード	土地所有者	建物所有者	管理区域コード	借地期間	土地所有者区分コード	土地所有者	建物所有者	管理区域コード	借地期間	土地所有者区分コード	土地所有者	建物所有者	管理区域コード	借地期間	接する道路の路線名	道路管理者	道路管理者種別	道路種別	H22センサス(台/24h)	H22センサス(台/24h)	H22センサス(台/24h)	H22センサス(台/24h)	代表沿道状況(H22)	H27センサス(台/24h)	H27センサス(台/24h)	H27センサス(台/24h)	H27センサス(台/24h)	代表沿道状況(H27)	
																				交通量(平日)	交通量(休日)	交通量(平日)	交通量(休日)	交通量(平日)	交通量(休日)	交通量(休日)	交通量(休日)	交通量(休日)	交通量(休日)				

立寄率				バリアフリーの状況												管理協定の状況				整備形式				整備手法			
平日立寄率	12時間交通量(平日)	12h道の駅利用台数(平日)</th																									

情報発信				地域振興施設																						
情報提供内容		案内人		観光案内所						文化施設等内容			多言語・ピクトによる地域振興施設の案内		外国人対応						交通結節機能					
ふるさと納税・地方移住		対応時間	他の業務との兼任の有無	その他の特徴ある情報内容	観光コーナーの運営主体(道の駅、観光協会、その他委託業者等)	農業体験等の観光プログラムの受付業務実施の有無	JNTO外国人観光案内所認定の有無	サービス項目	実施内容	施設等	多言語による案内	ピクトによる案内			カード開通対応有無	電子決済対応有無	コミュニティバスなど、公共交通機関の乗り継ぎ拠点化									
ふるさと納税の案内・情報提供の有無	案内・情報提供方法																結節点バス等の種類									
																		手ぶら観光サービスの取組み有無	バス結節機能の有無	結節バスの種類	高速バスの有無	路線バスの有無	コミュニティバス有無	demand交通の有無	観光周遊バス・観光シャトルバスの有無	その他交通記述

(注) 1 調査対象とした「道の駅」設置市町村の資料に基づき、当局が作成した。

2 入力項目は、平成30年7月31日現在のものである。

図表 1-(4)-⑬ 「道の駅」配置計画実施要領（案）（平成 8 年
11月建設省道路局国道課）<抜粋>

1. 適用の範囲

本実施要領（案）は、道路管理者が 21 世紀初頭を目標とした「道の駅」配置計画を策定する場合に適用する。

近年、長距離トリップが増大し、女性や高齢者ドライバーが増加するなかで、安全で快適な交通環境を確保するため、一般道路においても 24 時間誰でも安心して利用できる公共の休憩施設が求められてきている。

「道の駅」は、このような休憩施設と市町村等の地域振興施設とを一体的に整備するもので、道路利用者に対するサービスの高度化・多様化等を図るとともに、地域の情報発信と交流の拠点形成を図ることを目的としている。

「道の駅」は年々増加しており、平成 8 年 8 月 5 日現在、全国で 313箇所が登録されている。今後も登録数が伸びていくものと考えられるが、それらが適切な配置や施設内容等となるよう計画的な整備を図っていくことが重要であり、道路交通や地域の状況等を踏まえ長期的視点に立った配置計画が必要となってきている。

「道の駅」配置計画は、このような背景を基に、道路管理者が一般道路における「道の駅」の整備を長期的かつ計画的に実施していくために策定することを目的とするものである。

本実施要領（案）は、この「道の駅」配置計画を道路管理者が策定する場合の参考とするために取りまとめたものである。

2. 配置計画策定の基本的な考え方

2-1. 配置計画の基本方針

「道の駅」は一般道路での休憩施設整備と併せて地域交流拠点の形成やサービスの高度化・多様化等を図るものであり、配置計画の策定にあたっては以下の基本方針が十分達成されるように行わなければならない。

- ・ 主要な幹線道路において、民間等の休憩機能を持つ施設も考慮しつつ、適切な間隔で「道の駅」を配置し、休憩機能の充実を図る。
- ・ 活性化が求められている地域等において、交流の拡大や地域連携の促進化による魅力と活力ある地域づくりを支援する。
- ・ レジャー交通の増大、広域化に対応し、休日交通にも配慮した整備を図る。
- ・ 高速道路における休憩施設である SA、PA や一般道路との結節点となる IC との位置関係にも配慮し、休憩や情報提供の面から高速道路との連携を図る。
- ・ 21 世紀初頭を目標として計画的な整備推進を図る。

長距離トリップ交通や広域レジャー交通が増大しており、一般道路でも、これらに対応した休憩施設の整備が求められている。

一般道路における主要な幹線道路は、主として長距離トリップ交通を担っている都道府県道以上の路線からなる。このような道路では、民間等の休憩機能を持つ施設も考慮しつつ、適切な間隔で「道の駅」を配置し、休憩機能の充実を図っていく必要がある。

また、長距離トリップ交通や広域レジャー交通は一般道路だけでなく高速道路も含めた利用が

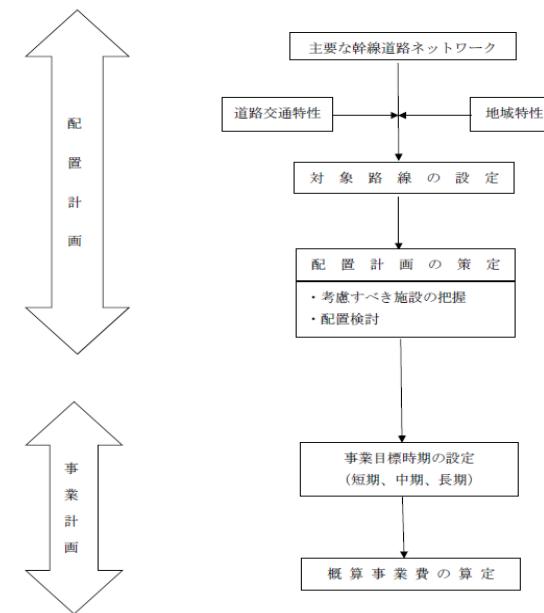
多いため、休憩や施設位置等に関する相互情報提供の面で高速道路との連携を図っていくことが必要であり、SA、PA や IC との位置関係にも十分配慮した配置を行っていくことが重要である。

一方、「道の駅」は交流の拡大や地域の連携の拠点となり、地域の振興にも大いに寄与している。このため、活性化が特に求められている中山間地域においては、道路管理者側からの地域活性化支援の一環として、積極的に「道の駅」整備を推進していくことが重要である。

2-2. 配置計画の策定手順

配置計画は、道路交通特性や地域の特性から「道の駅」の計画的配置が必要な対象路線の設定を行い、民間等の休憩機能を持つ施設を考慮して策定するものとする。

具体的な策定手順は以下のようになる。



3. 配置計画

3-1. 対象路線

「道の駅」の配置計画対象路線は、以下の要件に該当する路線を目安として設定する。

- ・一般国道で交通量が概ね 5,000 台／日以上の一般道路
- ・交通量が概ね 5,000 台／日以上の都道府県道で、一般国道と同程度に長距離トリップ交通を担っている一般道路

なお、県境等を通過する路線については、隣接する他の都府県と十分に調整を図って設定していく必要がある。

【解説】**(1) 主要な幹線道路ネットワーク**

長距離トリップ交通や広域レジャー交通の増加に対応した「道の駅」整備が求められているが、一般道路でこれらの交通を担っているのは主要な幹線道路であり、都道府県以上の路線である。

なお、現在すでに供用されている路線の他、21世紀初頭までに完成を予定している路線も考慮して設定するものとする。

(2) 対象路線の設定**① 一般国道**

一般道路における多機能型休憩施設である「道の駅」は、一般道路における基本的ネットワークを構築し、長距離トリップを主に担っている路線への整備が望ましい。

一般国道のうち休憩需要が多い路線（交通量の多い概ね5,000台／日以上の路線）に、計画的に配置していく必要がある。

② 都道府県道

都道府県道は基本ネットワークを構築している一般国道を補完する性格を有している。このため、一般国道と同様、概ね5,000台／日以上の都道府県道を基本的に「道の駅」の配置計画対象路線としてよい。ただし、下図に示すようにトリップ長分布が一般国道よりも短い傾向にあることから、一般国道と同程度に長距離トリップ交通を担っている路線とする。

道路種別平均トリップ長（略）

道路種類別のトリップ長分布（略）

（中国地建管内：H2道路交通センサス）

注）中国地建全域交通量推計現況配分より作成

(3) 対象路線のネットワーク

前述した配置計画対象路線は長距離トリップ交通に対応した路線であり、基本的に長距離トリップ交通のネットワークを構成していることとなる。

なお、県境等を通過する路線については、隣接する他の都府県と十分に調整を図ってネットワークを設定していく必要がある。

また、配置計画対象路線の要件に該当しない県道以上の路線や一般有料道路についても、主要な幹線道路とネットワークとして一体的に機能する場合は、対象路線としてもよい。

ただし、高速自動車国道等の高規格幹線道路、都市高速道路については対象としない。

図 対象路線ネットワークの概念図（略）

3-2. 考慮すべき施設

- ・「道の駅」の配置を検討する際に考慮すべき施設として、以下の施設があげられる。
 - 公共施設—簡易パーキング、道路情報ターミナル、チェーン脱着場、展望台、公園、市町村の整備した市民センター 等
 - 民間施設—ドライブイン

- ・有料駐車場、トラックステーション等にも配慮が必要である。

【解説】**(1) 民間等の休憩機能を持つ施設**

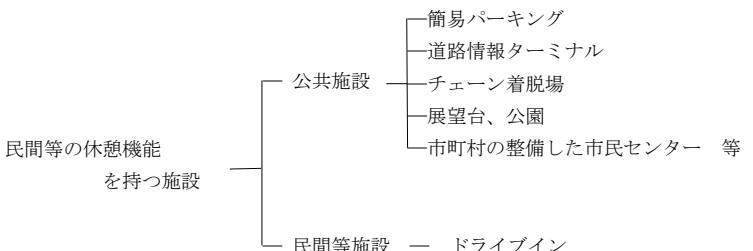
一般道路においては、「道の駅」と同じような施設や同程度の機能を有する民間のドライブイン等の施設も少なくない。たとえば、休憩は、必ずしも「道の駅」にかぎるわけではなく、簡易パーキング等の公共施設のほか、民間のドライブインにおいても可能である。

「道の駅」は、それら民間等の休憩のできる施設とうまく連携を図りながら、配置を進めいかなければならない。

「道の駅」の配置は、民間等の休憩機能を持つ施設だけでは不足すると考えられる地域について、検討するのが望ましい。

ここで考慮すべき民間等の休憩機能を持つ施設とは、トイレがあり、駐車マスが概ね20台以上の誰もが無料で利用可能な（一定のサービスレベルを持つ）施設とする。

また、民間等の休憩機能を持つ施設として、以下の施設があげられる。



ただし、現状において一定のサービスレベルを確保していないとも、トイレの新設や駐車マスの増設、あるいは大型車の利用を可能とするような改築等の計画がある場合には、民間等の休憩機能を持つ施設となりうる。

(2) 配慮すべき施設**① 有料駐車場**

主に市街地部等において整備されている有料駐車場は、「道の駅」の駐車場と目的や機能は異なっているが、十分な駐車スペースを有している場合もあり、その近傍での整備には配慮する必要がある。

② トラックステーション

（財）貨物自動車運輸事業振興センターが整備、管理・運営しているトラックステーションは、トイレがあり、駐車マスが概ね20台以上の無料で24時間利用可能な施設ではあるが、利用者が営業用トラック運転手に限定されており、必ずしも全ての利用者が休憩可能でない。

しかし、一部利用者であれ、休憩は可能となっていることから、「道の駅」配置において配慮する必要がある。

③ その他

トイレの新設計画等がなく、将来においても一定のサービスレベルに達しない民間等の施設であっても、「道の駅」と類似の施設を有している際には、それらの施設と競合しないよう、「道の駅」の施設内容を検討して整備する必要がある。

3-3. 配置検討

「道の駅」の配置は、設定した整備計画対象路線に対し、民間等の休憩機能を持つ施設も活用しつつ、設置間隔が10~20kmを目安とし、最大でも25km程度となるように行う。その際、高速道路のSA、PAやICとの位置関係にも十分配慮して検討する。また、「道の駅」配置が地域により大きく偏らないように配慮する必要がある。

【解説】

「道の駅」の配置間隔は、生理的欲求ならびに疲労を感じてからの連続運転時間の許容限界を概ね30分とし、平均旅行速度による走行距離を指標とする。

この許容限界の30分は、高齢者ドライバー等にも配慮してさだめたものである。（「高齢化社会における長距離輸送円滑化調査」北陸地建 S59.3）

なお、「高規格幹線道路幾何構造基準（案）」における休憩施設の配置間隔は、下表のようになっている。この間隔は高速道路での休憩実態調査を参考に定めたものであり、休憩施設相互の間隔が25~35kmであれば、所要時間30分程度で次の休憩施設に到達でき、疲労を感じた場合、あるいは生理的な欲求が生じた場合、無理なく受け入れられるものと思われる、としている。

休憩施設の配置間隔（単位：km）

	標準間隔	最大間隔
すべての休憩施設相互	25	35
サービスエリア相互	100	150

一方、一般道路の平均旅行速度を道路種類別、沿道状況別等に見ると、次表に示すように、概ね20~40km/hの範囲に分布している。従って、30分間隔で配置するとすれば、配置間隔は概ね10~20kmが目安となる。

道路種類別、沿道状況別の混雑時平均旅行速度(km/h)

上段：平日

下段：休日

沿道状況	DID	その他 市街部	平地部	山地部	合 計
一般国道	21.0	29.7	39.5	42.1	36.0
	25.2	32.6	41.1	41.1	37.8
都道府県道	18.8	27.5	36.2	35.0	32.5
	21.4	29.0	36.8	34.9	33.4

「資料：平成6年度道路交通センサス」

しかし、一般国道における調査区間別混雑時旅行速度の分布状況を見ると、下図に示すように50km/h程度の区間もかなり存在している。

また、平常時の平均旅行速度も、上表に示した混雑時速度より高くなる傾向にある。

このため、「道の駅」の設置間隔は、10~20kmを目安とした上で、最大の設置間隔を25km程度として設定した。

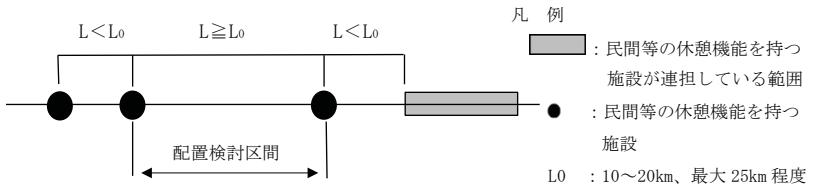
一般国道の調査区間別混雑時旅行速度の分布状況（略）

「資料：平成6年度道路交通センサス」

【参考】

【配置検討区間の考え方】

「道の駅」の配置検討は、登録済み「道の駅」や民間等の休憩機能を持つ施設相互の間隔が標準的範囲程度以上の区間に對して行う。



【高速道路 IC 近傍での配置の考え方】

高速道路 IC 近傍に整備検討区間がある場合は、一般道路と高速道路間での休憩や相互位置等に関する情報提供を図っていくためにも、高速道路のSA、PAやICとの位置関係に配慮した配置を検討していくことが重要である。

休憩の観点からは、高速道路のSA、PAから概ね30分程度で到達できるような範囲に配置するのが望ましい。

また、道路情報、地域情報の提供の観点からは、できるだけ IC の近くに「道の駅」を配置するのが望ましい。

【アクセス道路を介した配置の考え方】

「道の駅」は、主要な幹線道路に直接面しているだけでなく、アクセス道路を介して少し引き込んだ位置への設置も可能であろう。その離れについては、アクセス道路、案内標識の状況によって個別に判断する必要があると考えられる。

4. 事業計画

4-1. 整備目標時期

各々の配置計画箇所について、現在の計画熟度等から整備目標時期を短期、中期および長期に区分する。

■ 短期整備箇所：平成9年度までに整備完了予定の箇所

■ 中期整備箇所：平成10年から14年度までに整備完了予定の箇所

■ 長期整備箇所：平成 15 年度以降、概ね 21 世紀初頭までに整備完了予定の箇所

【解説】

整備目標時期は、配置計画箇所の計画熟度等を参考として各道路管理者が設定するものとする。

4-2. 概算事業費の算定

各々の配置計画箇所の事業費を概略算定するものとする。

【解説】

事業費の概略算定においては、各々の「道の駅」の規模や施設内容等をできるだけ把握し、市町村が整備する施設を含む全体事業費、及び道路管理者の整備する事業費を算定するものとする。

5. 実施体制

「道の駅」配置計画の策定にあたっては、各都道府県の幹線道路協議会等を活用し、各道路管理者間の調整を図って実施していくものとする。

【解説】

「道の駅」配置計画は都道府県毎に策定するが、各都道府県の幹線道路協議会等を活用し、各道路管理者間の調整を図って、計画策定を円滑かつ効率的に進めていくものとする。

また、各地方建設局等は、都道府県毎の「道の駅」配置計画を取りまとめるものとする。

なお、この「道の駅」配置計画は、概ね 2~3 年毎に見直すものとする。

(注) 調査対象とした「道の駅」設置市町村の資料に基づき、当局が作成した。

図表1-(4)-⑭ 道の駅連絡会における会議の開催状況

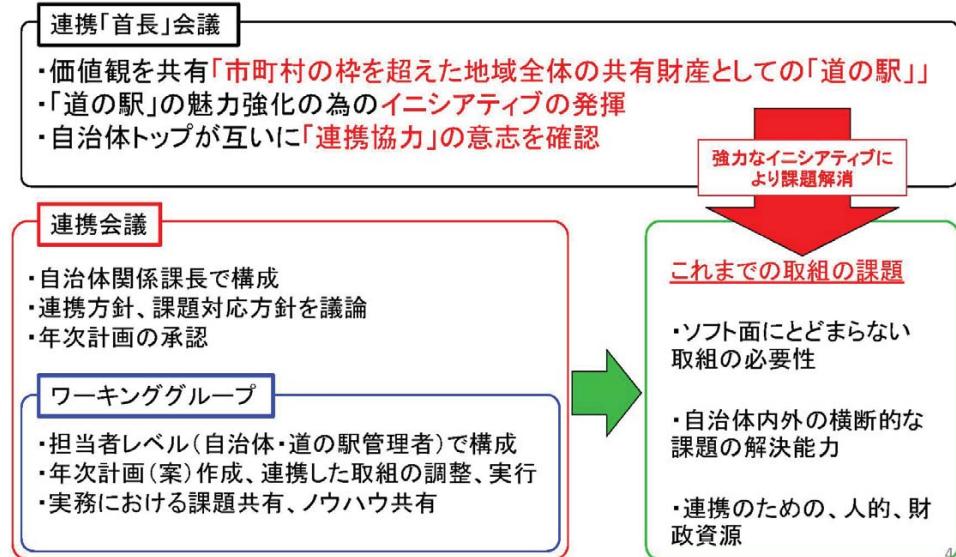
年度	会議	開催内容等
平成 29 年度	担当者 会議	開催日（場所）：4月7日（札幌市） <ul style="list-style-type: none"> 1 講演【今後の「道の駅」マーケティングと地域振興を考える（講師：JTIC SWISS代表、観光庁観光カリスマ）】 2 事務局からの連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・「道の駅」スタンプラリー2017の実施（今年度の主な改正点と解説等） 3 行政機関等からの情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道開発局（北海道ドライブ観光促進社会実験） 4 民間企業等からの情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・TOTO株式会社（トイレ清掃のポイント） ・くるま旅クラブ（逆転の発想による車中泊等への対応）
	総会	開催日（場所）：8月7日（札幌市） <ul style="list-style-type: none"> 1 新駅紹介（ノンキーランドひがしもこと、北欧の風 道の駅とうべつ） 2 議事（平成28年度事業報告等） 3 話題提供 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道開発局（「道の駅」のトイレの改善に関するチェックポイント、「道の駅」情報提供機能の改善に関するチェックポイント、HOKKAIDO「道の駅」スタンプラリー・グルメ等ドライブ観光促進事業、「道の駅」における海外みやげ宅配便の導入等） ・北海道運輸局（訪日外国人旅行者の受入に関する補助制度について） ・札幌大通まちづくり株式会社（大通すわろうテラスについて）
	プロック別の 担当者 会議	開催日（場所）：10月18日～12月6日（網走市、室蘭市、函館市、帯広市、旭川市、弟子屈町、札幌市） <ul style="list-style-type: none"> 1 来年度活動に関する意見交換 2 本年度活動に関する意見交換 3 各開発建設部からの情報提供
平成 30 年度	担当者 会議	開催日（場所）：4月11日（札幌市） <ul style="list-style-type: none"> 1 講演【「道の駅」とシニックバイウェイについて（講師：（一社）北海道開発技術センター理事、（一社）シニックバイウェイ支援センター代表理事）】 2 事務局からの連絡 <ul style="list-style-type: none"> 「道の駅」スタンプラリー2018の主な改正点と解説、連携企画について（シニックバイウェイ北海道との連携活動について）、外国人向けスタンプラリー、道の駅アプリ、グルメパスポート 3 行政機関等からの情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道開発局（「道の駅」に関する話題、サイクルツーリズムについて、かけ橋カードについて、地域拠点の道の駅について、わが村の取り組みについて） ・北海道運輸局（トイレ洋式化の補助について（案）、「稼ぐ観光」具体化調査実践モデル事業に係るモデル地域の募集） 4 民間企業等からの情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ゼンリン（道の駅アンケートについて） ・株式会社ノヴェロ（さっぽろオータムフェスト等について）
	総会	開催日（場所）：7月30日（札幌市） <ul style="list-style-type: none"> 1 新駅紹介（石狩「あいいろーど厚田」、なないろ・ななえ、びえい「白金ビルケ」） 2 議事（平成29年度事業報告等）
	プロック別の 担当者 会議	開催日（場所）：11月22日～1月23日（根室市、ニセコ町、浦臼町、枝幸町、紋別市、網走市、苫小牧市、旭川市） <ul style="list-style-type: none"> ○ 話題提供 <ul style="list-style-type: none"> ・北の道の駅ホームページについて ・「道の駅」スタンプラリー2017アンケートについて

(注) 道の駅連絡会の資料に基づき、当局が作成した。

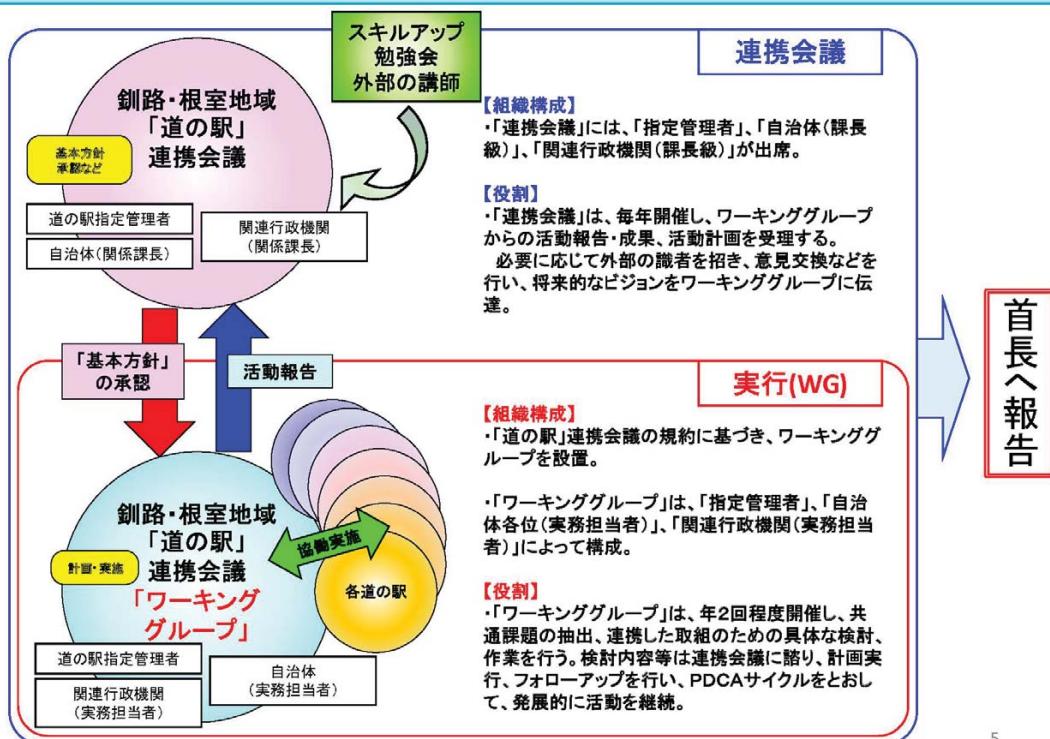
図表 1-(4)-⑯ 釧路・根室地域「道の駅」連携会議の体制等

(1) 釧路・根室地域「道の駅」連携会議の体制

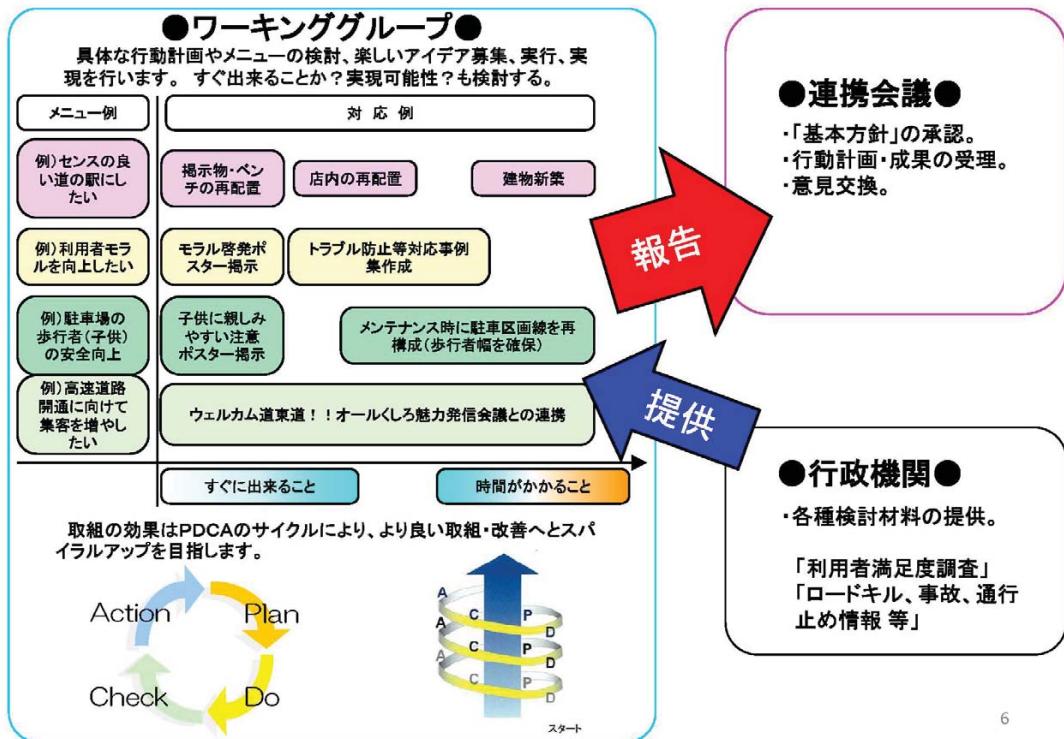
「道の駅」は、自治体、管理運営各位の継続的な改善の取組により、知名度、信頼度の向上等、「ブランド化」が進んでいる。それに伴い、利用者の期待も高まり、求められる「質・水準」も高くなっている。また、一方では様々な課題も明らかになっている。
その様な中、「道の駅」のさらなる発展を目指し、地域全体の連携した取組を行うため、首長のイニシアティブによる取組の推進が必要となっている。



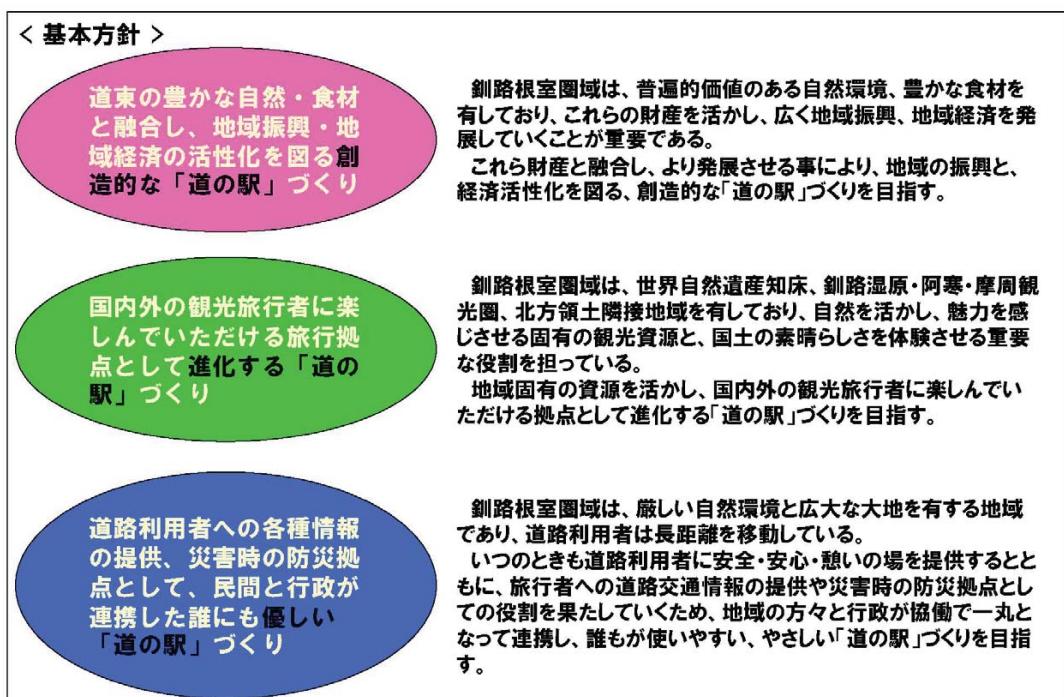
(1) 釧路・根室地域「道の駅」連携会議の体制



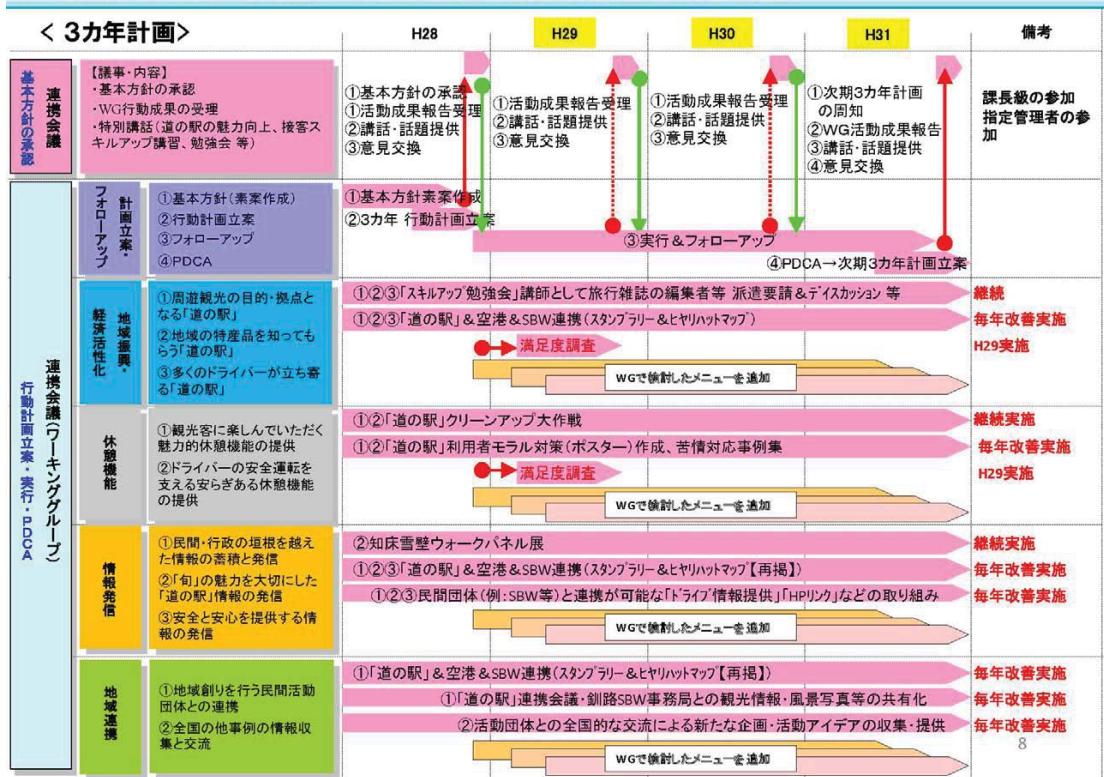
(1) 釧路・根室地域「道の駅」連携会議(WG)の体制



(1) 釧路・根室地域「道の駅」連携会議の基本方針(H28~H31)



(1)釧路・根室地域「道の駅」連携会議の年次計画



(注) 北海道開発局釧路開発建設部の資料による。

図表1-(4)-⑯ スタンプラリーの概要

スタンプラリー – 北の道の駅

hokkaido-michinoeki.jp/stamprally/



北海道 道の駅スタンプラリー2018開催！

参加方法と応募期間



スタンプラリー充実のため、1人200円の参加料をご負担願います。

■2018版スタンプブック

各賞応募期間 2018年4月21日（土）～2019年3月21日（木）

全駅完全制覇認定の申込期間 2018年4月21日（土）～2020年3月22日（日）

■2017版スタンプブック

全駅完全制覇認定の申込期間 2019年3月21日（木）まで

スタート前に

■スタンプ押印用紙

スタンプは必ず2018スタンプブックに押してください。2018スタンプブック以外のスタンプブックの切り貼りや、他の用紙の切り貼りは認められません。間違えて押した場合は予備のページに押してください。

■スタンプ押印時間

1：スタンプは、各「道の駅」の開館時間内に限り押印できます。「開館時間外」や「休館日」は押印できません。

2：「道の駅」の開館時間や休館日は、各「道の駅」ごとに異なっておりますので、各駅のページで確認してください。

3：「道の駅」の休館日や営業時間はやむを得ず変更する場合がございますので、事前に各「道の駅」へ確認してからお出かけください。

豪華賞品プレゼント！

■当選発表

2019年5月上旬に抽選を行い、当選発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。なお、長期不在や宛先不明などにより賞品が返送されてきた場合、当選の権利は消滅致します。

スタンプ5駅以上
チャレンジ賞 抽選で1,200名様

「道の駅」
オリジナル記念品

何が当たるかは
届いてからのお楽しみです。



スタンプ50駅以上
ハーフラリー賞 抽選で121名様

「道の駅」
特産品セットB

どの駅のセットが当たるかは
届いてからのお楽しみです。



周遊賞

スタンプ80駅以上

抽選で121名様

「道の駅」

特產品セットA

どの駅のセットが当たるかは
届いてからのお楽しみです。



完走賞

スタンプ119駅以上

抽選で121名様

「道の駅」

特產品セットS

どの駅のセットが当たるかは届いてからのお楽しみです。



全駅完全制覇認定証と2018年版全駅完全制覇ステッカー
を全員にさしあげます。詳しくは11ページを参照ください。

応募券を貼れば全員がWチャンス! シーニック賞

シーニックバイウェイ北海道
13ルートの特產品セット(1万円相当)を
プレゼント!



抽選で
13名様

※どのルートの特產品セットが当たるかは、
届いてからのお楽しみです。
提供:(一社)シーニックバイウェイ支援センター
※シーニックバイウェイ北海道については
161~165ページをご覧ください。

ご応募は、「シーニックドライブマップ2018年度版」(200円)の
表紙にある、応募券を応募用紙に貼付の上、ご応募ください。

スタンプ80駅以上

抽選で121名様

ファイターズ賞

スタンプ指定13駅

抽選で13名様

お気に入り選手直筆サイン入り
レプリカユニフォーム

詳細はスタンプブック4ページをご覧ください。



▶ファイターズ賞の詳細はこちら！

上記いずれかひとつに応募可能！

登録済み「道の駅」は121駅ですが、「オスコイ！かもえない」が冬期間休館、「フォーレスト276大滝」がリニューアルにより休館する為、119駅以上で完全制覇とします。

▶スタンプ押印時間を確認しよう

▶「開館時間外等」でスタンプが押せない時に！

スタンプブック持参サービス

「スタンプブック持参サービス」を実施している駅はスタンプブックの各駅押印ページのスタンプスペース下に実施サービスの記載があります。

▶お得な持参サービスはこちら

各賞の応募条件・方法

期間内に集めたスタンプ数に応じて各賞のうち、いずれか1つの賞に応募できます。

スタンプ5駅以上(チャレンジ賞)、50駅以上(ハーフラリー賞)、80駅以上(周遊賞)、119駅以上(完走賞)、ファイターズ賞の5種類。

その他、Wチャンス賞としてシーニック賞があります。

■応募方法

2019年3月21日(木)までにスタンプ5駅以上押したら数に応じて、いずれか1つの賞に応募しましょう。

応募用紙(9・10ページ)に、集めた「道の駅」のスタンプ数、住所、氏名、年齢等の必要事項を記入し、北海道地区の「道の駅」スタッフにスタンプ数のチェックを受けて確認印を押してもらってから切り離し、応募箱に投函してください。

■ご注意

登録済み「道の駅」は121駅ですが、「オスコイ！かもえない」が冬期間休館、「フォーレスト276大滝」がリニューアルにより休館する為、119駅以上で完全制覇とします。

詳しくは2018スタンプブックをご覧ください。

全駅完全制覇認定の申込条件・方法

全駅完全制覇認定の申込期間：2018年4月21日（土）～2020年3月22日（日）までの2年間！

この期間中に119駅以上の「道の駅」のスタンプを集めた方には、もれなく「全駅完全制覇認定証」と「2018年版全駅完全制覇ステッカー」を差し上げます。

また、2019年3月21日（木）までに全駅完全制覇された方は、各賞のうちご希望の1つの賞に応募が出来ます。

全駅（119駅以上）を完全制覇したら、全駅完全制覇認定申込用紙（11ページ）に住所、氏名、年齢等の必要事項を記入してください。（チェックリストの事前記入にご協力お願いします。）

次に、「道の駅」スタッフに押印スタンプのチェック（全駅完全制覇の確認）を受けて確認印を押してもらい、申込用紙と交換で「全駅完全制覇認定証」と「2018年版全駅完全制覇ステッカー」をお受取りいただくか、認定証に記名をご希望のお客様には、「道の駅」でチェックを受け、道の駅確認印を押印した申込用紙を北海道地区「道の駅」連絡会事務局まで送付頂けましたら、後日に事務局より「記名した全駅完全制覇認定証」と「2018年版全駅完全制覇ステッカー」を発送致します。（発送までにお時間を頂きますのでご了承下さい。）

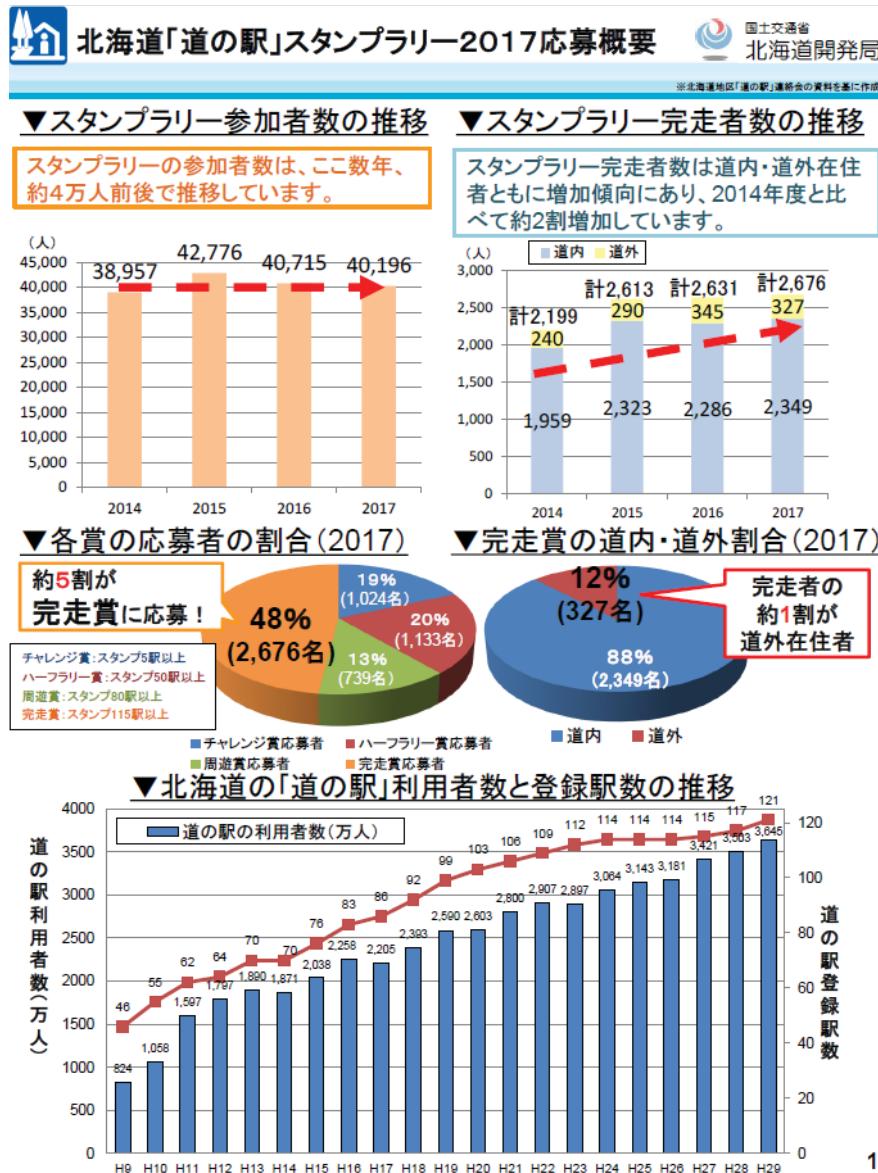
※道の駅でお渡しする場合は無記名となります。



詳しくは2018スタンプブックをご覧ください。

(注) 道の駅連絡会のホームページ（平成31年1月22日現在）による。

図表 1-(4)-⑯ 北海道「道の駅」ランキング 2017 の概要



完走者が選ぶ北海道「道の駅」ランキング2017

国土交通省
北海道開発局

1. 景色がきれいだと感じた「道の駅」TOP10

順位	「道の駅」名	所在市町村	前回順位	得票数(有効回答数=1,593件)
1	ぐるっとパラマ美幌峠 (2002.8 登録)	美幌町	1位 648票	770
2	厚岸グルメパーク (1994.4 登録)	厚岸町	2位 108票	110
3	上ノ国もんじゅ (2009 リニューアル)	上ノ国町	3位 91票	73
4	スワン4.4ねむろ (2013 デッキ設置)	根室市	6位 55票	71
5	みたら室蘭 (1998.4 登録)	室蘭市	4位 73票	58
6	北前船 松前 (2009.3 登録)	松前町	5位 64票	56
7	望羊中山 (1993.4 登録)	喜茂別町	7位 51票	40
8	おびら鰆番屋 (2015.4 リニューアル)	小平町	8位 34票	34
9	ルート229元和台 (2002.8 登録)	乙部町	園外 16票	30
10	知床・らうす (2009 施設増築)	羅臼町	10位 27票	26

*「道の駅」登録年月は、施設オープン時期と異なる場合があります。※リニューアルは近年行われた全面的なリニューアル時期を記載

2. 地域や観光の情報提供が充実していたと感じた「道の駅」TOP10

順位	「道の駅」名	所在市町村	前回順位	得票数(有効回答数=1,377件)
1	うとろ・シリエトク (2007.3 登録)	斜里町	1位 329票	359
2	流水街道網走 (2008.12 登録)	網走市	6位 65票	87
3	そうべつ情報館(アイ) (2007.11 リニューアル)	壮瞥町	8位 49票	83
4	あさひかわ (2013 内装改修)	旭川市	5位 74票	77
5	摩周温泉 (2011.7 リニューアル)	弟子屈町	4位 75票	68
6	みそぎの郷きこない (2015.11 登録)	木古内町	2位 85票	68
7	ニセコビュープラザ (2002 増床)	ニセコ町	3位 84票	65
8	わっかない (2012.3 登録)	稚内市	9位 48票	47
9	びえい「丘のくら」 (2007.3 登録)	美瑛町	園外 30票	40
10	ライスランドふかがわ (2002.8 登録)	深川市	園外 24票	31

*「道の駅」登録年月は、施設オープン時期と異なる場合があります。※リニューアルは近年行われた全面的なリニューアル時期を記載

3. 道路や天気の情報提供が充実していたと感じた「道の駅」TOP10

順位	「道の駅」名	所在市町村	前回順位	得票数(有効回答数=1,262件)
1	うとろ・シリエトク (2007.3 登録)	斜里町	1位 277票	443
2	樹海ロード日高 (1996.8 登録)	日高町	2位 244票	154
3	おんねゆ温泉 (1995.8 登録)	北見市	3位 90票	107
4	そうべつ情報館(アイ) (2007.11 リニューアル)	壮瞥町	5位 71票	88
5	知床・らうす (2009 施設増築)	羅臼町	6位 64票	61
6	望羊中山 (1993.4 登録)	喜茂別町	4位 77票	57
7	摩周温泉 (2011.7 リニューアル)	弟子屈町	7位 42票	45
8	わっかない (2012.3 登録)	稚内市	8位 34票	28
9	流水街道網走 (2008.12 登録)	網走市	園外 11票	18
10	厚岸グルメパーク (1994.4 登録)	厚岸町	園外 4票	15
10	花ロードえにわ (2005.8 登録)	恵庭市	園外 6票	15
10	サーモンパーク千歳 (2015.8 リニューアル)	千歳市	10位 12票	15

*「道の駅」登録年月は、施設オープン時期と異なる場合があります。※リニューアルは近年行われた全面的なリニューアル時期を記載



完走者が選ぶ北海道「道の駅」ランキング2017

国土交通省
北海道開発局

4. ゆっくり休憩ができたと感じた「道の駅」TOP10

順位	「道の駅」名	所在市町村	前回順位	得票数(有効回答数=1,565件)
1	摩周温泉 (2011.7 リニューアル)	弟子屈町	3位 119票 ↑	163
2	厚岸グレメパーク (1994.4 登録)	厚岸町	1位 167票 ↓	136
3	くろまつない (2011.7 リニューアル)	黒松内町	2位 135票 ↓	96
4	ババスランドさつる (2013.4 リニューアル)	清里町	5位 61票 ↑	73
5	サーモンパーク千歳 (2015.8 リニューアル)	千歳市	6位 52票 ↑	72
6	おんねゆ温泉 (2011 水族館併設)	北見市	4位 62票 ↓	66
7	ピア21しほろ (2017.4 移転リニューアル)	士幌町	圏外 0票 ↑	64
8	うとろ・シリエトク (2007.3 登録)	斜里町	6位 52票 ↓	56
9	おびら鯉番屋 (2015.4 リニューアル)	小平町	圏外 20票 ↑	52
10	しかべ間歇泉公園 (2015.11 登録)	鹿部町	9位 41票 ↓	49

*「道の駅」登録年月は、施設オープン時期と異なる場合があります。※リニューアルは近年行われた全面的なリニューアル時期を記載

5. トイレがきれいだと感じた「道の駅」TOP10

順位	「道の駅」名	所在市町村	前回順位	得票数(有効回答数=1,611件)
1	サーモンパーク千歳 (2015.8 リニューアル)	千歳市	2位 240票 ↑	398
2	みそぎの郷きこない (2015.11 登録)	木古内町	3位 153票 ↑	183
3	フォーレスト276大滝 (1996.4 登録)	伊達市	1位 291票 ↓	130
4	縄文ロマン 南かやべ (2011.8 登録)	函館市	4位 142票 ▶	116
5	ピア21しほろ (2017.4 移転リニューアル)	士幌町	圏外 0票 ↑	106
6	おびら鯉番屋 (2015.4 リニューアル)	小平町	6位 67票 ▶	74
7	あかいがわ (2015.4 登録)	赤井川村	7位 49票 ▶	66
8	わっかない (2012.3 登録)	稚内市	5位 74票 ↓	47
9	阿寒丹頂の里 (2017.4 移転リニューアル)	釧路市	圏外 6票 ↑	46
10	うとろ・シリエトク (2007.3 登録)	斜里町	圏外 39票 ↑	41

*「道の駅」登録年月は、施設オープン時期と異なる場合があります。※リニューアルは近年行われた全面的なリニューアル時期を記載

(注) 北海道開発局の資料による。

地域限定スタンプラリー

北海道ならではの地域限定スタンプラリーを紹介



石狩エリア道の駅グルメラリー



とかち道の駅スタンプラリー2018



どうなん「道の駅」レシートラリー2018



くしろ・ねむろぐるっと!スタンプラリー



最北ぐるりんスタンプラリー



日本海オロロン街道よこはりスタンプラリー



(注) 道の駅連絡会のホームページ（平成31年1月22日現在）による。

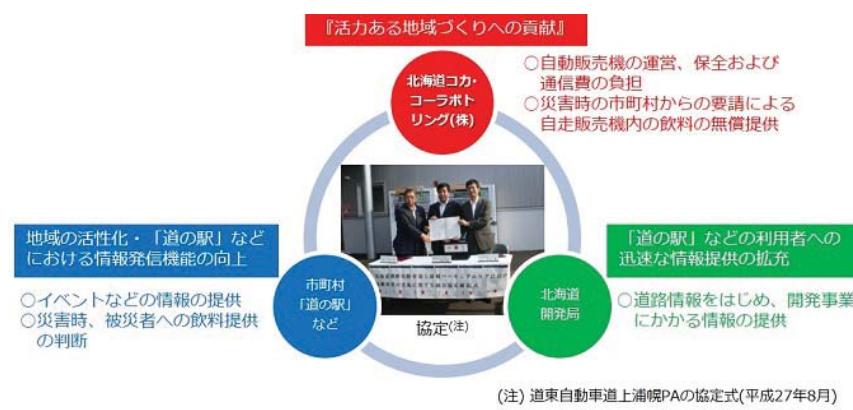
図表1-(4)-⑯ 災害対応型自動販売機の概要

おしらせ道ねっとの展開



『おしらせ道ねっと』とは？

「道の駅」の管理者である市町村、電光掲示板付き自動販売機の設置者である北海道コカ・コーラボトリング株式会社、それに北海道開発局の三者が連携した情報提供・災害対応のサービスです。



『おしらせ道ねっと』の概要



(1) 「道の駅」等に北海道コカ・コーラが設置する地域貢献型自動販売機は、電光掲示板（メッセージボード）を備えており、インターネット経由で各種遠隔操作が可能です。

例えば、

平常時には、道路情報のほか、イベント情報・地域情報などを掲示します。

☆☆ようこそ！『道の駅〇〇〇〇〇』へ！！☆☆

〇月〇日(〇) 午前〇時『●●町●●●まつり』

災害などが発生した場合には、北海道開発局（開発建設部）が提供する通行規制情報や災害情報などを掲示します。

国道●号 〇〇 土砂崩落発生 通行止め迂回必要

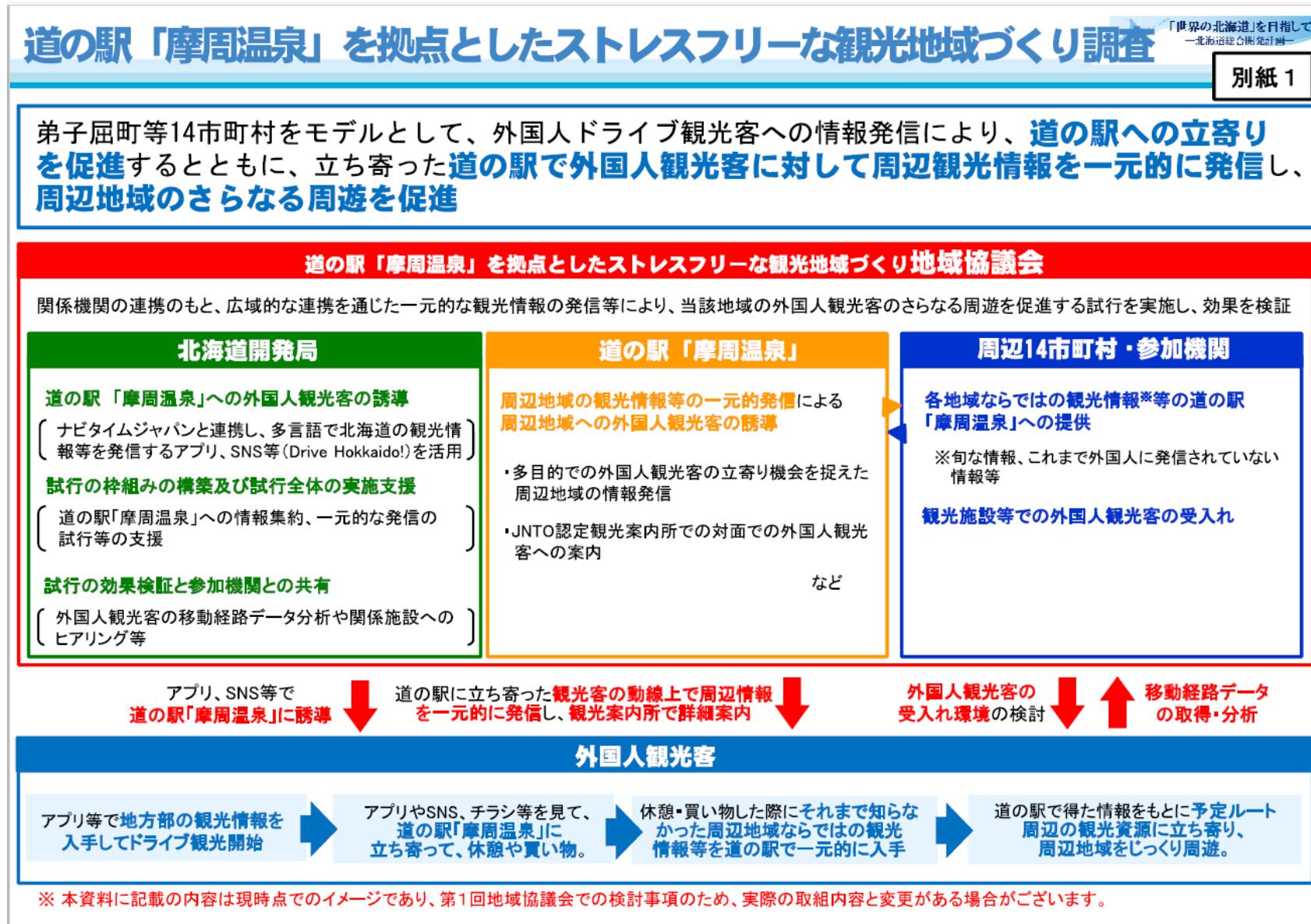
近年急増する外国人旅行者へも、英語で情報を提供します。

Natl. Hwy ● Landslide at 〇〇 Road closed and detour in place

(2)さらに、大規模な災害が発生した時には、市町村の判断で自動販売機内の在庫商品を無償提供することもできます。

(注) 北海道開発局のホームページによる。

図表 1-(4)-⑩ 道の駅「摩周温泉」を拠点としたストレスフリーな観光地域づくり地域協議会の概要



別紙 2

道の駅「摩周温泉」を拠点としたストレスフリーな観光地域づくり地域協議会 構成員

組織・団体名
釧路市
NPO 法人 阿寒観光協会まちづくり推進機構
標茶町
標茶町観光協会
弟子屈町
一般社団法人 摩周湖観光協会
鶴居村
NPO 美しい村・鶴居村観光協会
別海町
別海町観光協会
中標津町
一般社団法人 なかしべつ観光協会
標津町
標津町観光協会
羅臼町
知床羅臼町観光協会
美幌町
美幌観光物産協会
津別町
津別観光協会
斜里町
知床斜里町観光協会
清里町
NPO 法人 きよさと観光協会
小清水町
小清水町観光協会
大空町
NPO 法人 オホーツク大空観光協会
釧路湿原・阿寒・摩周シニックバイウェイ
東オホーツクシニックバイウェイ
国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局
国土交通省北海道運輸局北見運輸支局
北海道釧路総合振興局
北海道オホーツク総合振興局
一般社団法人 シニックバイウェイ支援センター
北海道地区「道の駅」連絡会
一般財団法人 石狩川振興財団
国土交通省北海道開発局
(事務局)

(注) 北海道開発局の資料による。

2 北海道内「道の駅」における運営・管理の実情

調査結果等	説明図表番号												
<p>(1) 北海道内「道の駅」における運営・管理の実施状況</p> <p>ア 北海道内「道の駅」における運営・管理の方法</p> <p>「道の駅」の運営・管理について、登録・案内要綱では、「案内・サービス施設の管理または運営を市町村等以外のものが行う場合は、契約等により「道の駅」として必要なサービスが確保されるよう措置されていること」と定められているのみで、明確な基準等はない。このため、どのような運営・管理の方法を選択するかは「道の駅」設置者の判断に委ねられている。</p> <p>北海道開発局によると、平成31年2月21日現在、北海道内で登録されている122駅の運営者は、i) 民間企業70駅(57.4%)、ii) 第三セクター37駅(30.3%)、iii) 市町村14駅(11.5%)、iv) 公益法人1駅(0.8%)となっている。</p> <p>イ 北海道内「道の駅」の利用状況</p> <p>道の駅連絡会は、平成9年以降、毎年、各「道の駅」から利用者数の報告を求め、取りまとめている。</p> <p>この結果によると、登録数の増加とともに、利用者数も増加傾向にあり、平成10年には1,000万人、15年には2,000万人、24年以降は3,000万人を超えて推移している。</p>	図表1-(1)-(2)(再掲)												
<p>(2) 調査対象とした「道の駅」における運営・管理の実施状況</p> <p>ア 調査対象とした「道の駅」の概況</p> <p>今回、当局が、平成29年度までに供用を開始した「道の駅」の中から、登録時期、所在地域等を勘案し、調査対象とする「道の駅」として抽出した13駅(以下「調査対象13駅」という。)10市町村(注)の概況は、以下のとおりである。</p> <p>なお、調査対象とした1市町村においては、新たな「道の駅」の整備が検討されていた。</p> <p>(注) 同一市町村内に複数の「道の駅」が整備されている場合があるため、「道の駅」数と市町村数は一致しない。</p> <p>① 北海道内を前述1(4)アの6つの地域に分けた地域別登録数は、下表4のとおりとなっている。</p>	図表1-(4)-(17)(再掲)												
<p>表4 調査対象13駅の地域別登録数</p> <p>(単位:駅、%、市町村)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">道央</th> <th style="text-align: center;">道南</th> <th style="text-align: center;">道北</th> <th style="text-align: center;">オホーツク</th> <th style="text-align: center;">十勝</th> <th style="text-align: center;">釧路・根室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3 (6.8) <3></td> <td style="text-align: center;">1 (6.7) <1></td> <td style="text-align: center;">1 (4.5) <1></td> <td style="text-align: center;">2 (9.5) <1></td> <td style="text-align: center;">5 (35.7) <3></td> <td style="text-align: center;">1 (16.7) <1></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当局の調査結果による。 2 ()内は、北海道内全体の地域別登録数(道央44駅、道南15駅、道北22駅、オホーツク21駅、十勝14駅、釧路・根室6駅)に占める割合を示す。 3 <>内は、所在する市町村数を示す。なお、同一市町村内に複数の「道の駅」が整備されている場合があるため、<>内の市町村数と登録数が一致しない場合がある。以下同じ。</p>	道央	道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	3 (6.8) <3>	1 (6.7) <1>	1 (4.5) <1>	2 (9.5) <1>	5 (35.7) <3>	1 (16.7) <1>	
道央	道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室								
3 (6.8) <3>	1 (6.7) <1>	1 (4.5) <1>	2 (9.5) <1>	5 (35.7) <3>	1 (16.7) <1>								

調査結果等					説明図表番号																		
② 「道の駅」設置者については、全て市町村となっている。 ③ 整備方法及び接する道路の種類は、下表5のとおりとなっている。																							
表5 調査対象13駅の整備方法及び接する道路の種類 (単位：駅、市町村)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類 整備方法</th><th>一般国道の 自動車専用 道路 1<1></th><th>一般国道 11<10></th><th>北海道道 1<1></th><th>計</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一体型</td><td>1 <1></td><td>5 <5></td><td>1 <1></td><td>7 <6></td><td></td></tr> <tr> <td>単独型</td><td>—</td><td>6 <5></td><td>—</td><td>6 <5></td><td></td></tr> </tbody> </table>						道路の種類 整備方法	一般国道の 自動車専用 道路 1<1>	一般国道 11<10>	北海道道 1<1>	計		一体型	1 <1>	5 <5>	1 <1>	7 <6>		単独型	—	6 <5>	—	6 <5>	
道路の種類 整備方法	一般国道の 自動車専用 道路 1<1>	一般国道 11<10>	北海道道 1<1>	計																			
一体型	1 <1>	5 <5>	1 <1>	7 <6>																			
単独型	—	6 <5>	—	6 <5>																			
(注) 当局の調査結果による。																							
④ 登録時期は、下表6のとおりとなっている。																							
表6 調査対象13駅の登録時期別登録数 (単位：駅、市町村)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録年度 区分</th><th>平成5年度 から9年度 まで 8<8></th><th>平成10年 度から19 年度まで 4<4></th><th>平成20年 度から29 年度まで 1<1></th><th>計</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規に整備し、登録した「道の駅」</td><td>2 <2></td><td>2 <2></td><td>1 <1></td><td>5 <5></td><td></td></tr> <tr> <td>既存施設を必要に応じて改修等を行い、登録した「道の駅」</td><td>6 <6></td><td>2 <2></td><td>—</td><td>8 <7></td><td></td></tr> </tbody> </table>						登録年度 区分	平成5年度 から9年度 まで 8<8>	平成10年 度から19 年度まで 4<4>	平成20年 度から29 年度まで 1<1>	計		新規に整備し、登録した「道の駅」	2 <2>	2 <2>	1 <1>	5 <5>		既存施設を必要に応じて改修等を行い、登録した「道の駅」	6 <6>	2 <2>	—	8 <7>	
登録年度 区分	平成5年度 から9年度 まで 8<8>	平成10年 度から19 年度まで 4<4>	平成20年 度から29 年度まで 1<1>	計																			
新規に整備し、登録した「道の駅」	2 <2>	2 <2>	1 <1>	5 <5>																			
既存施設を必要に応じて改修等を行い、登録した「道の駅」	6 <6>	2 <2>	—	8 <7>																			
(注) 1 当局の調査結果による。 2 「既存施設を必要に応じて改修等を行い、登録した「道の駅」欄の「平成5年度から9年度まで」に登録された6駅6市町村のうち、2駅2市町村については、当初「道の駅」として登録した場所から移転し、登録内容の変更申請を行っているが、当時の登録時期により整理している。																							
イ 調査対象とした「道の駅」の設置目的等 調査対象13駅10市町村は、「道の駅」の設置目的について、i) 観光振興・観光誘導、ii) 特産品等の普及、生産者の経営向上、雇用の確保など産業振興、iii) 情報発信、iv) 交流人口の増加、v) 地域振興、vi) 道路利用者に対する休憩場所の確保、vii) 市町村の知名度向上、viii) 併設施設の利用増加等を挙げている。																							
調査対象13駅10市町村の中には、施設の老朽化や「道の駅」を活性化させるためなどにより、i) 当初の登録場所から移転した「道の駅」(2駅2市町村)、ii) 移転を検討している駅(1駅1市町村)、iii) 「道の駅」を中心として周辺に様々な施設を整備又は誘致することを計画している「道の駅」(2駅2市町村)があった。																							
また、これら5駅5市町村のうち、4駅4市町村は平成5年度から9年度までに登録しており、登録前に既に整備していた施設を「道の駅」として登録してい																							

調査結果等	説明図表番号
<p>た。(注) (注) 残りの 1 駅 1 市町村は、平成 10 年度から 19 年度までに新規に整備し、登録していた。</p> <p>「道の駅」は、前述 1(2) のとおり、登録制度の創設から 25 年が経過し、道路利用者における利便性の向上等といった当初の目的にとどまらず、観光振興や産業振興、地方創生、防災対応、交通の拠点等といった様々な役割や機能が求められている。</p> <p>こうした中で、特に、これらのように比較的早期に登録された「道の駅」においては、現在、施設の老朽化への対応に加え、こうした多様なニーズを満たし、「道の駅」を持続的に運営していくため、大規模な改修や改築、移転等を含む対応が検討される場合もあると考えられる。</p>	図表1-(2)-①、②、③（再掲）
<p>ウ 調査対象とした「道の駅」の供用開始までに要した期間</p> <p>「道の駅」を整備した経緯や整備に向けた検討を開始してから供用開始までにどの程度の期間を要しているかを確認することができた 5 駅 5 市町村の状況をみると、「道の駅」の整備に関する構想計画を策定してから、約 3 年 6 か月で供用開始した「道の駅」がある一方、以下のとおり、5 年以上要している「道の駅」があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当初の登録場所から移転した「道の駅」及び新規に整備した「道の駅」においては、市町村内に関係課による検討会議を立ち上げてから、移転場所の検討や関係機関・団体等との協議、調整等のため、供用開始までに 5 年以上要した。 ② 現在移転を検討している「道の駅」においては、移転候補地が市街化調整区域であり、かつ、現在営農されている農地であるため、関係法令に規定された各種手続や申請先となる関係機関との協議、調整等に時間を要し、移転計画が策定されてから 5 年以上経過するが、工事開始に至っていない。 ③ 上記の「道の駅」を中心として周辺に様々な施設を整備又は誘致することを計画している「道の駅」の中には、施設内容の検討、関係機関との調整、財源の確保、用地買収等に時間を要し、整備計画が策定されてから 5 年以上経過するが、計画実現の見通しが立っていない「道の駅」があった。 	
<p>エ 調査対象とした「道の駅」の整備に要した費用等</p> <p>(ア) 「道の駅」の整備に要した費用</p> <p>「道の駅」設置者が負担した「道の駅」の整備費用を確認することができた 12 駅 9 市町村の状況をみると、「道の駅」によって整備時期や整備する施設が異なるなどのため、「道の駅」間で整備費用の多寡を単純に比較することができないものの、下表 7 のとおり、整備時期が新しくなるにつれて、整備費用が増加している状況がみられた。</p>	図表2-(2)-①



調査結果等						説明図表番号
表7 調査対象 12 駅の整備費用 (単位:駅、市町村)						
区分	整備時期	平成4年度以前	平成5年度から9年度まで	平成10年度から19年度まで	平成20年度から29年度まで	計
新築	1 億円以上 3 億円未満	4 <4>	—	—	—	4 <4>
	3 億円以上 5 億円未満	2 <2>	—	1 <1>	—	3 <2>
	5 億円以上 10 億円未満	—	1 <1>	1 <1>	1 <1>	3 <3>
	10 億円以上 15 億円未満	—	—	—	1 <1>	1 <1>
	1 億円以上 3 儑円未満	—	—	1 <1>	—	1 <1>
既存施設改築	3 億円以上 5 億円未満	—	—	—	—	—
	5 億円以上 10 億円未満	—	—	—	2 <2>	2 <2>
	10 億円以上 15 億円未満	—	1 <1>	1 <1>	—	2 <2>
	1 億円以上 3 億円未満	—	—	—	—	—
	10 億円以上 15 億円未満	—	—	—	—	—
(注) 1 当局の調査結果による。						
2 「新築」欄及び「既存施設改築」欄の区分は、「道の駅」の登録時期にかかわらず、「道の駅」の施設を新築又は改築により整備した時点で整理している。このため、「道の駅」の登録前に既に整備していた施設を「道の駅」として登録している場合であっても、当該施設を新築により整備していれば、「新築」欄に新築当時の整備費用を計上している。						
また、「既存施設改築」欄については、既存施設の大規模な改築を行った場合のほか、敷地内に新たに施設を新築した場合も該当するものとして整理しており、一部の施設の改修に留まる場合は含めていない。						
3 調査対象 13 駅 10 市町村のうち、新築により整備した 1 駅 1 市町村については、整備費用を確認することができなかつたため、本表の作成対象に含めておらず、12 駅 9 市町村の状況を整理している。						
当初の登録場所から移転した 2 駅 2 市町村については、当初の整備費用と移転後の整備費用をそれぞれ計上している。						
当初の施設を整備した後に、敷地内に併設施設を設置した 1 駅 1 市町村については、当初の整備費用と併設施設の整備費用をそれぞれ計上している。						
既存施設の大規模な改築を行い、その数年後に「道の駅」として登録した 1 駅 1 市町村については、登録後に敷地内に併設施設の整備を含む大規模な改築を行ったため、当初の改築費用とその後の改築費用をそれぞれ計上している。						
また、新たに整備を検討している「道の駅」及び「道の駅」を中心として周辺に様々な施設の整備等を計画している「道の駅」においては、いずれも金額は確定していないものの、市町村が負担する現状での整備予定費用又は市町村の負担額と民間事業者等が整備する周辺施設の負担額を含めた現状での整備						

調査結果等	説明図表番号
<p>予定費用が約30億円に及ぶ可能性があると試算されていた。</p> <p>(4) 「道の駅」を整備するための財源</p> <p>市町村の一般財源以外に活用した「道の駅」の整備費用に係る財源を確認することができた10駅8市町村の状況をみると、i) 地方債（過疎対策事業債、一般単独事業債、地域活性化事業債、辺地対策事業債等）、ii) 北海道の補助制度、iii) 国（内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省又は環境省）の補助制度が活用されていた。</p> <p>国土交通省は、毎年度、「道の駅」の整備等に活用することができる国の補助制度の内容や交付要件の概要を取りまとめた「道の駅」関係施策集を作成し、北海道開発局を含む出先機関を通じて、「道の駅」設置者、設置を検討している市町村等に対し周知している。</p> <p>また、国土交通省は、後述2(2)カ(ア)の重点「道の駅」に係る企画提案募集要領でも、「道の駅」に関する取組に活用可能な国の補助制度を示している。</p> <p>さらに、前述1(4)オ(ア)の道の駅連絡会が開催する担当者会議等や、後述2(2)カ(イ)aの重点「道の駅」等に対する関係省庁連絡会議においても、国の補助制度の内容が周知されている。</p> <p>なお、これらを補完する取組として、調査対象とした「道の駅」の所在地を管轄する北海道開発局函館開発建設部は、平成29年度及び30年度に、国の補助制度に関する理解がより促進されるよう、制度概要、交付に関する規程、活用事例等を独自に取りまとめ、管内の市町村に対し周知していた。</p>	図表2-(2)-②
<p>国土交通省は、毎年度、「道の駅」の整備等に活用することができる国の補助制度の内容や交付要件の概要を取りまとめた「道の駅」関係施策集を作成し、北海道開発局を含む出先機関を通じて、「道の駅」設置者、設置を検討している市町村等に対し周知している。</p> <p>また、国土交通省は、後述2(2)カ(ア)の重点「道の駅」に係る企画提案募集要領でも、「道の駅」に関する取組に活用可能な国の補助制度を示している。</p> <p>さらに、前述1(4)オ(ア)の道の駅連絡会が開催する担当者会議等や、後述2(2)カ(イ)aの重点「道の駅」等に対する関係省庁連絡会議においても、国の補助制度の内容が周知されている。</p> <p>なお、これらを補完する取組として、調査対象とした「道の駅」の所在地を管轄する北海道開発局函館開発建設部は、平成29年度及び30年度に、国の補助制度に関する理解がより促進されるよう、制度概要、交付に関する規程、活用事例等を独自に取りまとめ、管内の市町村に対し周知していた。</p>	図表2-(2)-③
<p>さらに、前述1(4)オ(ア)の道の駅連絡会が開催する担当者会議等や、後述2(2)カ(イ)aの重点「道の駅」等に対する関係省庁連絡会議においても、国の補助制度の内容が周知されている。</p> <p>なお、これらを補完する取組として、調査対象とした「道の駅」の所在地を管轄する北海道開発局函館開発建設部は、平成29年度及び30年度に、国の補助制度に関する理解がより促進されるよう、制度概要、交付に関する規程、活用事例等を独自に取りまとめ、管内の市町村に対し周知していた。</p>	図表1-(4)-⑭(再掲)
<p>才 調査対象とした「道の駅」の運営・管理の実施状況</p> <p>調査対象13駅10市町村においては、i) 「道の駅」設置者である市町村のほか、ii) 指定管理者、iii) 「道の駅」設置者から委託等を受けた第三セクター、公共的な機関・団体等及び民間事業者、iv) 農林水産物の直売所、特産品等の販売施設、食事、喫茶、軽食等を提供する飲食店の運営を行う民間事業者等が「道の駅」の運営・管理に携わっており、「道の駅」によってその方法は異なっている。</p> <p>このため、当局は、販売施設等の運営のみを行い、「道の駅」の各施設・設備の維持管理を行っていない民間事業者等を除き、指定管理者、「道の駅」設置者から委託等を受けた第三セクター等を運営・管理者として位置付け、その運営・管理の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>(7) 運営・管理者及び運営・管理の方法</p> <p>a 運営・管理者</p> <p>調査対象13駅10市町村の運営・管理者を分類すると、第三セクターが3駅3市町村、第三セクター以外が10駅8市町村となっている。このうち第三セクター以外については、観光協会、商工会、農業協同組合等の公共的な機関・団体等及び民間事業者となっている。</p> <p>b 運営・管理の方法</p> <p>運営・管理の方法をみると、i) 指定管理者制度が6駅5市町村、ii) 委託（年間契約による業務委託等）が6駅5市町村となっているほか、iii) 1駅1市町村においては、市町村と市町村が出資する株式会社が地域振興施設の利用に関する賃貸借契約を締結し、当該株式会社が当該市町村からの維持管理費用の交付を受けず、地域振興施設で農林水産物の直売等を行い、その収入等により地域振興施設の維持管理を行っており、地域振興施設以外の駐車場及び24時間利用可能トイレの維持管理は、当該市町村が民間事業者に対し委託している。</p>	図表2-(2)-④

調査結果等	説明図表番号
<p>運営・管理者が行う業務内容をみると、例えば、指定管理者制度を導入している「道の駅」設置者は、運営・管理者に対し、以下のような業務の実施を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 駐車場、24 時間利用可能トイレ、休憩施設、地域振興施設及び敷地内の維持管理（清掃、出入口の開錠・施錠、除雪、草刈り、廃棄物処理・運搬、施設等の簡易な補修等） ② 「道の駅」での情報提供、インターネット等を活用した情報の発信 ③ 観光案内所、農林水産物の直売所、特産品等の販売施設、飲食店等の運営 ④ 各種機械・設備（自動ドア、消防用設備、電気工作物、ボイラー、浄化槽等）の保守点検、水質等の検査 ⑤ 敷地内の施設を利用する場合の許可、利用料金の徴収 <p>他方、委託による場合は、上記の①から⑤の業務について、個別に又は複数の業務をまとめて、年間契約等により委託されているほか、例えば除雪や駐車場の清掃、軽微な補修など業務の内容によっては、市町村職員が自ら行っている「道の駅」もあった。</p> <p>(4) 「道の駅」の利用状況</p> <p>a 利用者数の把握方法</p> <p>「道の駅」の利用者数については、国土交通省（北海道開発局）が毎年度、各「道の駅」に対し入力・更新を求めている「道の駅」データベースの項目となっているが、その統一的な算定方法は示されておらず、登録・案内要綱及び登録・案内要綱の運用方針にも定められていない。</p> <p>このため、「道の駅」設置者が、整備する施設やその配置等を踏まえ、算定することになる。</p> <p>調査対象 13 駅 10 市町村においては、i) 駐車台数、ii) 24 時間利用可能トイレの利用者数、iii) 地域振興施設等の入場者数、iv) 販売施設等の客数、v) 観光案内を行った人数等を把握し、これらに基づき、主に以下の方法により、また、「道の駅」によっては複数の方法を組み合わせるなどにより算定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 24 時間利用可能トイレ、地域振興施設等の入口に設置した入場者数を記録するカウンターのカウント数を基に算定されている場合 カウント数をそのまま利用者数とするほか、カウント数に係数を乗じる又は除す「道の駅」があった。 ② 販売施設等のキャッシュレジスターに記録された客数を基に算定されている場合 客数をそのまま利用者数とするほか、客数に係数を乗じる「道の駅」があった。 ③ 駐車台数を基に算定されている場合 駐車した車の種類（大型バス、中型バス、乗用車、バイク・トラック）別に、1 台当たりの乗車数の係数を乗じる「道の駅」があった。 ④ 「道の駅」と一体化した併設施設の利用者数を基に算定されている場合 <p>このように「道の駅」によって利用者数の把握・算定方法が異なる状況について、調査対象 13 駅 10 市町村からは、以下のとおり、意見が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① どのような方法であっても推計にならざるを得ず、他に効率的に把握・算定できる手段や方法がない。 	
	図表1-(4)-⑫(再掲) 図表2-(2)-⑤

調査結果等						説明図表番号														
<p>② 把握・算定方法を統一させるには、設備等も統一させる必要があるが、「道の駅」によって整備している施設やその配置状況等が異なり、利用者によって利用する施設も異なるため、全ての「道の駅」に対応することができる共通の設備等を設置することは難しいのではないか。</p> <p>b 利用者数の傾向</p> <p>上記aのとおり、調査対象13駅10市町村においては、利用者数の把握・算定方法がそれぞれ異なるため、「道の駅」間で利用者数の多寡を単純に比較することができないものの、以下のとおりの傾向となっていた。</p> <p>① 平成29年度の利用者数は、下表8のとおりとなっていた。</p>																				
<p>表8 平成29年度中に供用開始した1駅を除く調査対象12駅の29年度利用者数</p> <p>(単位：駅、市町村)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10万人未満</th> <th>10万人以上20万人未満</th> <th>20万人以上30万人未満</th> <th>30万人以上40万人未満</th> <th>40万人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度利用者数</td> <td>2 <2></td> <td>1 <1></td> <td>4 <4></td> <td>2 <1></td> <td>3 <3></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当局の調査結果による。</p>							10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上30万人未満	30万人以上40万人未満	40万人以上	平成29年度利用者数	2 <2>	1 <1>	4 <4>	2 <1>	3 <3>			
	10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上30万人未満	30万人以上40万人未満	40万人以上															
平成29年度利用者数	2 <2>	1 <1>	4 <4>	2 <1>	3 <3>															
<p>② 平成29年度の月別利用者数は、下表9のとおり、利用者数が最も多くなる時期は夏期又は連休がある5月となっていた。一方、最も少なくなる時期は、「道の駅」によって違いはあるものの、12月から2月までの冬期となっていた。</p> <p>また、利用者数が最も多い月と最も少ない月の差(割合)をみると、最少2.2倍から最大8.0倍となっており、いずれの「道の駅」も冬期における集客が課題となっている状況がうかがえる。</p>						図表2-(2)-⑥														
<p>表9 調査対象11駅における平成29年度月別利用者数の傾向</p> <p>(単位：駅、市町村)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用者数が最も多い月</th> <th>利用者数が最も少ない月</th> <th>利用者数が最も多い月と最も少ない月の差(割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成29年度月別利用者数の傾向</td> <td>8月 <8></td> <td>2月 <5></td> <td>2倍から5倍 (最少2.2倍)</td> </tr> <tr> <td>5月 <1></td> <td>12月 <3></td> <td>5倍から7倍</td> </tr> <tr> <td>7月 <1></td> <td>1月 <3></td> <td>7倍以上 (最大8.0倍)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当局の調査結果による。</p> <p>2 調査対象13駅10市町村のうち、平成29年度中に供用開始した「道の駅」及び月別利用者数の回答が得られなかった「道の駅」の2駅2市町村を除く11駅9市町村の状況を整理している。</p> <p>③ 利用者数の年度別推移については、調査対象とした「道の駅」によって供用開始時期や回答が得られた年度が異なるものの、回答が得られた12</p>							利用者数が最も多い月	利用者数が最も少ない月	利用者数が最も多い月と最も少ない月の差(割合)	平成29年度月別利用者数の傾向	8月 <8>	2月 <5>	2倍から5倍 (最少2.2倍)	5月 <1>	12月 <3>	5倍から7倍	7月 <1>	1月 <3>	7倍以上 (最大8.0倍)	図表2-(2)-⑦
	利用者数が最も多い月	利用者数が最も少ない月	利用者数が最も多い月と最も少ない月の差(割合)																	
平成29年度月別利用者数の傾向	8月 <8>	2月 <5>	2倍から5倍 (最少2.2倍)																	
	5月 <1>	12月 <3>	5倍から7倍																	
	7月 <1>	1月 <3>	7倍以上 (最大8.0倍)																	

調査結果等					説明図表番号
<p>駅9市町村における期間内の傾向をみると、下表10のとおり、利用者数が減少傾向にある「道の駅」もあった。</p> <p>また、利用者数が最も多い年度と最も少ない年度の差(割合)をみると、最少1.0倍から最大3.5倍となっており、利用者数がそれほど変わっていない「道の駅」がある一方、3倍以上変わっている「道の駅」もあった。</p> <p>利用者数に影響を与えたと考えられる要因について、調査対象12駅9市町村からは、i)「道の駅」のリニューアル、ii)高速道路や一般国道の自動車専用道路の開通、近郊でのインターチェンジ開設、iii)平成22年6月から23年6月までに行われた高速道路無料化社会実験の影響、iv)28年度の台風被害による影響が挙げられている。</p>					

表10 平成29年度中に供用開始した1駅を除く調査対象12駅における年度別利用者数の傾向

(単位:駅、市町村)

年度別利用者数の傾向	増加	概ね一定	減少	利用者数が最も高い年度と最も低い年度の差(割合)	
	6 <6>	4 <4>	2 <2>	1倍から2倍 (最少1.0倍)	7 <7>
				2倍から3倍	3 <3>
				3倍以上 (最大3.5倍)	2 <2>

(注) 当局の調査結果による。

c 販売施設等における売上の傾向

「道の駅」において売上が発生する施設としては、主に農林水産物の直売所や特産品等の販売施設、飲食店がある。

ただし、これらの販売施設等の整備については、登録・案内要綱及び登録・案内要綱の運用方針で義務付けられているものではないため、各「道の駅」の設置者及び運営・管理者の判断に委ねられている。

調査対象13駅10市町村においても、これらの販売施設等の整備状況は区々となっており、また、販売施設等によっては運営・管理者から売上の報告を求めていない場合もある。

このため、利用者数と同様に、「道の駅」間で売上の多寡を単純に比較することができないものの、回答が得られた「道の駅」についてみると、以下のとおりの傾向となっていた。

① 平成29年度の売上は、下表11のとおりとなっていた。



調査結果等					説明図表番号	
表11 調査対象 10 駅の平成 29 年度売上 (単位：駅、市町村)						
	5 千万円未満	5 千万円以上1 億円未満	1 億円以上3 億円未満	3 億円以上		
平成 29 年度売上	2 <2>	2 <2>	4 <3>	2 <2>		
(注) 1 当局の調査結果による。 2 調査対象 13 駅 10 市町村のうち、i) 販売施設等が営業されていない「道の駅」、ii) 平成 29 年度中に供用開始した「道の駅」、iii) 販売施設等の売上は定期的に報告を求めていないなどの理由により回答が得られなかつた「道の駅」を除く 10 駅 9 市町村の状況を整理している。						
<p>② 平成 29 年度の月別売上は、下表 12 のとおり、利用者数の傾向とほぼ同様に、売上が最も多くなる時期は夏期となっていた。一方、売上がり最も少くなる時期は、「道の駅」によって違いはあるものの、12 月から 2 月までの冬期となっていた。</p> <p>また、売上がり最も多い月と最も少ない月の差(割合)をみると、最少 3.9 倍から最大 20.2 倍と利用者数の傾向よりも大きな差が生じているものの、利用者数と同様に冬期における売上の確保が課題となっている状況がうかがえる。</p>						
表12 調査対象 8 駅における平成 29 年度月別売上の傾向 (単位：駅、市町村)						
	売上がり最も多い月	売上がり最も少ない月	売上がり最も多い月と最も少ない月の差(割合)			
平成 29 年度月別売上の傾向	8 月 <7>	1 月 <3>	3 倍から 5 倍 (最少 3.9 倍)	2 <2>		
	7 月 <1>	2 月 <3>	5 倍から 7 倍	3 <3>		
		12 月 <2>	7 倍以上 (最大 20.2 倍)	3 <3>		
<p>(注) 1 当局の調査結果による。</p> <p>2 平成 29 年度の売上を確認することができた 10 駅 9 市町村のうち、月別売上の回答が得られなかつた 2 駅を除く 8 駅 8 市町村の状況を整理している。</p>						
<p>③ 売上の年度別推移については、利用者数と同様に、調査対象とした「道の駅」によって供用開始時期や回答が得られた年度が異なるものの、回答が得られた 11 駅 9 市町村における期間内の傾向をみると、下表 13 のとおり、大半の「道の駅」が増加又は概ね一定となっていた。</p> <p>また、売上がり最も多い年度と最も少ない年度の差(割合)をみると、最少 1.0 倍から最大 10.3 倍となっており、「道の駅」によって大きな差が生じていた。</p>						



調査結果等						説明図表番号			
表 13 調査対象 11 駅における年度別売上の傾向 (単位:駅、市町村)									
年度別売上の傾向	増加	概ね一定	減少	売上が最も多い年度と最も少ない年度の差(割合)					
年度別売上の傾向	6 <6>	<4>	<1>	1倍から3倍 (最少1.0倍)	7 <7>				
				3倍から5倍	2 <2>				
				5倍以上 (最大10.3倍)	2 <2>				
(注) 1 当局の調査結果による。 2 調査対象 13 駅 10 市町村のうち、i) 平成 29 年度中に供用開始した「道の駅」、ii) 販売施設等の売上は定期的に報告を求めていないといった理由により回答が得られなかつた「道の駅」を除いたが、iii) 販売施設等が営業されていない「道の駅」については、営業が休止される直前の 24 年度までの状況が整理されていたため、この「道の駅」を加えた 11 駅 9 市町村の状況を整理している。									
(イ) 「道の駅」設置者における運営・管理に係る費用の支出状況 a 運営・管理に係る費用の支出内容 調査対象 13 駅 10 市町村においては、「道の駅」の運営・管理に係る主な費用として、以下のとおり支出されている。 ① 運営・管理を行う職員の人件費 ② 光熱費、水道料金、通信運搬費 ③ 運営・管理に関する業務(清掃、除雪、各種機械・設備の保守点検、警備等)を委託する場合の委託費 ④ 備品、消耗品等の購入費 ⑤ 補修、修繕、改築等の費用 これら費用の支出について、指定管理者制度を導入している 6 駅 5 市町村においては、金額が大きい補修、修繕、改築等に要する費用は、「道の駅」設置者である市町村が自ら契約し、支出しているものの、残りの費用は、「道の駅」設置者から指定管理者に対し指定管理料として交付され、指定管理者が支出している。 ただし、1 駅 1 市町村においては、「道の駅」を整備する検討段階から、採算性を意識し、当該市町村が人的支援や財政負担を行わない民間的な運営・管理の手法を採用することにより、指定管理者における運営の自立を明確にするため、指定管理料を無償としており、指定管理者が物販、飲食の販売等により得た収入により運営・管理を行うことを求めている。この「道の駅」においては、供用開始から 10 年以上が経過しているものの、これまで市町村から指定管理者に対し一度も運営・管理に関する財政支援が行われたことがない。(注) (注) 金額の負担が大きい補修、修繕等については、当該市町村が自ら契約し、その費用を負担している。 他方、指定管理者制度を導入していない残りの 7 駅 6 市町村においては、「道の駅」設置者である市町村が自ら運営・管理に関する契約を締結し、費									

調査結果等	説明図表番号																
<p>用を支出している。(注)</p> <p>(注)「道の駅」設置者である市町村と市町村が出資する株式会社が地域振興施設の賃貸借契約を締結している「道の駅」において、当該市町村は、当該株式会社に對し地域振興施設の維持管理費用を交付していないものの、駐車場や24時間利用可能トイレの維持管理は、民間事業者に対し委託している。</p> <p>このように調査対象13駅10市町村においては、上記の指定管理料を無償としていた「道の駅」を除き、運営・管理に係る費用の多くが、「道の駅」設置者である市町村により支出されている。</p> <p>運営・管理に係る費用の財源については、i) 指定管理者、販売施設等からの寄付金や、販売施設等が「道の駅」の施設を利用する際の施設利用料、ii) 施設・設備の設置、補修等に当たり、国、北海道等による補助制度の対象となる場合は、その交付金額が一部あるものの、大半は市町村の一般財源となっている。</p> <p>b 運営・管理に係る費用の支出額</p> <p>調査対象13駅10市町村の中には、「道の駅」の運営・管理に関する業務を、他の公共施設の運営・管理に関する業務と併せて発注しているなどにより、「道の駅」のみの運営・管理に係る支出額を区分することができない「道の駅」があった。このため、把握が可能であった11駅8市町村における平成29年度の支出額をみると、以下のとおりとなっていた。</p> <p>① 「道の駅」のみの運営・管理に係る平成29年度の支出額が把握可能であった6駅5市町村においては、約400万円から約3,500万円までとなっていた。</p> <p>② 指定管理者制度が導入されている6駅5市町村のうち、指定管理料を無償としていた「道の駅」を除く5駅4市町村の平成29年度における指定管理料をみると、約150万円から約4,100万円までとなっていた。</p> <p>③ 上記①及び②以外の「道の駅」のうち、平成29年度における「道の駅」の運営・管理に関する業務委託費の支出額が把握可能であった「道の駅」についてみると、24時間利用可能トイレの清掃及び敷地内の草刈りに要する費用が約260万円となっていた。</p> <p>c 補修及び修繕に要する費用の支出状況</p> <p>「道の駅」の運営・管理に当たっては、施設の老朽化への対応も求められ、「道の駅」にとっては、その費用の負担が大きいものとなっている。</p> <p>これまでの補修及び修繕に要した費用を取りまとめていた3駅3市町村においては、下表14のとおり支出されていた。</p> <p style="text-align: right;">図表2-(2)-⑪</p> <p style="text-align: right;">図表2-(2)-⑫</p> <p>表14 調査対象3駅における補修等に要した支出額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">整備時期の区分</th><th style="text-align: center;">対象期間</th><th style="text-align: center;">補修等に要した支出額</th><th style="text-align: center;">年間平均支出額(試算)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">例1 10年以上 20年未満</td><td style="text-align: center;">平成19年度～29年度</td><td style="text-align: center;">約5,900万円</td><td style="text-align: center;">約536万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">例2 25年以上</td><td style="text-align: center;">平成20年度～29年度</td><td style="text-align: center;">約1,200万円</td><td style="text-align: center;">約120万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">例3 25年以上</td><td style="text-align: center;">平成24年度～29年度</td><td style="text-align: center;">約2,300万円</td><td style="text-align: center;">約383万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当局の調査結果による。</p>	整備時期の区分	対象期間	補修等に要した支出額	年間平均支出額(試算)	例1 10年以上 20年未満	平成19年度～29年度	約5,900万円	約536万円	例2 25年以上	平成20年度～29年度	約1,200万円	約120万円	例3 25年以上	平成24年度～29年度	約2,300万円	約383万円	
整備時期の区分	対象期間	補修等に要した支出額	年間平均支出額(試算)														
例1 10年以上 20年未満	平成19年度～29年度	約5,900万円	約536万円														
例2 25年以上	平成20年度～29年度	約1,200万円	約120万円														
例3 25年以上	平成24年度～29年度	約2,300万円	約383万円														

調査結果等	説明図表番号
<p>2 「年間平均支出額（試算）」欄は、「補修等に要した支出額」欄の金額を、「対象期間」欄の年度数で除した金額である。</p> <p>3 これら3駅のほか、金額が大きい補修等の支出額を取りまとめた「道の駅」において、i) 平成26年度から29年度までに約700万円（5年度から9年度までに整備）、ii) 21年度から29年度までに約2,000万円（24時間利用可能トイレ、地域振興施設（展示施設）及び駐車場は4年度以前、地域振興施設（飲食店等）は10年度から19年度までに整備）となっていた。</p> <p>d 「道の駅」の運営・管理に係る収支の状況</p> <p>上記2(2)オ(ウ)aのとおり、指定管理料を無償としている「道の駅」を除く12駅9市町村においては、「道の駅」設置者である市町村が運営・管理に係る費用の多くを支出しているものの、主に以下の理由により、「道の駅」としての全体の収支を網羅して把握している「道の駅」はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村の他に、複数の民間事業者等が「道の駅」の運営・管理に携わっているため、それぞれの収入、支出した費用等を合算することが困難であること。 ② 市町村が「道の駅」に整備した販売施設等の管理者となっていない場合には、販売施設等の収入が、全て市町村の財源になるわけではないこと。 ③ 運営・管理者とは別に、敷地内の施設や場所を借り受け、販売施設等を営業している民間事業者もおり、その収支について、市町村が報告を求めている場合があること。 <p>このため、平成29年度における指定管理者又は指定管理者以外の運営・管理者の収支や、「道の駅」設置者が直売所の管理者から報告を受けていた収支について、財務諸表等の提供が得られた10駅9市町村の状況をみると、その作成方法等がそれぞれ異なるため、「道の駅」間で収支額の多寡を単純に比較することができないものの、下表15のとおり、3駅3市町村の指定管理者と、2駅2市町村の指定管理者以外の運営・管理者が赤字となっていた。</p> <p>また、黒字になっていたとしても、その黒字額から「道の駅」設置者である市町村から交付される指定管理料、業務委託費、運営費補助金等の管理費用を差し引くと、1駅1市町村の直売所の管理者を除き、いずれも管理費用が黒字額を上回ってしまい、管理費用がなくても自立的に運営することができると思われる「道の駅」はなかった。</p> <p>赤字となっていた指定管理者等は、過年度の繰越金等により対応しており、市町村からの管理費用の交付がなければ、経営していくことが難しい実態となっている。</p> 	図表2-(2)-(13)

調査結果等					説明図表番号
表15 調査対象10駅における運営・管理に係る収支 (単位:駅、市町村)					
区分 収支の対象	平成29年度の単年度収支	設置者からの管理費用を差し引いた場合の収支			
指定管理者	収支区分 黒字	該当「道の駅」数<市町村数> 3 <2>	収支区分 黒字	該当「道の駅」数<市町村数>	—
	赤字	3 <3>	赤字	6 <5>	
指定管理者以外の運営・管理者	黒字	1 <1>	黒字	—	
	赤字	2 <2>	赤字	3 <3>	
直売所の管理者	黒字	2 <2>	黒字	1 <1>	
	赤字	—	赤字	1 <1>	
(注) 1 当局の調査結果による。 2 運営・管理者等の収支に係る財務諸表等の提供が得られた10駅9市町村の状況を整理している。 なお、1駅1市町村については、指定管理者と直売所の管理者が異なるため、本表の作成対象とした運営・管理者等の数は11となる。 3 「指定管理者」欄のうち2駅2市町村及び「指定管理者以外の運営・管理者」欄のうち1駅1市町村については、財務諸表等の対象が、「道の駅」の業務のみならず、運営・管理者が行う業務全般となっているため、全体の収支により整理している。 4 上記3の「指定管理者」欄のうち1駅1市町村及び「指定管理者以外の運営・管理者」欄の1駅1市町村については、「道の駅」に限定した指定管理料等を差し引き、「指定管理者」欄の残りの1駅1市町村については、「道の駅」と併設施設の運営・管理が一体となっているため、全体の指定管理料を差し引いている。 5 「指定管理者以外の運営・管理者」欄のうち1駅1市町村は、現在、販売施設等が営業されていないため、営業が休止される直前の平成24年度における収支の状況により整理している。					
e 一体型「道の駅」における北海道開発局が整備した施設の維持管理の実施状況					
一体型「道の駅」においては、道路管理者と「道の駅」設置者が協議し、道路管理者が整備した施設の維持管理を行う主体や実施内容、費用分担が決定されている。					
調査対象とした北海道開発局が一体型「道の駅」として施設を整備した6駅6市町村のうち、2駅2市町村においては、同局が駐車場及び24時間利用可能トイレを整備し、残りの4駅4市町村においては、駐車場のみ整備していた。					
また、5駅5市町村においては、北海道開発局が整備した駐車場に加えて、					

調査結果等	説明図表番号
<p>駐車台数を増やすため、「道の駅」設置者である市町村も駐車場を整備していた。</p> <p>これら北海道開発局が一体型「道の駅」として施設を整備した6駅6市町村において、同局と「道の駅」設置者が締結する維持管理に関する協定書等の内容や実際の維持管理の実施状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>① 同局が24時間利用可能トイレを整備した2駅2市町村においては、主に電気料金及び水道料金のほか、規模の大きな補修等を行う場合の費用を同局が負担しているものの、清掃、トイレ入口付近の除雪等の日常的な維持管理業務については、「道の駅」設置者又は運営・管理者がこれらの費用を全額負担し、行っている。</p> <p>この2駅2市町村のうち、1駅1市町村における24時間利用可能トイレの維持管理（清掃、周辺の草刈り及び入口付近の除雪）費用（平成29年度）をみると、約170万円を支出していた（注）。</p> <p>（注）残りの1駅1市町村においては、当該トイレの維持管理（清掃及び入口付近の除雪）費用が敷地内にある他の施設に整備したトイレや駐車場の維持管理費用と合算されており、当該トイレのみの維持管理費用を算出していなかった。なお、平成29年度における合算した維持管理費用の精算額をみると、清掃費用として約230万円、主にトイレの消耗品購入費用として約210万円を支出していた。</p> <p>② 同局が駐車場を整備した6駅6市町村においては、以下の状況がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 2駅2市町村においては、駐車場の所有区分に応じてそれぞれが所管する駐車場区域の維持管理を行うこととし、維持管理業務（清掃、草刈り、除雪、補修等）については、同局と「道の駅」設置者又は運営・管理者がそれぞれ自ら行う又は民間事業者と委託契約を締結し、行っている。 ii 残りの4駅4市町村においては、駐車場の補修等については原則として所有区分に応じてそれぞれが対応することとしつつも、個別に協議することとされている。 <p>しかし、清掃、草刈り及び除雪に関する業務については、上記①の24時間利用可能トイレと同様、「道の駅」設置者又は運営・管理者がこれらの費用を全額負担し、行っている。</p> <p>この4駅4市町村が負担した費用（平成29年度）について、市町村職員が主に自ら維持管理を行っている「道の駅」を除く3駅3市町村における除雪費用をみると、同局が整備した駐車場のみの除雪費用を算出することができた2駅2市町村においては約80万円及び約1,100万円、同局が整備した駐車場に加え、「道の駅」設置者が整備した駐車場を含めた除雪費用を算出することができた「道の駅」においては約210万円を支出していた。</p> <p>このように北海道開発局が一体型「道の駅」として整備した施設の維持管理を行う主体や費用の分担が、同じ一体型「道の駅」であっても区々となつており、また、同局が所有権を有する施設であるにもかかわらず、一部の「道の駅」においては、その維持管理費用を「道の駅」設置者等に対し負担させている状況となっている。</p> <p>北海道開発局は、同局が整備した施設の維持管理を行う主体や費用の分担</p>	図表2-(2)-⑭

調査結果等	説明図表番号
<p>に関する方針、要件、基準等ではなく、「道の駅」設置者が適切な維持管理を行うことが基本であるが、維持管理の効率性等の観点から、必要と認める場合は同局が自ら行う場合があるとしている。</p>	
<p>北海道開発局が整備した施設の維持管理費用を負担していた 6 駅 6 市町村からは、i) 財政負担が大きいとする意見のほか、ii) 国が費用負担又は自ら維持管理を行うようになった場合には、負担の軽減につながる、iii) 施設の所有区分に応じて維持管理を行うことによって役割分担と費用負担が明確になり、施設の整備主体としての責任の所在も明確になるなどの意見が挙げられている。</p>	図表2- (2) -⑯
<p>しかし、これら 6 駅 6 市町村と北海道開発局が締結する維持管理に関する協定書等の内容をみると、内容を変更する場合、疑義が生じた場合等には協議するとされているほか、一部の「道の駅」との協定書等には、書面による意思表示がない限り協定を継続する又は双方からの申出がない限り有効期限を自動的に 1 年延長するなどと定められているが、費用負担については、これまでに見直しが行われたことはない。</p>	
<p>一方、上記以外の意見としては、i) 国が整備した施設も、利用者の利便に供する施設であるため、「道の駅」の整備を決定した設置者又は運営・管理者が費用を負担し、維持管理を行うことが当然であると認識している、ii) 国に対し費用負担を求めることになった場合には、国による負担分の算出、市町村等の予算編成や支出のスケジュールと調整するための事務手続等の業務負担の増加が懸念される、iii) 国が民間事業者等に対し維持管理業務を委託することになった場合に、市町村内の民間事業者等に対し発注することができなくなってしまうことが懸念される、「道の駅」設置者等が委託した民間事業者等と異なる可能性があり、一体的かつ効率的な維持管理ができなくなることにより、利用者の利便性が損なわれるおそれがあるなども挙げられている。</p>	図表2- (2) -⑯(再掲)
<p>このように、各「道の駅」によって状況が異なり、「道の駅」設置者によっても様々な意見が挙げられたものの、調査対象 13 駅 10 市町村においてみられたように、「道の駅」の中には、冬期における集客や売上の確保、暖房費用、除雪費用等の負担が課題となり、厳しい経営環境に置かれている「道の駅」が存在することを踏まえると、「道の駅」設置者や運営・管理者にとって、北海道開発局が整備した施設の維持管理費用は相応の負担になっていることが推察される。</p>	
<p>他方、道が一体型「道の駅」として施設を整備した北海道内全 5 駅 5 市町村における施設の維持管理を行う主体や費用の分担を調査したところ、4 駅 4 市町村においては、「道の駅」設置者に対し維持管理費用が支払われており、残りの 1 駅 1 市町村においては、道が自ら維持管理を行っている。</p>	
<p>「道の駅」の運営・管理を将来に向けて持続的に行っていくためには、北海道開発局が整備した施設の維持管理費用についても、公平な費用分担となるよう、協定の締結時、更新時等に維持管理に関する内容を十分に協議し、「道の駅」の経営状況や上記のような「道の駅」設置者からの意見等を踏まえ、費用負担のあり方について検討していくことが重要であると考えられる。</p>	
<p>(I) 運営・管理を効率的に行うための工夫、課題等</p>	
<p>前述 2(2) オ(イ)のとおり、調査対象 13 駅 10 市町村においては、冬期における集客や売上の減少が著しく、「道の駅」の経営に大きな影響を及ぼしており、他の「道の駅」においても同様の状況になっている可能性がある。</p>	

調査結果等	説明図表番号
<p>こうした中で、調査対象 13 駅 10 市町村においては、北海道内の「道の駅」特有の厳しい経営環境に置かれている中、以下のとおり、運営・管理に係る費用を削減するための工夫が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 駐車場の清掃、軽微な補修、除雪等については、民間事業者等に対する業務委託費を削減するため、市町村職員が可能な限り自ら行っている。 ② 暖房費用を削減するため、再生エネルギーを活用した暖房設備を導入している。 ③ 集客や売上が減少する冬期における人件費、光熱費等の費用を削減するため、販売施設等の営業時間や営業日の短縮といった対応を実施している。 <p>しかし、「道の駅」は、24 時間利用可能トイレ等を 365 日利用可能な状態にしておくことなどが求められるため、こうした取組を行ったとしても依然として厳しい経営環境に置かれている状況は大きく変わらないことがうかがえる。</p> <p>また、調査対象 13 駅 10 市町村からは、整備してから長期間が経過している建物においては、建物自体の省エネルギー性能が低い場合があるが、建物の改修等を行う財政上の余裕がないため、効果的な対策を講ずることができないといった意見も挙げられている。</p> <p>調査対象 13 駅 10 市町村に対し、「道の駅」の運営・管理に係る課題や意見を聴取したところ、以下のとおり挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者数の減少に伴い、地域振興機能に力を入れる余裕はなく、「道の駅」設置者等の財政や業務を圧迫するようになる場合には、「道の駅」としての閉鎖を含めた対応を検討することになる。 ② 高速道路等の延伸や道路交通量が変化した場合、将来的に運営が困難となることが懸念される。 ③ 「道の駅」の運営・管理に携わっていた運営・管理者や民間事業者等の経営悪化、高齢化等に伴い、担い手の確保が難しい。 <p>また、夏や秋の繁忙期と冬期との集客や売上の差が大きいため、従業員を通年雇用することが難しく、募集しても人が集まらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 登録・案内要綱等に定められていない取組についても、国から実施するよう求められており、財政上及び業務上の負担が大きい。 <p>「道の駅」だけでなく、「道の駅」を設置する市町村の財政状況が厳しいため、施設の老朽化に対応するための財源の確保が難しい。</p> <p>これらの課題等のほか、「道の駅」の仕組み・制度に関する意見として、以下のとおり挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 登録・案内要綱等に定められた最低限の取組を行っているものの、地域振興機能を期待する利用者からは、インターネット、ソーシャルネットワークサービス等を通じて、不満や低い評価が掲示又は投稿され、市町村自体の印象が悪くなってしまうことが懸念される。 ⑥ 全ての「道の駅」に一律の対応を求めるのではなく、地域振興機能に力を入れる「道の駅」と、道路利用者の休憩機能に力を入れる「道の駅」に分けて取組を行っていく仕組みも必要ではないか。 ⑦ 現行の登録・案内要綱等においては、「道の駅」設置者が自ら登録認定を返上する仕組みがないため、仮に取り消された場合、「道の駅」設置者の意向によるものであっても、対応に不備があり、取り消されたという印象を与えてしまうことが懸念される。 	図表2-(2)-(16)

調査結果等	説明図表番号
<p>前述 2(1)イのとおり、道の駅連絡会の資料によると、北海道内の「道の駅」の利用者数は、全体として増加しているが、個別の「道の駅」における運営・管理の実情をみると、経営面の課題を抱えている「道の駅」や対応に苦慮している「道の駅」が存在する状況がみられた。</p> <p>市町村等においては、「道の駅」を新たに整備する場合や再整備を検討する場合、冬期の対応を含めた北海道内の「道の駅」が抱える課題についても十分な検討を行った上で、整備の可否を慎重に判断する必要があり、道路管理者においても、「道の駅」が持続的にその機能を発揮していくため、対応可能な支援を一層行うことが重要であると考えられる。</p>	図表1-(4)-⑯(再掲)

図表2-(2)-① 調査対象とした「道の駅」の整備費用

区分	「道の駅」名	施設の整備方式	整備時期	「道の駅」設置者（市町村）による負担額	備考
新築	A1(注4)	市町村整備	平成4年度以前	1億円以上3億円未満	
	A2(注4)	市町村整備	平成4年度以前	1億円以上3億円未満	
	A3	市町村整備	平成4年度以前	1億円以上3億円未満	
	A4	市町村整備	平成4年度以前	1億円以上3億円未満	
	A5	市町村整備	平成4年度以前	3億円以上5億円未満	
	A6(注5)	市町村整備	平成4年度以前	3億円以上5億円未満	
	A7	市町村整備	平成5~9年度	5億円以上10億円未満	
	A8	市町村及び道路管理者整備	平成10~19年度	3億円以上5億円未満	
	A9	市町村及び道路管理者整備	平成10~19年度	5億円以上10億円未満	
	A1(注4)	市町村及び道路管理者整備	平成20~29年度	5億円以上10億円未満	
既存施設改築	A10	市町村及び道路管理者整備	平成20~29年度	10億円以上15億円未満	
	A11(注6)	市町村整備	平成5~9年度	10億円以上15億円未満	
	A6(注5)	市町村整備	平成10~19年度	1億円以上3億円未満	敷地内に併設施設設(食堂等)新築。
	A12	市町村及び道路管理者整備	平成10~19年度	10億円以上15億円未満	敷地内にある併設施設を含む。
	A2(注4)	市町村及び道路管理者整備	平成20~29年度	5億円以上10億円未満	
	A11(注6)	市町村整備	平成20~29年度	5億円以上10億円未満	大規模改築、敷地内に併設施設(直売所)新築。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 区分欄の「新築」及び「既存施設改築」の別は、「道の駅」の登録時期にかかわらず、「道の駅」の施設を新築又は改築により整備した時点で整理している。このため、「道の駅」の登録前に既に整備していた施設を「道の駅」として登録している場合であっても、当該施設を新築により整備していれば、「新築」に新築当時の整備費用を計上している。

また、「既存施設改築」については、既存施設の大規模な改築を行った場合のほか、敷地内に新たに施設を新築した場合も該当するものとして整理しており、一部の施設の改修に留まる場合は含めていない。

3 調査対象13駅10市町村のうち、新築により整備した1駅1市町村については、整備費用を確認することができなかったため、本表の作成対象に含めておらず、12駅9市町村の状況を整理している。

4 A1及びA2の「道の駅」については、当初の登録場所から移転したため、当初の整備費用と移転後の整備費用をそれぞれ計上している。

5 A6の「道の駅」については、当初の施設を整備した後に、敷地内に併設施設を設置したため、当初の整備費用と併設施設の整備費用をそれぞれ計上している。

6 A11の「道の駅」については、既存施設の大規模な改築を行い、その数年後に「道の駅」として登録した後に、敷地内に併設施設の整備を含む大規模な改築を行ったため、当初の改築費用とその後の改築費用をそれぞれ計上している。

図表 2-(2)-② 調査対象とした「道の駅」を整備するに当たって活用した主な財源

区分		補助制度等の名称
国 の 補 助 制 度	内閣府	地域活性化・きめ細やかな臨時交付金
	総務省	自ら考え自ら行う地域づくり事業（ふるさと創生事業）
	農林水産省	新山村振興等農林漁業特別対策事業、農村総合整備事業、農村基盤総合整備事業、農山漁村振興交付金、農山村地域活性化緊急特別対策事業、中山間地域総合事業
	国土交通省	まちづくり交付金
	環境省	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業
北海道の補助制度		市町村振興補助金、地域づくり総合交付金、北海道森林整備加速化・林業再生事業
地方債		過疎対策事業債、一般単独事業債、地域活性化事業債、地域総合整備事業債、辺地対策事業債

(注) 1 当局の調査結果による。

- 2 調査対象 13 駅 10 市町村のうち、新築又は改築に伴う整備費用について、市町村の一般財源以外に活用した財源を確認することができた 10 駅 8 市町村の状況を整理している。
- 3 「道の駅」の登録前に既に整備していた施設を「道の駅」として登録している場合、施設を整備した時点での整備費用に係る財源を整理している。
- 4 表中に記載した補助制度等は、交付時点の名称で整理しているため、現在は廃止されているものを含む。また、「国の補助制度」欄において、当該補助制度を所管する機関が省庁再編等により現在は存在していない場合は、当該機関の業務を承継する現在の機関に区分して整理している。
- 5 当局が調査対象とした新設、移転、大規模な改築等を検討している「道の駅」設置者等は、表中の財源のほか、社会資本整備総合交付金（国土交通省）、地方創生加速化交付金・地方創生推進交付金（内閣府）、合併特例債の活用を検討していた。

図表 2-(2)-③ 「道の駅」に関する取組に活用可能な制度の例

【国土交通省】

- 官民連携基盤整備推進調査費
- 直轄道路事業（交通安全）
- 社会資本整備総合交付金（社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業）
- 小さな拠点を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
- みなとオアシス制度
- 地域公共交通確保維持改善事業
- 広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業
- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業・旅行環境整備事業

【内閣府】

- 地方創生推進交付金（まち・ひと・しごと創生交付金）

【内閣府・厚生労働省】

- 地域子育て支援拠点事業

【総務省】

- 地域経済循環創造事業交付金
- 公衆無線 LAN 環境整備支援事業
- 過疎地域遊休施設再整備事業

【農林水産省】

- 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）
- 食料産業・6次産業化交付金（加工・直売）
- 水産加工・流通構造改善促進事業
- 浜の活力再生交付金
- 離島漁業再生交付金

【経済産業省】

- ふるさと名物応援事業補助金（地域産業資源活用事業）
- 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金
- 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費
- 小規模事業対策推進事業

【環境省】

- 二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金

(注) 「平成 30 年度「道の駅」関係施策集」(平成 30 年 10 月) に基づき、当局が作成した。

図表2-(2)-④ 調査対象13駅10市町村における運営・管理の状況

(単位：駅、市町村)

運営・管理の方法 運営・管理者	指定管理者制度 (6駅5市町村)	委託 (6駅5市町村)	その他 (1駅1市町村)	計
第三セクター	3 <3>	—	—	3 <3>
第三セクター以外	3 <3>	6 <5>	1 <1>	10 <8>
公共的な機関・団体等	2 <2>	5 <4>	1 <1>	8 <7>
観光協会	1 <1>	3 <3>	—	4 <4>
商工会	1 <1>	—	—	1 <1>
特産品等の普及団体	—	1 <1>	—	1 <1>
農業協同組合	—	1 <1>	—	1 <1>
その他	—	—	1 <1>	1 <1>
民間事業者	1 <1>	1 <1>	—	2 <1>

(注)1 当局の調査結果による。

- 2 「運営・管理の方法」が「その他」の1駅1市町村においては、「道の駅」設置者である市町村と市町村が出資する株式会社が地域振興施設の利用に関する賃貸借契約を締結し、当該株式会社が当該市町村からの維持管理費用の交付を受けずに、地域振興施設で特産品等の販売や農林水産物の直売を行い、その収入等により地域振興施設の維持管理を行っている。地域振興施設以外の駐車場や24時間利用可能トイレの維持管理は、当該市町村が民間事業者に対し委託している。当該市町村は、当該株式会社を第三セクターとは位置付けていないため、「第三セクター以外」の「公共的な機関・団体等」の「その他」に区分している。
- 3 本表においては、「道の駅」設置者から委託を受けた又は指定管理者として認定を受けた第三セクター、公共的な機関・団体等及び民間事業者のうち、「道の駅」における各施設・設備の運営・管理を主体的に行う者を「運営・管理者」として整理している。このため、i) 農林水産物の直売所、特産品等の販売施設又は飲食店の運営のみを行い、施設等の維持管理業務を行わない民間事業者等、ii) 指定管理者や「道の駅」設置者から委託等を受けた第三セクター等から、維持管理業務の一部について委託を受けた民間事業者等、iii) 一部の維持管理業務のみ（例えば、清掃のみ、草刈りのみ、除雪のみなど）を行う又は機械・設備の保守・点検等を専門的に行う民間事業者等は含めていない。
- 4 「第三セクター」が「道の駅」の運営・管理以外に行っている業務としては、i) 特産品等の販売、普及、加工等、ii) 公共施設や観光施設の維持管理等となっている。

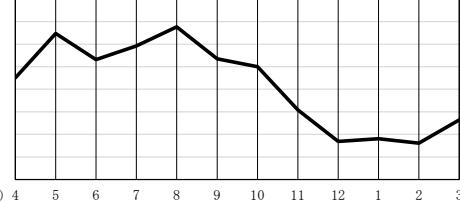
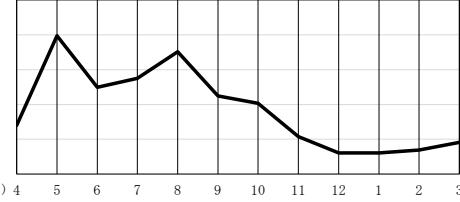
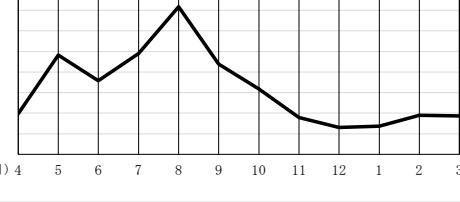
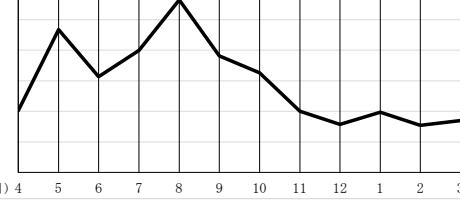
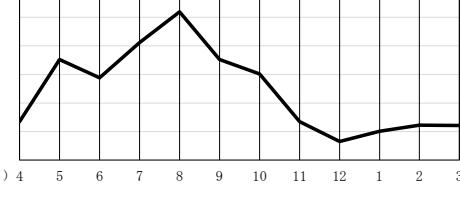
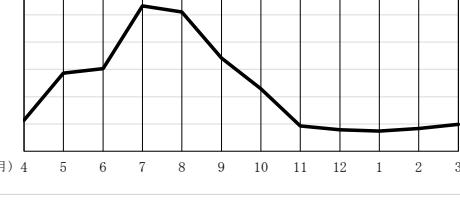
図表2-(2)-⑤ 調査対象13駅10市町村における利用者数の算定方法

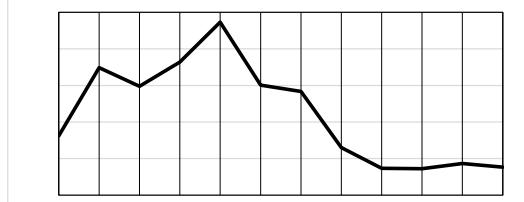
「道の駅」名	「道の駅」利用者数の算定方法	平成29年度利用者数の区分
B1	(24時間利用可能トイレの入口に設置した入場者数を記録するカウンターでのカウント数+地域振興施設の入口に設置した入場者数を記録するカウンターでのカウント数) ×一定係数	40万人以上
B2	大型バス、中型バス、乗用車、バイク・トラックの駐車台数(1日3回) ×車種に応じた1台当たりの乗車数に係る一定係数 ×一定係数	40万人以上
B3	24時間利用可能な男女トイレの入口に設置した入場者数を記録するカウンターでの営業時間外におけるカウント数+地域振興施設の入口に設置した入場者数を記録するカウンターでのカウント数	40万人以上
B4	地域振興施設の正面入口に設置した入場者数を記録するカウンターでのカウント数(注2)	40万人以上
B5	(24時間利用可能トイレの入口に設置した入場者数を記録するカウンターでのカウント数×一定係数) + (地域振興施設(展示施設)の入口に設置した入場者数を記録するカウンターでのカウント数)	30人以上40万人未満
B6	(24時間利用可能な男女トイレの入口に設置した入場者数を記録するカウンターでのカウント数×一定係数) + 販売施設等(特産品等の販売施設と飲食店が同一の売場)でのキャッシュレジスターに記録された客数)	30万人以上40万人未満
B7	地域振興施設の入口に設置した入場者数を記録するカウンターでのカウント数×一定係数	20万人以上30万人未満
B8	地域振興施設の入口に設置した入場者数を記録するカウンターでのカウント数×一定係数	20万人以上30万人未満
B9	販売施設等(農林水産物の直売所と特産品等の販売施設が同一の売場)でのキャッシュレジスターに記録された客数×一定係数	20万人以上30万人未満
B10	(農林水産物の直売所でのキャッシュレジスターに記録された客数+販売施設等(特産品等の販売施設と飲食店が同一の建物内)でのキャッシュレジスターに記録された客数) ×一定係数	20万人以上30万人未満
B11	「道の駅」と一体化した併設施設の利用者数+その他施設の利用者数(併設施設の利用者数から推定した値)	10万人以上20万人未満
B12	(特産品等の販売施設でのキャッシュレジスターに記録された客数×一定係数) + 観光バスで訪れた人数(目視により数えた数)	10万人未満
B13	24時間利用可能トイレの入口に設置した入場者数を記録するカウンターでのカウント数+休憩施設(情報提供施設)の入口に設置した入場者数を記録するカウンターでのカウント数	10万人未満

(注) 1 当局の調査結果による。

2 B4の「道の駅」においては、平成30年9月までは、駐車場台数と販売施設等(農林水産物の直売所、特産品等の販売施設及び飲食店)の売上から推定されていたが、30年10月から表中の方法により算定されている。

図表2-(2)-⑥ 調査対象とした「道の駅」における平成29年度月別利用者数の傾向

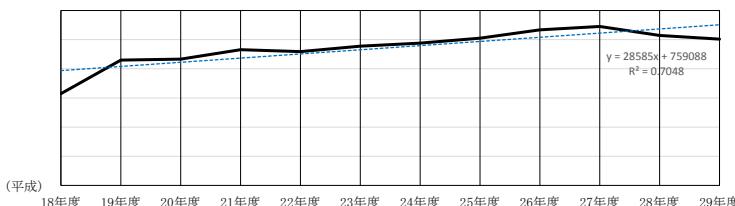
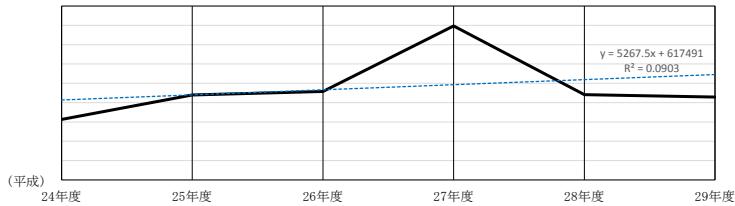
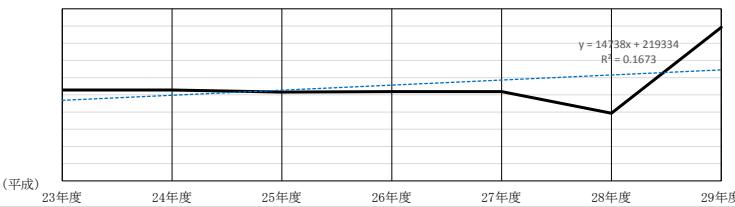
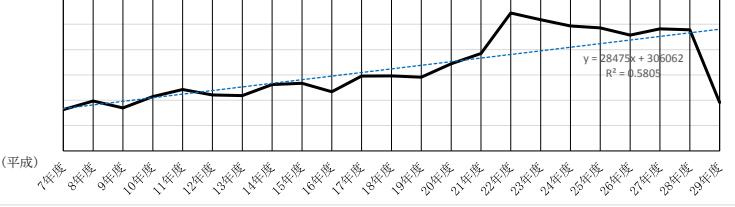
「道の駅」名	平成29年度利用者数の区分	平成29年度利用者数の月別推移	最多月	最少月	最多月と最少月の差(割合)
B1	40万人以上		8月	2月	4.2倍
B2	40万人以上		8月	2月	5.2倍
B3	40万人以上		5月	12月	6.6倍
B5	30万人以上40万人未満		8月	12月	5.5倍
B6	30万人以上40万人未満		8月	2月	3.7倍
B7	20万人以上30万人未満		8月	12月	8.0倍
B8	20万人以上30万人未満		7月	1月	7.3倍

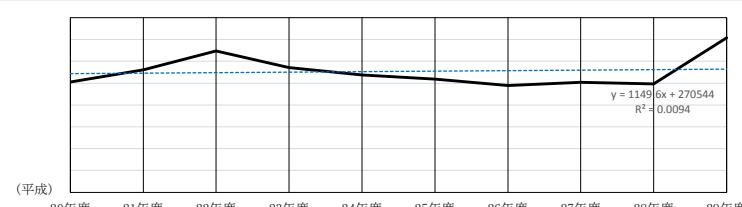
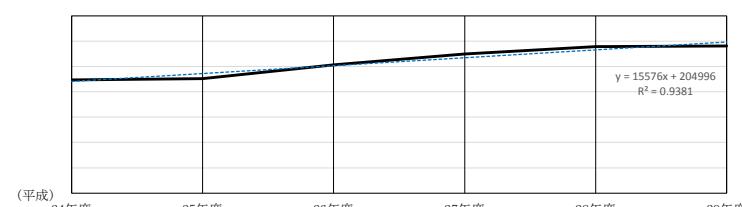
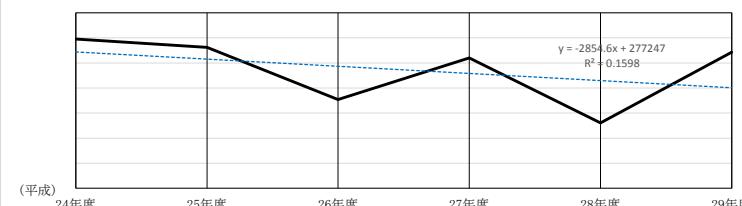
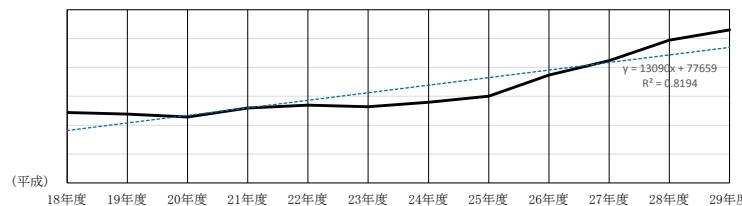
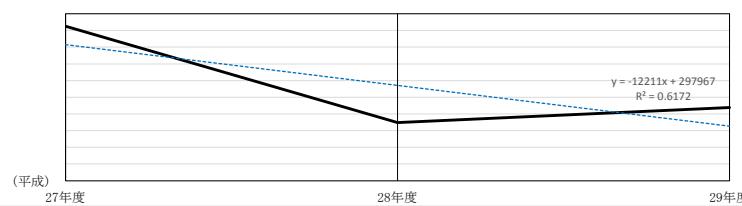
「道の駅」名	平成29年度利用者数の区分	平成29年度利用者数の月別推移	最多月	最少月	最多月と最少月の差(割合)
B9	20万人以上30万人未満		8月	2月	6.6倍
B10	20万人以上30万人未満		8月	1月	6.5倍
B11	10万人以上20万人未満		8月	2月	2.2倍
B12	10万人未満		8月	1月	7.1倍

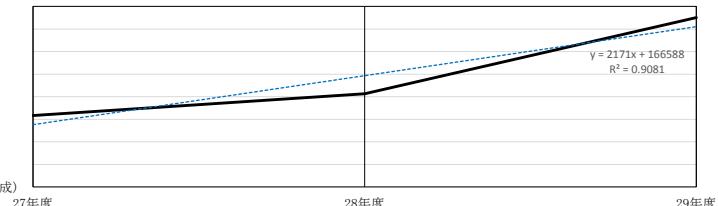
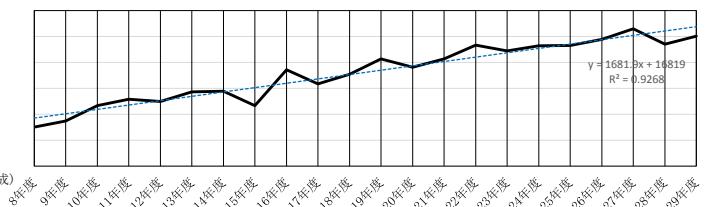
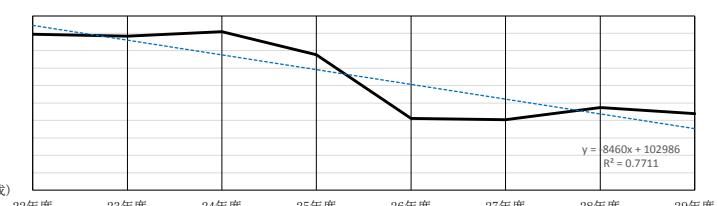
(注) 1 調査対象とした「道の駅」設置市町村等の資料に基づき、当局が作成した。

2 「「道の駅」名」欄については、図表2-(2)-⑤と同じ区分による。なお、このうち2駅2市町村については、平成29年度中に供用開始している、月別利用者数の回答が得られなかったといった理由により、本表の作成対象から除外しており、11駅9市町村の状況を整理している。

図表2-(2)-⑦ 調査対象とした「道の駅」における年度別利用者数の傾向

「道の駅」名	対象期間	利用者数の年度別推移	対象期間における利用者数の傾向	最多年度	最少年度	最多年度と最少年度の差(割合)	平成29年度利用者数との比較		
							平成29年度利用者数の区分	最多年度との差(割合)	最少年度との差(割合)
B1	平成18～29年度		増加	平成27年度	平成18年度	1.7倍	40万人以上	0.9倍	1.6倍
B2	平成24～29年度		概ね一定	平成27年度	平成24年度	1.2倍	40万人以上	0.9倍	1.0倍
B3	平成23～29年度		概ね一定	平成29年度	平成28年度	2.3倍	40万人以上	—	2.3倍
B5	平成7～29年度		増加	平成22年度	平成7年度	3.3倍	30万人以上 40万人未満	0.4倍	1.2倍

「道の駅」名	対象期間	利用者数の年度別推移	対象期間における利用者数の傾向	最多年度	最少年度	最多年度と最少年度の差(割合)	平成29年度利用者数との比較		
							平成29年度利用者数の区分	最多年度との差(割合)	最少年度との差(割合)
B6	平成20～29年度		概ね一定	平成29年度	平成26年度	1.4倍	30万人以上 40万人未満	—	1.4倍
B7	平成24～29年度		増加	平成29年度	平成24年度	1.3倍	20万人以上 30万人未満	—	1.3倍
B8	平成24～29年度		概ね一定	平成24年度	平成28年度	1.1倍	20万人以上 30万人未満	1.0倍	1.1倍
B9	平成18～29年度		増加	平成29年度	平成20年度	2.3倍	20万人以上 30万人未満	—	2.3倍
B10	平成27～29年度		減少	平成27年度	平成28年度	1.1倍	20万人以上 30万人未満	0.9倍	1.0倍

「道の駅」名	対象期間	利用者数の年度別推移	対象期間における利用者数の傾向	最多年度	最少年度	最多年度と最少年度の差(割合)	平成29年度利用者数との比較		
							平成29年度利用者数との区分	最多年度との差(割合)	最少年度との差(割合)
B11	平成27～29年度		増加	平成29年度	平成27年度	1.0倍	10万人以上 20万人未満	—	1.0倍
B12	平成8～29年度		増加	平成27年度	平成8年度	3.5倍	10万人未満	0.9倍	3.3倍
B13	平成22～29年度		減少	平成24年度	平成27年度	2.2倍	10万人未満	0.5倍	1.1倍

(注) 1 調査対象とした「道の駅」設置市町村等の資料に基づき、当局が作成した。

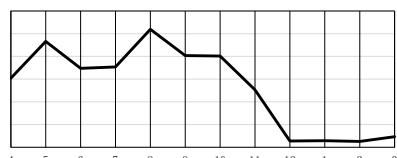
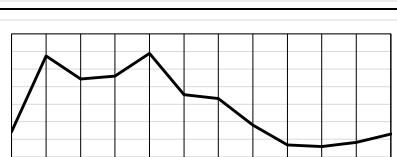
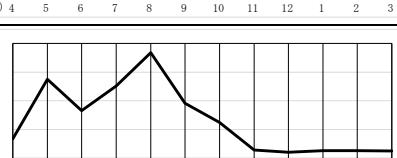
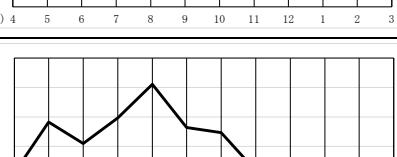
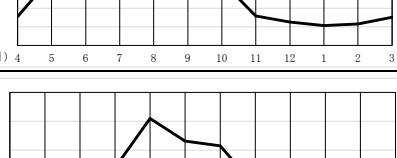
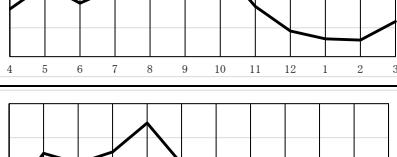
2 「「道の駅」名」欄については、図表2-(2)-⑤・⑥と同じ区分による。なお、このうち1駅1市町村については、平成29年度中に供用開始しているため、本表の作成対象から除外しており、12駅9市町村の状況を整理している。

3 「対象期間」欄については、調査対象とした「道の駅」によって供用開始時期や設置者等から利用者数の回答が得られた期間が異なるほか、利用者数の算定方法が現在の方法になった時期以降で取りまとめた「道の駅」もある。

4 「対象期間における利用者数の傾向」欄は、線形近似曲線の決定係数（R-2乗値）は1に近いほど線形近似曲線の信頼性が高くなるため、本表においては、0.6以上の場合に「増加」又は「減少」傾向とし、0.6未満の場合は「概ね一定」として整理している。

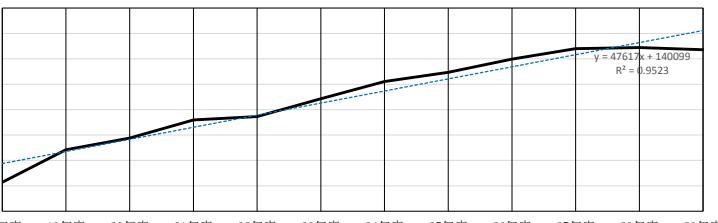
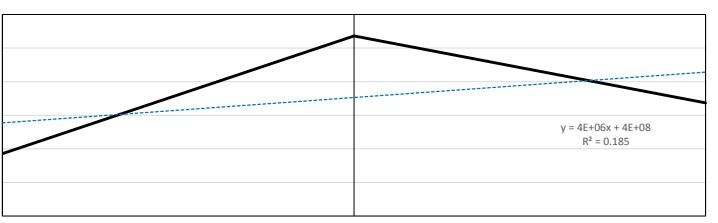
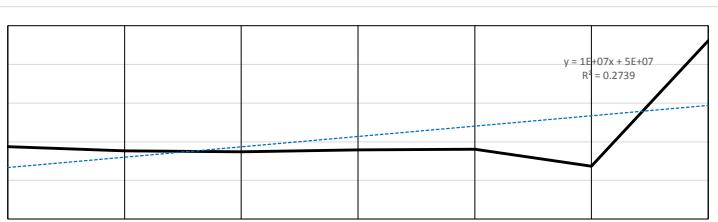
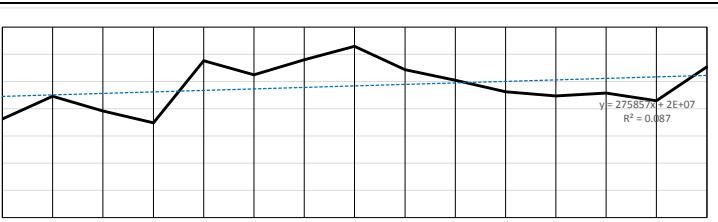
5 「平成29年度利用者数との比較」欄については、平成29年度が最多年度又は最少年度の場合は「—」としており、各欄1.0倍以上の場合は29年度利用者数が最多年度又は最少年度の利用者数よりも多いことを示し、1.0倍未満の場合は少ないことを示す。

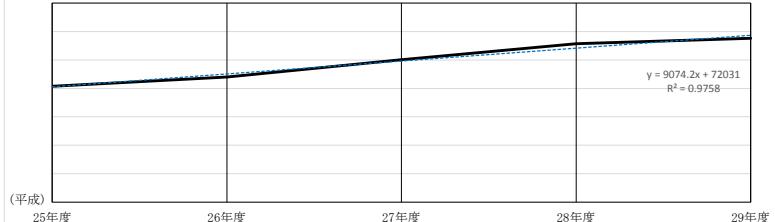
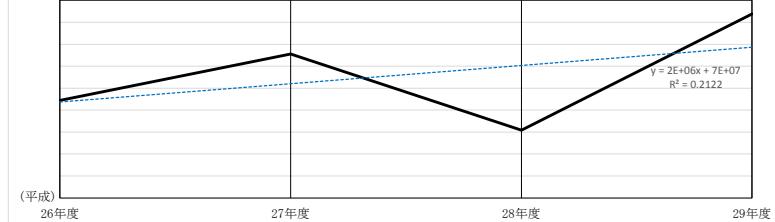
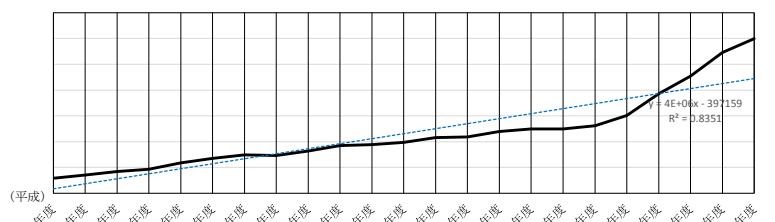
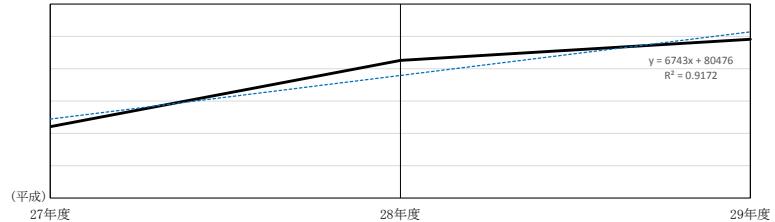
図表2-(2)-⑧ 調査対象とした「道の駅」における平成29年度月別売上の傾向

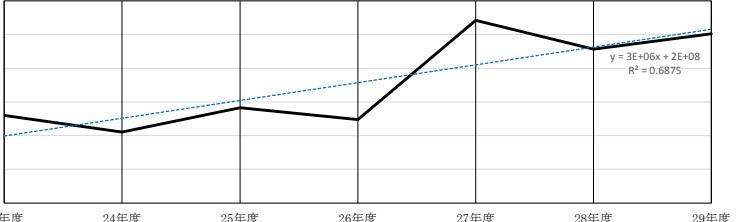
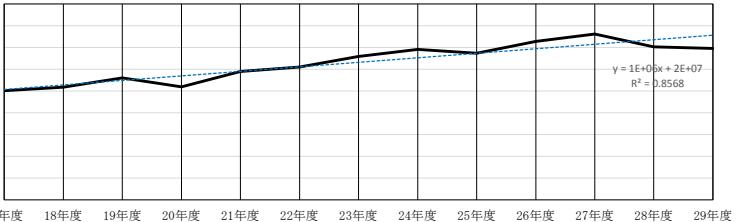
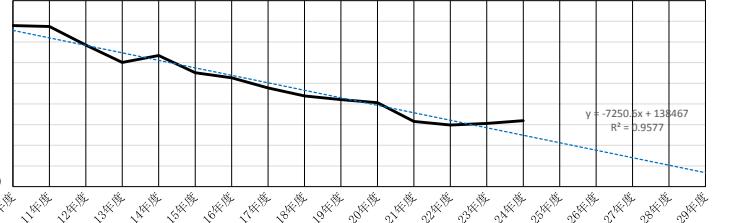
「道の駅」名	対象とした売上の内容				平成29年度 売上の区分	平成29年度売上の月別推移	最多月	最少月	最多月と 最少月の 差(割合)
	農林水 産物の 直売	特産品 等	飲食店 (食事、 喫茶、軽 食等)	その他					
B1	○	○	○	—	3億円以上		8月	2月	20.2倍
B2	○	○	×	—	3億円以上		8月	2月	7.1倍
B3	○	○	○	—	1億円以上 3億円未満		8月	1月	4.3倍
B6	×	○	○	—	5千万円未満		8月	12月	3.9倍
B7	○	○	○	屋外催 事	1億円以上 3億円未満		8月	12月	6.6倍
B8	—	○	○	—	5千万円以上 1億円未満		7月	1月	6.6倍
B9	○	○	×	—	1億円以上 3億円未満		8月	2月	7.1倍
B10	○	○	○	—	5千万円以上 1億円未満		8月	1月	5.8倍

- (注) 1 調査対象とした「道の駅」設置市町村等の資料に基づき、当局が作成した。
- 2 「「道の駅」名」欄については、図表2-(2)-⑤・⑥・⑦と同じ区分による。なお、このうち5駅5市町村については、販売施設等が営業されていない、平成29年度中に供用開始している、販売施設等の売上は定期的に報告を求めていないなどの理由により、本表の作成対象から除外しており、8駅8市町村の状況を整理している。
- 3 「対象とした売上の内容」欄について、「—」は販売施設等がない場合、「×」は販売施設等があるものの、i) 販売施設等の管理者から報告を求めていない、ii) テナント等の売上のため「道の駅」の売上として整理することがなじまないと判断したなどとしているものであり、本表の対象とする「道の駅」としての売上に含めていないものを示す。

図表2-(2)-⑨ 調査対象とした「道の駅」における年度別売上の傾向

「道の駅」名	対象とした売上の内容				対象期間	売上の年度別推移	対象期間における売上の傾向	最高年度	最少年度	最高年度と最少年度の差(割合)	平成29年度売上との比較		
	農林水産物の直売	特産品等	飲食店(食事、喫茶、軽食等)	その他							平成29年度売上の区分	最高年度との差(割合)	最少年度との差(割合)
B1	○	○	○	—	平成18～29年度		増加	平成28年度	平成18年度	5.7倍	3億円以上	1.0倍	5.6倍
B2	○	○	×	—	平成27～29年度		概ね一定	平成28年度	平成27年度	1.0倍	3億円以上	1.0倍	1.0倍
B3	○	○	○	—	平成23～29年度		概ね一定	平成29年度	平成28年度	3.4倍	1億円以上3億円未満	—	3.4倍
B6	×	○	○	—	平成15～29年度		概ね一定	平成22年度	平成18年度	1.8倍	5千万円未満	0.9倍	1.6倍

「道の駅」名	対象とした売上の内容				対象期間	売上の年度別推移	対象期間における売上の傾向	最多年度	最少年度	最多年度と最少年度の差(割合)	平成29年度売上との比較		
	農林水産物の直売	特産品等	飲食店(食事、喫茶、軽食等)	その他							平成29年度売上との区分	最多年度との差(割合)	最少年度との差(割合)
B7	○	○	○	屋外催事	平成25～29年度		増加	平成29年度	平成25年度	1.4倍	1億円以上3億円未満	—	1.4倍
B8	—	○	○	—	平成26～29年度		概ね一定	平成29年度	平成28年度	1.2倍	5千万円以上1億円未満	—	1.2倍
B9	○	○	×	—	平成7～29年度		増加	平成29年度	平成7年度	10.3倍	1億円以上3億円未満	—	10.3倍
B10	○	○	○	—	平成27～29年度		増加	平成29年度	平成27年度	1.2倍	5千万円以上1億円未満	—	1.2倍

「道の駅」名	対象とした売上の内容				対象期間	売上の年度別推移	対象期間における売上の傾向	最多年度	最少年度	最多年度と最少年度の差(割合)	平成29年度売上との比較		
	農林水産物の直売	特産品等	飲食店(食事、喫茶、軽食等)	その他							平成29年度売上の区分	最多年度との差(割合)	最少年度との差(割合)
B11	-	○	○	併設施設	平成23～29年度		增加	平成27年度	平成24年度	1.1倍	1億円以上3億円未満	1.0倍	1.1倍
B12	×	○	×	-	平成17～29年度		増加	平成27年度	平成17年度	1.5倍	5千万円未満	0.9倍	1.4倍
B13 (注2)	(×)	(○)	(○)	(-)	平成10～24年度		(減少)	(平成10年度)	(平成22年度)	(3.4倍)	(1億円以上3億円未満)	(-)	(-)

(注) 1 調査対象とした「道の駅」設置市町村等の資料に基づき、当局が作成した。

2 「「道の駅」名」欄については、図表2-(2)-⑤・⑥・⑦・⑧と同じ区分による。なお、このうち2駅2市町村については、平成29年度中に供用開始している、販売施設等の売上は定期的に報告を求めていないといった理由により、本表の作成対象から除外しており、11駅9市町村の状況を整理している。

なお、B13の「道の駅」については、販売施設等の営業が休止される直前の平成24年度までの期間の売上を整理している。このため、i) 「対象とした売上の内容」欄は販売施設等が営業されていた当時の状況、ii) 「最多年度」欄、「最少年度」欄及び「最多年度と最少年度の差(割合)」欄は、対象期間の10年度から24年度までの期間における状況、iii) 「平成29年度売上の区分」欄は最多年度である10年度の売上を整理している。

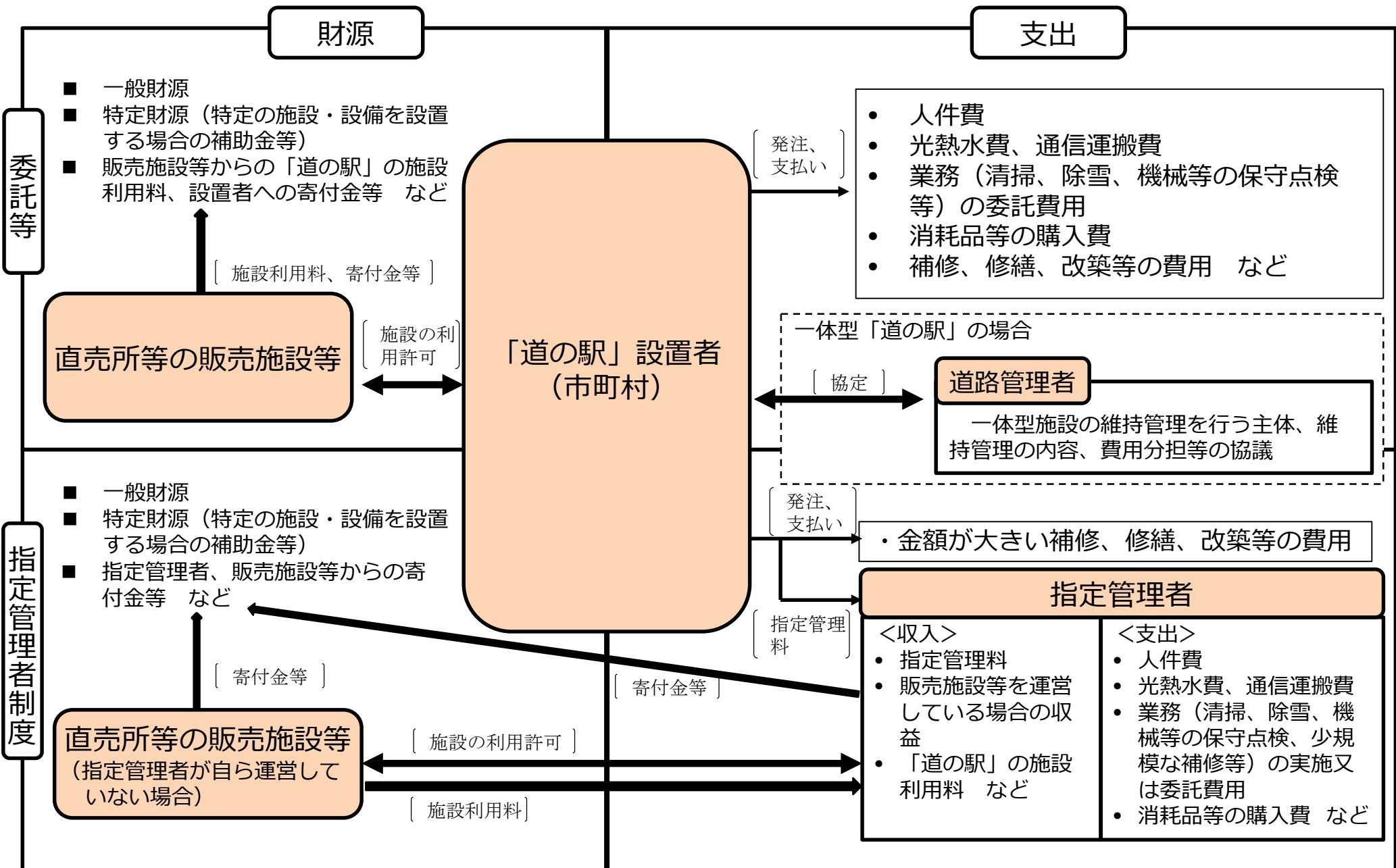
3 「対象とした売上の内容」欄について、図表2-(2)-⑧と同じ区分による。

4 「対象期間」欄については、調査対象とした「道の駅」によって供用開始時期や設置者等から売上の回答が得られた期間が異なる。

5 「対象期間における売上の傾向」欄は、線形近似曲線の決定係数 (R^2 -2乗値) は1に近いほど線形近似曲線の信頼性が高くなることから、本表においては、0.6以上の場合に「増加」又は「減少」傾向とし、0.6未満の場合は「概ね一定」として整理している。

6 「平成29年度売上との比較」欄については、平成29年度が最多年度又は最少年度の場合は「-」としており、各欄1.0倍以上の場合は平成29年度の売上が最多年度又は最少年度の売上よりも多いことを示し、1.0倍未満の場合は少ないことを示す。

図表2-(2)-⑩ 「道の駅」の運営・管理に係る費用とその財源



(注)1 調査対象13駅10市町村の運営・管理の状況を踏まえ、当局が作成した。

2 本表の内容は、一般的な費用とその財源を整理したものであり、「道の駅」によっては当てはまらない場合がある。

図表 2-(2)-⑪ 調査対象とした「道の駅」の運営・管理に係る支出状況（平成 29 年度）

(1) 「道の駅」のみの運営・管理に係る支出額が把握可能であったもの（6 駅 5 市町村）

「道の駅」名	運営・管理の方法	平成 29 年度 支出額	主な支出内容
C1	委託	約 3,500 万円	燃料費、光熱水費、通信運搬費、消耗品費、委託料・手数料（「道の駅」管理、清掃、自動ドア保守点検、電気保安管理業務、ボイラー保守点検、修繕費、改修工事費）、テレビ受信料、物品借上料、備品購入費 など
C2	委託	約 3,000 万円	人件費、旅費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、消耗品費、保険料（施設賠償、火災、自動車）、委託料・手数料（「道の駅」管理、清掃、電気工作物保安管理、消防用設備保守点検、機械警備、設備・機器保守点検、修繕費、改修工事費等）、テレビ受信料、賃借料 など
C3	委託	約 1,700 万円	燃料費、光熱水費、保険料（火災）、委託料・手数料（「道の駅」管理、自動ドア保守点検、消防用設備保守点検、警備保安、除雪、修繕費、改修工事費） など
C4	委託	約 950 万円	燃料費、光熱水費、委託料・手数料（「道の駅」管理、各種施設・設備の保守点検、修繕費等）、車両関係費、運営・管理者に対する負担金 など
C5	指定管理者制度	約 460 万円	旅費、消耗品費、委託料・手数料（指定管理料（※）、清掃、修繕費） など ※ 指定管理料に含まれる主な内容は、(2)参照。
C6	委託	約 400 万円	人件費、研修費、資材費・消耗品費、保険料（施設賠償）、委託料・手数料（廃棄物処理等） など

(2) 指定管理者制度を導入しており、指定管理料を支出しているもの（5 駅 4 市町村）

「道の駅」名	平成 29 年度 支出額	指定管理料に含まれている主な内容
C7	約 4,100 万円	人件費、燃料費、光熱水費、事務管理費（通信費等）、委託料・手数料（清掃、自動ドア保守点検、電気・機械設備保守点検、消防用設備保守点検、浄化槽保守点検、警備、除雪、植栽管理等） など
C8	約 2,500 万円	人件費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、消耗品費、保険料（施設賠償、災害、自動車等）、広告宣伝・販売促進費、情報発信、委託料・手数料（清掃、自動ドア保守点検、電気工作物保安、消防用設備保守点検、浄化槽保守点検、警備、草刈り、除雪、廃棄物処理等）、リース料（複合コピー機等） など
C9	約 2,500 万円	人件費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、消耗品費、委託料・手数料（自動ドア保守点検、電気工作物保安管理、消防用設備保守点検、地下タンク埋設配管点検、ボイラー保守点検、修繕費等）、除雪機器リース料 など

「道の駅」名	平成 29 年度 支出額	指定管理料に含まれている主な内容
C10	約 910 万円 (併設施設を 含む)	人件費、委託料・手数料（「道の駅」管理、清掃、草刈り等） など ※ これらのほか、併設施設を含む運営費補助金（約 1,600 万円）を交付
C5	約 150 万円	光熱水費、消耗品費、通信運搬費、委託料・手数料（自動ドア保守点検、消防用設備保守点検、浄化槽保守点検、水質検査、キャッシュレジスター点検、ボイラー等保守点検、廃棄物処理等） など

(3) その他「道の駅」の運営・管理に関する業務委託費の支出額が把握可能であったもの

(1 駅 1 市町村)

「道の駅」名	運営・管理の 方法	支出内容	平成 29 年度 支出額
C11	委託	24 時間利用可能トイレ等の清掃、敷地内の草刈り	約 260 万円

- (注) 1 調査対象とした「道の駅」設置市町村の資料に基づき、当局が作成した。
- 2 「道の駅」の運営・管理に関する業務と他の公共施設の運営・管理に関する業務を一体的に行っているなどにより、「道の駅」のみに係る支出額を取りまとめていない「道の駅」もあったため、本表においては、「道の駅」の運営・管理に係る支出額について把握可能であり、回答が得られた 11 駅 8 市町村の状況を整理している。このため、補修等に要する費用のみを取りまとめている場合は、本表の作成対象から除外している。
- 3 支出額は、予算額、業務委託費又は決算見込額により整理している。
- 4 (2)において、指定管理者制度を導入している 1 駅 1 市町村については、金額が大きい補修等に要する費用は市町村が支出しているものの、指定管理料が無償のため、本表の作成対象から除外している。

図表 2-(2)-⑫ 調査対象とした「道の駅」の補修及び修繕に要した支出額

「道の駅」名	「道の駅」の整備時期 (登録時期)	対象期間	補修等に要した支出額(総額)	年間平均支出額 (試算)	主な補修等の内容
D1	平成 10 年度から 19 年度まで (10 年度から 19 年度まで)	平成 19 年度から 29 年度まで	約 5,900 万円	約 536 万円	トイレドア設置、厨房換気設備改修、室内環境設備改善、屋外音響設備、屋根の防水改修、屋外分電盤改造、管路配水管洗浄清掃 など
D2	平成 4 年度以前 (5 年度から 9 年度まで)	平成 20 年度から 29 年度まで	約 1,200 万円	約 120 万円	建物の改修工事、トイレのつまり解消、床タイル修繕、風除室ドア修理 など
D3	平成 4 年度以前 (5 年度から 9 年度まで)	平成 24 年度から 29 年度まで	約 2,300 万円	約 383 万円	屋上の防水改修、外壁塗装、トイレの補修等（ドア、詰まり、ウォシュレット、手洗配水管、床暖房、循環ポンプ等の修理、洋式化等）、床張替、レストラン畳張替、照明器具取替、自動ドア部品交換・扉開閉装置交換、温水パネル水漏れ修理、ボイラー真空スイッチ修理、照明、駐車場看板等修理 など

(注) 1 調査対象とした「道の駅」設置市町村の資料に基づき、当局が作成した。

2 「年間平均支出額(試算)」欄は、「補修等に要した支出額(総額)」欄の金額を、「対象期間」欄の年度数で除した金額である。

3 D2 の「道の駅」においては、平成 19 年度以前の比較的金額が小さい小規模な補修等の支出額を取りまとめていないものの、「道の駅」の供用開始以降（約 10 年間）の金額が大きい補修等の支出額（トイレの暖房設備の設置、駐車場の補修・改修工事等）を取りまとめており、約 500 万円となっていた。

4 表中の 3 駅 3 市町村のほか、金額が大きい補修等の支出額を取りまとめていた 2 駅 2 市町村においては、以下のとおりであった。

- 平成 26 年度から 29 年度までに約 700 万円（「道の駅」の整備時期・登録時期：5 年度から 9 年度まで。歩道補修、照明灯の LED 化、トイレ内部の建具交換・便器取替及び浄化槽の交換）。
- 敷地内に整備時期が異なる複数の施設があり、i) 24 時間利用可能トイレ、地域振興施設（展示施設）及び駐車場においては、平成 21 年度から 29 年度までに約 1,400 万円（整備時期：4 年度以前、登録時期：5 年度から 9 年度まで。24 時間利用可能トイレの補修等内容：換気扇移設工事、流水センサー取付、自動ドア設置、屋上の防水改修、洋式化等。地域振興施設の補修等内容：屋根改修、消防設備改修、基礎コンクリート補修、トイレの洋式化、段差解消、床タイルカーペット敷設等。駐車場の補修等内容：照明灯の LED 化等）、ii) 地域振興施設（飲食店等）においては、26 年度から 29 年度までに約 600 万円（整備時期：10 年度から 19 年度まで、登録時期：5 年度から 9 年度まで。冷凍設備、給湯設備、照明器具及び空調設備の改修）の計約 2,000 万円。

図表2-(2)-⑬ 調査対象とした「道の駅」の運営・管理に係る収支

運営・管理者等の区分	「道の駅」名	「道の駅」における運営・管理業務の主な内容	平成29年度（注7）の収支			
			収入額及び支出額の区分	収支区分	指定管理料、業務委託費、運営費補助金等の管理費用	管理費用を差し引いた場合の収支区分
指定管理者	C5	施設管理、特産品等の販売施設及び飲食店の運営	5千万円未満	黒字	約150万円	赤字
	C7（注4）	施設管理	1億円以上3億円未満	赤字	約4,100万円	赤字
	C8	施設管理、農林水産物の直売所、特産品等の販売施設及び飲食店の運営	5千万円未満	黒字	約2,500万円	赤字
	C9	施設管理、特産品等の販売施設及び飲食店の運営	5千万円以上1億円未満	赤字	約2,500万円	赤字
	C10（注4）	併設施設を含む施設管理、特産品等の販売施設及び飲食店の運営	1億円以上3億円未満	黒字	約2,510万円	赤字
	C12（注5）	施設管理、観光案内、特産品等の販売施設及び飲食店の運営	1億円以上3億円未満	赤字	0円	赤字
指定管理者以外の運営・管理者	C3（注6）	施設管理、観光案内、特産品等の販売施設の運営	1億円以上3億円未満	黒字	約660万円	赤字
	C11（注6）	（施設管理、特産品等の販売施設及び飲食店の運営、加工品の製造）	（5千万円以上1億円未満）	（赤字）	（約710万円）	（赤字）
	C13（注6）	施設管理、農林水産物の直売所及び特産品等の販売施設の運営	1億円以上3億円未満	赤字	0円	赤字
直売所の管理者	C2	農林水産物の直売所の運営、24時間利用可能トイレの清掃	5千万円以上1億円未満	黒字	約260万円	赤字
	C12	農林水産物の直売所の運営	3億円以上	黒字	0円	黒字

- (注) 1 調査対象とした「道の駅」設置市町村等の資料に基づき、当局が作成した。
- 2 運営・管理者等の収支に係る財務諸表等の提供が得られた10駅9市町村の状況を整理している。
なお、C12の「道の駅」については、指定管理者と直売所の管理者が異なるため、それぞれの収支の状況を整理しており、本表の作成対象とした運営・管理者等は11者となっている。
- 3 「「道の駅」名」欄については、図表2-(2)-⑪の区分による。ただし、C12とC13の「道の駅」は、本表において追加したものである。
- 4 「指定管理者」欄のうち、C7の「道の駅」は「道の駅」以外での特産品等の販売、普及に関する業務や各種イベントの企画業務等の収支を含み、C10の「道の駅」は併設施設を含む業務全般についての収支の状況を整理している。「指定管理料、業務委託費、運営費補助金等の管理費用」欄及び「管理費用を差し引いた場合の収支区分」欄については、C7の「道の駅」は「道の駅」の運営・管理に限定した指定管理料、C10の「道の駅」は「道の駅」と併設施設を含む指定管理料及び運営費補助金の合計額を差し引いている。
- 5 C12の「道の駅」（指定管理者）については、平成29年度の収支が赤字になっているものの、前年度の繰越金により黒字となっている。
- 6 「指定管理者以外の運営・管理者」欄については、C3の「道の駅」は、「道の駅」に関する業務のみならず、運営・管理者が行う業務全般についての収支の状況を整理している。ただし、「指定管理料、業務委託費、運営費補助金等の管理費用」欄及び「管理費用を差し引いた場合の収支区分」欄については、「道の駅」の運営・管理に限定した業務委託費を差し引いている。
C11及びC13の「道の駅」については、「道の駅」に関する業務のみの収支の状況を整理している。
- 7 C11の「道の駅」については、現在、販売施設等が営業されていないため、営業が休止される直前の平成24年度の状況を整理している。

図表 2-(2)-⑭ 北海道開発局が一体型「道の駅」で整備した施設に対する調査対象とした「道の駅」設置者等による維持管理の実施状況

(1) 北海道開発局が自ら維持管理を行っている施設

「道の駅」名	同局が整備する施設 (面積)	当該施設の維持管理に関する協定書、覚書等の内容	同局における当該施設の維持管理費用 (平成29年度)	当該施設に対し、設置者又は運営・管理者が行う維持管理業務の内容及び費用負担額(平成29年度)		備考
				維持管理の内容	費用負担額	
E1	駐車場 (4,054 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有区分は、別添図面のとおり土地の所有区分とし、休憩施設等の所有区分は、甲の区分、地域振興施設の所有区分は乙の区分とする。 ○ 休憩施設等及び地域振興施設等の補修・修理については、甲及び乙の所有区分により、それぞれが行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補修・修理を行う施設の詳細及び作業内容は、下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の、舗装修繕及び補修、区画線、縁石、歩道平板ブロック、緑地帯及び樹木類、照明（電球取替含む）、排水施設、標識・看板、地下埋設管（ケーブル含む）の補修・修理は、甲及び乙の所有区分により、それぞれが行うものとする。なお、乙の所有施設であるEV充電設備の補修・修理は、乙が行うものとする。 ○ <u>休憩施設等及び地域振興施設等の維持管理は、甲及び乙の所有区分により、それぞれが行うものとする。</u> ○ <u>休憩施設等及び地域振興施設等の維持管理に伴う費用は、甲及び乙の所有区分により、それぞれが負担するものとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な維持管理を行う施設の詳細及び作業内容は下記のとおりとする。 	<p>あり (金額について、一般的国道等と 一般的に維持管理を行っているため、「道の駅」のみの 費用は算出不可)</p>	<p>芝刈り (設置者の所管区域と一体的に 行つた方が効率的であるため、 設置者又は運営・管理者の判断により実施)</p>	約52万円の内数	<p>設置者が整備する駐車場(4,156 m²)も併設されており、設置者又は運営・管理者が、「当該施設の維持管理に関する協定書、覚書等の内容」欄とほぼ同様の内容により、当該駐車場の維持管理を実施。</p>

「道の駅」名	同局が整備する施設 (面積)	当該施設の維持管理に関する協定書、覚書等の内容	同局における当該施設の維持管理費用（平成29年度）	当該施設に対し、設置者又は運営・管理者が行う維持管理業務の内容及び費用負担額（平成29年度）		備考
				維持管理の内容	費用負担額	
		<p>(1) <u>甲が行う維持管理（甲の所有区分）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の、舗装修繕及び補修、区画線、縁石、歩道平板ブロック、照明（電球取替含む）、排水施設、標識・看板、地下埋設管（ケーブル含む）の維持管理。 ・駐車場の、緑地帯及び樹木類の維持管理（施肥、草刈り、冬囲い、剪定、清掃等含む）。ただし、地域住民等が協力を申し出した場合は、これを妨げるものではない。 ・駐車場内の除排雪作業。 				
E2	駐車場 (3,222 m ²)	<input checked="" type="radio"/> <u>施設の維持管理は、甲が駐車場施設、乙が駐車場施設の公衆トイレ等をそれぞれが行うものとする。</u>	同上	なし	—	敷地内には、設置者が整備する駐車場（462 m ² ）もあり、設置者又は運営・管理者が当該駐車場の維持管理を実施。

(2) 「道の駅」設置者に対し維持管理の実施を求めている施設

「道の駅」名	同局が整備する施設 (面積)	当該施設の維持管理に関する協定書、覚書等の内容	当該施設に対し、設置者又は運営・管理者が行う維持管理業務の内容及び費用負担額（平成 29 年度）			備考
			維持管理の内容	費用負担額	同局による維持管理費用の負担（平成 29 年度）	
E1	24 時間利用可能トイレ (96 m ²) ※浄化槽を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有区分は、別添図面のとおり土地の所有区分とし、休憩施設等の所有区分は、甲の区分、地域振興施設の所有区分は乙の区分とする。 ○ 休憩施設等及び地域振興施設等の補修・修理については、甲及び乙の所有区分により、それぞれが行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補修・修理を行う施設の詳細及び作業内容は、下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆トイレの、外壁、屋根、内壁、床面及び各種固定設備、電気室、原因者不明の破損による補修・修理は、甲が行うものとする。ただし、各種固定設備のうち、洋風便器の暖房便座（温水洗浄機能付）、擬音装置、自動水石けん供給栓、温風乾燥機（ハンドドライヤー）、水栓、ドレンヒーター等の軽微な施設については、乙にて日常管理し、故障があった場合は、乙が補修・修理を行うものとする。 ○ <u>休憩施設等及び地域振興施設等の維持管理は、甲及び乙の所有区分により、それぞれが行うものとする。</u> ○ <u>休憩施設等のうち公衆トイレの維持管理は、乙が行うものとする。</u> ○ <u>休憩施設等及び地域振興施設等の維持管理に</u> 	清掃	約 230 万円の内数	なし	<p>24 時間利用可能トイレの電気料金及び水道料金、浄化槽の保守管理費用は、同局が負担。</p> <p>清掃については、設置者が整備する駐車場、休憩施設内に設置するトイレの清掃と一体的に実施。</p>
			消耗品の購入	約 210 万円の内数	なし	
			トイレ入口付近の除雪	算出していない（施設管理費の中で負担しているため、トイレ入口付近分の除雪費用のみは算出不可）	なし	

「道の駅」名	同局が整備する施設 (面積)	当該施設の維持管理に関する協定書、覚書等の内容	当該施設に対し、設置者又は運営・管理者が行う維持管理業務の内容及び費用負担額（平成29年度）			備考
			維持管理の内容	費用負担額	同局による維持管理費用の負担（平成29年度）	
		<p><u>伴う費用は、甲及び乙の所有区分により、それぞれが負担するものとする。</u></p> <p>○ <u>休憩施設等のうち公衆トイレの電気及び上下水道に伴う費用、自動ドアの維持管理（保守点検）、浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）は、甲が負担するものとする。</u></p> <p>○ <u>休憩施設等のうち公衆トイレの日常管理に伴う費用は前項を除き、乙が負担するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 日常的な維持管理を行う施設の詳細及び作業内容は下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>甲が行う維持管理（甲の所有区分）</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>公衆トイレの電気室の維持管理</u> (3) <u>乙が行う日常管理</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>公衆トイレの、内壁、床面、窓、鏡、自動扉、換気扇（フィルター・給排気ガラリ等含む）、雨樋、ルーフドレン管、雨水・排水管、雨水・排水樹、便器、手洗室、風除室等の清掃作業及び雪庇・虫（蜂等）・鳥害の除去。</u> • <u>公衆トイレの各設備における日常管理・日常点検。</u> • <u>公衆トイレの清掃作業にかかる消耗品（モップ、ほうき、脚立、バケツ、雑巾、清掃用洗剤等）の購入。</u> 				

「道の駅」名	同局が整備する施設 (面積)	当該施設の維持管理に関する協定書、覚書等の内容	当該施設に対し、設置者又は運営・管理者が行う維持管理業務の内容及び費用負担額（平成 29 年度）			備考
			維持管理の内容	費用負担額	同局による維持管理費用の負担（平成 29 年度）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>公衆トイレにかかる消耗品（便所紙、手洗い用石鹼、室内灯、操作リモコン等用乾電池等）の購入及び補充・取替え作業。</u> ・<u>冬期間、水道管等の凍結防止における床暖房運転及び室内温度の日常管理。</u> ・<u>公衆トイレの各警報における現地確認の一次対応。（各便所内の緊急呼出、浄化槽警報、地下ビット内の満水警報、停電時警報等。）</u> 				
E2	24 時間利用可能トイレ (81.5 m ²) ※ 浄化槽を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の維持管理は、甲が駐車場施設、乙が駐車場施設の公衆トイレ等をそれぞれが行うものとする。 ○ <u>公衆トイレ施設等のうち、次の事項は乙が行う。</u> <ol style="list-style-type: none"> 1) 施設内の消耗品交換 2) 施設内外の清掃、ゴミの収集・回収 3) 施設の日常的点検 4) 植込み（植栽）の管理 5) 施設等の除雪 	清掃 周辺草刈り 施設入口付近の除雪	約 170 万円	なし	24 時間利用可能トイレの電気料金及び水道料金は、同局が負担。
E3	駐車場 (9,800 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場の甲及び乙の所有区分は、土地の区分とする。 ○ 補修については、甲及び乙の所有区分により、それぞれが行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理に該当する作業が原因となり発生 	清掃、植樹樹の管理	算出している。 (指定管理者が自ら行っており、これらの費	なし	敷地内には、設置者が整備する駐車場（450 m ² ）が併設

「道の駅」名	同局が整備する施設 (面積)	当該施設の維持管理に関する協定書、覚書等の内容	当該施設に対し、設置者又は運営・管理者が行う維持管理業務の内容及び費用負担額（平成 29 年度）			備考
			維持管理の内容	費用負担額	同局による維持管理費用の負担（平成 29 年度）	
		<p>した補修は、乙が行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の原因による補修については、甲乙 協議して行うものとする。 <p>○ <u>維持管理及びこれに伴う費用の負担は乙が行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理の作業内容は下記のとおりとする。 <p>(1) 舗装・区画線・縁石・インターロッキン グ・照明・看板・排水施設等の維持管理</p> <p>(2) 植樹（追肥、冬囲い、剪定含む）の維持 管理</p> <p>(3) 照明施設の電気代</p> <p>(4) 清掃・草刈り・除雪作業</p>	用は算出不可) 除雪	約 210 万円 (設置者が整備 した駐車場を含 む。)	なし	されてお り、設置者 又は運営・ 管理者が、 当該駐車場 及び同局が 整備する駐 車場の維持 管理を一體的 に実施。

「道の駅」名	同局が整備する施設 (面積)	当該施設の維持管理に関する協定書、覚書等の内容	当該施設に対し、設置者又は運営・管理者が行う維持管理業務の内容及び費用負担額（平成29年度）			備考
			維持管理の内容	費用負担額	同局による維持管理費用の負担（平成29年度）	
E4	駐車場 (10,520 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場の甲及び乙の所有区分は、土地の区分とする。 ○ 補修については、甲及び乙の所有区分により、それぞれが行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理に該当する作業が原因となり発生した補修は、乙が行う。 ・ その他の原因による補修については、甲乙協議して行うものとする。 ○ <u>維持管理及びこれに伴う費用の負担は乙が行うものとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理の作業内容は下記の通りとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 舗装・区画線・縁石・照明・看板・排水施設等の維持管理 (2) 植樹（追肥、冬囲い、剪定含む）の維持管理 (3) 照明施設の電気代 (4) 清掃・草刈り・除雪作業 	除雪	約1,100万円 (同局整備の駐車場のみに係る除雪費用)	なし	敷地内には、設置者が整備する駐車場(226m ²)が併設されており、設置者又は運営・管理者が、当該駐車場及び同局が整備する駐車場の維持管理を一体的に実施。
E5	駐車場 (4,707 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 路面及び道路付属物（以下「施設」という。）の補修は、甲が行うものとする。 ただし、損傷の原因が維持管理作業にある場合は、乙が行うものとする。 ○ <u>施設の維持管理は（清掃、除雪、必要に応じて運搬排雪）は、乙が行うものとする。</u> 	清掃	約20万円 (設置者が所管する敷地を一部含む。)	なし	敷地内に設置者が整備する駐車場はない。
		草刈り	約8万円 (設置者が所管する敷地を一部含む。)	なし		

「道の駅」名	同局が整備する施設 (面積)	当該施設の維持管理に関する協定書、覚書等の内容	当該施設に対し、設置者又は運営・管理者が行う維持管理業務の内容及び費用負担額（平成29年度）			備考
			維持管理の内容	費用負担額	同局による維持管理費用の負担（平成29年度）	
			除雪	約80万円 (同局整備の駐車場のみに係る除雪費用)	なし	
E6	駐車場 (2,864 m ²)	<p>○ <u>駐車場施設の甲及び乙の維持管理等の範囲は、道路敷地界等をもって区分し、別添図面の管理区分により甲及び乙それぞれ管理する。</u></p> <p>○ <u>維持管理等に要する経費は、甲及び乙それぞれの管理区分により負担する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乙は、乙の施設の維持管理を行うとともに、<u>甲の駐車場施設（緑地帯を含む。）の維持、補修及び除雪等の維持管理を行う。</u> ただし、舗装路面及び縁石等の修繕については、甲及び乙が協議するものとする。 	清掃、草刈り	算出している。 (市町村職員が自ら又は農林水産物の直売所職員の協力を受け実施。「道の駅」の管理費用として積算しているため、駐車場のみの管理費用は算出不可。)	なし	敷地内には、設置者が整備する駐車場(65m ²)があり、設置者が、当該駐車場及び同局が整備する駐車場の維持管理を一體的に実施。
			除雪	算出している。 (市町村職員が自ら又は町道の除雪を含めて民間事業者に対し委託しているため、「道の駅」	なし	

「道の駅」名	同局が整備する施設 (面積)	当該施設の維持管理に関する協定書、覚書等の内容	当該施設に対し、設置者又は運営・管理者が行う維持管理業務の内容及び費用負担額（平成 29 年度）			備考
			維持管理の内容	費用負担額	同局による維持管理費用の負担（平成 29 年度）	
				の駐車場分の除雪費用のみは算出不可)		

(注) 1 当局の調査結果による。

2 北海道開発局が一体型「道の駅」として施設を整備した 6 駅 6 市町村の状況を整理している。

3 「当該施設の維持管理に関する協定書、覚書等の内容」については、表中の内容に直接関係しない箇所を除き、協定書等の内容をそのまま抜粋している。なお、表中の下線は、当局が付したものである。

4 表中の i) 「甲」は北海道開発局（同局の出先機関である開発建設部等を含む。）、「乙」は「道の駅」設置者を示し、ii) 「○」は、協定書等の内容を示し、「・」はその詳細を定めた運用等の内容となっている。

5 「当該施設に対し、設置者又は運営・管理者が行う維持管理業務の内容及び費用負担額（平成 29 年度）」欄については、北海道開発局の所管施設に対し、「道の駅」設置者又は運営・管理者が維持管理費用を負担している業務内容等を整理している。

また、「費用負担額」欄については、「道の駅」によって運営・管理者が自ら行う場合や民間事業者等に対し委託している場合など実施方法が異なるため、各「道の駅」の設置者又は運営・管理者が取りまとめている精算額、契約額等により整理している。

6 E3 の「道の駅」においては、表中の維持管理業務のほか、北海道開発局が整備する駐車場で「道の駅」設置者及び運営・管理者により行われている業務内容として、維持管理費用は算出することができないものの、駐車場内の存置物（砂利等）への対応、交通事故対応、長時間駐車車両への対応、混雑時の交通誘導等を挙げている。

図表 2-(2)-⑯ 北海道開発局が整備した施設の維持管理を行う調査対象とした 6 駅 6 市町村の主な意見等

区分	主な意見等の概要
費用負担に関する意見	<p>① 設置者又は運営・管理者にとって、24 時間利用可能な施設の維持管理費用を支出することの負担が大きい。</p> <p>② 冬期は利用者数や売上が減少する傾向にあり、除雪費用の支出が負担となっている。また、除雪の実施回数が増加すると、さらに負担が大きくなる。</p> <p>③ 国による草刈業務の実施回数が少ないため、設置者又は運営・管理者も行っているが、雑草が繁茂してくると景観を阻害し、利用者の印象が悪くなるため、実施回数を増やしてほしい。</p> <p>④ 設置者又は運営・管理者の費用負担を考慮すると、国が維持管理費用を負担することになれば、設置者等の負担軽減や財政上のメリットが期待できる。</p> <p>⑤ 施設の所有区分に応じて維持管理を行うことによって役割分担と費用負担が明確になり、施設の整備主体としての責任の所在も明確になるのではないか。</p> <p>⑥ 国が整備した施設については、道路管理者として施設の必要性を判断し、整備したものであり、国が設置者に対し移管しない限り、維持管理全般の費用を負担すべきではないか。</p> <p>設置者又は運営・管理者に対し維持管理の実施を求めるのであれば、維持管理費用に対する財政支援を要望する。</p> <p>⑦ 国が「道の駅」に整備した施設も、利用者の利便に供する施設であるため、「道の駅」の設置を決定した設置者又は運営・管理者が費用を負担し、維持管理を行うことが当然であると認識している。</p>
国が費用を負担することになる場合又は国が自ら維持管理を行うことになる場合の意見	<p>【国が費用を負担することになる場合】</p> <p>① 国が負担する維持管理費用の算出や、運営・管理者との維持管理に関する契約、協定書等を変更しなければならなくなるため、設置者又は運営・管理者における業務負担の増加が懸念される。</p> <p>② 国から求められる契約方法、管理水準等の条件、提出を求められる資料、支出方法等によって、設置者又は運営・管理者における業務負担の増加が懸念される。</p> <p>国に対し費用負担を求める場合、設置者又は運営・管理者の予算編成や支出のスケジュールに間に合うように、国の負担金相当額について提示されることが必要である。</p> <p>【国が自ら維持管理を行うことになる場合】</p> <p>① 敷地内には設置者が整備した施設もあるため、国と設置者又は運営・管理者がそれぞれ所管施設ごとに維持管理を行うことは非効率であり、問題が発生した場合の責任の所在も明確でなくなるため、一体的に維持管理を行わなければ、利用者の利便性を阻害しかねない状況になることが懸念される。設置者又は運営・管理者が一体的に維持管理を行い、国に対し所管施設に係る費用負担を求めた方が、業務の効率化、維持管理業務を行う際の支障の少なさ、利用者に対する利便性の確保といった点から有効ではないかと感じる。</p> <p>② 国において、自ら整備した施設と設置者が整備した施設の維持管理を一体的に行うことにより効率的な維持管理ができるとともに、設置者又は運営・管理者がこれまで行ってきた維持管理業務から開放され、本来行うべき業務</p>

区分	主な意見等の概要
	<p>に集中することが可能になる。</p> <p>③ 設置者が整備した施設の維持管理業務を受託する民間事業者等と、国が整備した施設の維持管理業務を受託する民間事業者等が異なってしまう可能性があり、一体的かつ効率的な維持管理ができなくなることにより、利用者の利便性が損なわれるおそれがある。</p> <p>④ 国と設置者が同一の民間事業者等に対し委託した方が、一体的に維持管理を行うことができると考えるが、契約上、同一の民間事業者等に対し委託することができるか懸念される。また、市町村内の民間事業者等に対し発注することができなくなってしまうことが懸念される。</p> <p>⑤ 現行では、運営・管理者が、国が整備した施設の維持管理を行っているため、国が自ら維持管理を行うようになれば、運営・管理者による業務負担の軽減につながると考える。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理の実施に当たって早急な対応が求められる場合や想定外の対応が必要となる場合に、速やかに対応しなければ、利用者の満足度が低下し、不満を感じてしまう可能性がある。設置者又は運営・管理者の要望に応じて、国が臨機応変に対応することができるか懸念される。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国が維持管理費用を負担することになる場合には、相応の予算を確保する必要があり、i) 設置者又は運営・管理者が負担した維持管理費用が全額負担されることになるか懸念される、ii) 他事業の予算が縮減され、事業規模を縮小せざるを得なくなってしまうことが懸念される。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑯ 調査対象 13 駅 10 市町村における「道の駅」の運営・管理に係る主な意見等

区分	主な意見等の概要
「道の駅」の運営に関する意見	<p>① 高速道路の延伸に伴い利用者数が減少し、現在は、販売施設等を休業しており、今後も利用者数が増加する見込みがなく、費用対効果を考えると、地域振興機能に力を入れる余裕はなく、予定もない。</p> <p>24 時間利用可能なトイレや駐車場を設置し、登録・案内要綱等に定められた最低限の取組を行っているものの、地域振興機能を期待する利用者からは、インターネット、ソーシャルネットワークサービス等を通じて、「道の駅」に対する不満や低い評価が掲示又は投稿され、市町村自体の印象が悪くなってしまうことが懸念される。</p> <p>設置者としては、現状のままであれば「道の駅」として運営していくことは可能であるが、今後、「道の駅」に求められる機能や役割がさらに追加され、設置者等の財政や業務を圧迫するようになる場合には、「道の駅」としての閉鎖を含めた対応を検討することになる。</p> <p>② 今後、高速道路等の延伸や道路交通量が変化した場合には、利用者数が減少してしまい、将来的に運営が困難となることが懸念される。</p> <p>高齢化や過疎化に伴い、集落機能が低下している中で、地域にとってのシンボルとなる「道の駅」を閉鎖してしまうと、地域住民の意欲の低下に拍車をかけてしまうことが懸念される。</p> <p>③ 利用者数や売上が減少又は頭打ちになっている状態で、活性化に向けた取組を行っても期待した効果が得られていない。</p> <p>④ 冬期の売上や収益の確保が課題となっている。</p> <p>⑤ 全ての「道の駅」に一律の対応を求めるのではなく、地域振興機能に力を入れる「道の駅」と、道路利用者の休憩機能に力を入れる「道の駅」に分けて取組を行っていく仕組みも必要ではないか。</p> <p>⑥ 現行の登録・案内要綱等においては、「道の駅」の基本コンセプトに該当しないと認められるに至った場合や、登録者が義務を遵守せず、「道の駅」として案内することが適切でないと認められるに至った場合、登録を取り消すことができるとされているものの、設置者が自ら登録認定を返上する仕組みがないため、仮に取り消された場合には、設置者の意向によるものであっても、対応に不備があり、取り消されたという印象を与えてしまうことが懸念される。</p> <p>設置者が自主的に登録認定を返上する仕組みも必要ではないか。</p> <p>⑦ 「道の駅」は増加を続けており、「道の駅」が整備されれば、当該「道の駅」のみならず、その地域全体の集客につながり、地域振興にも寄与すると言われているが、実感として感じられない。近隣で「道の駅」が整備されると、新しい施設で機能も充実しているため、当該「道の駅」には多くの利用者が集まるが、近隣「道の駅」に対する波及効果はなく、逆に、利用者に施設・設備を比較され、既存の「道の駅」がマイナスの評価をされるといったこともある。この結果、経営悪化につながることも懸念される。</p>
「道の駅」の運営・管理に携わる担い手の確保に関する意見	<p>① 「道の駅」の運営・管理に携わっていた運営・管理者や民間事業者等の経営悪化、高齢化等に伴い、担い手を確保することが難しい。</p> <p>現在は、社会や地域に対する貢献の一環として、運営・管理者等の協力を得られているが、さらに状況が悪化した場合は、「道の駅」としての収益がそれほど期待できない中で、次の担い手を確保することが難しい。</p> <p>② 夏や秋の繁忙期と冬期との集客や売上の差が大きいため、従業員を通年</p>

	<p>雇用することが難しく、募集しても人が集まらない。</p> <p>繁忙期と閑散期の従業員のやり繩りが課題となっている。</p> <p>③ 運営・管理者として長期間にわたって運営・管理に携わっていると、顧客志向が乏しくなり、新しい取組を実施したり、自発的に取組を実施しようとする意欲が低下してしまうため、運営・管理者の経営意識の改善が必要だが、理解が得られない場合がある。</p>
「道の駅」を運営・管理していくための負担に関する意見	<p>① 登録・案内要綱等に定められていない取組についても、国から実施するよう求められており、その費用も自主財源で対応しなければならないことが多いため、財政上及び業務上の負担が大きい。</p> <p>利用者は、登録・案内要綱等に定められている内容よりも、地域振興機能を重視する傾向にあり、仮に取組を実施することができない場合は、不満や低い評価につながってしまうことが懸念される。</p> <p>② 「道の駅」だけでなく、「道の駅」を設置する市町村においても財政状況が厳しいため、施設の老朽化に対応するための財源の確保が難しい。</p> <p>老朽化の対応が遅れると、利用者の満足度が低下してしまうため、課題があることは認識しているものの、市町村の財政事情を踏まえると、利便性や安全性を損なう最低限の取組を優先して対応せざるを得ない。</p> <p>③ 老朽化による様々な課題を抱えている「道の駅」は多く存在すると思われ、どの「道の駅」もリニューアルは避けて通ることができない課題。</p> <p>「道の駅」制度を持続的に発展させていくためには、国として「道の駅」のリニューアルに対する財政支援の充実、強化について考える必要があるのではないか。</p>
その他	<p>① 敷地内や施設が狭く、拡張が難しいため、利用者数や売上の増加が期待できない。</p> <p>② 冬期における除雪費用の負担が大きい。</p> <p>③ 車中泊やキャンピングカーの対応を検討中。</p>

(注) 当局の調査結果による。

調査結果等	説明図表番号
力 調査対象とした重点「道の駅」及び重点「道の駅」候補における取組の実施状況	
(7) 重点「道の駅」等の選定方法及び応募理由	
<p>重点「道の駅」及び重点「道の駅」候補（以下「重点「道の駅」等」という。）の選定に当たって、企画提案を希望する「道の駅」設置者等は、国土交通省地方整備局又は北海道開発局の出先機関に対し企画提案内容の事前相談を行った上で、企画提案書を提出する。</p>	図表2- (2)- カー①
<p>その後、地方整備局等からの推薦を受け、「道の駅」有識者懇談会の意見を踏まえ、企画提案内容が審査され、重点「道の駅」は国土交通大臣、重点「道の駅」候補は地方整備局長等により選定される。</p>	図表2- (2)- カー②
<p>北海道内の「道の駅」に対する重点「道の駅」等に関する制度の周知や企画提案内容の募集については、北海道道に接する「道の駅」を含め、北海道開発局が行っている。</p>	
<p>前述1(3)アのとおり、平成31年1月31日現在、北海道内では、重点「道の駅」が7駅（26年度3駅、27年度2駅、30年度2駅）、重点「道の駅」候補が6駅（26年度。うち2駅は27年度又は30年度の重点「道の駅」）選定されている。</p>	図表2- (2)- カー③ 図表2- (2)- カー④
<p>北海道道に接する「道の駅」も、重点「道の駅」等に応募可能となっているものの、北海道内で選定された重点「道の駅」等は、いずれも一般国道に接する「道の駅」となっており、道及び北海道開発局によると、これまで、北海道道に接する「道の駅」からの応募はないとしている。</p>	
<p>今回、調査対象とした重点「道の駅」等に選定された7駅7市町村における主な応募理由は、以下のとおりである。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① 選定されることによって、国の補助制度による支援が得られることを期待した。 ② 市町村が推進しているインバウンド対応の一層の推進や、「道の駅」としての将来の方向性を検討している中で制度が創設されたことにより、国等の支援や助言が得られることを期待した。 ③ 市町村長の指示による。 	
<p>なお、北海道開発局からの個別の働きかけや制度の紹介を受けたことが応募の一因となったとする重点「道の駅」等もあった。</p>	
(4) 重点「道の駅」等における企画提案内容の実施状況	
a 重点「道の駅」等に対する関係機関による支援の実施状況	
<p>重点「道の駅」企画提案募集要領等では、重点「道の駅」等に選定された後の関係機関による支援について、以下のとおり定められている。</p>	図表2- (2)- カー① (再掲)
<ul style="list-style-type: none"> ① 自治体を含む関係機関による協議会を設け、関係機関が所管する支援制度の活用等について、ワンストップで相談することができる体制を作る。 ② 道路区域内の駐車場、休憩施設、トイレ、道路情報提供施設等（社会資本整備総合交付金の効果促進事業の対象となる防災機能を有する施設等を含む。）は、国土交通省が、直轄道路事業及び社会资本整備総合交付金等（直轄国道以外）を活用して支援する。 	
<p>なお、平成28年度からは、重点「道の駅」に選定された場合に社会资本整備総合交付金及び防災・安全交付金を重点的に配分するなどの支援措置が講じられている。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ③ 様々な広報媒体等により取組を広く周知する。 ④ 平成30年度からは、選定されなかった場合であっても、企画のプラッ 	

調査結果等	説明図表番号
<p>シュアアップに向けて好事例の紹介、アドバイザーの派遣等を関係機関と連携して実施する。</p> <p>北海道内では、重点「道の駅」等に対する支援体制として、北海道開発局、北海道経済産業局、北海道運輸局、北海道農政事務所及び道を構成機関とする関係省庁連絡会議（MIT本部。M: Michi no eki、I: Innovation（革新）、Improvement（進歩）、Intelligence（知恵）、Imperial（特上品）、T: Teamの略）が設置され、概ね年1回開催されている。</p> <p>重点「道の駅」に対する支援に当たっては、北海道開発局の出先機関であり、重点「道の駅」の所在地を管轄する開発建設部が、また、重点「道の駅」候補に対する支援に当たっては、開発建設部と北海道の出先機関である各総合振興局等の建設管理部が支援チームを設置し、それぞれ窓口となっている。</p> <p>開発建設部等は、重点「道の駅」等からの事前相談を受け、助言、情報提供等の支援を行うとともに、北海道開発局を通じて関係省庁連絡会議の構成機関に対し情報共有し、連携・調整した上で、支援を行うこととしている。</p> <p>調査対象とした重点「道の駅」等の設置者からは、重点「道の駅」等に選定されたことによるメリットについて、以下のとおり挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 北海道開発局と接触する機会や情報交換等を行う機会など「道の駅」関係者と交流する機会が増加したこと。 ② 北海道開発局により駐車場が整備され、一体型「道の駅」となった又は整備予定となったこと。 ③ 国土交通省のホームページ等に企画提案内容や重点「道の駅」等であることが公表されることにより、「道の駅」としての認知度や市町村の知名度が向上したことと考えられること。 ④ 国の補助制度や他の「道の駅」に関する情報の提供が得られたこと。 ⑤ 国の補助制度の交付を受けることができた又は受けることを念頭に計画が進んでいること。 <p>一方、i) 企画提案を行った当初に期待した財政支援は得られていない、ii) 関係機関の支援により実現することができた企画提案内容はない、iii) 国の補助制度の交付対象等となった取組において関係機関による支援や働きかけがあったかは分からないとする意見もあった。</p> <p>b 重点「道の駅」等の選定後における取組状況</p> <p>調査対象とした重点「道の駅」等7駅における取組状況をみると、i) 新規に登録・供用開始済み、ii) 移転済み又は移転に向けて検討中、iii) 現在の場所で対応中となっている。</p> <p>このうち、現在の場所で対応している重点「道の駅」等の状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前述2(2)イ及びウの「道の駅」を中心として周辺に様々な施設を整備又は誘致することを計画しており、現在、計画の具体化に向けて検討中 ② 駐車場の拡張を検討しており、現在、用地を買収するための財源の確保に向けて対応中 ③ 当初は駐車場の拡張を検討していたが、予定地を買収することができなくなってしまい、既存施設を活用した対応を実施中 ④ 当初から現在の施設を活用し、利用者の満足度を高める取組を企画し、実施中 <p>上記ii) の移転に向けて検討中であった重点「道の駅」等は、前述2(2)イ</p>	図表2-（2）-カ-⑤

調査結果等	説明図表番号
<p>及びウにおいて、移転候補地が市街化調整区域等のため、関係法令に基づく手続等に時間を要していた「道の駅」であり、上記①の重点「道の駅」等とともに、選定から3年以上経過しているものの、企画内容の実現には至っていない。</p> <p>c 取組を効果的に実施していくための重点「道の駅」等の意見等</p> <p>上記のとおり、企画提案内容の実現に至っていない重点「道の駅」等が抱える課題の中には、関係省庁連絡会議の構成機関が所管する業務とは限らない場合もみられるが、北海道開発局は、こうした構成機関以外の機関が所管する業務の情報を含め、各重点「道の駅」等の要望に合致する支援制度の情報を集め、関係省庁連絡会議の場や、個別に問い合わせを受けた場合に提供していると説明している。</p> <p>調査対象とした重点「道の駅」等の設置者からは、取組を効果的に実施していくため、以下のとおり、関係省庁連絡会議の構成機関による支援や重点「道の駅」等の制度に関する意見・要望が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支援制度の紹介や情報提供だけでなく、各重点「道の駅」等の個別の要望に応じた、活用することができる支援制度や要件を満たす支援制度の提案、実施しようとする取組を既に実施している「道の駅」の成功例や失敗例、問題や課題の解決方法の情報提供等、重点「道の駅」等に対する個別支援の充実 ② 重点「道の駅」等の有効期間が明確に示されていないため、企画提案した内容を実現した場合の選定の取扱いや、選定が取り消される場合の明確化 ③ 補助制度や地方債を活用する場合の要件緩和や重点配分される補助制度の拡大等、財政支援の一層の充実 ④ 現状では、重点「道の駅」に対する財政支援が優先されるものの、企画内容を具体化することを市町村内で決定していくためには財政面の裏付けが必要となるため、重点「道の駅」候補であっても、企画提案内容がある程度具体化した際には国の補助制度において優先して交付対象となることを明確にするなど、重点「道の駅」候補に対する支援の充実 	

図表2-(2)-力-① 平成30年度重点「道の駅」企画提案募集要領
(平成30年10月5日)

平成30年度 重点「道の駅」企画提案募集要領

1. 概要

○「道の駅」は、地方創生を具体的に実現していくための極めて有力な手段であり、国土交通省では平成26年度より関係機関と連携して、地方創生の核となる特に優れた企画を選定し、重点的に応援する取組を実施しています。

○平成30年度は以下により、重点的に応援する企画提案を募集します。

2. 募集対象

○地方創生や地域活性化の拠点の形成等を目指した「道の駅」の新たな設置、又はリニューアル等の企画提案とします。

3. 選定対象

○地方創生や地域活性化の拠点となる優れた企画があり、今後の重点支援で効果的な取組が期待できるものとします。

4. 支援内容

<ハード的な支援>

○道路区域内の駐車場、休憩施設、トイレ、道路情報提供施設等は、社会資本整備総合交付金等（直轄国道以外）及び交通安全施設等整備事業（直轄国道）の重点配分等により国土交通省が支援します。

<ソフト的な支援>

○自治体・関係機関による協議会を設け、複数の関係機関の制度（別紙1）の活用等について、ワンストップで相談いただける体制を作ります。

※選定されなかった「道の駅」についても、企画のブラッシュアップに向けて、好事例の紹介やアドバイザーの派遣等を関係機関と連携して実施します。

5. 選定にあたって評価する事項

○募集対象に記載しているとおり、地方創生や地域活性化の拠点の形成等を目指した企画を選定します。

○特に、地方創生や地域活性化の拠点となる優れた企画として認められ、かつ以下の①、②に該当する企画の提案は、優先的に評価します。

- ①平成26年度に重点「道の駅」候補からの企画提案
- ②別紙2に掲げる取組に関する企画提案

○評価の観点は以下のとおりです。

先駆性：取組の内容、手法等が特に先導的、先進的であること

地域活性化の効果：地域活性化への効果が見込めること

実現性：取組の内容が具体的であり、実現に向けた適切な体制を有すること

6. 選定の流れ

○各地方整備局等からの推薦を受けた企画提案に対して、有識者懇談会からの意見を踏まえて重点「道の駅」を選定します。

- 1) 企画提案書の提出
- 2) 各地方整備局等から推薦
- 3) 企画提案の評価・選定（有識者意見を踏まえ実施）
- 4) 重点「道の駅」の選定

○なお、重点「道の駅」は全国で10箇所程度を選定することを予定しています。

7. 企画提案可能な団体

○企画提案可能な団体は、「道の駅」の設置者である市町村等（市町村又は市町村に代わり得る公的な団体※）とします。

ただし、市町村に代わり得る公的な団体が企画提案する際は、計画策定ならびに計画の実現に際し、事業フィールドとなる市町村の同意ならびに支援または協力が受けられることが必要です。

※以下のいずれかに該当する団体

- ・都道府県
- ・地方公共団体が3分の1以上を出資する法人
- ・地域を代表して「道の駅」を設置するにふさわしいとして市町村が推薦する公益法人

○一体型「道の駅」の場合、計画策定ならびに計画の実現に際し、事業フィールドとなる道路施設の道路管理者の同意ならびに支援または協力が受けられることが必要です。

8. 企画提案について

○企画提案の方法

「道の駅」による地方創生や地域活性化の拠点の形成等に関する企画提案にあたっては、事前相談が必要です。企画提案を希望する市町村等は、実施地域を所管する地方整備局等の出先機関（河川国道事務所等、別紙3参照）に予めご相談ください。

事前相談の結果を踏まえ、企画提案書及び必要な参考資料を提出ください。なお、複数の道の駅が連携した取組を行う場合は、道の駅毎の取組が分かるよう作成してください。

・企画提案書（様式1）

・企画提案書 概要説明シート（様式2）

○企画提案書の受付期間

企画提案書（様式1）の受付期間

平成30年10月5日（金）～平成30年10月25日（木）

○企画提案にあたっての相談、問合せ、提出

企画提案しようとする案件の内容についての相談や企画提案書の作成方法等の問合せ、提出は、実施地域を所管する地方整備局等の出先機関（河川国道事務所等、別紙3参照）で受け付けております。

8. その他

○計画的な企画検討を促進する観点から、今後は毎年、公募を実施することを想定しています。

別紙1：「道の駅」に関する取組に活用可能な制度例

内閣府	地方創生推進交付金（まち・ひと・しごと創生交付金）
内閣府・厚生労働省	地域子育て支援拠点事業
総務省	地域経済循環創造事業交付金
	公衆無線LAN環境整備支援事業
	過疎地域遊休施設再整備事業
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域活性化対策）
	農山漁村地域整備交付金
	食料産業・6次産業化交付金（加工・直売）
	6次産業化サポート事業
	水産加工、流通構造改善促進事業
	水産業強化対策事業
	離島漁業再生支援交付金
経済産業省	ふるさと名物応援事業
	次世代自動車充電インフラ整備促進事業
	グリーンエネルギー自動車導入事業費補助金
	災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業
	離島・SS過疎地における石油製品の流通合理化支援事業のうち 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業・
	小規模事業対策推進事業
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金
	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）
国土交通省	官民連携基盤整備推進調査費
	直轄道路事業（交通安全）

	社会資本整備総合交付金 (道路関係、市街地関係、公園関係、住宅相談・住情報の提供関係等)
	河川環境整備事業
	小さな拠点を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
	みなとオアシス制度
	地域公共交通確保維持改善事業
観光庁	広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業
	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

別紙2：選定にあたり優先的に評価する事項

①次世代観光拠点の形成

DMOと連携した観光地域づくりや、訪日外国人をサポートしつつ地域への消費を促す取組等により、インバウンド観光の効果を広く地方部に行き渡らせる「道の駅」の提案

②風景街道・道守との連携

道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台に、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等を活かした地域活性化等の取組と連携する「道の駅」の提案

③高速道路との連携

高速道路における休憩機能の確保と地域振興とを同時に図る「道の駅」の提案

④子育て応援

24時間利用可能なベビーコーナー（授乳コーナーやおむつ交換スペース）、妊婦向けの屋根付き優先駐車スペース等を備え、親子教室や子育てに関する相談・講習を実施することにより、地域の子育て世代の応援を図る「道の駅」の提案

表1：企画提案にあたっての相談、問い合わせ、提出先

地方整備局等	県名	出先機関	部署	電話
北海道	北海道	札幌開発建設部	都市圏道路計画課	011-611-0216
		函館開発建設部	道路計画課	0138-42-7614
		小樽開発建設部	道路計画課	0134-23-5229
		旭川開発建設部	道路計画課	0166-32-4285
		室蘭開発建設部	道路計画課	0143-25-7046
		釧路開発建設部	道路計画課	0154-24-7268
		帯広開発建設部	道路計画課	0155-24-4106
		網走開発建設部	道路計画課	0152-44-6510
		留萌開発建設部	道路計画課	0164-42-4526
		稚内開発建設部	道路計画課	0162-33-1146
		青森河川国道事務所	調査第二課	017-734-4570
		岩手河川国道事務所	調査第二課	019-624-3196
東北		三陸国道事務所	交通対策課	0193-71-1718
		宮城県	仙台河川国道事務所	交通対策課
		秋田県	秋田河川国道事務所	計画課
			湯沢河川国道事務所	道路管理課
			能代河川国道事務所	道路管理課
		山形県	山形河川国道事務所	交通対策課
			酒田河川国道事務所	調査第二課
		福島県	福島河川国道事務所	道路管理課
			郡山国道事務所	交通対策課
			磐城国道事務所	管理課
関東		茨城県	常陸河川国道事務所	計画課
		栃木県	宇都宮国道事務所	計画課
		群馬県	高崎河川国道事務所	計画課
		埼玉県	大宮国道事務所	計画課
			北首都国道事務所	計画課
		千葉県	千葉国道事務所	計画課
			首都国道事務所	計画課
		東京都	東京国道事務所	計画課
			相武国道事務所	計画課
		神奈川県	横浜国道事務所	調査課
		山梨県	甲府河川国道事務所	計画課
		長野県(北部、中部)	長野国道事務所	計画課
		新潟県	新潟国道事務所	調査課
北陸			長岡国道事務所	計画課
			高田河川国道事務所	調査第二課
			羽越河川国道事務所	工務第二課
		富山县	富山河川国道事務所	調査第二課
		石川県	金沢河川国道事務所	道路管理第二課
中部	岐阜県	多治見砂防国道事務所	道路管理課	0572-25-8027
		岐阜国道事務所	管理第二課	058-271-9818
		高山国道事務所	管理第二課	0577-36-3824
	静岡県	静岡国道事務所	管理第二課	054-250-8907
		沼津河川国道事務所	道路管理課	055-934-2017
	愛知県	浜松河川国道事務所	道路管理第二課	053-466-0151
		名古屋国道事務所	交通対策課	052-853-7327
		愛知国道事務所	計画課	052-761-1194
	三重県	名四国道事務所	計画課	052-823-7917
		三重河川国道事務所	計画課	059-229-2220
		紀勢国道事務所	管理第一課	0598-52-5366
	長野県(南部)	北勢国道事務所	管理課	0595-82-1312
		飯田国道事務所	管理第二課	0265-53-7206

地方整備局等	県名	出先機関	部署	電話
近畿	福井県	福井河川国道事務所	道路管理課	0776-35-2661
	滋賀県	滋賀国道事務所	管理第二課	077-523-1741
	京都府	福知山河川国道事務所	道路管理課	0773-22-5104
		京都国道事務所	管理第二課	075-351-3300
	大阪府	大阪国道事務所	地域調整課	06-6932-1421
	兵庫県	兵庫国道事務所	管理第二課	078-334-1600
		姫路河川国道事務所	道路管理第二課	079-282-8211
		豊岡河川国道事務所	道路管理課	0796-22-3126
	奈良県	奈良国道事務所	管理第二課	0742-33-1391
	和歌山県	和歌山河川国道事務所	道路管理第二課	073-424-2471
		紀南河川国道事務所	道路管理課	0739-22-4564
中国	鳥取県	鳥取河川国道事務所	計画課	0857-22-8435
		倉吉河川国道事務所	調査設計第二課	0858-26-6221
	島根県	松江国道事務所	計画課	0852-26-2131
		浜田河川国道事務所	調査設計課	0855-22-2480
	岡山県	岡山国道事務所	計画課	086-214-2220
	広島県	福山河川国道事務所	調査設計課	084-923-2620
		三次河川国道事務所	調査設計課	0824-63-4121
四国	広島県	広島国道事務所	交通対策課	082-281-4131
	山口県	山口河川国道事務所	計画課	0835-22-1785
	徳島県	徳島河川国道事務所	交通対策課	088-654-2211
	香川県	香川河川国道事務所	交通対策課	087-821-1561
	愛媛県	松山河川国道事務所	道路管理第二課	089-972-0034
九州	大洲河川国道事務所	道路管理課	0893-24-5185	
	高知県	中村河川国道事務所	道路管理課	0880-34-7301
		土佐国道事務所	管理第二課	088-884-0359
	福岡県	北九州国道事務所	交通対策課	093-951-4331
		福岡国道事務所	交通対策課	092-681-4731
	佐賀県	佐賀国道事務所	交通対策課	0952-32-1151
	長崎県	長崎河川国道事務所	交通対策課	095-839-9211
	熊本県	熊本河川国道事務所	交通対策課	096-382-1111
	大分県	大分河川国道事務所	調査第二課	097-544-4167
		佐伯河川国道事務所	道路管理課	0972-22-1880
沖縄	宮崎県	延岡河川国道事務所	道路管理課	0982-31-1260
		宮崎河川国道事務所	調査第二課	0985-24-8502
	鹿児島県	鹿児島国道事務所	交通対策課	099-216-3111
		大隅河川国道事務所	道路管理課	0994-65-2541
	沖縄県	北部国道事務所	管理第二課	0980-52-4350
		南部国道事務所	交通対策課	098-861-2336

企画提案書

(様式1)

平成30年〇月〇〇日作成

道の駅名	〇〇〇		
道の駅設置者	〇〇〇市		
提案者の役職、氏名	〇〇〇〇市長 〇〇〇〇		
担当者の役職、氏名	〇〇〇〇市〇〇〇〇課 課長 〇〇〇〇		
連絡先	TEL:	E-Mail:	
道の駅の所在地	〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇		
整備手法	単独型・一体型	全体施設面積	m ²
接する道路の路線名		道路管理者	
提案の概要			

(1) 地域概要

- ・道の駅が設置されている地域にかかる状況や上位計画による位置付け等を記入してください。
- ・位置図(周辺状況がわかるもの)と道の駅の施設レイアウト図(一体型の場合は道路区域と施設区域がわかるものを貼付してください)。
- ・地域の個性や目指す方向が分かるように記入してください。

(2) 地域で発生している課題及びその要因

- ・地域で発生している課題及びその要因について具体的に記入してください。

(3) 提案メニュー

- ・地域で発生している課題に対し、道の駅が地方創生の拠点として、どのような役割を担うのか、取組の方向性を明らかにしつつ、それが他にはない先駆的な取組であることを分かるように記入してください。
- ・その際、2. 構成要素(別紙1)に示す、どの取組に該当するか分かるように記入してください。
- ・既に取組実績がある場合は、本欄にあわせて記入してください。

(4) 実施スケジュール

- ・H31.4 以降の記載を基本としますが、今年度内に実施する内容がある場合は、あわせて記入してください。
- ・新たな施設整備(リニューアル含む)を伴う場合は、計画策定～工事完了までの期間について、現時点の想定スケジュールを記入してください。(関係機関の支援メニューのスケジュールは、想定で構いません。)

(5) 提案実現のための実施体制

- ・設置自治体内の部局間の連携、施設運営者、道路管理者、地域の関係団体等を含めた役割分担等を記入してください。
- ・特に、提案実施の担い手となる人材の育成・確保について留意の上、記入してください。

(6) 効果把握の手法案及び効果目標

- ・本取組でもたらされる効果をどう捉える予定かを記入してください。
- ・本取組の実施による効果目標について記入してください。

(7) 市町村(道路管理者)の協力

- ※市町村に代わり得る公的な団体、または一体型道の駅の場合に提出
- ・企画提案募集要領 7. に基づき、市町村に代わり得る公的な団体の場合は市町村と、一体型道の駅の場合は、道路管理者の同意ならびに支援または協力状況を記入してください。

(様式2-2)

<検討経緯・年次計画>

年度	実施内容
経緯	●●●●● ●××××
H●	●月 ●●●●●
H●	
H●	

※行は、適宜追加願います。

<実施体制>

・
・
・

<連携を想定する機関等>

・
・
・

<活用を想定している制度とその時期>

・×××事業(H31～32年度)
・
・

(様式2-1)

②設置市町村名を記入

企画提案概要を箇条書きで記入

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
「道の駅」名称を記入 例)●●県	都道府県名 称を記入 例)●●県	設置者名称 を記入 例)●●町	路線名称を 記入 例)国道○号	新設・既設 のいずれかを記入	和暦で記入	単独型・一 体型のいずれかを記入

企画提案内容・PRポイント等について
イラストや写真、グラフなどを用いて分かりやすく説明

①道の駅名称を記入

<提案の先駆性・ポイント>



<実施内容>



(様式2-1)

「道の駅」の整備計画・整備内容について
図面、写真等を用いて分かりやすく説明

<実施内容詳細>

整備内容	整備主体	予定運営母体・内容
●●●●●	×××××	・

※行は、適宜追加願います。

(注) 国土交通省の資料による。

図表 2-(2)-カ-② 重点「道の駅」の募集対象となる企画提案の内容等

募集年度	募集対象となる内容、選定に当たって評価する事項等
平成 26 年度 募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型の「道の駅」及び地域の元気を創る地域センター型の「道の駅」の新たな設置又はリニューアル等の企画提案。 ・ 「道の駅」が主体となって、インバウンド観光、観光総合窓口、地方移住等促進、産業振興、地域福祉、防災に掲げる取組が行われている又は実施しようとする計画があるもの。
平成 27 年度 募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生に資する地産地消の促進及び小さな拠点の形成等を目指した「道の駅」の新たな設置又はリニューアル等の企画提案。 ・ 産業振興、地域福祉、交通結節点、防災、観光総合窓口、インバウンド観光、地方移住等促進、交流・連携（中山間地域及び漁村地域等の「道の駅」のみ）、これらを実施する方法として「道の駅」相互のネットワーク化により効果を発揮する「道の駅」を掲げる取組が行われている又は実施しようとする計画があるもの。 ・ 利用者サービス面（安全性、利便性）や地域社会を支える公共的な取組を重視。
平成 30 年度 募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生や地域活性化の拠点の形成等を目指した「道の駅」の新たな設置又はリニューアル等の企画提案。 ・ 平成 26 年度における重点「道の駅」候補からの企画提案のほか、次世代観光拠点の形成、風景街道・道守との連携、高速道路との連携、子育て応援に掲げる取組に関する企画提案を優先的に評価。

(注) 1 国土交通省の資料に基づき、当局が作成した。

2 平成 27 年度及び 30 年度は、先駆性、地域活性化の効果及び実現性が評価の観点とされている。

3 平成 28 年度及び 29 年度は募集がなかったため、26 年度、27 年度及び 30 年度の募集対象となる内容等を整理している。

図表 2-(2)-カ-③ 北海道内重点「道の駅」の企画提案内容

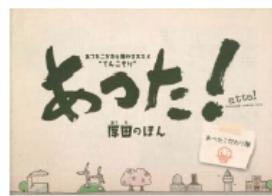
重点「道の駅」

道の駅(仮称)「あつたか・あいろーど」

北海道石狩市

- 130km全線で休憩施設(道の駅)がない国道231号における「情報発信基地」として厚田地域へ呼び込むゲートウェイへ
- 厚田地域の住民の議論の積み重ねから導き出された「近説遠来※」の思想による地方の創生拠点化へ

＜地方創生拠点としての機能＞ ゲートウェイ型



- ・地域住民で構成された団体により作成された厚田を紹介する冊子
- ・直売所、朝市等のイベント、特産品等の情報を掲載



札幌市と留萌市を結ぶ国道231号には道の駅が存在しない
日本海沿岸の最寄り道の駅
までは約110km離れている



観光総合案内 地域全体の観光案内

産業振興 地元農林水産物の付加価値向上

防災 吹雪時の避難所

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称) あつたか・あいろーど	北海道	石狩市	国道231号	新設	平成30年	一体型

※【近説遠来】(孔子の諭語より)
「近説」～住民が地域の暮らしを楽しむ仕組み。厚田区や国道沿線の豊富な魅力を、住民自らが掘り起こし、磨き上げ、育てる過程において、地域の誇りや元気の醸成を図る。
「遠来」～地域の魅力を発信し人を呼び込む仕組み。地域の魅力を住民の手でコーディネート、発信し、地域外からの活力を取り込む「呼び水」的役割を担うとともに、道の駅来訪者の利便性や地域の特性を活かした魅力体験のサポート機能を確保。また、日本海オロロンラインを交流軸とする広域観光連携の中継拠点としての役割を果たす。

■厚田区における活動団体と取り組み

- 厚田区コミュニティ「ゆめ俱楽部」
スポーツ・食をテーマに区民の健康増進・世代間交流
- あつたの森を支援する会「やまとり」
森林施業の体験を通じて区内の環境保全、森林の歴史を共有した山づくり
- NPO法人あつたライフサポートの会
地域の人たちによる支援あいによる日常生活支援、健康増進、福祉の向上
- 厚田資料室サポートの会
厚田区ゆかりの著名人を中心にPRし、新たな地域づくり、歴史文化の伝承
- 地域教育分科会
「地域」「保護者」「学校」が一体となった地域教育
- 厚田アクアレール実行委員会
水彩画展を通じて厚田の魅力をPRし、優れた芸術・文化による人間性を育む
- 厚田こだわり隊
厚田の「土地」「味覚」「らしさ」に拘り、漁・農・商・観等の連携による地域活性化

■朝市等まちへ呼び込むゲートウェイとして機能



＜提案の先駆性・ポイント＞

- 「北の海」をテーマとする全国規模の水彩画展や海産物(ホッキ貝、シャコ等)を活用した四季の味覚イベントの開催等、豊富な魅力を地域住民が主体となり
自ら掘り起こすことで、活力や賑わいを創造し、地域の再生につなげる
- 四季折々の海産物や海水浴等の地域の魅力を発信することで、地域外からの活力を取り込む「呼び水」的役割を担い、道の駅来訪者の魅力体験のサポート機能を確保

＜実施内容＞

- 日本海の奇岩や洞窟を見ることが出来る「浜益沿岸カヌー」や、国道が開通するまで、地域住民の生活道路として100年以上利用された歴史ある「濃屋山道トレッキング」等の地域固有のアクティビティガイド機能
- 地元農林水産物(望来豚、浜益牛、ホッキ貝、シャコ等)直売所の整備
- 無料公衆無線LANの整備
- 水彩画展、四季の味覚イベントの開催

新鮮な海産物
(朝市)

地場産品を使った地域の
郷土料理を提供

地域の特産品を販売
石狩の飯寿司(いすし)

重点「道の駅」

道の駅(仮称)「^{とうべつ}当別」

北海道当別町

- 道都・札幌に隣接する特徴を活かし、米や小麦などの地場産品を新鮮に提供する仕組みや、花、スウェーデン風の町並みなど美しい景観を活かす仕組みを構築し、経済活動の活性化
- 再生可能エネルギーを活用した強い農業の確立による地域の活性化
- 様々な市町村や民間企業との連携により、年間を通じた多彩なイベント開催の拠点としての役割を果たす

<地方創生拠点としての機能>

地域センター型



<提案の先駆性・ポイント>

- 道都・札幌に隣接する立地を活かし、来訪者へのモニタリング調査結果をブランド商品づくりへ活かすほか、もぎ取り体験など、鮮度を優先する仕組みづくりの構築による経済活動の活性化の拠点を目指す
- 再生可能エネルギーの活用による農産物の低コスト生産と冬期間の農産物生産による高価格販売の実証を行い、環境にやさしく、強い農業の確立を目指す
- 道内の外国人宿泊客数シェアが約40%を占める札幌に隣接する特性を活かし、外国人観光客をターゲットとした民間企業との連携イベントを開催し、年間を通じて来場者数確保を目指す

産業振興 6次産業化



【地場産品の鮮度】
直売所のほか地場産（米・小麦）を主原料にしたレストラン等の店舗展開

【商品づくりの鮮度】
道の駅来場者を対象としたモニタリング調査を実施し、ブランド商品づくり

【景観】
亜麻の花、スウェーデン風の町並み等、季節ごとの魅力を情報発信

インバウンド観光 外国人案内所

■産業振興～地域資源である農産物を直売だけにとどまらず農商工が連携し6次産業化



地元で収穫される米・小麦など
地元の米や小麦を使った商品開発に取組んでいるが町内に加工施設が無く、道の駅に加工場を併設することで、農産品の直売から加工品の製造、販売まで可能となる

■インバウンド観光～民間企業との連携イベント
スウェーデン王国レクサンド市と姉妹都市である当別町にて氷と雪の世界をテーマとしたプロジェクト「アイス・ヒルズ・ホテルイン当別」を民間企業と連携して実施（町内別地で展開中）今後、当該地においても、年間を通じた観光客数の確保を目指し、民間企業と連携したイベントを計画



<実施内容>

- 地元農産物を活用した6次産業化のための加工施設及び直売所の整備
- 再生可能エネルギー等を活用した栽培試験ほ場の整備
- 外国人観光客に対応した案内所認定、免税店の許可取得、無料公衆無線LAN環境の整備
- 空き家情報・就労情報など、地方移住に必要な情報のワンストップ提供

重点「道の駅」

道の駅「ニセコビュープラザ」

北海道ニセコ町

- 国際リゾート地“ニセコ”における滞在型観光の拠点化に向け観光コンシェルジュ、通訳ホットライン等により情報機能を拡充
- 地域を支える観光と農業の2つの産業を結びつける場の創出(免税向け地場産品の開発等)

<地方創生拠点としての機能> ゲートウェイ型



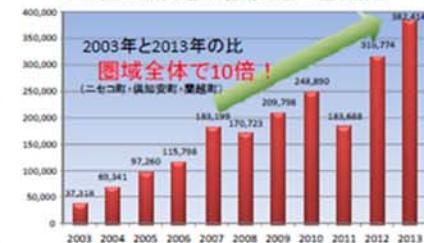
インバウンド観光 国際リゾート地としてふさわしい観光拠点

観光総合案内 滞在型観光の促進

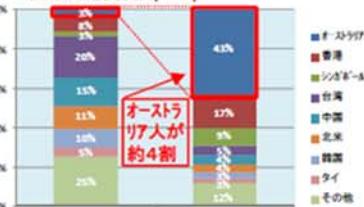
産業振興 地元起業者、営農者の活力創出

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
ニセコ ビュープラザ	北海道	ニセコ町	国道5号	既設	平成9年	一体型

▼外国人観光客の推移(延べ宿泊数)



▼国別来訪者数(H25)



全国
ニセコ
出典：北海道観光入込客数別結果報告書
観光庁：都道府県別観光入込客数集計表宿泊旅行客調査
※ニセコ圏域：ニセコ町・銀知道町・豊越町



<提案の先駆性・ポイント>

- ニセコエリアの広域観光・交通情報提供を備えたゲートウェイとして観光コンシェルジュや通訳のホットラインにより周遊観光を推進するとともに、周辺「道の駅等」とも観光情報を共有し、地域情報発信の機能向上による滞在型観光の促進
- 地域経済の循環を図るため、地元起業者の商品を紹介するスペースの確保やニセコ町産酒米100%使用のお酒の開発をはじめとした免税向け商品の充実など、さまざまな産業が活躍できる場、来訪者と生産者の交流促進の場を創出

<実施内容>

- ICTによる情報提供設備の整備(無料公衆無線LANの再整備、デジタルサイネージの設置)
- JNTO外国人案内所の認定及び免税店化と地元産品による商品開発
- 交流機能強化整備(地元起業者商品販売支援、情報設備・トイレの再整備)
- 防災拠点化整備(休憩スペース、駐車場拡張)

道の駅「ピア21しほろ」

しほろ ちょう
北海道士幌町

- 全国シェアの3割を占める十勝の馬鈴薯、道内1位の飼養頭数を誇る牛肉等を東京を始め全国各地へ出荷する等、農業生産額300億円を超える「農村ユートピア・士幌町」として新商品の開発、直売所の整備により情報発信機能を強化。
- 地元教育機関と連携した商品開発などを通じた地域産業の活性、多様な雇用の創出。



＜提案の先駆性・ポイント＞

- 地元農畜産物（馬鈴薯、しほろ牛、小麦等）の価値を高めるため、JA、商工会、農家団体、地元高校と新商品開発、オリジナル商品製造により6次産業化を推進。農産物直売所、地場産品施設を整備し、地場の野菜及び農畜産物加工品の販売を行い、高齢者の生きがいづくりの一環として野菜づくり、手作り加工品づくりを支援し、道の駅で販売を行う。
- 町立士幌高校は士幌町が一つになって取り組む新たな士幌町活性化プロジェクト「士幌町＝志プロジェクト」を進め、大学との連携を図り、新商品開発による士幌ブランド化した商品のラインナップを増やし近隣事業者による事業化に向けた可能性を広げ地域産業の活性に弾みをつけ、多様な雇用の創出を行う。

- 地元高校生による新開発商品の発信の場として、地場産品販売所及びイベント対応可能なゆとりある休憩コーナーの整備。
- 地元農畜産物の士幌ブランド化を推進する為、農産物直売所及びその場で味わえるカフェレストランの整備。
- 農・商・工・学が連携して、より積極的に地産地消を推進するため「士幌町＝志プロジェクト」を展開する。
- 高齢者の生きがいづくりとして野菜づくり、手作り加工品づくりを支援し、道の駅で販売
- バス停の集約化による 公共交通の結節点として地域住民に交通サービスを提供。
- 厳冬期の暴風雪時の国道通行止め等による、道路利用者の一時避難場所として機能する防災拠点。
- 観光協会を軸として、我が町魅力発信となる総合案内所を設置し、きめ細かい情報提供、周辺観光及び北十勝4町連携の広域観光のゲートウェイとしての機能を充実。

道の駅「あっさぶ」

北海道厚沢部町
あっさぶちょう

- 日本版CCRC構想と連携し、高齢者向けの移住情報や、新規就農などの移住・定住促進に向けた「ちょっと暮らし体験」などの情報発信や総合案内。
- 北海道新幹線開業に伴う年間利用者の増加を目指し、施設を充実させ、北限のヒバや南限のトドマツが自生する森林や、「遊歩百選」に選定された教育林、動乱の幕末期の史跡などの総合観光案内、「メークイン」発祥の地でもある新鮮な農産物販売や地場産品の加工・販売による地域の活性化。



＜提案の先駆性・ポイント＞

- 町が推進する日本版CCRC構想と連携した高齢者向けの移住案内や、新規就農など、移住・定住に関する総合案内や情報提供
- 北海道新幹線開業に伴う観光客の利用増加を目指し、地域資源を活用した総合観光案内や、新たな地域特産物の開発・販売に向けた地域の活性化

地方移住等促進	観光総合窓口	産業振興
CCRC構想に基づく高齢者向けや「ちょっと暮らし」の移住情報提供		周辺施設を活用した自然散策等のショートステイ観光の促進 地場産品を活用した商品開発

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
あっさぶ	北海道	厚沢部町	国道227号	既設	平成7年	単独型



＜実施内容＞

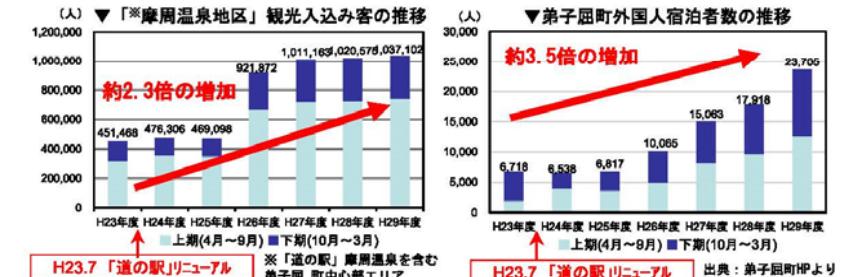
- 大型バス専用の駐車場確保、ドッグランの整備、散策路及び遊歩道・展望台等の再整備
- 物産センターの地域特産品売場の改修等
- 地場産の農産物等を活用した新商品開発(6次産業化・農商工連携)による販売力強化

道の駅「摩周温泉」(北海道弟子屈町) 企画概要 <既設>

- 道東地域観光の玄関口の役割を担うとともに、多様化する旅行ニーズに対応するため、シーニックバイウェイ(日本風景街道)や周辺自治体と連携することで、観光情報や地域情報の収集・発信を行う広域的な情報発信拠点とする。
- インバウンド観光客の受入体制及び情報発信のさらなる強化を図る。
- 厳冬期の暴風雪害時の一時避難場所として、災害情報提供の強化を行い、防災拠点として機能向上を図る。



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
摩周温泉	北海道	弟子屈町	国道241号	既設	平成5年 (平成23年) リニューアル	一体型



<提案の先駆性・ポイント>

- 道東地域観光の玄関口の役割を担うとともに、多様化する旅行ニーズに対応するため、周辺自治体やシーニックバイウェイ(日本風景街道)とも連携し、広域的な観光情報の収集・発信や地域活性化による取組みを実施
- 弟子屈町の魅力(自然・観光地・歴史・文化・食)を世界に発信するため、外国人観光客の受け入れ体制の整備強化
- 暴風雪害時の一時避難場所として、防災拠点機能を強化

<実施内容>

- 観光情報発信スペースの拡充、道東地域全体の総合観光案内
- 道の駅来訪者に対して町内周遊や町内店舗情報の発信
- 道の駅との連携による既存観光地周遊バスの運行強化
- 観光地案内や地場産品情報の外国語案内
- 車中泊者専用の駐車スペースや臨時駐車場への誘導
- 暴風雪害等に道路利用者の一時避難場所として機能する防災拠点機能の強化

ふなば こうえん るもい 道の駅「るもい船場公園(仮称)」(北海道留萌市) 企画概要 <新設>

- 高速道路の終点インターチェンジや中心市街地に近接する立地環境を活かし、高速バス、周辺自治体や市内観光スポットに連絡する路線バス等を集約し、交通結節機能を強化
- シニックバイウェイ(日本風景街道)や地元高校、農家等と連携し、観光情報発信や商品開発
- 都市公園の環境・施設を活用した子育て環境の創出



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
るもい船場公園 (仮称)	北海道	留萌市	国道231号	新設	平成31年度	単独型



<提案の先駆性・ポイント>

- 高速道路の終点インターチェンジに近接する立地環境を活かし、既存の公共交通機能集約化
- シニックバイウェイ(日本風景街道)と連携したインバウンド対応による広域周遊拠点を形成
- 市街地の都市公園に親子で滞在しやすい子育て環境を創出

<実施内容>

- 多様な交通手段(バス、サイクル)の結節機能、観光コンシェルジュの配置、インバウンド対応観光サイン、キャンピングカー専用駐車場等の環境整備
- 地元産品を活用した地域ブランドの構築、販売促進・販路拡大について地元高校や農家等と連携
- 多目的公園を活用した常設型の子ども農山漁村・遊び体験、料理しながら学ぶ子供英語教室(イングリッシュキッチン)

(注) 国土交通省及び北海道開発局の資料による。

図表2-(2)-カ-④ 北海道内重点「道の駅」候補の企画提案内容

重点「道の駅」候補

道の駅(仮称)「男爵いもパーク」

北海道七飯町

- 北海道の新たな玄関口となる北海道新幹線新函館北斗駅(平成27年度開業予定)の近傍で、大沼国定公園や異国情緒あふれる函館など、魅力ある道南地域の広域観光・交通情報提供を備えたゲートウェイ機能
- 当該地域は男爵イモや西洋農業の発祥の地であり、近代式農機具の展示による歴史的遺産の継承のほか、農産物の生産・販売加工により農業を6次化、商品開発・起業・雇用の場を創出

<地方創生拠点としての機能>
ゲートウェイ型

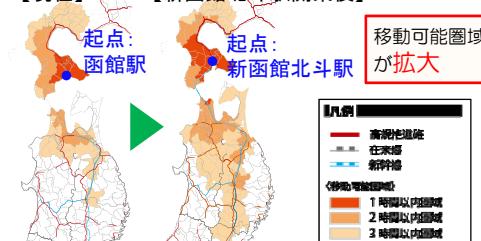


観光総合窓口 函館・道南エリアの 新たな観光拠点	インバウンド観光 オリンピック海外観光客 のための観光窓口	地方移住等促進 移住に必要な情報の ワンストップ提供	産業振興 6次化農業の拠点	防災 駒ヶ岳噴火に対する防災拠点
--------------------------------	-------------------------------------	----------------------------------	------------------	---------------------

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称)男爵いもパーク	北海道	七飯町	国道5号	新設	平成29年	一体型

●新幹線開業による移動可能圏域の拡大

【現在】 【新函館北斗駅開業後】



※各経由地からの所要時間は鉄道・道路利用により、

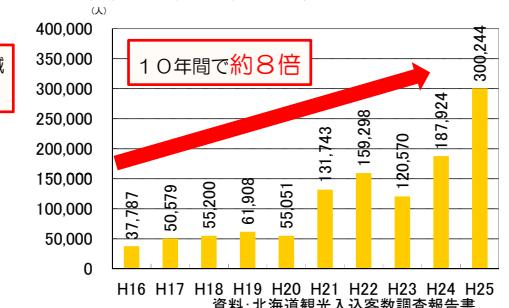
拠点駅↔各市役所・役場間で算定

※道路利用は、道路交通センサスより混雑時平均旅行速度で算定

函館方面への観光ニーズが高い東北や北関東では、4割～5割
が新幹線を利用と開業への期待が高い

資料:H24年度 観光客アンケート調査 (北海道開発局)	凡例	大きいに利用	利用	利用しない	不明
青森県	6%	57%	22%	15%	
東北(青森県以外)	6%	44%	23%	27%	
北関東	5%	39%	29%	27%	

●函館市の外国人観光客数



▼大沼国際交流プラザに訪れる外国人



<提案の先駆性・ポイント>

- 北海道新幹線新函館北斗駅の開業や『東京オリンピック・パラリンピック』キャンプ地誘致とあわせ、地域情報発信の機能向上により外国人観光客へ道南の魅力を広くアピール、広域観光・滞在型観光を促進し交流人口を増加、道南地域経済を活性化。
- 建設予定地は、年間30万人以上の集客を有する道南食材を活かした商業施設が2施設営業、様々な産業が活躍出来る場として機能しており、「男爵イモ発祥の地」をテーマとし、農産物の生産・販売・加工による6次化農業の拠点機能を加えることで、潜在的な地域資源を活用した新たな商品開発・起業・雇用など、更なる相乗効果が期待。

<実施内容>

- ICTによる情報提供設備をもつ観光案内所を設置
- JNTO外国人案内所の認定を受け、多言語対応可能なスタッフを設置
- サイクルツーリズムに対応したサービスステーションやEV充電器を設置
- 明治時代からの農業近代化にちなんだ収蔵品や機械遺産等を保存展示し、農畜産物等の地産地消施設と一緒に整備
- 「男爵イモ」や道南の素材を活かした料理や菓子等の手作り体験工房を設置
- 活火山駒ヶ岳の噴火に備えた防災拠点としての機能を備えた施設整備

- 観光、雇用、空き屋情報等を発信する総合窓口の設置による地域経済の牽引
- 再生可能エネルギーを活用した先進農業生産の拠点化

<地方創生拠点としての機能>
地域センター型

町の主な機能が「道の駅」に集積

※イメージであり、
今後、変更があります。



<提案の先駆性・ポイント>

■再生可能エネルギー(木質チップ)を利用した水耕栽培施設の設置

隣接する土地に、水耕栽培施設を設置し、木質チップと雪を「雪氷乾燥」に利活用することで通年栽培が可能。地域資源を活用し六次産業化を推進し、地元商業者の活躍の場を作る。

■観光振興の場となる道の駅

地域情報と、富良野・美瑛観光圏の情報提供も出来る総合案内を実施。インバウンド観光にも対応。

■防災機能備え、地域の福祉を担う道の駅

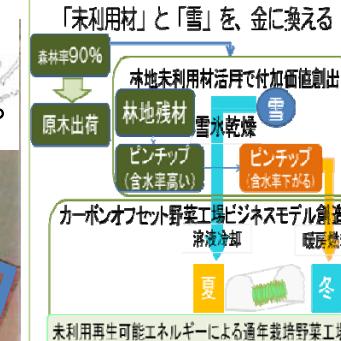
防災機能(非常電源・非常食)を備え、災害時には後方支援の拠点になる。また、近傍に診療所を設置することでコンパクト化を目指す。

産業振興
農業・林業と連携した園芸施設整備
地場産品を活用したオリジナル製造販売

地方移住等促進
雇用情報・空き家情報の提供を整備

インバウンド観光・観光総合案内
外国人にも対応した、
富良野・美瑛観光圏の案内

道の駅の機能 林産資源活用ビジネスモデル提案



水耕栽培から製品化までのイメージ



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
南ふらの	北海道	南富良野町	国道38号	既設	平成5年	単独型



<実施内容>

- 通年稼働できる水耕栽培施設、農産物生産施設を設置し経済発展、雇用促進を図る。
- 地元農産物を活用した六次産業化のための加工施設や直売所の設置
道の駅オリジナル商品(大福・じゃがバタ)を提供
- 地域の情報(雇用、空き家、観光(外国人対応含む)等)提供機能を備えた、
富良野・美瑛観光圏を統括案内可能な総合案内所の設置
- 地域の特産品を免税で購入できる免税店の設置

○ 商工業の進出等により全道の町で1番の人口を誇る活気ある音更町において、道東自動車道音更帯広ICと直結する国道241号沿いに整備する「道の駅」を十勝圏の玄関口として、地域住民が中心となり十勝の食と農の魅力を発信

<地方創生拠点としての機能>
地域センター型

産業振興
十勝ならではの食や農の魅力発信

観光総合案内
十勝・道東のゲートウェイ

防災
地域住民や道路利用者の防災拠点



十勝ならではの「食」
(乳製品、豆類等農産物、スイーツ)

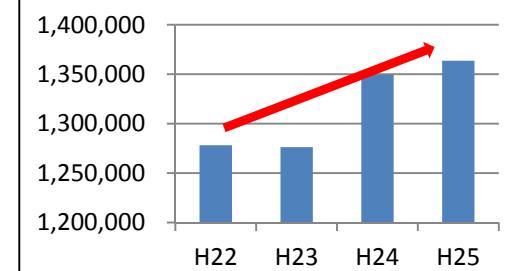


<提案の先駆性・ポイント>

- 基幹産業である農業を活かした農産物や加工品の提供など、十勝の食や農、風景の魅力を発信する新たな拠点を形成
- 十勝や道東の玄関口として、ドライバーの休憩や十勝川温泉、北海道立十勝エコロジーパーク等、観光のゲートウェイとして新たな拠点を形成

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
おとふけ	北海道	音更町	国道241号	既設 移転	平成8年	一体型

▼音更町 観光入り込み客数



H10撮影時(分譲前)



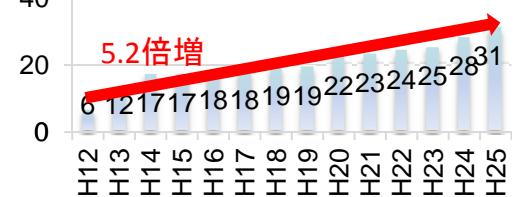
H24撮影時(28社)



北海道町人口ランキング
町では第1位

- 1位 音更町 45395人
2位 七飯町 28815人
3位 幕別町 27338人

(社) ▼音更町 I.C.工業団地企業分譲地契約数の推移



<実施内容>

- 6次産業化を支援するための農畜産物の加工研修施設の設置
- 観光案内所の設置
- 外国人旅行客の利便性向上のため免税店許可取得
- 無料公衆無線LAN・EV充電器の設置
- 防災教育・備蓄施設を設置

- 全国シェアの3割を占める十勝の馬鈴薯、道内1位の飼養頭数を誇る牛肉等を東京を始め広島、鹿児島等全国各地へ出荷する等、農業生産額300億円を超える「農村ユートピア・士幌町」として新商品の開発、直売所の整備により情報発信機能を強化。
- 地元教育機関と連携した商品開発などを通じた若手の人材育成の場を創出。

<地方創生拠点としての機能>

地域センター型



<提案の先駆性・ポイント>

■地元農畜産物(馬鈴薯、しほろ牛肉、小麦等)の価値を高めるため、加工施設を併設、JA、商工会、地元高校と新商品開発、オリジナル商品製造により6次産業化を推進。直売所等を整備し、地場の野菜及び農畜産物加工品の販売を行い、**高齢者の生きがいづくりの一環**として野菜づくり、手作り加工品づくりを支援し、道の駅で販売を行う。

■町立士幌高校の**生徒が企画提案**した商品の増産及び新商品開発による“士幌ブランド化”と、アグリビジネス科やフードシステム科の学生のインターン受入れを行い、当高校の**「体系的農業教育による『ものづくり』の出来る人材育成」と連携して若者による地域の活性化**を行う。

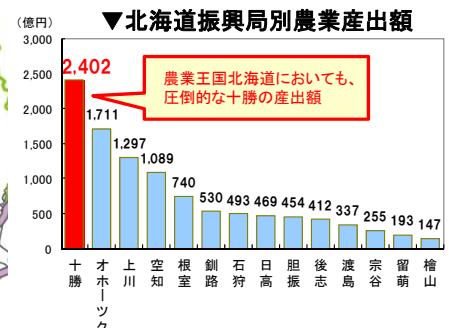
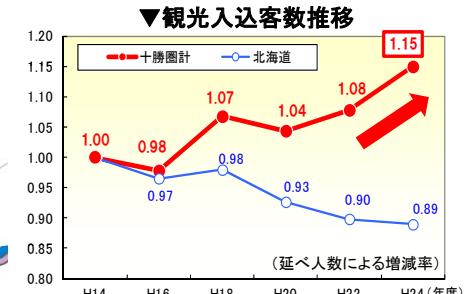
産業振興 地域の特産品を活かした産業振興		防災 防災備蓄倉庫		インバウンド観光 観光総合窓口とEV充電設備		
-------------------------	--	--------------	--	---------------------------	--	--

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
ピア21しほろ	北海道	士幌町	国道241号 国道274号	既設 移転	平成9年	一体型



<実施内容>

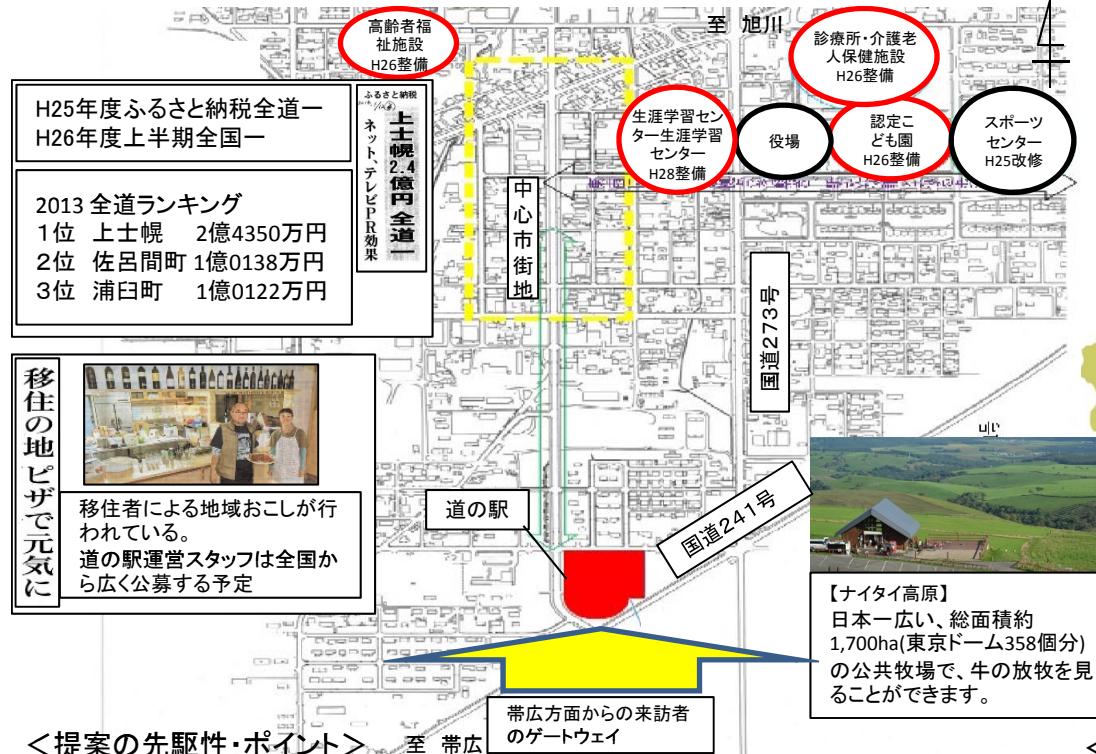
- 人材育成の為、商品開発に関わる地元高校生のインターンを毎年受け入れる
- 商品開発力を向上させ、地元農産畜産物の士幌ブランド化を推進する為、一連の商品化に必要な加工施設、直売所を整備
- 周辺道の駅と連携して北十勝地域の広域観光情報を発信
- 林業も盛んな十勝地域のPRを兼ねて道の駅建造物を木造で整備
- 太陽光発電と自然冷熱エネルギー施設を整備。また、周遊観光を可能とするEV充電設備を整備



- ふるさと納税の拠点を設置し地域振興を促進。
- 都市と農村の交流による移住定住のワンストップ窓口を設置し地域へ活力を誘導。

<地方創生拠点としての機能>

ゲートウェイ型



<提案の先駆性・ポイント>

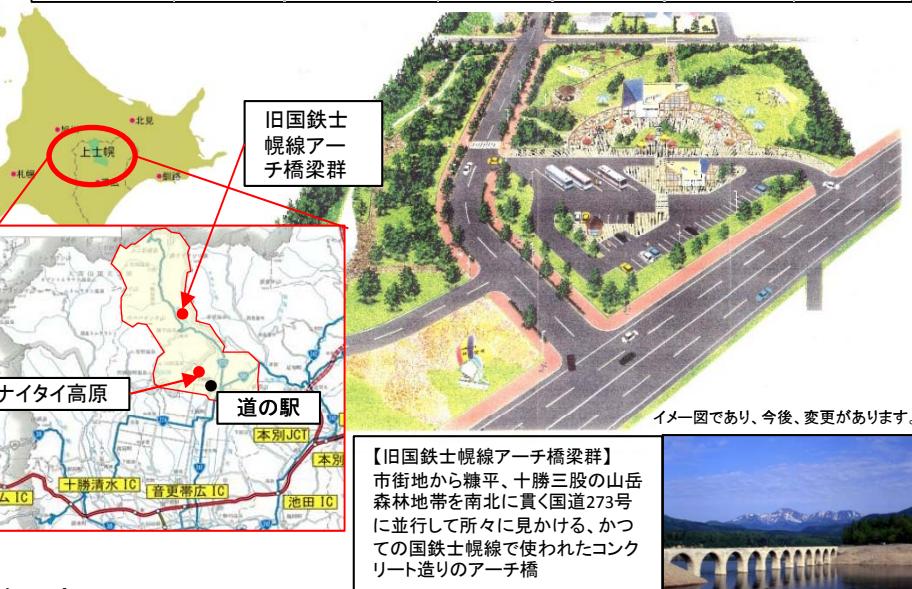
- ふるさと納税を通じて、上士幌町の認知度が全国に広まっておきており、今後、納税者や来訪者に対して、移住定住の働きかけなど、都市と農村の交流を積極的に推進するための新たな拠点を形成(平成25年度寄付金額全道1位、平成26年度上半期寄付額全国1位)
- 町が推進しているコンパクトな街並み再編に合わせて、ナイタイ高原や旧国鉄士幌線アーチ橋梁群等の地域の優れた景観や飲食店・十勝ナイタイ和牛、十勝養蜂園の国産はちみつ等の特産品を一元的に案内する拠点を形成し、相乗効果による活性化を図る

地方移住等促進 ふるさと納税に関する情報発信、取扱い拠点

地方移住等促進 移住定住ワンストップ窓口

産業振興 地域特産品の販売

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称) バルーン	北海道	上士幌町	国道241号	新設	平成30年	未定



<実施内容>

- ふるさと納税に関する情報提供、取扱い拠点施設の設置
- お試し暮らし、移住定住や空き家情報のワンストップ窓口の設置
- 農産物直売所、地元加工品の販売 ○観光総合案内所の設置
- 雇用機会の創出 ○コミュニティバスの停留所、EV充電器の設置
- 防災情報拠点整備 ○交流機能の新設(飲食・休憩)
- 無料公衆無線LANの設置

○ 観光案内所に「旅の案内人」が常駐するなど先駆的な取り組みを行っているが、更なる機能の充実として、「外国人観光客」へ地域の歴史や文化を含めた情報発信及び受け入れ体制の強化を実施し、地域を活性化。

<地方創生拠点としての機能>
ゲートウェイ型

観光総合案内
「摩周湖」等観光のゲートウェイ

インバウンド観光
地域の歴史・文化発信

産業振興
地場産品情報の発信



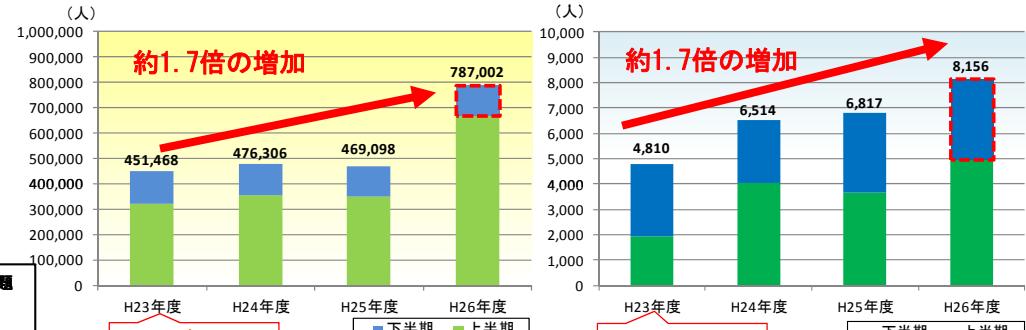
<提案の先駆性・ポイント>

- 道東地域の観光の玄関口的な役割を担うため、「摩周湖」「屈斜路湖」を代表する変化に富んだ観光資源を案内。入り込み客数が減少する冬期に、4種類の体験プログラムの案内や「道の駅」を活用した交通機関乗り放題の周遊バスポートを発券を実施。
- 特に冬場の落ち込みが少ない「外国人観光客」へ、地域の歴史や文化を通じて観光情報を発信し、受け入れ体制を強化。

(注) 国土交通省及び北海道開発局の資料による。

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
摩周温泉	北海道	弟子屈町	国道241号	既設	平成5年	一体型

▼「摩周温泉地区*」観光入込み客の推移 ▼弟子屈町外国人宿泊者数の推移



*「道の駅」摩周温泉を含む弟子屈町中心部エリア

□：H26年度の下半期は、H25年度と同数として作成

出展：弟子屈町HPより

▼「道の駅」で地域を知る
摩周観光文化センターと連携した展示を実施



<実施内容>

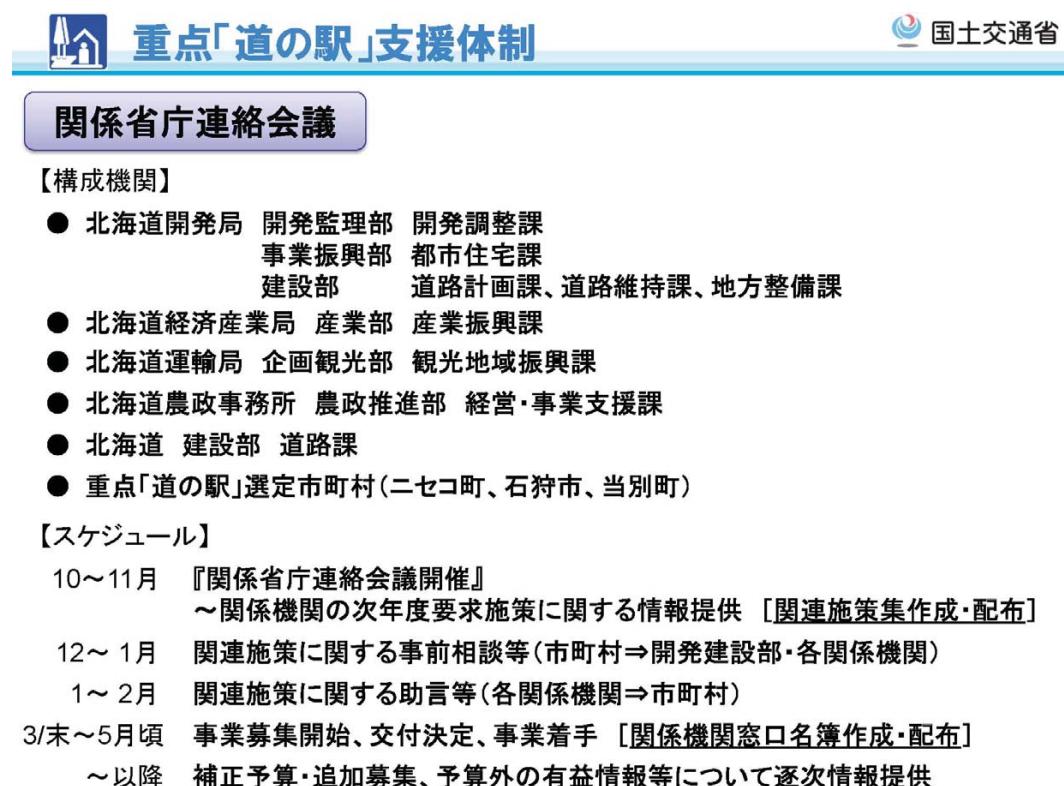
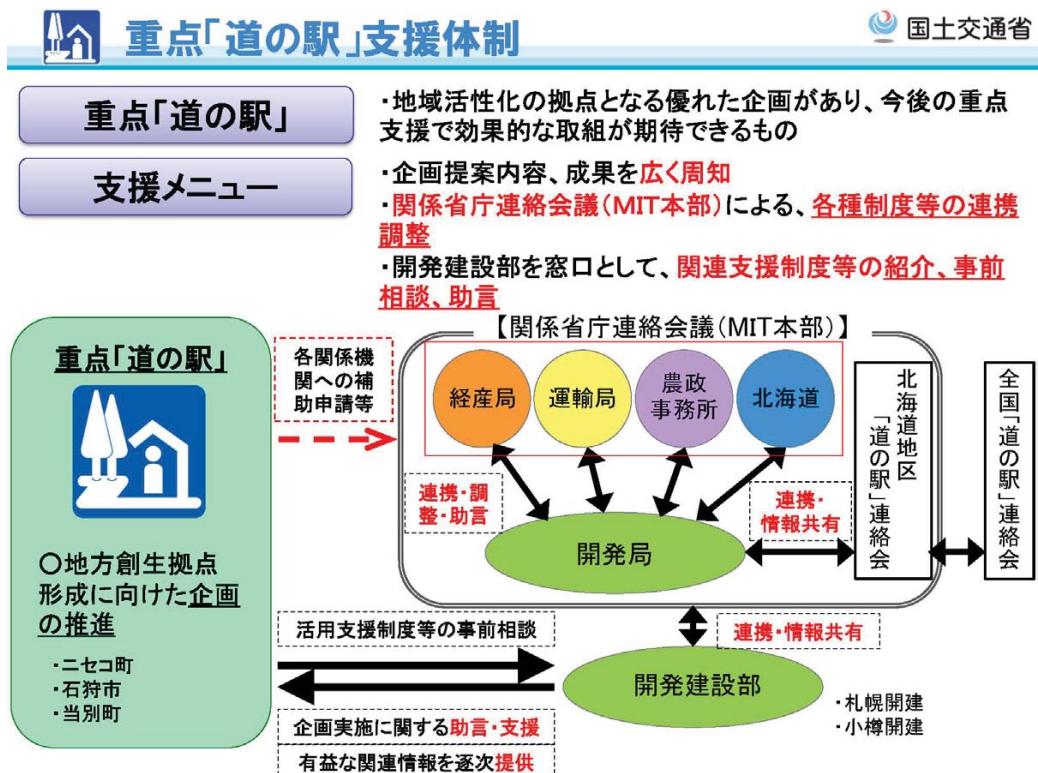
○多言語に対応した案内所の体制づくり

→多言語通訳者の配置、標識看板の設置、案内看板の設置

○弟子屈町の魅力などを通じた、知的好奇心を刺激する情報提供の整備

→弟子屈町の魅力(自然・観光地・歴史・文化)及び地場産品による食の情報提供

図表 2-(2)-カ-5 重点「道の駅」等に対する支援体制





重点「道の駅」候補支援体制

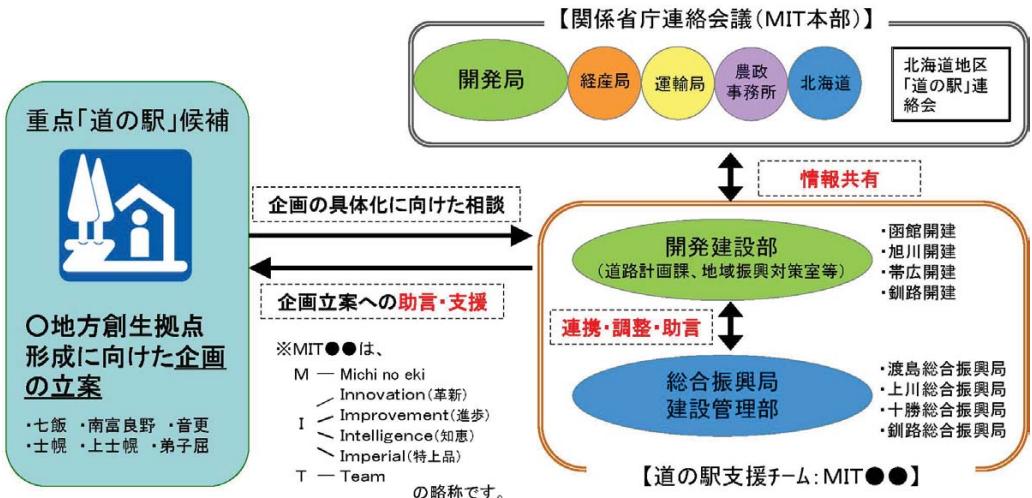
国土交通省

重点「道の駅」候補

- ・地域活性化の拠点となる企画の具体化に向け、地域での意欲的な取組が期待できるもの

支援メニュー

- ・出先関係機関による道の駅支援チーム「MIT●●」を設け、関係機関と連携して、企画立案を支援



(注) 北海道開発局の資料による。

3 調査対象とした「道の駅」における利用者の利便性向上及び安全性確保に資する取組の実施状況

調査結果等	説明図表番号
<p>(1) 調査対象とした「道の駅」の基本コンセプトへの適合状況</p> <p>登録・案内要綱では、基本コンセプトとして、以下のとおり、「道の駅」が備えるサービス等が示されており、その具体的な内容については、登録・案内要綱の運用方針に定められている。(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔な便所を備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られていること。 ② 利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内・サービス施設が備わっていること。 ③ 駐車場・便所・電話は24時間利用可能であること。 ④ 案内・サービス施設には、原則として案内員を配置し、親切な情報提供がなされること。 ⑤ 女性・年少者・高齢者・身障者など様々な人の使いやすさに配慮されていること。 <p>(注) 平成30年11月19日の登録・案内要綱の一部変更により、「子育て応援施設として、乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なスペース(ベビーコーナー)が備わっていること」が追加され、上記③に「ベビーコーナー」、⑤に「妊婦や乳幼児連れ」が追加されている。</p> <p>また、「道の駅」設置者の遵守義務として、i) 施設全体、特に便所について常に安全で快適な利用が可能となるよう適切な維持管理を行うこと、ii) 道路管理者の行う道路に関する情報の収集・提供に協力すること、iii) 案内員に対する研修等を行い、提供する情報の質の向上に努めることなどを遵守し、利用者への良好なサービスの確保に努めなければならないと定められている。</p> <p>「道の駅」の登録を行う国土交通省道路局長は、登録された「道の駅」が内容の変更により基本コンセプトに該当しないと認められるに至った場合又は「道の駅」登録者が上記の義務を遵守せず、「道の駅」として案内することが適切でないと認められるに至った場合は、当該「道の駅」の登録を取り消すことができることとされている。</p> <p>なお、登録後の登録・案内要綱の変更により、変更後の基本コンセプトに該当しないと認められるに至った場合には、リニューアル等の機会を捉えて登録・案内要綱への適合を図ることとされている。</p> <p>調査対象13駅10市町村における基本コンセプトの適合状況等を調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>ア バリアフリー化の対応状況</p> <p>「道の駅」におけるバリアフリー化については、以下のとおり、登録・案内要綱の運用方針に定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 駐車場と便所間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化については、登録済みの「道の駅」においても早急にバリアフリー化を図ること。また、歩行経路以外についても、バリアフリー化に極力努めること。 ② 駐車場に障害者、妊婦向け屋根付き優先駐車スペースを確保すること(平成30年11月19日の登録・案内要綱の運用方針の一部変更により追加)。 <p>我が国における建築物のバリアフリー化については、登録・案内要綱が定められた翌年の平成6年に高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号。通称「ハートビル法」という。)が、12年に高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促</p>	図表1-(1)-(2)(再掲)
	図表1-(1)-(2)(再掲)

調査結果等	説明図表番号
<p>進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号。通称「交通バリアフリー法」という。）がそれぞれ施行されていたが、18 年に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）が施行されたことに伴い、これらの法律が廃止されている。</p>	図表3－(1)－ア－①
<p>「道の駅」に整備される施設の中で、バリアフリー法の対象となる施設としては、バリアフリー法第 2 条第 17 号に規定する「特別特定建築物」（注 1）として、主に i) 物品販売業を営む店舗、ii) 自動車の停留又は駐車のための施設、iii) 公衆便所が該当する。また、バリアフリー法第 2 条第 18 号に規定する「建築物特定施設」（注 2）として、主に iv) 出入口、v) 廊下その他これに類するもの、vi) 階段、vii) 傾斜路、viii) エレベーターその他の昇降機、ix) 便所、x) 敷地内の通路、xi) 駐車場が該当する。</p>	図表3－(1)－ア－②
<p>(注 1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条で定めるものをいう。</p>	
<p>(注 2) 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 6 条で定めるものをいう。</p>	
<p>バリアフリー法において、建築主等は、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 10 条から第 23 条までに規定する建築物移動等円滑化基準）に適合させることが求められている。</p>	図表3－(1)－ア－③
<p>具体的には、道等からエレベーターや便所の配置を視覚障害者に示すための案内設備までの経路における視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等。以下「点字ブロック」と総称する。）の敷設、車いす使用者用便房やオストメイト対応設備を設けた便房、車いす使用者用駐車施設の設置等が定められている。</p>	
<p>また、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬。以下同じ。）利用者の外出時における不安を解消するため、厚生労働省を中心として、身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）を踏まえ、身体障害者補助犬の姿を表す図に日本語又は英語の説明書きを加えた図（以下、身体障害者補助犬が受入可能であることを示す掲示を「補助犬同伴マーク」と総称する。）の普及啓発や理解促進に向けた取組が行われている。</p>	図表3－(1)－ア－④
<p>しかし、飲食店、宿泊施設等において身体障害者補助犬の同伴が断られる事例が生じており、「道の駅」においても、身体障害者補助犬利用者が安心して施設を利用することができるよう、補助犬同伴マークを掲示するなどの配慮が求められている。</p>	
<p>2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、今後、国内外の障害のある方々の観光交流が活発になっていくことや、高齢化の進展により旅行意欲の高い高齢者の増加等が予想されており、こうした方々が安心・快適に旅行を楽しむため、公共施設や観光関連施設におけるバリアフリー化が求められている。</p>	
<p>調査対象 13 駅 10 市町村における駐車場、24 時間利用可能トイレ、これらの施設間を結ぶ歩行経路等でのバリアフリー化の対応状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p>	

調査結果等	説明図表番号
<p>(「道の駅」設置者が整備した施設)</p> <p>調査対象 13 駅 10 市町村においては、敷地内のバリアフリー化について、整備に要する費用、対応の必要性や優先度等を勘案した対応がなされており、「道の駅」によって利用者の利便性や安全性に配慮した取組が行われている状況がみられたものの、以下のとおり、バリアフリー化の対応が十分とは言い難い状況もみられた。</p>	
<p>(ア) 身体障害者等用駐車スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 駐車スペース付近に場所を示す案内板や、駐車場内に駐車スペースまで誘導する案内板、路面標示等が設置されていないため、駐車場に入場した際や混雑時又は積雪時に、駐車スペースを容易に見つけることができない例 ② 駐車スペースの路面標示が消えかかっており、駐車スペースか否かの判別が難しい例 ③ 駐車スペースから 24 時間利用可能トイレに移動する際に、車両が通行する場所を通過しなければならない例 	図表3- (1)-ア-⑤ 図表3- (1)-ア-⑥
<p>(イ) 身体障害者等用駐車スペースから 24 時間利用可能トイレや地域振興施設までの歩行経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 点字ブロックが敷地内に全く敷設されていない例 敷設されているものの、i) 敷設されている箇所が一部の箇所のみ、ii) 身体障害者等用トイレの入口まで敷設されていない、iii) 路線バスの停留所まで敷設されていない、iv) 点字ブロックの上に玄関マットが重なって敷かれているなど視覚障害者に対する誘導が適切に行われているとは言い難い例 一方、利用者に配慮されている取組として、敷地内の全ての歩道に加え、24 時間利用可能トイレがある建物内や地域振興施設内においても点字ブロックが敷設されている「道の駅」があり、点字ブロックと重ならないように玄関マットが敷かれていた。 ② 駐車スペース及び 24 時間利用可能トイレから飲食店等がある地域振興施設までの歩行経路上に階段があるものの、スペースに限りがあるため、傾斜路、手すり等が設置されていない例 ③ 24 時間利用可能トイレがある建物又は地域振興施設の入口にあるドアが引き戸や自動ドアではなく、開き戸のため、車いす使用者等が容易に開閉することができない例 	図表3- (1)-ア-⑦
<p>(ウ) 24 時間利用可能な身体障害者等用トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① トイレットペーパーが便座から離れた位置に設置されており、容易に手が届かない例 ② 設置されている手すりが便器の片方のみとなっている例 ③ オストメイト対応設備が設置されていない例 ④ オストメイト対応設備が設置されているものの、トイレの入口付近や便房のドア付近に設置されている旨の表示がなく、ドアを開けなければ設置されていることを確認することができない例 一方、利用者に配慮されている取組として、身体障害者等用トイレのドアの開閉ボタンや洗浄ボタンにまで点字が表示されている例があった。 	図表3- (1)-ア-⑧ 図表3- (1)-ア-⑨ 図表3- (1)-ア-⑩
<p>(エ) 助犬同伴マークの掲示</p> <p>身体障害者補助犬利用者に対する配慮として、5 駅 5 市町村においては、補助犬同伴マークが掲示されている。</p> <p>この中には、ペットとの混同を防ぐため、i) 補助犬同伴マークとペットの同伴を禁止する旨の表示が並列で掲示されている例や、ii) 補助犬同伴マーク</p>	図表3- (1)-ア-⑪

調査結果等	説明図表番号
<p>に図だけでなく、日本語の注意書きも併記されている例があった。</p> <p>このようにバリアフリー化の対応が十分とは言い難い状況がみられた「道の駅」の中には、以下のとおり、早急な対応が難しいと考えられる事情を抱えている「道の駅」もあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 財政事情により、全てをすぐに改善することができないため、予算を勘案し、優先度の高いものから対応している。 ② 現在の施設は、「道の駅」の登録前に整備されたなどのため、バリアフリー化の対応が十分ではないが、財政事情等により早急に対応することが難しい。 ③ 将来的に移転を検討しているため、現在の「道の駅」での施設・設備の改修等は、必要最低限のものとならざるを得ない。 <p>こうした事情を踏まえると、既に施設を整備した後にバリアフリー化を図ることは、費用面だけでなく、大規模な改修等が必要となる場合も想定されるため、施設の更新、移転等を含む大規模な改修等を行う機会に、上記の事例を参考として、利用する側の視点に配慮した対応を十分に検討していくことが重要であると考えられる。</p>	
<p>(北海道開発局が整備した施設)</p> <p>北海道開発局が一体型「道の駅」において整備した駐車場、24時間利用可能トイレ、これらの施設間を結ぶ歩行経路等でのバリアフリー化の対応状況を調査したところ、概ね適切な対応がなされており、以下のとおり、利用者の利便性や安全性に配慮した取組が行われている状況がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 24時間利用可能な身体障害者等用トイレにオストメイト対応設備が設置されている例 ② 24時間利用可能トイレの案内図に、男女トイレや身体障害者等用トイレの設備の内容や配置が、外国語（英語、中国語簡体字・繁体字、韓国語）に加え、点字等でも表示されている例 ③ 24時間利用可能な身体障害者等用トイレのドアを開閉する際に、視覚障害者等に対する注意喚起のため、音声案内が流れる設備が設けられている例 <p>身体障害者等用トイレのドアの開閉ボタンや洗浄ボタンに点字が表示されている例</p>	<p>図表3- (1) -ア- ⑫</p> <p>図表3- (1) -ア- ⑩ (再掲)</p>
<p>しかし、一部の施設においては、以下のとおり、同じ一体型「道の駅」に整備する施設であるにもかかわらず、バリアフリー化の対応が異なる状況や十分とは言い難い状況がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 身体障害者等用駐車スペースに屋根が付けられていない例 <p>一方、利用者に配慮されている取組として、「道の駅」設置者により整備された屋根付き身体障害者等用駐車スペースとデザインを一致させるため、同局が整備した身体障害者等用駐車スペースにも屋根が付けられている例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 点字ブロックが敷地内に全く敷設されていない例、敷設されている箇所が身体障害者等用駐車スペースから24時間利用可能トイレまでの歩行経路における一部の箇所のみとなっている例、バスの停留所まで敷設されていない例 <p>一方、利用者に配慮されている取組として、「道の駅」設置者から要請を受け、協議した結果、同局が敷地内に整備した全ての歩道に点字ブロックが敷設されている例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 上記⑤の同局が敷地内に整備した全ての歩道に点字ブロックが敷設されていた「道の駅」において、歩道の終点に行き止まりであることを示す警告プロ 	<p>図表3- (1) -ア- ⑬</p> <p>図表3- (1) -ア- ⑭</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>ック等が敷設されていない例</p> <p>⑦ 同局が敷地内の歩道から 24 時間利用可能トイレがある建物の入口まで点字ブロックを敷設したものの、「道の駅」設置者に対しその歩行経路の延長線上にある設置者が管理する 24 時間利用可能トイレの入口までの間における点字ブロックの敷設を要請及び協議していないため、点字ブロックが一体的に敷設されていない例</p> <p>北海道開発局は、「道の駅」におけるバリアフリー化について、バリアフリー法に基づき対応するとしているが、上記のように「道の駅」によってバリアフリー化の対応が区々となっている例や、利用者の利便性や安全性についての配慮が求められる例が確認されたところであり、各「道の駅」の施設等によって事情は異なるとみられるものの、これらの例に該当する施設を整備した当時、バリアフリー化への配慮をより意識した施設整備を行う必要があったと考えられる。</p> <p>このため、今後、施設の整備、更新等を行う機会を捉えて、利用する側の視点に一層配慮した施設整備を推進していくことが求められる。</p> <p>【所見】</p> <p>北海道開発局は、「道の駅」におけるバリアフリー化に配慮した施設整備を一層推進するため、一体型「道の駅」として施設の整備、更新等を行うに当たって、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、「道の駅」の状況に応じた施設整備を徹底するとともに、「道の駅」設置者が整備する施設との一体性を確保することが求められる場合には、一体性の確保に向けた協議を行い、対応を要請する必要がある。</p>	

図表③-(1)-ア-① バリアフリー法の概要

バリアフリー法(建築物関係)に関する お問い合わせ先について



■税特例、補助について

国土交通省 住宅局 建築指導課

03-5253-8111

■融資制度について

日本政策金融公庫 事業ローンセンター

0120-154-505

日本政策金融公庫の国民生活事業・生活衛生貸付を利用して、店舗のバリアフリー化など、高齢者、乳幼児を抱える女性などが利用しやすい店舗にするための設備投資について、特別の融資を受けることができます。(利用対象者:生活衛生関係営業を営む会社・個人)

■バリアフリー法に基づく規制・認定等の問い合わせ先

建築確認を行う行政庁(都道府県、市町村、特別区)にお問い合わせください。

* このパンフレットは、平成18年12月20日施行のバリアフリー法に対応しています。
* このパンフレットは、再生紙を使用しています。(2011.11)

お年寄りや障害をお持ちの方などが利用しやすい建築物は、
誰もが利用しやすい建築物です。

ハートのある ビルをつくろう



バリアフリー法

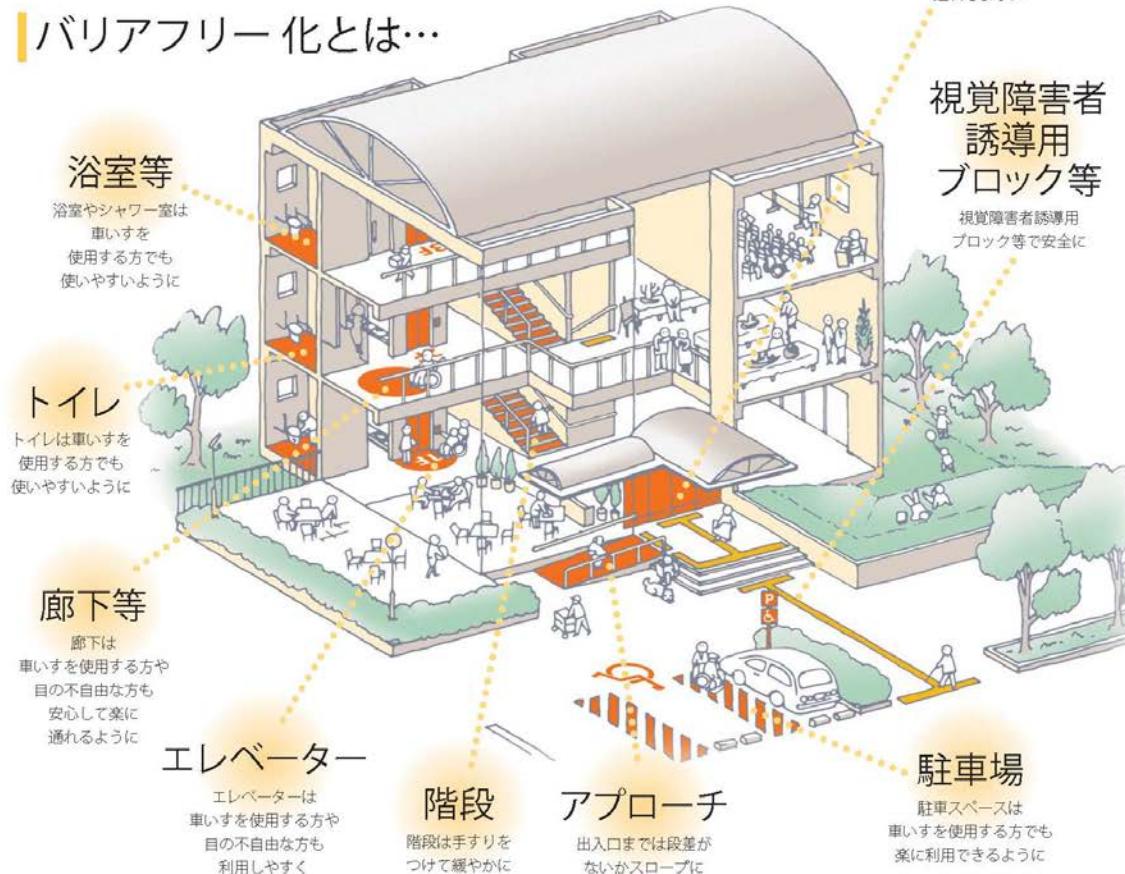
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

国土交通省

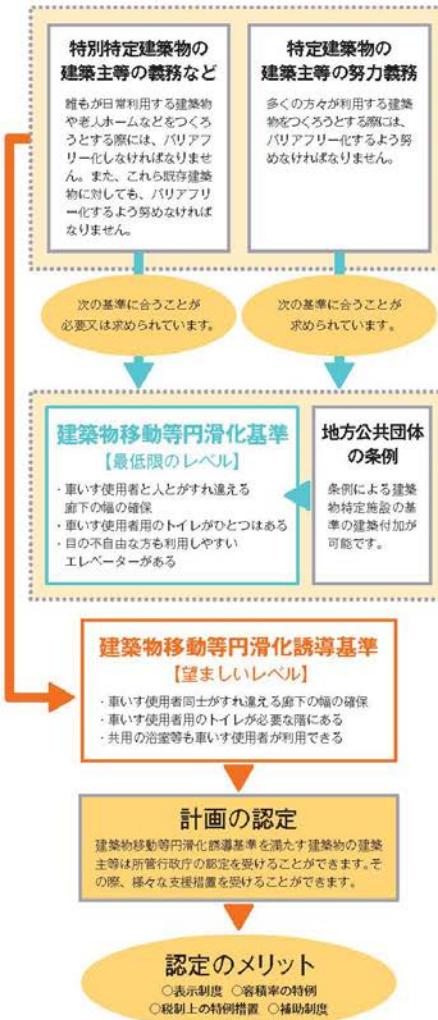
ハートのあるビルをつくろう

劇場や銀行、ホテル、デパートなど、誰もが利用する建築物、老人ホームや福祉ホームなど、お年寄りや障害をお持ちの方が主に利用する建築物、事務所や学校、マンションなど、多くの方が利用する建築物は、社会全体の財産です。お年寄りや障害をお持ちの方も、子どもや妊娠中の方も、皆が利用しやすい建築物にしていきましょう。

バリアフリー化とは…



バリアフリー法の仕組み



建築物移動等円滑化基準、 建築物移動等円滑化誘導基準とは？

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにする必要がです。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅（1以上）
80cm以上 120cm以上
- 居室などの出入口
80cm以上 90cm以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
120cm以上 180cm以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
片側 両側
- スロープ幅
120cm以上 150cm以上
- スロープ勾配
1/12以下
(屋外は1/15以下)



それぞれの説明中、

左の数値等は建築物移動等円滑化基準、右の数値等は建築物移動等円滑化誘導基準です。

7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅
120cm以上 180cm以上



8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
1つ以上 原則2%以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
350cm以上 350cm以上



9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。
(建築物移動等円滑化誘導基準)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行くようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便所を設けてください。

- 出入口の幅
80cm以上 90cm以上
- かごの奥行
135cm以上 135cm以上
- かごの幅（一定の建物の場合）
140cm以上 160cm以上
- 乗降ロビー
150cm角以上 180cm角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便所を設けてください。

- 車いす使用者用便所の数
建物1つ以上 各階ごとに原則2%以上
- オストメイト対応便所の数
建物1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
建物1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようになります。

- 車いす使用者用客室の数
1つ以上 原則2%以上



10 「案内表示」について

パリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



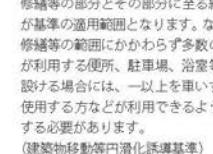
11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、増築等の範囲にかかわらず多数の方が利用する便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要があります。
(建築物移動等円滑化誘導基準)



13 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、修繕等の範囲にかかわらず多数の方が利用する便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要があります。
(建築物移動等円滑化誘導基準)

バリアフリー法の対象となる建築物

対象用途	(以下の用途はすべての新築、増築、改築、用途変更、修繕、模様替えて努力義務の対象)	義務付け対象
1. 特別支援学校		
2. 病院又は診療所		
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
4. 集会場又は公会堂		
5. 展示場		
6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
7. ホテル又は旅館		
8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		
9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)		
10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの		
11. 体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、 水泳場(一般公共の用に供されるものに限る) 若しくはボーリング場又は遊技場		
12. 博物館、美術館又は図書館		
13. 公衆浴場		
14. 飲食店		
15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貴衣裳屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗		
16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
17. 自動車の停留又は駐車のための施設 (一般公共の用に供されるものに限る。)		
18. 公衆便所		
19. 公共用歩廊		
20. 学校(1の用途を除く。)		
21. 卸売市場		
22. 事務所(8の用途を除く。)		
23. 共同住宅、寄宿舎又は下宿		
24. 保育所等(9の用途を除く。)		
25. 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設(11の用途を除く。)		
26. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの		
27. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類するもの		
28. 工場		
29. 自動車の停留又は駐車のための施設(17の用途を除く。)		
2,000m²以上 の新築、増築、改築、 用途変更に義務付け (18. 公衆便所は 50m ² 以上)		
地方公共団体 の条例 条例による面積の 引き下げが可能です。		
※既存建築物についても、 努力義務の対象		
地方公共団体 の条例 条例による義務付け対象 への追加が可能です。		

認定を受けるとこんなメリットがあります。

表示制度

建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利となります。法律では認定特定建築物や広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することができるようになっています。なお、表示の際にお年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすい部分を図で示すことも有用です。



シンボルマーク

容積率の特例

お年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすくなるためには、トイレや廊下などの面積が増えることもあります。法律では延べ面積の1/10を限度に容積率の算定に際して延べ面積に不算入することができます。また、建築基準法の許可制度によりそれ以上の面積についても不算入することが可能です。



税制上の特例措置

認定を受けた特別特定建築物(床面積の合計が2,000m²以上50,000m²未満のものであって昇降機を設けたものに限られます)については所得税、法人税の割増償却(10%、5年間)を可能としています。(租税特別措置法第14条の2、第47条の2)



補助制度

【バリアフリー環境整備促進事業】

美術館、文化ホールなどの公益的な施設を含む建築物については、その施設に至る廊下、階段、エレベーター等の移動システムや、これらに付随するトイレ等の整備費の一部を補助します。



(注) 国土交通省のホームページによる。

図表 3-(1)-ア-② バリアフリー法における特別特定建築物等に関する規定

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
＜抜粋＞

(定義)

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十五 (略)

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九～二十八 (略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）
＜抜粋＞

(特別特定建築物)

第 5 条 法第 2 条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場

十四 飲食店

十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）

十八 公衆便所

十九 公共用歩廊

(建築物特定施設)

第 6 条 法第 2 条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第 14 条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによつては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第 1 項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5 建築主等（第 1 項から第 3 項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第 17

条第3項第一号を除き、以下同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）

＜抜粋＞

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第9条 法第14条第1項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第5条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル）とする。

(建築物移動等円滑化基準)

第10条 法第14条第1項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第23条までに定めるところによる。

第11条～第23条 (略)

図表3-(1)-ア-③ バリアフリー法のチェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー新法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目
廊下等 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）※1
階段 (第 12 条)	①手すりを設けているか（踊場を除く） ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③段は識別しやすいものか ④段はつまずきにくいものか ⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）※2 ⑥原則として主な階段を取り階段としていないか
傾斜路 (第 13 条)	①手すりを設けているか（勾配1／12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除） ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③前後の廊下等と識別しやすいものか ④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）※3
便所 (第 14 条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上） ①腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか ②車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか ②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか（1以上） ③床置式の小便器、壁掛け式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）
ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか ②便所（同じ階に共用便所があれば免除） ①便所内に車いす使用者用便房を設けているか ②出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様） ③出入りの戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様） ③浴室等(共用の浴室等があれば免除) ①浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか ②車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか ③出入口の幅は80cm以上であるか ④出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1／20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1／12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1／20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1／12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目
敷地内の 通路 (第 16 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②段がある部分 ①手すりを設けているか ②識別しやすいものか ③つまずきにくいものか ③傾斜路 ①手すりを設けているか（勾配1／12以下で高さ16cm以下又は1／20以下の傾斜部分は免除） ②前後の通路と識別しやすいものか
駐車場 (第 17 条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか（1以上） ①幅は350cm以上であるか ②利用居室までの経路が短い位置に設けられているか
標識 (第 19 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか ②標識は、内容が容易に識別できるものか（日本工業規格Z8210に適合しているか）
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認できる場合は除く） ②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者に示す設備を設けているか ③案内所を設けているか（①、②の代替措置）

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目
案内設備 までの経路 (第 21 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） ※1 ②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか※2

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1／20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1／12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目
(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）
出入口（第二号）	①幅は80cm以上であるか ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
廊下等（第三号）	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
傾斜路（第四号）	①幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか ②勾配は1／12以下（高さ16cm以下の場合は1／8以下）であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか
エレベーター及びその乗降ロビー（第五号）	①かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか ②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③かごの奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000m ² 以上の建築物に設けるものの場合 （1）上記①から⑦を満たしているか （2）かごの幅は、140cm以上であるか （3）かごは車いすが転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1 （1）上記①から⑧を満たしているか （2）かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか （3）かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか （4）かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（第六号）	①エレベーターの場合 （1）段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの）であるか （2）かごの幅は70cm以上であるか （3）かごの奥行きは120cm以上であるか （4）かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合） ②エスカレーターの場合 （1）車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか
敷地内の通路（第七号）	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 （1）幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか （2）勾配は1／12以下（高さ16cm以下の場合は1／8以下）であるか （3）高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1／20以下の場合は免除）
（第3項）	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る

※1 告示で定める以下の場合を除く（告示第1494号）
・自動車車庫に設ける場合

（注）国土交通省のホームページによる。

図表3-(1)-ア-④ 身体障害者補助犬の啓発



身体障害者補助犬の受け入れについて

1 補助犬同伴を受け入れるために(事業者へのアドバイス)

(1) ふつうのペットとの区別

盲導犬は白または黄色のハーネス(胴輪)が目印であり、介助犬・聴導犬は胴着などに表示をつけています。また、使用者本人には認定証(盲導犬の場合は使用者証)の携帯が義務づけられているほか、補助犬の公衆衛生上の安全性を証明する「身体障害者補助犬健康管理手帳」などの健康管理記録を携帯しています。

これらの表示等をすることなく、犬同伴のお客様が「補助犬」と称して施設などの利用を主張しても、規定の表示をしていない場合は事業者側に受け入れの義務はありません。

補助犬かどうかの確認が必要な場合、事業者は使用者に認定証の提示を求めることができます。補助犬を受け入れる際に「認定証を確認させていただますか?」と声をかけることは、補助犬使用者に対して失礼にはあたりません。

(2) 啓発の方法

お客様に個別に説明することも重要ですが、施設内にステッカーやポスターなどを掲示することは、啓発に大変有効です。

【啓発ステッカーの一例】

●厚生労働省



Service Dogs Welcome!
法律により盲導犬・介助犬・
聴導犬は同伴できます
厚生労働省

●全国盲導犬施設連合会



一般のペットを持ってのご利用はご遠慮ください。
補助犬 同伴可
○盲導犬・介助犬・聴導犬

●宝塚市



身体障害者補助犬法により
盲導犬・介助犬・聴導犬は
同伴できます(ペット不可)

【啓発ポスターの一例】

(注) 厚生労働省のホームページによる。

図表3-(1)-ア-⑤ 身体障害者等用駐車スペースまでの誘導に係る課題

工夫例

駐車場入口から駐車スペースまで分かりやすく誘導している例(1駅)

- ・ 駐車場入口付近から確認できる大型の案内板を設置
<北海道開発局>



- ・ 駐車スペース付近に場所を示す案内板がなく、設置場所が分かりづらい例(6駅)
- ・ 駐車スペース付近に場所を示す案内板はあるが、駐車場内に誘導する案内板、路面標示等がなく、設置場所が分かりづらい例(4駅)
- ・ 駐車スペースの路面標示が消えかかっている例(3駅)

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑥ 身体障害者等用駐車スペース付近の安全性に係る課題

工夫例

駐車スペースから24時間利用可能トイレまで車両が通行する場所を通過せずに移動できる例
(8駅、うち4駅は北海道開発局整備、同局と「道の駅」設置者が整備)



- ・ 歩行経路と接する場所に駐車スペースが設置されていない又は設置されているが、歩行経路との境界に段差があるため、車両が通行する場所を通過しなければならない例(4駅)

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑦ 点字ブロックの敷設に係る課題

工夫例

- i 敷地内の全ての歩道や地域振興施設等に敷設されている例

(1駅、北海道開発局と「道の駅」設置者が整備)

- ii 24時間利用可能な身体障害者等用トイレの入口まで敷設されている例(4駅、うち2駅は北海道開発局整備、同局と「道の駅」設置者が整備)



- ・ 敷地内に全く敷設されていない例(6駅)
- ・ 敷設が一部の箇所のみとなっている例(6駅)
- ・ 24時間利用可能な身体障害者等用トイレの入口まで敷設されていない例(3駅)
このうち、男性用及び女性用トイレの入口までは敷設されているが、身体障害者等用トイレの入口までは敷設されていない例(1駅)

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑦ 点字ブロックの敷設に係る課題

工夫例

- iii 敷地内にある路線バスの停留所まで敷設されている例(1駅)

<北海道開発局>



- ・ 路線バスの停留所まで敷設されていない例(4駅)

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑦ 点字ブロックの敷設に係る課題

工夫例

- iv 点字ブロックの上に玄関マットが重ならないよう敷かれている例(1駅)



- ・ 24時間利用可能トイレの玄関から身体障害者等用トイレの入口に敷設された点字ブロックの上に玄関マットが重なって敷かれている例(1駅)

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑧ 24時間利用可能な身体障害者等用トイレ内における設備の設置位置に係る課題

工夫例

- トイレ内の各設備が使いやすい位置に設置されている例(11駅、うち2駅は北海道開発局整備)

- ・ 車いす使用者等が使いやすい位置にトイレットペーパーや手すり(両側)等を設置



- ・ トイレットペーパーが便器から離れた位置に設置されている例(1駅)
- ・ 手すりが便器のみとなっている例(1駅)

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑨ 24時間利用可能な身体障害者等用トイレにおけるオストメイト対応設備の表示に係る課題

工夫例

トイレの入口やドア付近にオストメイト対応設備の設置が分かりやすく表示されている例
(6駅、うち2駅は北海道開発局整備)

- 身体障害者等用トイレのドア付近で、オストメイト対応設備を含む便房内の設備がピクトグラムで表示



- トイレの入口やドア付近にオストメイト対応設備の表示がなく、ドアを開けなければ設置されていることを確認できない例(1駅)

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑩ 24時間利用可能な身体障害者等用トイレのボタンに点字が表示されている例

i ドアの開閉ボタン

(2駅、うち1駅は北海道開発局整備)



ii 便器の洗浄ボタン

(2駅、うち1駅は北海道開発局整備)

<北海道開発局>



iii オストメイト対応設備の洗浄ボタン

(3駅、うち2駅は北海道開発局整備)

<北海道開発局>



(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑪ 身体障害者補助犬利用者に対する配慮が行われている例

i 補助犬同伴マークとペットの同伴を禁止する旨の表示が並列で掲示されている例(2駅)



ii 補助犬同伴マークに図だけでなく、日本語の注意書きが併記されている例(2駅)



「一般ペットの同伴はご遠慮ください。」と併記



「一般のペットを伴つてのご利用はご遠慮ください。」と併記

(注) 当局の調査結果による。

<北海道開発局>

図表3-(1)-ア-⑫ 24時間利用可能トイレの案内図が多言語、点字及び浮き彫りで表示されている例

トイレ入口に設置されている案内図に、設備の内容や配置が分かりやすく表示されている例(1駅)



※ 身体障害者等用トイレに設置されているオストメイト対応設備の表示なし

外国人や視覚障害者に配慮した凡例



点字や浮き彫りにより、設備の内容や配置を表示



(注) 当局の調査結果による。

<北海道開発局>

図表3-(1)-ア-⑬ 身体障害者等用駐車スペースにおける屋根の設置に係る課題

駐車スペースに屋根が付けられていない例(3駅)



【屋根が付けられている例】(1駅)

- 「道の駅」設置者により整備された屋根付き駐車スペースとデザインを一致させるため、屋根を設置



(注) 当局の調査結果による。

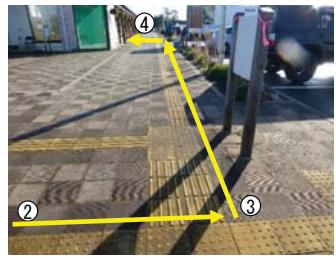
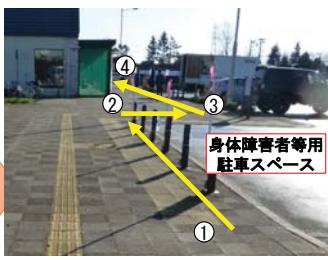
<北海道開発局>

図表3-(1)-ア-⑭ 点字ブロックの敷設に係る課題

i 敷地内に全く敷設されていない例(1駅)



【敷設されている例】(1駅)



※ 番号は順路を示す。

ii 敷設が一部の箇所のみとなっている例(2駅)



← 女子トイレ → 多用途トイレ
男子トイレ

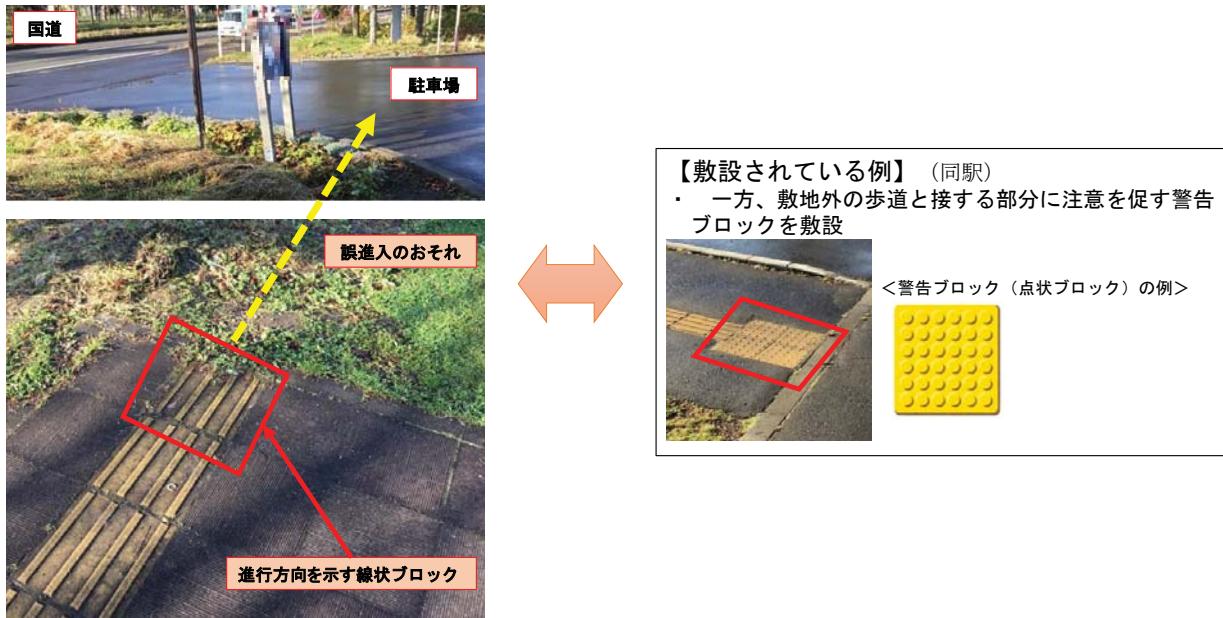
手すりにもトイレの方向を示す点字を表示

(注) 当局の調査結果による。

<北海道開発局>

図表3-(1)-ア-⑭ 点字ブロックの敷設に係る課題

iii 歩道の終点に行き止まりであることを示す警告ブロック等が敷設されていない例(1駅)



(注) 当局の調査結果による。

<北海道開発局>

図表3-(1)-ア-⑭ 点字ブロックの敷設に係る課題

iv 「道の駅」設置者との連携不足により、点字ブロックが24時間利用可能トイレの入口まで一体的に敷設されていない例(2駅)

- 北海道開発局は自らの所管区域である建物玄関付近の歩道まで敷設したが、その延長線上にある建物内の24時間利用可能トイレの入口までは設置者が未敷設



(注) 当局の調査結果による。

調査結果等	説明図表番号
<p>イ 情報発信機能の発揮状況</p> <p>登録・案内要綱の運用方針では、利用者に情報を提供するのに必要な空間を適切な場所に確保し、i) 道路情報及び近隣の「道の駅」情報、ii) 近隣地域まで含めた観光情報、iii) 緊急医療情報、iv) その他利用者の利便に供する情報を含めて積極的に情報提供を行うこととされている。</p>	図表1-(1)-(2)(再掲)
<p>北海道開発局は、一般国道に接する「道の駅」の設置者又は運営・管理者が効率的に情報提供を行うことができるよう、平成12年2月から「道の駅」情報提供端末（以下「道の駅システム」という。）の供用を開始している。</p>	図表3-(1)-イ-①
<p>その後、北海道開発局は、i) 道の駅システムの設置開始から10年以上が経過し、より利便性が高くなるような改善が必要となったこと、ii) 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」（平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議決定）において、無料公衆無線LANの整備促進が位置付けられたこと、iii) 携帯端末の普及により、情報収集手段の変化に対応した機器等の整備が必要となったことなどから、無料公衆無線LANを活用した情報提供を行うこととし、道に対し協力を要請し、平成28年3月から、「道の駅」で利用することができる無料公衆無線LAN「道の駅SPOT」の整備を開始している。</p>	
<p>調査対象13駅10市町村における利用者に対する情報提供の実施状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p>	
<p>(7) 北海道開発局による支援の実施状況</p>	
<p>a 道の駅システム</p> <p>道の駅システムは、一般国道及び北海道道の通行止め情報、気象情報、道路画像、目的地までの道路情報とルート案内、周辺「道の駅」に関する情報等が表示される情報提供端末であり、平成19年4月からは、英語、中国語簡体字・繁体字、韓国語でも表示可能となっている。道の駅システムの設置及び維持管理（電気料金を除く。）に要する費用は、北海道開発局が負担している。</p>	
<p>調査対象13駅10市町村のうち、一般国道に接する12駅10市町村における道の駅システムの設置状況をみると、6駅6市町村においては、未設置又は電源が入っておらず、画面がポスター等で覆われ、使用することができない状態となっている。</p>	
<p>他方、6駅6市町村においては、24時間利用可能な場所ではないものの、使用することができる状態で設置されている。</p>	
<p>道の駅システムは、峠や一般国道等の路面状況、気象状況等がライブカメラにより表示されるため、道路利用者にとって有益な情報となっているものの、「道の駅」に関する情報、観光情報等については、更新されていない。</p>	
<p>このため、既に廃止した施設や移転した「道の駅」については、廃止前又は移転前の情報が掲載されたままとなっているなど利用者が誤解しかねない状態となっている。</p>	
<p>こうした状態であるにもかかわらず、更新されていない情報があることについての注意喚起が行われている「道の駅」はなかった。</p>	
<p>なお、既に道の駅システムが撤去されていた1駅1市町村においては、道の駅SPOTの運用が開始されたことを受け、道の駅システムの撤去に合わせ、利用者の利便に供するため、北海道開発局により道路画像を表示するモニターが24時間利用可能トイレの入口付近に設置されていた。</p>	図表3-(1)-イ-②
<p>b 道の駅SPOT</p> <p>道の駅SPOTに接続した場合は、自動的に道の駅SPOTのポータルサイトに</p>	図表3-(1)-イ-③

調査結果等	説明図表番号
<p>移動し、北海道開発局又は関係機関が公表する道路交通、気象、災害、防災等に関する情報、当該「道の駅」だけでなく他の北海道内の「道の駅」に関する情報、その他地域における観光情報、医療情報等を閲覧することができ、ポータルサイトは、英語でも表示可能となっている。</p> <p>道の駅 SPOT は、24 時間 365 日無料で利用することができ、1 回の接続時間が 60 分、1 日の接続回数については、各「道の駅」によって異なっている。</p> <p>道の駅 SPOT の整備及び維持管理（電気料金を除く。）に要する費用は、一般国道に接する「道の駅」の場合は北海道開発局、北海道道に接する「道の駅」の場合は道がそれぞれ負担している。</p> <p>道の駅 SPOT は、現在、北海道内全ての「道の駅」に整備されている。</p> <p>① 道の駅 SPOT の公衆無線 LAN サービスを提供する事業者</p> <p>道の駅 SPOT を利用するためには、メールアドレス等の登録、利用規約への同意等を行わなければならない設定となっている。この手続の内容は、道の駅 SPOT の公衆無線 LAN サービスを提供する事業者（以下「公衆無線 LAN 事業者」という。）により異なっている。</p> <p>北海道開発局は、道の駅 SPOT の公衆無線 LAN 事業者が複数あり、i) 公衆無線 LAN 事業者が異なる「道の駅」で道の駅 SPOT を利用するためには、利用開始手続を複数回行わなければならないこと、ii) 手続の内容が異なることにより利用者を困惑させる可能性があることなどから、平成30年度から、一般国道に接する「道の駅」に整備した道の駅 SPOT の公衆無線 LAN 事業者を統一している。</p> <p>他方、道は、北海道道に接する「道の駅」に整備した道の駅 SPOT における公衆無線 LAN 事業者の統一について、北海道開発局から平成 29 年度に説明及び要請を受けたものの、既に発注済みの「道の駅」があるとともに、発注の手続やスケジュール上、仕様の変更が難しいため、今後の検討課題としており、現在、複数の公衆無線 LAN 事業者によりサービスが提供されている。</p> <p>北海道内での道の駅 SPOT の整備については、北海道開発局が主導し、道の協力を得て推進していることを踏まえると、同局は、道の駅 SPOT の利用者における利用開始手続の負担軽減等を図るためにも、道に対し、引き続き公衆無線 LAN 事業者の統一に向けた協議・調整を働きかけていくことが重要であると考えられる。</p> <p>② 道の駅 SPOT の接続状況</p> <p>調査対象 13 駅 10 市町村における道の駅 SPOT の接続状況を調査したところ、以下のとおり、利用者における利便性の向上に向けた対応が求められる状況がみられた。</p> <p>i 一般国道に接する 2 駅 1 市町村においては、複数の当局調査担当者がスマートフォンで接続を試みても接続することができない状態となっていた。</p> <p>この状態について、「道の駅」設置者及び運営・管理者は、道の駅 SPOT の接続状況の確認、機器の点検等は、北海道開発局により行われているとして、認識していなかった。</p> <p>ii 上記 i の接続することができない状態となっていた 2 駅 1 市町村を除く 11 駅 9 市町村において、敷地内で道の駅 SPOT を接続することができる場所を調査したところ、一般国道に接する 5 駅 5 市町村においては、24 時間利用可能でない地域振興施設では接続することができたも</p>	

調査結果等	説明図表番号
<p>のの、24 時間利用可能な施設では接続することができなかつた。(注) また、駐車場全域で接続することができた「道の駅」はなかつた。 (注) 残りの一般国道に接する 5 駅 5 市町村においては、24 時間利用可能な施設及び 24 時間利用可能でない地域振興施設のいずれでも接続することができた。また、北海道道に接する 1 駅 1 市町村においては、24 時間利用可能でない地域振興施設では接続することができたものの、24 時間利用可能な施設では接続することができなかつた。</p> <p>iii 道の駅 SPOT に接続することができる場所や接続することができない場所が周知されている「道の駅」はなかつた。</p> <p>こうした状況について、北海道開発局は、以下のとおり説明している。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 道の駅 SPOT の接続状況については、定期的に「道の駅」で確認しているわけではないものの、通信不能時の異常を検知するシステムを構築して対応しており、異常を検知した場合には、「道の駅」に急行し、接続状況の確認と復旧対応を行うこととしている。 ii この 2 駅 1 市町村において接続することができなかつた理由については、システムで異常を検知しておらず、指摘を受けこの 2 駅で接続状況を確認した際には、いずれも接続することができたため、詳細は不明である。 <p>モバイル環境の急速な発達・普及に伴い、効率的かつ効果的に情報を入手するためのツールとして、道の駅 SPOT を円滑に利用することができる環境が一層整備されることが期待される。</p> <p>利用者が道の駅 SPOT を円滑に利用することができるようにするためには、隨時、その接続状況を確認するとともに、利用者が接続可能な場所を誤解しないよう注意喚起を行うことが重要となる。</p> <p>また、北海道開発局は、道の駅 SPOT の機器を設置する場所や接続することができる施設の範囲について、利用者の動線を踏まえ、個別の「道の駅」の状況に応じて対応するとしているが、地域振興施設が閉館されている早朝や夜間に立ち寄った利用者が情報収集を行うことも想定されるところであり、利用者の利便性を一層向上させるため、24 時間利用可能なトイレや情報提供施設がある建物についても、可能な限り接続対象とすることを検討していくことも重要であると考えられる。</p> <p>③ 道の駅 SPOT の利用開始手続等に係る周知状況</p> <p>道の駅 SPOT の利用を促進するためには、利用者においてシステムの仕組み、メニューなどサービスの内容、利用開始手続等の理解が促進され、迷うことなく利用することができるようになることが重要となる。</p> <p>また、道の駅 SPOT の整備を開始した目的の一つとして、訪日外国人旅行者の利用を想定しているため、外国人利用者がサービスの内容等を理解することができるよう、周知することも重要である。</p> <p>北海道開発局は、各「道の駅」設置者又は運営・管理者による道の駅 SPOT の周知に係る負担を軽減するため、「道の駅 SPOT ご利用ガイド」を作成し、道や一般国道に接する「道の駅」設置者等に対し提供するとともに、道の駅連絡会に要請し、道の駅連絡会のホームページにも掲載されている。</p> <p>しかし、調査対象 13 駅 10 市町村における道の駅 SPOT の利用開始手続等に係る周知状況を調査したところ、以下のとおり、利用者に対する周知</p>	図表3-（1）-イ-④

調査結果等	説明図表番号
<p>への配慮が行き届いていない状況がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 道の駅 SPOT が整備されていることを明らかにするための共通シンボルマーク（無料公衆無線 LAN で情報発信している旨等が日本語と英語で表示）が、施設の入口付近に掲示されていない例 24 時間利用可能な施設と 24 時間利用可能でない地域振興施設のいずれも接続可能であるにもかかわらず、いずれか一方の入口付近のみに当該マークが掲示されている例 ii 道の駅 SPOT の公衆無線 LAN 事業者の変更に伴い、利用開始手続が変更されたにもかかわらず、以前契約していた公衆無線 LAN 事業者の利用開始手続の案内が掲示されたままとなっている例 iii 24 時間利用可能な施設と 24 時間利用可能でない地域振興施設のいずれも接続可能であるにもかかわらず、いずれか一方の施設のみに利用開始手続の案内が掲示されている例 iv 利用開始手続の詳細な手順が記載された上記の「道の駅 SPOT ご利用ガイド」が掲示されていない又は一部の箇所のみに掲示されている例 v 利用開始手続の案内について、英語版のみ掲示されており、日本語版が掲示されていない例 日本語版のみ掲示されており、英語版が掲示されていない例 このような状況は、北海道開発局が自ら周知している場合のほか、同局が「道の駅」設置者等に対し対応を求める場合でもみられ、いずれも周知への配慮が一層求められる状況にある。 また、調査対象 13 駅 10 市町村の中には、道の駅 SPOT のほか、「道の駅」設置者等が、観光振興等を目的として別の公衆無線 LAN を整備している「道の駅」もあったため、利用者が道の駅 SPOT と混同しないよう、周知する必要があると考えられる。 	<p>図表3- (1) -イ-④ (再掲)</p> <p>図表3- (1) -イ-⑤</p>
<p>【所見】</p> <p>北海道開発局は、「道の駅」利用者が正確な情報を効率的に入手することができるようになるため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道の駅システムを今後も利用する場合にあっては、更新されていない情報があることについて、利用者が誤解しないよう、注意喚起を徹底すること。 ② 道の駅 SPOT の接続状況について、機会を捉えて「道の駅」で点検・確認するとともに、同局による確認を補完するため、必要に応じて「道の駅」設置者等に対し協力を要請すること。 ③ 道の駅 SPOT について、外国人利用者を含む「道の駅」利用者が円滑に利用することができるよう、必要に応じて「道の駅」設置者等の協力を得て、サービス内容や利用開始手続をより積極的に周知すること。 <p>(イ) 「道の駅」設置者等による利用者の利便に供した情報の提供状況</p> <p>登録・案内要綱の運用方針に定められた i) 道路情報及び近隣の「道の駅」情報、 ii) 近隣地域まで含めた観光情報、 iii) 緊急医療情報については、上記の道の駅システムや道の駅 SPOT で入手可能となっている。</p> <p>道の駅 SPOT については、必ずしも全ての利用者がスマートフォン、タブレット型端末等を保有しているとは限らず、また、公衆無線 LAN の利用に精通しているとも限らないため、様々な媒体を活用し、情報提供することが重要となる。</p>	<p>図表1- (1) -② (再掲)</p>

調査結果等	説明図表番号																
<p>a 情報提供端末の設置状況</p> <p>調査対象 13 駅 10 市町村における各種情報を効率的に提供するための情報提供端末の設置状況をみると、下表 16 のとおり、盗難や破損など防犯上の懸念があるなどとして、24 時間利用可能な施設に設置されている「道の駅」は少なかった。</p> <p>表 16 調査対象 9 駅における情報提供端末の設置状況 (駅、市町村数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置施設 情報提供端末</th><th>24 時間利用可能 な施設 2<2></th><th>24 時間利用可能 でない地域振興 施設 7<6></th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タブレット型端 末又はパソコン</td><td>0 <0></td><td>5 <4></td><td>5 <4></td></tr> <tr> <td>観光情報等を表 示する大型モニ ター等</td><td>1 <1></td><td>6 <5></td><td>7 <6></td></tr> <tr> <td>道路画像を表示 するモニター</td><td>1 <1></td><td>4 <4></td><td>5 <5></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当局の調査結果による。 2 情報提供端末が設置されている 9 駅 8 市町村の状況を整理している。 3 同一「道の駅」内に複数の情報提供端末が設置されている場合があるため、「24 時間利用可能な施設」欄の 2 駅 2 市町村、「24 時間利用可能でない地域振興施設」欄の 7 駅 6 市町村は、重複を排除し、実数により計上した。</p>	設置施設 情報提供端末	24 時間利用可能 な施設 2<2>	24 時間利用可能 でない地域振興 施設 7<6>	計	タブレット型端 末又はパソコン	0 <0>	5 <4>	5 <4>	観光情報等を表 示する大型モニ ター等	1 <1>	6 <5>	7 <6>	道路画像を表示 するモニター	1 <1>	4 <4>	5 <5>	図表3- (1)-イ-⑥
設置施設 情報提供端末	24 時間利用可能 な施設 2<2>	24 時間利用可能 でない地域振興 施設 7<6>	計														
タブレット型端 末又はパソコン	0 <0>	5 <4>	5 <4>														
観光情報等を表 示する大型モニ ター等	1 <1>	6 <5>	7 <6>														
道路画像を表示 するモニター	1 <1>	4 <4>	5 <5>														
<p>b 提供されている情報の内容</p> <p>① 道路情報</p> <p>道路情報については、道路の通行止め等が発生した場合に、道路管理者等から「道の駅」設置者又は運営・管理者に対し FAX 等で提供されている。</p> <p>調査対象 13 駅 10 市町村における「道の駅」での道路情報の提供状況をみると、9 駅 8 市町村においては、以下のとおり、紙媒体で掲示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 24 時間利用可能な施設と 24 時間利用可能でない地域振興施設の両方で掲示されている場合 ii 24 時間利用可能でない地域振興施設に掲示するスペースがないなどのため、24 時間利用可能な施設のみで掲示されている場合 iii 24 時間利用可能でない地域振興施設では掲示されているものの、24 時間利用可能な施設では掲示されていない場合 iv 道路情報の内容が外国語で表記されている「道の駅」は少なかった。 <p>道路情報を含む安全情報については、道の駅 SPOT や「道の駅」に設置された情報提供端末のほか、スマートフォン、タブレット型端末等によつても入手することができるものの、利用者の目に留まるように、様々な媒体により情報を提供することが効果的であると考えられる。</p> <p>また、北海道内の外国人旅行者は増加傾向にあり、前述 1(4) のとおり、外国人旅行者にとっても「道の駅」めぐりの人気が高まっていることを踏まえると、外国語で情報提供することも重要となる。</p> <p>一方、道路情報を紙媒体で掲示することに要する負担について、調査対象とした「道の駅」設置者からは、市町村庁舎から「道の駅」まで一定の</p>	<p>図表3- (1)-イ-⑦</p> <p>図表1- (4)-① (再掲)</p>																

調査結果等	説明図表番号
<p>距離があり、紙媒体を掲示しに行く負担があるため、例えば、24時間利用可能な施設に設置されたモニターに、FAX等で提供される道路情報を表示することができるようになれば、掲示する側の負担が減るとともに、利用者もリアルタイムで情報を確認することができるようになるのではないかという意見が挙げられている。</p> <p>道路管理者においては、こうした意見を踏まえ、「道の駅」設置者等の負担を考慮し、利用者に対し効率的かつ効果的に道路情報等を提供する方策を検討し、対応していくことが重要であると考えられる。</p> <p>② 利用者のニーズに即した情報</p> <p>調査対象 13 駅 10 市町村においては、以下のとおり、利用者のニーズに即した情報提供が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 近隣のコンビニ、ガソリンスタンド、宿泊施設、飲食店、温泉、タクシー、レンタカー等に関する情報が提供されている例 24時間利用可能な施設と24時間利用可能でない地域振興施設の両方で、飲食、観光、宿泊施設の地図、連絡先等を記載した名刺サイズのカードが配布されている例 ii 外国人利用者に対する配慮として、「道の駅」が所在する市町村だけでなく、近隣市町村を含めた観光情報及び名産品情報を地図上に英語で記載し、提供されている例 iii インターネット上で道路情報等を提供する「北海道地区道路情報」、「北の道ナビ」といったホームページの名称、URL 及び QR コードを取りまとめた北海道開発局作成の周知文書が掲示されている例 「道の駅」設置者等による情報提供を行うことによる負担を考慮すると、利用者に対し、上記iiiのようにホームページ情報を示すなど容易に情報収集することができる方法等を周知し、利用を促すことも有効であると考えられる。 上記iiiのホームページ以外にも、例えば、i) 緊急医療情報としては、北海道が運営する「北海道救急医療・広域災害情報システム」や「北海道医療機能情報システム」、日本政府観光局（JNTO）が運営する「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」、ii) 防災に関する情報としては、北海道が運営する「北海道防災情報」といったホームページがあり、これらのホームページは外国語でも表示可能となっている場合が多いため、外国人利用者に対する情報提供ツールとしても期待できる。 	<p>図表3- (1)-イ-⑧</p> <p>図表3- (1)-イ-⑨</p> <p>図表3- (1)-イ-⑩</p> <p>図表3- (1)-イ-⑪</p>

道の駅システム

道の駅システム

道の駅システムは、利用者が端末をタッチパネルで操作して必要な情報を閲覧できる道の駅情報提供システムと大型ディスプレイに映像情報を表示する道の駅映像提供システムがあります。

道の駅情報提供システムは、専用端末で道の駅を訪れた利用者が周辺の道路状況、画像、気象情報、通行規制、市町村のホームページへのリンクを自由に選択し、見ることができます。



道の駅情報端末表示画面

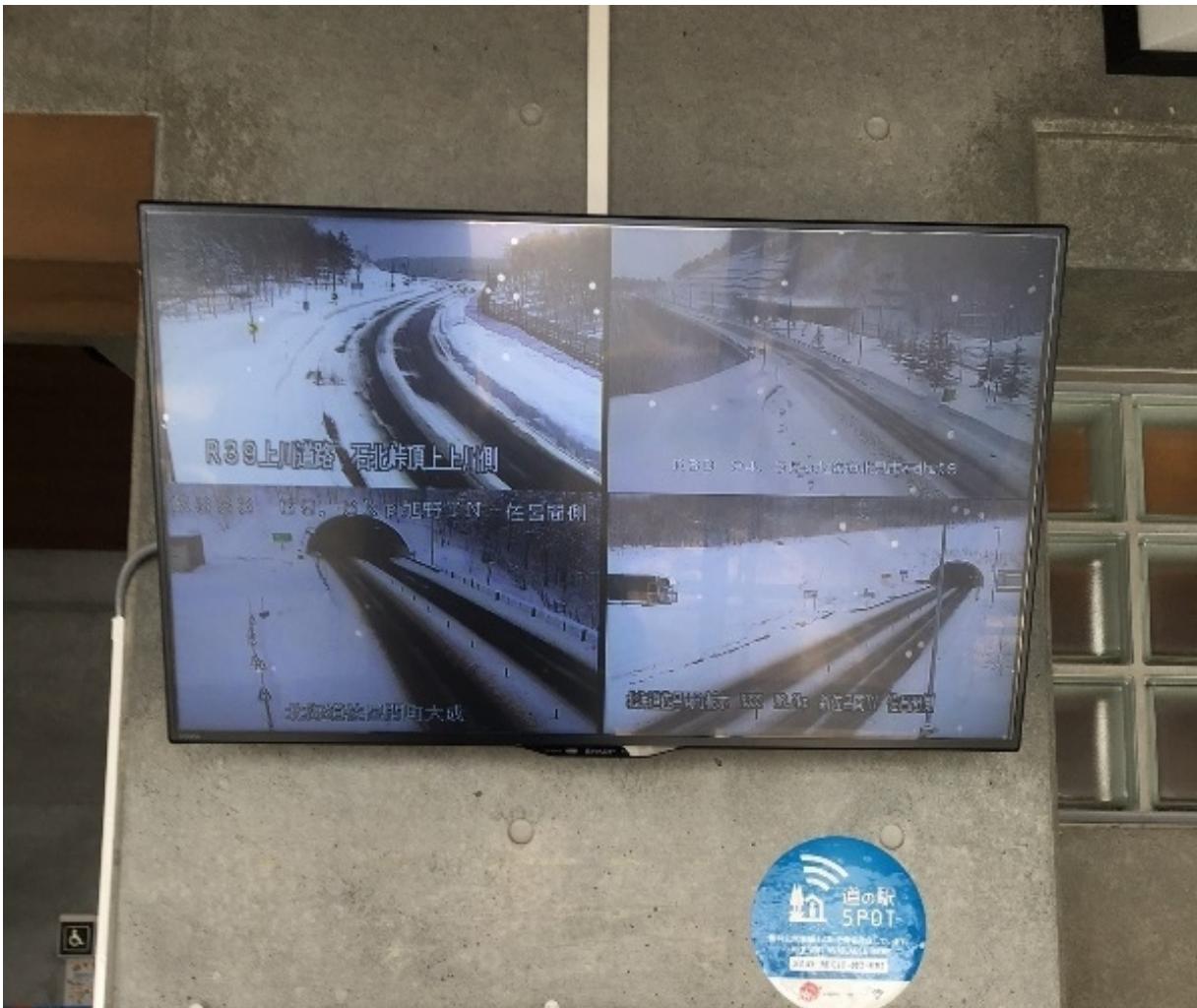
道路映像提供システムは、道の駅に設置された大型ディスプレイ上に道路の画像、地震情報、津波注意報・警報などを表示するもので大人数でも必要な情報を見ることができます。



利用状況

(注) 北海道開発局のホームページによる。

図表 3-(1)-イ-② 道路画像を表示するモニターの例



(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-イ-③ 道の駅 SPOT の概要

道の駅SPOTの概要(北海道版) 別紙1

- 「SSID:MICHI-NO-EKI」を選択
⇒ メールアドレス・パスワードの登録後、
道の駅ポータルサイトに自動でアクセス
- サービス内容
 - ・サービスの提供は、24時間365日無料
 - ・1回の接続時間は60分、1駅における1日の接続回数は複数回(道の駅により異なる)
- ポータルサイトから以下の情報にアクセス可能
道路交通情報、気象・災害情報、防災情報、
当該「道の駅」情報、北海道内の「道の駅」情報、
地域情報、観光情報、医療情報 等

【共通シンボルマーク】



【ポータルサイトイメージ】



「道の駅SPOT(スポット)」

道の駅SPOTでは、「道路情報」、「気象・災害情報」、「道の駅」周辺の「観光情報」など様々な情報にアクセス可能です

(注) 北海道開発局釧路開発建設部の資料による。

図表3-(1)-イ-④ 道の駅SPOTご利用ガイド（北海道開発局作成）



(注) 1 当局の調査結果による。

2 左の「道の駅SPOTご利用ガイド」は、道の駅連絡会のホームページにも掲載されている。

図表3-(1)-イ-⑤ 道の駅SPOTの利用開始手続の外国語案内に係る課題

工夫例

利用開始手続の案内について、日本語版と英語版が掲示されている例(10駅)



- ・ 英語版のみ掲示されており、日本語版が掲示されていない例(1駅)
- ・ 日本語版のみ掲示されており、英語版が掲示されていない例(2駅)

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-イ-⑥ 情報提供端末の設置状況

i タブレット型端末



ii パソコン



iii 大型モニター



iv デジタルサイネージ（タッチ式）



※ スマートフォンの普及に対応し、専用の充電器を設置している例



(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-イ-⑦ 紙媒体で掲示されている道路情報の例



(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-イ-⑧ 24時間利用可能な施設等で地域の情報が提供されている例

24時間利用可能な施設と利用可能でない地域振興施設の両方で、飲食、観光、宿泊施設の地図、連絡先等を記載したカードが配布されている例(1駅)

i 24時間利用可能な施設



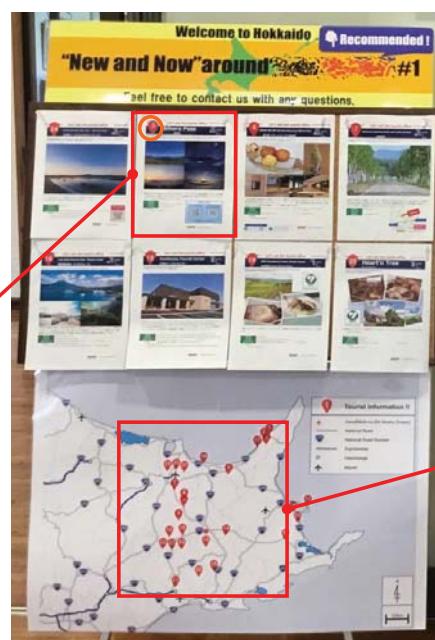
ii 24時間利用可能でない地域振興施設



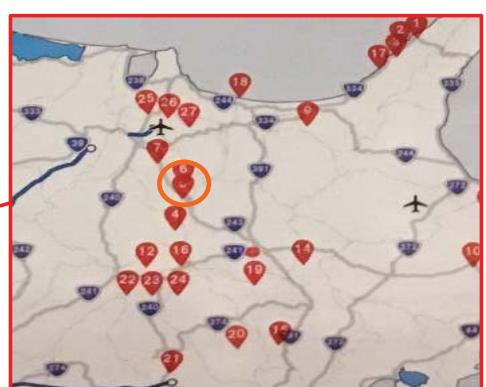
(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-イ-⑨ 外国人利用者に配慮した観光情報等が提供されている例

外国人利用者に対し、「道の駅」所在市町村だけでなく、近隣市町村を含めた観光情報及び名産品情報が英語で提供されている例(1駅)



観光情報等に記載されている番号により、地図上の位置が確認可能



(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-イ-⑩ 道路情報等を提供するホームページ情報をまとめた周知文書（北海道開発局作成）

道路に関して困ったことがあつたら、こちらへアクセス！

● 北海道地区道路情報

国道と道道の通行規制をリアルタイムに提供。
国道111カ所の静止画像を15分毎に更新しています。

スマートフォン info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/sp/		携帯 info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/m/	
Twitter https://twitter.com/hkd_milit_road		Facebook https://www.facebook.com/hkd.milit.road	

● 北の道ナビ

吹雪の視界情報(道内各地の現在の視界状況と予測)、冬道運転ガイド。

<http://northern-road.jp/navi/>

● 通行止情報メール配信サービス

通行止めの実施、変更、解除(国道)。下記アドレスに空メールで登録案内開始(無料)

reg@r.hdb.hkd.mlit.go.jp

● 道路緊急ダイヤル

道路の異状を発見したらご連絡ください。(24時間受付)

9910

※ 日本語のみ

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-イ-⑪ 利用者のニーズに即した情報が提供されているホームページの例

i 北海道地区道路情報（北海道開発局運営）



<http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index.htm>

ii 北の道ナビ（国立研究開発法人土木研究所運営所寒地土木研究所運営）



<http://www.northern-road.jp/navi/>

iii 北海道救急医療・広域災害情報システム（北海道運営）



<http://www.qq.pref.hokkaido.jp/qq/qq01.asp>

iv 北海道医療機能情報システム（北海道運営）



<https://www.mi.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>

v 訪日外国人旅行者受入れ医療機関（日本政府観光局（JNTO）運営）



https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

vi 北海道防災情報（北海道運営）



<https://www.bousai-hokkaido.jp/>

(注) 1 各機関のホームページに基づき、当局が作成した。

2 赤枠は、外国語対応ページへのリンク箇所を示す。

調査結果等	説明図表番号
<p>ウ 様々な人の使いやすさに配慮した取組の実施状況</p> <p>(ア) 休憩機能及び情報発信機能を發揮するための案内の実施状況</p> <p>「道の駅」は、外国人を含む様々な人に利用され、また、敷地内には様々な施設・設備が設置されているため、これらの施設等の位置や場所等が、利用者に対し分かりやすく案内されることが重要となる。</p> <p>調査対象 13 駅 10 市町村における施設等に係る案内の実施状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>(「道の駅」設置者が設置した施設等)</p> <p>「道の駅」においては、施設等の設置場所等を案内するため、主に「道の駅」設置者により、駐車場から 24 時間利用可能トイレ又は地域振興施設の入口までの間等に敷地案内図が設置されている場合や、地域振興施設等の入口付近等に施設平面図が設置されている場合がある。</p> <p>調査対象 13 駅 10 市町村のうち、10 駅 7 市町村においては敷地案内図又は施設平面図が設置されており、以下のとおり、利用者の利便性に配慮した案内が行われている状況がみられた。</p> <p>① 身体障害者等用駐車スペースやトイレ、オストメイト対応設備、乳幼児設備が設けられているトイレ、AED 等の設置場所を容易に見つけることができるよう、敷地案内図等に日本語だけでなく、ピクトグラムや外国語が併記されている例</p> <p>② 駐車場の出入口が分かれている「道の駅」において、外国人による逆走を防ぐため、道路標識（規制標識）だけでなく、英語で入口や出口であることが併記されている例</p> <p>しかし、一部の「道の駅」においては、以下のとおり、利用者の利便性への配慮が求められる状況がみられた。</p> <p>③ 敷地案内図が、多くの利用者が通行する 24 時間利用可能トイレ又は地域振興施設の入口付近に設置されておらず、これらの施設とは駐車場を挟んで反対側にある一般国道の歩道付近に設置されている例</p> <p>④ 駐車場や施設の出入口が複数あるものの、敷地案内図等が 1 箇所のみに設置されている例</p> <p>⑤ 敷地内で閉鎖されている施設について、敷地案内図等に利用できない旨が表示されていない例</p> <p>敷地案内図等の内容等を変更するためには、予算措置が必要となる場合があるものの、より分かりやすく施設等の設置場所を案内し、利用者が目的とする施設等を容易に見つけることができるよう、これらの更新等を行う機会を捉えて、設置状況や内容の確認を徹底し、必要な改善を図っていくことが重要であると考えられる。</p> <p>(北海道開発局が設置した施設等)</p> <p>道路管理者は、「道の駅」に接する道路に「道の駅」を示す道路標識（案内標識）を設置している。</p> <p>この案内標識には、「道の駅」に設置されている施設等を示すピクトグラムが表示されており、北海道開発局は、道路利用者が認識することができるピクトグラムの量と「道の駅」に設置されている施設等の情報を踏まえ、個別に表示するピクトグラムを決定するとしている。</p> <p>また、一体型「道の駅」として道路管理者が整備した駐車場内に案内板、路</p>	<p>図表3- (1) - ウ - ①</p> <p>図表3- (1) - ウ - ②</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>面標示等を設置する場合は、道路管理者と「道の駅」設置者が協議し、設置主体等を決定しているが、道路管理者が自ら設置する場合もある。</p> <p>調査対象 13 駅 10 市町村における北海道開発局による施設等に係る案内の実施状況を調査したところ、以下のとおり、利用者の利便性に配慮した案内が行われている状況がみられた。</p>	
<p>① 同局が整備した駐車場において、混雑時又は積雪時であっても大型車とそれ以外の車両の駐車場所を容易に見つけることができるよう、駐車場入口付近からも確認することができる大型の案内板が設置されている例</p> <p>② 大型車とそれ以外の車両の駐車場が離れている「道の駅」において、同局が一般国道に設置した案内標識に、それぞれの駐車場までの距離も表示されている例</p>	図表3－(1)－ウ－③ 図表3－(1)－ウ－④
<p>しかし、以下のとおり、利用者の誤解又は混乱を招く可能性があり、配慮が求められる状況がみられた。</p>	図表3－(1)－ウ－⑤
<p>③ 「道の駅」に整備されている施設について、同局が一般国道に設置した案内標識には表示されていないピクトグラムが、当該案内標識に従って進行した先の駐車場の入口付近に設置した案内標識には表示されており、利用者の誤解又は混乱を招く例</p> <p>④ 「道の駅」設置者により電気自動車 (EV : Electric Vehicle) やプラグインハイブリッド自動車 (PHV : Plug-in Hybrid Vehicle) の充電設備（以下「EV用充電設備」と総称する。）が設置されているものの、同局が一般国道に設置した案内標識にEV用充電設備のピクトグラムが表示されていない例</p> <p>⑤ 同局が一般国道に設置した案内標識の誘導に従って進行した先の駐車場の入口付近に、「道の駅」であることを示す案内板等が設置されていないため、入口であることを容易に確認することができない例</p> <p>⑥ 同局が駐車場の入口付近に設置した身体障害者等用駐車スペースの場所を矢印で示す案内板に従って進行した後に、当該駐車スペースまで誘導する案内板、路面標示等が設置されていないため、当該駐車スペースを容易に見つけることができない例</p> <p>⑦ 同局が設置した敷地案内図に、同局が整備した施設は記載されているものの、「道の駅」設置者により整備された施設の内容が具体的に記載されていない例</p> <p>このように利用者に対する案内の一体性や連続性についての意識が希薄と考えられる状況がみられたところであり、利用者の誤解又は混乱を招かないよう、案内標識、案内板等の設置、更新等を行う機会や「道の駅」を訪れる機会を捉えて、こうした点に一層留意し、確認を徹底することが求められる。</p>	図表3－(1)－ウ－⑥ 図表3－(1)－ウ－⑦ 図表3－(1)－ウ－⑧
<p>【所見】</p> <p>北海道開発局は、「道の駅」利用者に対する案内の充実を図るため、施設・設備の案内標識、案内板等の設置又は更新時のほか、機会を捉えて誘導や案内の一体性や連続性について確認を徹底するとともに、当局が把握した事例を含め、必要な改善を図る必要がある。</p>	

図表3-(1)-ウ-① 利用者の利便性に配慮した案内が行われている例（敷地案内図等）

敷地案内図等に施設・設備の設置場所が分かりやすく案内されている例(5駅)

i 敷地案内図にピクトグラムを表示



ii 施設平面図に英語を併記



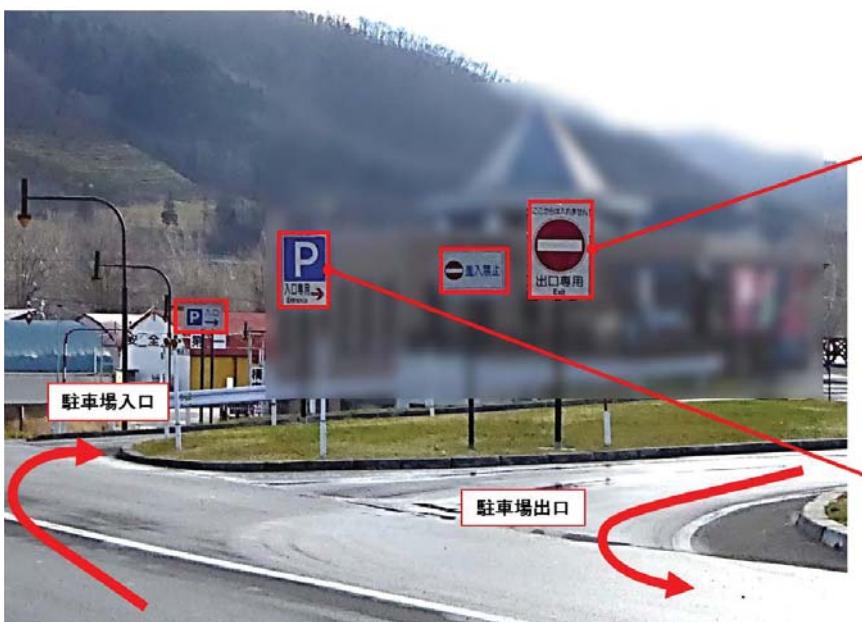
iii 案内板にピクトグラムと外国語を併記



(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ウ-② 駐車場の出入口で外国人による逆走の防止が図られている例

道路標識に英語で入口や出口であることが併記されている例(1駅)



(注) 当局の調査結果による。

<北海道開発局>

図表3-(1)-ウ-③ 利用者の利便性に配慮した案内が行われている例（駐車場所の案内板）

大型車とそれ以外の車両の駐車場所を容易に見つけることができるよう、駐車場の入口付近からも確認できる大型の案内板が設置されている例（1駅）



※ 表記は日本語のみ

(注) 当局の調査結果による。

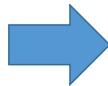
<北海道開発局>

図表3-(1)-ウ-④ 利用者の利便性に配慮した案内が行われている例（駐車場までの距離表示）

国道の案内標識に大型車とそれ以外の車両の駐車場までの距離も表示されている例（1駅）



直進すると



普通車駐車場の入口付近に設置された案内板



※ 表記は日本語のみ

(注) 当局の調査結果による。

<北海道開発局>

図表3-(1)-ウ-⑤ 案内標識におけるピクトグラムの表示内容に係る課題

- i 「道の駅」に整備されている施設について、国道の案内標識には表示されていないピクトグラムが、当該案内標識に従って進行した先の駐車場の入口付近に設置された案内標識には表示されている例
(1駅)

【国道の案内標識】



【駐車場の入口付近に設置された案内標識】



(注) 当局の調査結果による。

<北海道開発局>

図表3-(1)-ウ-⑤ 案内標識におけるピクトグラムの表示内容に係る課題

- ii EV用充電設備が設置されているものの、国道の案内標識にピクトグラムが表示されていない例
(4駅)

【ピクトグラムが表示されている例】(3駅)

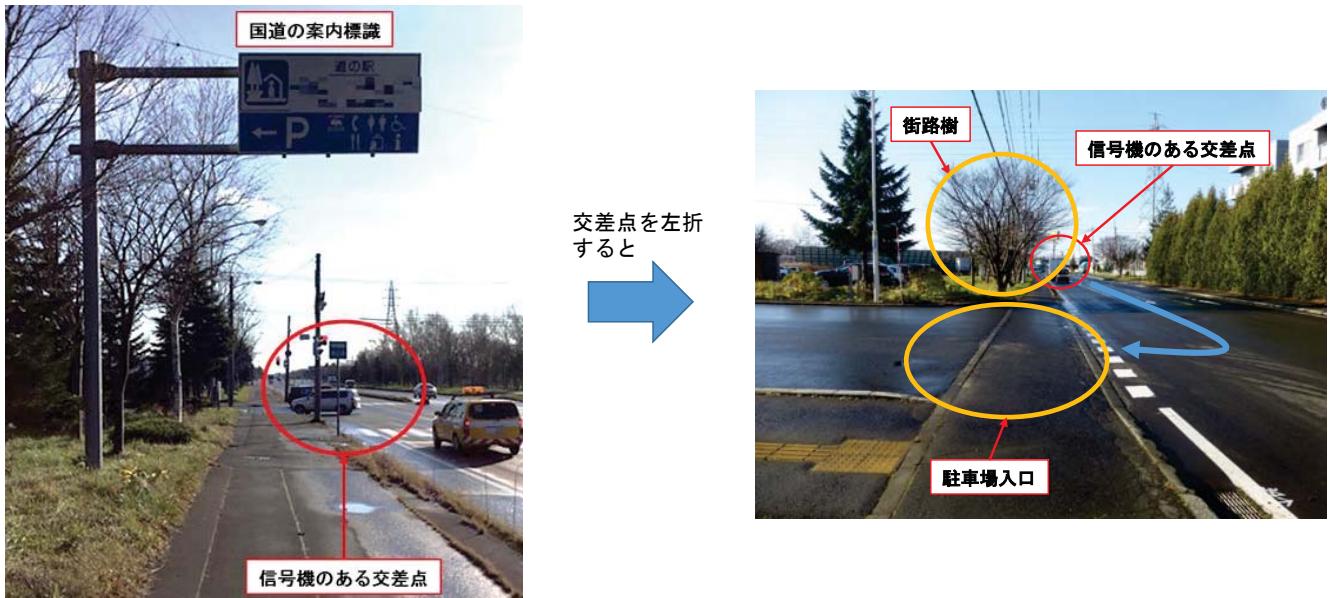


(注) 当局の調査結果による。

<北海道開発局>

図表3-(1)-ウ-⑥ 「道の駅」への誘導に係る課題

国道の案内標識の誘導に従って進行した先の駐車場の入口付近に「道の駅」であることを示す案内板等が設置されておらず、入口であることが分かりづらい例(1駅)



(注) 当局の調査結果による。

<北海道開発局>

図表3-(1)-ウ-⑦ 駐車場内における身体障害者等用駐車スペースへの誘導に係る課題

駐車場の入口付近に設置された駐車スペースの場所を矢印で示す案内板に従って進行した先に、駐車スペースまで誘導する案内板や路面標示等が設置されておらず、駐車スペースの場所が分かりづらい例(1駅)

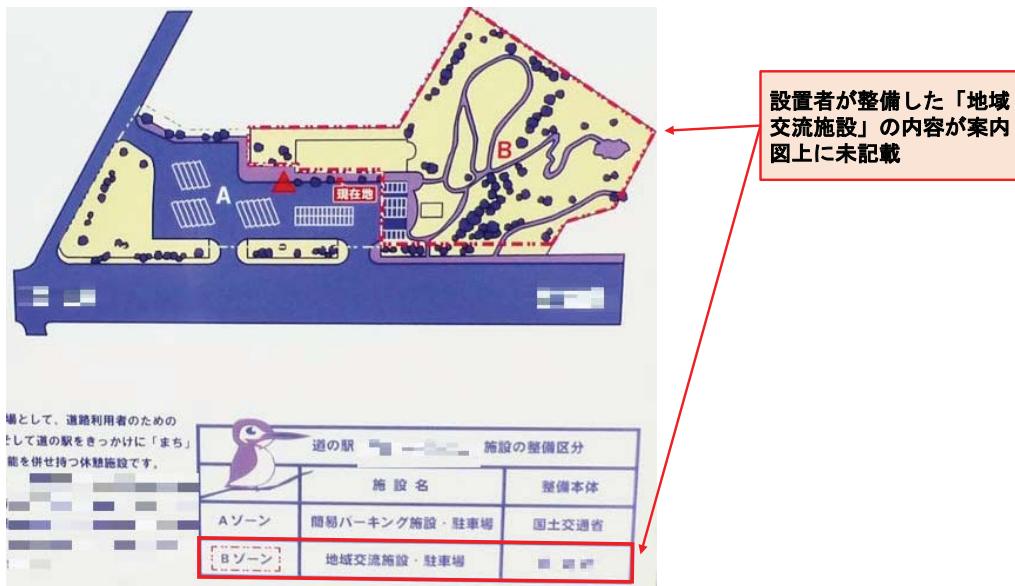


(注) 当局の調査結果による。

<北海道開発局>

図表3-(1)-ウ-⑧ 敷地案内図の記載内容に係る課題

敷地案内図に「道の駅」設置者により整備された施設の内容が具体的に記載されていない例(1駅)



(注) 当局の調査結果による。

調査結果等	説明図表番号
(4) その他様々な人の使いやすさに配慮した取組の実施状況	
「観光立国推進基本計画」（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）では、「道の駅」における免税店や外国人観光案内所の設置等のインバウンド対応を促進することとされている。	図表1-(2)-②(再掲) 図表3-(1)-ウ-⑨ 図表3-(1)-ウ-⑩
こうした「道の駅」における免税店の許可や外国人観光案内所の認定のほか、EV 用充電設備の導入に当たっての手続、支援制度等については、前述 1(4) オ(ア)の道の駅連絡会が開催する担当者会議等において、各「道の駅」設置者等に対し周知されている。	図表1-(4)-⑭(再掲)
また、国土交通省は、平成 30 年 9 月 28 日に、「サービスエリアと道の駅における子育て応援の取組方針」を公表し、概ね 3 年以内に i) 24 時間利用可能なベビーコーナーの設置、ii) 妊婦向け屋根付き優先駐車スペースの確保等について整備を完了することを目標としている。	図表3-(1)-ウ-⑪
調査対象 13 駅 10 市町村におけるこれらの利用者の使いやすさに配慮した取組の実施状況は、以下のとおりである。	
a 「道の駅」におけるインバウンド対応	
① 販売施設における免税店の許可については、検討されていた「道の駅」があったものの、実際に許可を受けている「道の駅」は 1 駅 1 市町村のみであった。	
② 外国人観光案内所については、3 駅 3 市町村が認定を受けている。このうち 2 駅 2 市町村においては、認定を受ける前から、「道の駅」内に観光協会等が運営する観光案内所が設置されており、当該観光案内所に外国人観光案内所としての認定要件を満たす取組を付加し、認定の申請が行われていた。	
また、1 駅 1 市町村においては、北海道開発局から、外国人観光案内所としての認定要件を満たしていることや、外国人観光案内所に対する補助制度に関する要件が緩和されることなどの情報提供を受けたことがきっかけとなり、認定の申請が行われていた。	
なお、これら以外のインバウンド対応に係る取組として、販売施設等でクレジットカード、電子マネー等のキャッシュレス決済サービスを導入している「道の駅」があった。	図表3-(1)-ウ-⑫
一方、調査対象とした「道の駅」設置者の中には、インバウンド対応に力を入れるほどの外国人利用者が訪れていないとする意見もあった。	
b EV 用充電設備の設置状況	
EV 用充電設備については、7 駅 7 市町村において「道の駅」設置者により設置されている。	図表3-(1)-ウ-⑬
EV 用充電設備が設置されている「道の駅」には、いずれも急速充電器（一基当たりの定格出力が 10kW 以上のもの）が少なくとも 1 基設置されており、普通充電器（一基当たりの定格出力が 10kW 未満のもの）と急速充電器の両方が設置されている「道の駅」もあった。	
また、6 駅 6 市町村においては EV 用充電設備が 24 時間利用可能となっており、1 駅 1 市町村においては、降雨時又は降雪時であっても操作に支障がないよう、EV 用充電設備に屋根が付けられている。	図表3-(1)-ウ-⑭
EV 用充電設備が設置されている「道の駅」においては、EV 用充電設備の購入費及び設置工事費が交付対象となる国の補助制度（平成 28 年度「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」、29 年度「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」等）が活用さ	

調査結果等	説明図表番号
<p>っていた。</p> <p>EV用充電設備が設置されている「道の駅」の中には、民間事業者と協定等を締結することにより、これらの補助制度の交付申請に係る支援や助言が得られている「道の駅」があったほか、当該民間事業者により数年間にわたって維持管理費用が負担され、さらに、電力従量料金に相当する金額も補填されている「道の駅」もあった。</p>	
<p>c 子育て応援に係る取組</p>	
<p>上記の国土交通省による「サービスエリアと道の駅における子育て応援の取組方針」(平成30年9月28日)の公表後の平成30年10月から11月までの間に、当局が調査対象13駅10市町村の取組状況をみると、以下のとおり、乳幼児を連れた利用者に配慮した乳幼児設備が設置されている。</p>	<p>図表3-(1)-ウー⑪ (再掲)</p>
<p>① 24時間利用可能な身体障害者等用トイレ又は男性用・女性用トイレに、乳幼児用ベッドなど乳幼児のおむつ換えができる設備が設置されている例</p>	<p>図表3-(1)-ウー⑮</p>
<p>乳幼児用いすなど乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房が設置されている例</p>	
<p>乳幼児による誤操作を防ぐため、緊急時に使用する呼び出しボタンが、乳幼児を座らせることができる設備から離れた箇所に設置されている例</p>	
<p>② 24時間利用可能な男性用又は女性用トイレに乳幼児用の便器が設置されている例</p>	
<p>③ 24時間利用可能な女性用トイレのパウダールームに乳幼児を座らせることができる設備が設置されている例</p>	
<p>④ 24時間利用可能トイレに、おむつ換えができる設備又は乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房が分かるよう、便房のドアにピクトグラムが表示されている例</p>	<p>図表3-(1)-ウー⑯</p>
<p>トイレの入口付近にこれらの設備が設けられた便房を示す案内図が設置されている例</p>	
<p>⑤ 24時間利用可能ではないものの、授乳室やキッズスペースが設置されている例</p>	<p>図表3-(1)-ウー⑰</p>

図表 3-(1)-ウ-⑨ 免税店許可制度の概要

世界を呼び込め! 外国人旅行者をショッピングでおもてなし

さあ、免税店になろう!

免税店制度って何?

- 免税店を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度です。
- ※ 免税対象金額（一般物品5,000円以上／消耗品5,000円以上～50万円）を満たすことが必要です。
- ※ 事業用又は販売用として購入されることが明らかなものについては免税の対象になりません。

なぜ今、免税店制度なの?

訪日外国人旅行消費額のうち買物代が過去最高に!

- 訪日外国人旅行消費額のうち買物代の消費額は、5年で約5倍となり、過去最高になりました。たくさんの外国人旅行者が日本でショッピングを楽しんでいます。
- 訪日外国人はショッピングで平均約5万7,000円支出しています。街で外国人をよく見かけませんか? 2017年の日本を訪れた外国人旅行者数は2,869万人となり、この5年で約3.5倍となりました。

年	買物代(億円)	年間消費額(億円)
2012	3,406	10,396
2013	4,632	12,396
2014	7,146	14,539
2015	14,261	16,396
2016	14,261	16,396
2017	16,396	16,396

出典: 貿易庁「訪日外国人消費動向調査」

これまでの免税店制度拡充の取り組み

拡充第1弾 対象品目拡大 (2014年1月1日運用開始)
これまで免税対象外であった消耗品(食品、飲料、菓品、化粧品等)も免税対象に加わり、お菓子や地酒など、地域ならではの名産品も免税販売できるようになりました。

拡充第2弾 免税手続一括カウンター、港湾臨時販売場屋上出店の実現 (2015年4月1日運用開始)
● 店舗や物産センター等において免税手続一括カウンターを設置することにより、外国人対応や免税手続に不安のあるお店でも、免税店になることができるようになりました。

拡充第3弾 免税対象金額の引き下げ (2016年5月1日運用開始)
免税の対象となる金額が引き下げられ、単価の低い芸品や伝統工芸品についても、免税で購入しやすくなることで、外国人旅行者に地方でより多くの買物をしていただけるようになりました。

拡充第4弾 「一般物品」と「消耗品」の合算 (2018年7月1日運用開始)
これまで「一般物品」と「消耗品」のそれぞれの区分において、下限額(5,000円以上)を満たす必要がありますが、新たに一定の条件の下、「一般物品」と「消耗品」の合算で下限額(5,000円以上)を満たせば免税販売できるようになり、外国人旅行者にさらに免税で購入していただけやすくなりました。

現行 一般物品 5,000円以上 消耗品 5,000円以上、50万円以下

NEW 追加 一般物品+消耗品 5,000円以上、50万円以下

*合算する場合は、併記の必要な書類と併せて提出する必要があります。

制度がさらに拡充されました!

拡充第4弾 その1 NEW 「一般物品」と「消耗品」の合算 (2018年7月1日運用開始)
これまで「一般物品」と「消耗品」のそれぞれの区分において、下限額(5,000円以上)を満たす必要がありますが、新たに一定の条件の下、「一般物品」と「消耗品」の合算で下限額(5,000円以上)を満たせば免税販売できるようになります。

拡充第4弾 その2 NEW 免税販売手続の電子化 (2020年4月1日運用開始)
現行の紙による免税販売手続(購入記録票のバーコードへの貼付・削除等)を廃止し、免税販売手続を電子化します。
※2021年9月30日までは、現行の紙による免税販売手続も認められます。

あなたも免税店になりませんか? 裏面をご覗いただき、まずはご相談ください。

※「免税店」とは、消費税法第8条に定める「輸出物品販売場」のこと。

免税店になるには?

- 免税店になるには、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要になります。
- 観光庁HPの消費税免税店サイト (<http://www.mlit.go.jp/kankochō/tax-free/>) を御覧頂くか下記にある各運輸局、経済産業省の免税店制度相談窓口又は、お近くの税務署までお問い合わせください。

免税店の情報発信を強化

免税店シンボルマーク

- 免税店のブランド化・認知度向上のための免税店シンボルマークで免税店をアピール!
- 免税手続カウンターシンボルマークで、免税手続する場所を外国人にわかりやすく示せます。



免税店シンボルマークの申請方法

- 免税店シンボルマークを使用する際には、観光庁へ店舗情報等を申請ください。
- 観光庁HP: 免税店シンボルマーク申請サイト (<https://tax-freeshop.jnto.go.jp/agent/login.php>)

海外や訪日外国人への情報発信

- 観光庁では、海外や訪日外国人に向けて日本の免税店制度や、免税店シンボルマークを掲示する免税店の店舗情報の発信等に取り組んでいます。
- 日本政府観光局(JNTO)HP: 免税情報発信サイト (<http://tax-freeshop.jnto.go.jp/eng/index.php>)



免税店制度相談窓口

	一般型・手続委託型輸出物品販売場制度	港湾における臨時販売場制度
	観光庁・地方運輸局 経済産業省・地方経済産業局	国土交通省港湾局・地方整備局
北海道	北海道運輸局 観光企画課 TEL. 011-290-2700	北海道開発局 港湾計画課 TEL. 011-709-2137
東 北	東北運輸局 観光地域振興課 TEL. 022-380-1001	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 TEL. 022-716-0005
関 東	関東運輸局 観光企画課 TEL. 045-211-1256	関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL. 048-600-0286
中 部	中部運輸局 観光企画課 TEL. 052-952-8045	中部経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 052-209-6330
北 陸	北陸信越運輸局 観光企画課 TEL. 025-285-9181	北陸地方整備局 広域港湾管理官 TEL. 025-370-6706
近 畿	近畿運輸局 國際観光課 TEL. 06-6949-6796	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 078-391-8361
中 国	中国運輸局 観光地域振興課 TEL. 082-228-8703	中国地方整備局 クレーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 082-511-3928
四 国	四国運輸局 観光企画課 TEL. 087-802-6735	四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課 TEL. 087-811-8524
九 州	九州運輸局 観光企画課 TEL. 092-472-2330	九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 092-482-5511
沖 縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 TEL. 098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 TEL. 098-866-1906

(注) 観光庁及び経済産業省の資料による。

図表3-(1)-ウ-⑩ 外国人観光案内所認定制度の概要

【別紙】外国人観光案内所の認定制度について



■今後の外国人観光案内所のあり方に対する考え方

外国人旅行者が我が国を旅行する際に、不自由を感じることのないよう
①「観光案内所の質の向上・質の担保」、②「情報の事前提供による環境整備」を目指す。

外国人観光案内所の認定制度の創設

外国人観光案内所への支援

■JNTOが認定する外国人観光案内所の質の担保

認定期限の設定

○認定を受けた外国人観光案内所は、3年ごとに更新手続きを行い、その際には基準への適合性を改めて審査

覆面調査の実施

○認定を受けた外国人観光案内所について、JNTOが覆面調査により、基準にあったサービスを提供しているか、設備が設置されているかなどを確認する。

■外国人観光案内所の認定制度の概要

- 外国人旅行者に対して観光案内所のサービスの充実度の「見える化」を実施。同時に外国人旅行者にPR。
- “認定”によるブランド化と観光案内所のカテゴリー別の分類により、外国人観光案内所の機能向上を促進し、質を保証。

分類	運営の基本的な考え方	求められる立地場所	主なサービス内容	
			多言語対応	サービス
カテゴリーI	地域情報の交流拠点	<input type="checkbox"/> 外国人旅行者の最終目的地となり、ローカルな情報の提供が求められる地域。	<input type="checkbox"/> 外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲がある。 <input type="checkbox"/> パートタイムで英語対応が可能なスタッフがいる。又は電話通訳サービスの利用、ボランティアスタッフの協力等により英語対応できる体制がある。	<input type="checkbox"/> 地域内の公共交通利用や観光情報などを提供できる。
カテゴリーII	広域情報拠点として「次の目的地」への橋渡し	<input type="checkbox"/> 外国人旅行者が、観光の拠点として多く利用し、ローカルな情報に加え、次の移動先などの広域的な情報の提供が求められる地域。	<input type="checkbox"/> フルタイムで少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐している。 <input type="checkbox"/> 電話通訳サービス利用やボランティアスタッフの協力を得て、英語以外の言語にも対応できる体制がある。	<input type="checkbox"/> 広域エリア内の公共交通利用や観光情報などを提供できる。
カテゴリーIII	観光案内のゲートウェイ	<input type="checkbox"/> 外国人旅行者が我が国のゲートウェイとして、最初に訪れる地域。 <input type="checkbox"/> 外国人旅行者が特に多く訪れる観光地。	<input type="checkbox"/> フルタイムで英語、中国語、韓国語で対応可能なスタッフが常駐している。	<input type="checkbox"/> 全国の公共交通利用や観光情報などを提供できる。

パートナー施設

外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲のある地域。

観光案内所を専業としない施設やボランティア団体等により運営される観光案内所のうち、必要な基準を満たす観光案内所については、パートナー施設として認定する。

外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針の主な項目

- 運営主体(2項目)
- 立地(1項目)
- サイン環境(4項目)
- 施設・設備(6項目)
- 多言語対応(4項目)
- 開所日数(3項目)
- 提供する資料(2項目)
- 提供するサービス(9項目)

■外国人観光案内所への支援方策の概要

- 認定された外国人観光案内所に対しては、国による支援(HP等による紹介)、JNTOによる支援(言語、情報提供、機能向上の支援)を実施。



(注) 観光庁の資料による。

サービスエリアと道の駅における子育て応援の取組方針

世界に先駆けて少子高齢社会を迎えた我が国において、子育て世代を応援する施策を推進していくことは非常に重要であり、全国の高速道路のサービスエリアや「道の駅」における子育て応援施設の整備を速やかに実施する。

重点整備箇所

全国の高速道路のサービスエリア、国が整備した「道の駅」

整備目標

(1) 基本的な機能

〔①24時間利用可能なベビーコーナーの設置、②妊婦向け屋根付き優先駐車スペースの確保、③おむつのばら売り、④施設情報の提供〕

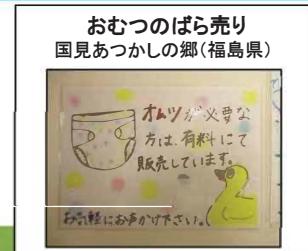
- ・概ね3年以内に全ての箇所の整備を完了する
- ・今年度中に対応可能なところについては、速やかに実施する
- ・今後、新たに整備する箇所については標準装備とする

(2) 更なる機能改善

- ・子供用トイレやキッズスペースなど、先進事例を共有しながら順次整備を進める

※ 重点整備箇所以外の高速道路のパーキングエリアや地方が整備した「道の駅」についても、高速道路会社や地方自治体と連携してニーズの高い箇所から優先的に実施する。

(参考)子育て応援に取り組む道の駅(イメージ)



図表 3-(1)-ウ-⑫ クレジットカード、電子マネー等のキャッシュレス決済サービスの導入例



(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-ウ-⑬ EV 用充電設備の種類

普通充電器		急速充電器
コンセント型	スタンド型	
		
機器価格イメージ 0.5万円	機器価格イメージ 80万円	機器価格イメージ 100～300万円
<ul style="list-style-type: none">・普通充電器は単相交流200Vまたは100Vを使用。・急速充電器より充電時間はかかるが、設備導入費用の負担が比較的少ないのが特徴。・長時間駐車する住宅や事務所などのプライベートエリアや時間貸し駐車場・宿泊施設・商業施設などパブリックエリアでの利用に適している。・コンセント型は工事費が安いので、戸建の場合、100Vでコンセント型が選択されることが多い。		<ul style="list-style-type: none">・急速充電器は、電源に200Vを使用し出力50kWが一般的。・高圧供給による契約が必要な場合が多く、設置にコストがかかる。・高速道路のSAなど短時間で充電をする必要がある場所への設置が多い。

(注) 経済産業省の資料による。

図表 3-(1)-ウ-⑭ 屋根が付けられている EV 用充電設備の例



(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ウ-⑯ 24時間利用可能トイレの乳幼児設備が充実している例

i 身体障害者等用トイレ又は男性用・女性用トイレに、

- ・ 乳幼児用ベッドなど乳幼児のおむつ換えができる設備が設置されている例(7駅、うち2駅は北海道開発局整備)
- ・ 乳幼児用いすなど乳幼児を座らせることができる設備が設置されている例(5駅、うち1駅は北海道開発局整備)
- ・ 乳幼児による誤操作を防ぐため、緊急時用の呼び出しボタンが乳幼児用いすから離れた箇所に設置されている例(2駅)



ii 男性用又は女性用トイレに乳幼児用の便器が設置されている例(2駅)



iii パウダールームに乳幼児用いすが設置されている例(1駅)



(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ウ-⑯ 24時間利用可能トイレにおける乳幼児設備の設置位置が分かりやすく表示されている例

i 乳幼児設備が設けられた便房が分かるよう、ドアにピクトグラムが表示されている例(5駅、うち1駅は北海道開発局整備)



(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ウ-⑯ 授乳室やキッズスペースが設置されている例

i 授乳室が設置されている例(3駅)



ii キッズスペースが設置されている例(2駅)



※ いずれも24時間利用可能でない地域振興施設内に設置

(注) 当局の調査結果による。

調査結果等	説明図表番号																				
<p>(2) 調査対象とした「道の駅」における利用者の安全性に配慮した取組の実施状況 ア 災害に備えた対応状況 「道の駅」における災害に備えた対応については、登録・案内要綱及び登録・案内要綱の運用方針に定められていないものの、前述1(2)の平成16年10月の新潟県中越地震や23年3月の東日本大震災、25年3月に北海道で発生した暴風雪災害のほか、28年4月の熊本地震等においても、道路利用者、近隣住民等に対し道路情報を含む災害情報が発信されるとともに、「道の駅」が避難場所や復旧活動の拠点として活用されている。 調査対象13駅10市町村における災害に備えた対応状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>(ア) 「道の駅」の防災上の位置付け 調査対象13駅10市町村におけるハザードマップ（自然災害が予測される区域等を地図上に示したものであり、主に洪水、高潮、土砂災害、地震、津波、火山等の災害に対し関係法令に基づき作成するもの。以下同じ。）での被害想定区域の指定状況及び指定避難所又は指定緊急避難場所（注）の指定状況は、下表17のとおりである。 （注）「指定避難所」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7の規定、「指定緊急避難場所」とは同法第49条の4の規定に基づき、市町村長が指定しなければならないものとされている。</p> <p>表17 調査対象13駅における防災上の位置付け (単位：駅、市町村)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定避難所等の指定状況 ハザードマップでの指定状況</th> <th>指定 8<7></th> <th>未指定 5<4></th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害想定区域内</td> <td>4 <4></td> <td>3 <2></td> <td>7 <6></td> </tr> <tr> <td> うち洪水又は内水の被害想定区域内</td> <td>4 <4></td> <td>1 <1></td> <td>5 <5></td> </tr> <tr> <td> うち地震の被害想定区域内</td> <td>2 <2></td> <td>3 <2></td> <td>5 <4></td> </tr> <tr> <td>被害想定区域外</td> <td>4 <3></td> <td>2 <2></td> <td>6 <4></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当局の調査結果による。 2 「指定」欄は、「道の駅」によって、i) 駐車場が指定緊急避難場所、地域振興施設等が指定避難所に指定されている場合、ii) 災害の種別に応じて指定状況が異なる場合等がみられたため、敷地内の施設が指定避難所又は指定緊急避難場所のいずれかに指定されている場合、該当するものとして整理している。 3 「うち洪水又は内水の被害想定区域内」欄について、想定浸水の深さが概ね3.0m未満と想定されていた「道の駅」があつた一方、一部の「道の駅」においては、最大で10.0m未満と想定されていた。 4 「うち地震の被害想定区域内」欄に該当する「道の駅」においては、建物全壊率又は半壊率、想定震度等により被害が想定されており、市町村のほぼ全域が被害想定区域内となっていた。 5 「被害想定区域内」欄は、「うち洪水又は内水の被害想定区域内」欄及び「う</p>	指定避難所等の指定状況 ハザードマップでの指定状況	指定 8<7>	未指定 5<4>	計	被害想定区域内	4 <4>	3 <2>	7 <6>	うち洪水又は内水の被害想定区域内	4 <4>	1 <1>	5 <5>	うち地震の被害想定区域内	2 <2>	3 <2>	5 <4>	被害想定区域外	4 <3>	2 <2>	6 <4>	
指定避難所等の指定状況 ハザードマップでの指定状況	指定 8<7>	未指定 5<4>	計																		
被害想定区域内	4 <4>	3 <2>	7 <6>																		
うち洪水又は内水の被害想定区域内	4 <4>	1 <1>	5 <5>																		
うち地震の被害想定区域内	2 <2>	3 <2>	5 <4>																		
被害想定区域外	4 <3>	2 <2>	6 <4>																		

調査結果等	説明図表番号
<p>ち地震の被害想定区域内」欄の双方に該当する「道の駅」があるため、重複を排除し、実数により計上した。</p> <p>6 「被害想定区域外」欄の「未指定」欄の2駅2市町村においては、「道の駅」に隣接する公共施設が指定避難所又は指定緊急避難場所に指定されていた。</p> <p>ハザードマップの被害想定区域に指定されている場合であっても、i) 被害が想定されていない他の災害が発生した場合の避難先の確保のため、ii) 想定される災害の規模が小さい又は想定される被害が敷地内的一部に留まると判断しているとして、指定避難所等に指定されている「道の駅」があった。</p> <p>他方、指定避難所等に指定されていない5駅4市町村においては、i) 近隣に、より設備が整った指定避難所等が指定されていること、ii) 敷地内に避難者を収容することができるスペースや広さがないこと、iii) 道路利用者等が駐車場に一時的に避難する場合を想定し、駐車場を開放することとしているものの、近隣に地域住民が居住する集落等がないため、指定避難所等に指定する必要性を感じていないことを理由としていた。</p> <p>(イ) 災害に対する事前準備の実施状況</p> <p>a 災害対応マニュアルの策定状況</p> <p>3駅3市町村においては、「道の駅」設置者である市町村又は運営・管理者により災害が発生した場合の「道の駅」での対応、職員間の役割分担等を取りまとめたマニュアルが策定されている。</p> <p>他方、マニュアルが策定されていない「道の駅」設置者は、その理由について、i) 災害が発生した場合には、市町村職員が急行し、状況を確認した上で、運営・管理者等に対し対応を指示することとしており、市町村職員は、災害対策基本法第42条の規定に基づき市町村長が作成する地域防災計画に基づき対応するため、改めて「道の駅」に限定したマニュアルを策定する必要性が低い、ii) 消防計画又は火災対応マニュアルに地震等の災害が発生した場合の対応等を定めているため、これらに基づき対応するなどとしていた。</p> <p>また、「道の駅」設置者の中には、これまで市町村内で被害が大きな災害等が発生していないものの、市町村の職員数が限られるため、災害が発生した場合には地域住民に対する対応を優先せざるを得ず、「道の駅」での対応が遅れていることを認識しているという意見もあった。</p> <p>b 災害が発生した場合に備えた防災用資機材及び物資の準備状況</p> <p>① 非常用発電機など防災用資機材の準備状況をみると、指定避難所等に指定されている1駅1市町村においては、「道の駅」設置者である市町村により「道の駅」に非常用発電機、暖房器具等が整備されている。</p> <p>後述3(2)ア(ウ)の北海道開発局と「道の駅」を防災拠点とするための協定が締結されている「道の駅」においては、同局により防災用資機材が整備されており、使用する際には、原則として同局の許可を得ることとされている。</p> <p>② 道路利用者等が避難してきた場合の飲料水、食料、生活用品等の物資の備蓄状況をみると、指定避難所等に指定されている2駅2市町村においては、「道の駅」設置者である市町村により飲料水、毛布等が備蓄されている。</p> <p>「道の駅」に防災用資機材や物資が準備されていないこれら以外の「道の駅」においては、指定避難所等の指定状況にかかわらず、市町村が防災用資機材等を一括して管理しているため、必要な都度、保管場所から運搬</p>	図表3- (2) -ア-①

調査結果等	説明図表番号
<p>することとされている。</p> <p>c 災害を想定した訓練の実施状況</p> <p>調査対象とした各「道の駅」においては、火災を想定した消防訓練が定期的に実施されているものの、1駅1市町村においては、「道の駅」で地震が発生した場合を想定した訓練が実施されていた。</p> <p>この「道の駅」においては、消防訓練の一環として、販売施設等の営業開始時間前に、運営・管理者、販売施設等の従業員が参加し、地震が発生した場合を想定した避難誘導、被災状況の確認、各種施設・設備の点検、救護等に関する訓練が実施されていた。</p>	
<p>d 利用者に対するハザードマップの被害想定区域や指定避難所等の周知状況</p> <p>利用者が「道の駅」におけるハザードマップの被害想定区域や指定避難所等の指定状況を把握することができるよう、以下のとおり、周知されている状況がみられた。</p>	図表3-(2)-ア-②
<ul style="list-style-type: none"> ① 施設内に最寄りの指定避難所等やその誘導経路が記載されたハザードマップが掲示されている例 ② 駐車場の入口付近等に、「道の駅」及び隣接する公共施設が指定避難所等に指定されていることを示す案内板が設置されている例 	
<p>(イ) 「道の駅」の防災拠点化に関する協定の締結状況</p> <p>国土交通省は、平成16年10月の新潟県中越地震において、「道の駅」が被災直後から被災された方の避難場所や支援施設のほか、道路情報や被災情報の発信拠点としても活用されたことを契機として、「道の駅」の防災面で発揮し得る機能に着目し、国土交通省（北海道開発局及び地方整備局）と「道の駅」を設置する市町村が「道の駅」を防災拠点とするための協定（以下「防災協定」という。）を締結している。</p>	
<p>具体的には、国土交通省が非常用の水、電源やトイレの確保、通信手段の配備など防災用資機材を整備する。他方、市町村は、地域防災計画に「道の駅」を指定避難所等として位置付け、災害が発生した場合には状況に応じて「道の駅」の施設を24時間開放するよう努めるとともに、主に飲料水、食料、毛布等を備蓄し、道路の規制情報や安否情報など災害情報の収集、発信等を行うことになる。</p>	
<p>a 北海道内「道の駅」における防災協定の締結状況</p> <p>北海道内では、平成18年度から北海道開発局と「道の駅」を設置する市町村との防災協定の締結が開始されている。</p>	図表3-(2)-ア-③
<p>北海道開発局は、地域の災害拠点として位置付けられ、かつ、「道の駅」の周辺状況等を鑑み、例えば、「道の駅」に非常用照明等の防災用資機材を配置することが道路の維持管理や災害対応の効率化に資すると判断する場合に、「道の駅」を設置する市町村と防災協定を締結し相互協力をを行うとしている。</p>	
<p>防災協定が締結されている「道の駅」は、いずれも一般国道に接する「道の駅」であり、下表18のとおり、一体型・単独型にかかわらず、締結されている。</p>	
<p>北海道道に接する「道の駅」において、防災協定が締結されている「道の駅」がない状況について、i) 北海道開発局は、上記のとおり、地域の災害拠点として位置付けられ、道路の維持管理や災害対応の効率化に資すると判断する場合には、北海道道に接する「道の駅」であっても防災協定を締結することは可能としており、ii) 道は、北海道道に接する「道の駅」を設置す</p>	

調査結果等	説明図表番号								
<p>る市町村から要望を受けた場合には、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、道として防災用資機材の整備が可能となるかを検討することになるものの、これまでに要望を受けたことがないとしている。</p> <p>表18 北海道内「道の駅」における防災協定の締結状況 (単位:駅、市町村)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一体型</th> <th>単独型</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災協定を締結した 「道の駅」</td> <td>17 <17></td> <td>13 <13></td> <td>30 <29></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 北海道開発局による(平成31年2月21日現在)。 2 いずれも一般国道に接する「道の駅」となっている。</p>		一体型	単独型	計	防災協定を締結した 「道の駅」	17 <17>	13 <13>	30 <29>	
	一体型	単独型	計						
防災協定を締結した 「道の駅」	17 <17>	13 <13>	30 <29>						
<p>b 調査対象とした「道の駅」における防災協定の締結状況</p> <p>調査対象13駅10市町村のうち、5駅5市町村(このうち、一体型「道の駅」が4駅4市町村)において北海道開発局と防災協定が締結されている。</p> <p>また、4駅4市町村においては、将来的に又は「道の駅」の移転等を行った後に防災協定を締結することが検討され、また、新たに「道の駅」の整備を検討している1市町村においても、防災協定を締結することが検討されている。</p> <p>これらの防災協定が締結されている「道の駅」及び防災協定の締結が検討されている「道の駅」設置者等は、以下のとおり、防災協定を締結する理由や経緯を説明している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 財政事情により、市町村が防災用資機材を全て整備することが難しいため、国により防災用資機材が整備され、緊急時には市町村も使用することができる。 ② 「道の駅」での災害対応の必要性を検討していた中で、北海道開発局(開発建設部)からの働きかけや情報提供があったこと。 ③ 重点「道の駅」等の選定後に、北海道開発局(開発建設部)と企画提案内容を検討していく中で、防災協定の締結に向けて協議・調整したこと。 <p>調査対象とした防災協定が締結されている「道の駅」に北海道開発局が整備する防災用資機材は、出先機関である開発建設部と市町村との協議により決定されており、非常用発電機、投光器など照明装置、土のう、災害用トイレ、交通誘導灯等が整備されている。</p> <p>また、開発建設部の中には、市町村、「道の駅」の運営・管理者等がこれらの防災用資機材を使用する際の操作等に迷うことがないよう、写真付きの操作手順を作成し、配布している例があった。</p> <p>北海道開発局が整備する非常用発電機、投光器等の防災用資機材については、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震とその後の停電において、実際に使用された「道の駅」があった。</p> <p>(I) 北海道胆振東部地震の発生後における対応状況</p> <p>調査対象13駅10市町村における平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震とその後の停電に対する対応状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 駐車場や建物に損壊が生じた「道の駅」はなく、駐車場を閉鎖した「道の駅」もなかった。 ② 電力により、水道をくみ上げている「道の駅」や自動水栓となっている「道の駅」、浄化槽を稼働させている「道の駅」においては、24時間利用可能トイレを含む各施設が、電力の復旧まで終日閉鎖又は時間による利用制限が行 	図表3-(2)-ア-④ 図表3-(2)-ア-⑤								
	図表3-(2)-ア-⑥								

調査結果等	説明図表番号
<p>われた。</p> <p>③ 併設施設と一体化した「道の駅」においては、施設全体に電力を供給することができる非常用発電設備が稼働し、照明を点灯した。</p> <p>しかし、調査対象とした「道の駅」の多くは、停電により、施設内のはぼ全ての箇所の照明が点灯せず、自動ドアが作動しない「道の駅」もあった。</p> <p>このため、非常用発電機や投光器を稼働し、24時間利用可能トイレ、地域振興施設の玄関等の照明を点灯した「道の駅」があつたものの、電力の復旧までこれらの施設を終日閉鎖した「道の駅」もあつた。</p> <p>④ 道路利用者や近隣住民のため、地域振興施設を一時的に開放し、避難者に対し市町村が備蓄していた飲料水や食料を提供した「道の駅」があつた。</p> <p>⑤ 停電により、いずれの「道の駅」においても、道の駅SPOTを含む情報提供端末等や自動販売機が使用することができなくなつた。</p> <p>このため、非常用発電機に携帯電話、スマートフォン等の充電器を接続し、充電サービスを提供した「道の駅」があつたほか、非常用発電機に自動販売機を接続し、稼働させた「道の駅」があつた。</p> <p>⑥ 販売施設等の多くは、電力の復旧まで閉鎖されたものの、通常どおり営業し、常温保存の商品のみ販売した「道の駅」や、商品数を限定し、営業した「道の駅」があつた。</p> <p>調査対象 13 駅 10 市町村は、今回のような長時間にわたる停電を想定していなかつたとして、以下の課題を挙げており、道路管理者に対しても助言、情報提供等の対応可能な支援を要望している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常用発電機、停電時においても使用することができる 24 時間利用可能トイレや照明の導入 ② 停電によりパソコン等が使用することができない場合の道路、災害、近隣「道の駅」の状況等に関する情報の収集体制 ③ 防災用資機材を使用するための方法や手順、各施設・設備の緊急時における稼働方法の明確化 ④ 北海道開発局が一体型「道の駅」として整備した 24 時間利用可能トイレの災害が発生した場合における使用の考え方の共有 ⑤ 避難者が集中した場合の対応 	

図表3-(2)-ア-① 「道の駅」における災害対応マニュアルの例

	目 次
1 目 的	1
2 基本方針	1
3 安全管理	1
4 事故対応	2
5 チェックリスト	5
6 利用者のケガ発生と発見	7
7 不審者を発見	8
8 地震・火災発生	9
9 構造物・設備等のトラブル発生	10
10 その他付帯施設	11

道の駅●
防災マニュアル
●市町村
●課
平成●年●月

【目的】

この防災マニュアルは、「道の駅」●を利用する者（以下「利用者」という。）の危機を未然に防止するとともに、事故等が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な事項を定め、もって利用者の安全・安心を確保することを目的とする。

【基本方針】

- ・この防災マニュアルは、●市町村が策定したものである。
- ・施設管理に関する安全管理に関する基本的な事項を盛り込む。
- ・この防災マニュアルは、日常における危機の予知・予防を行う「安全管理」と、事故等の発生時における緊急対応を行う「事故対応」の2つの柱とする。
- ・「安全管理」は、施設に勤務する職員の安全に対する意識を向上させるとともに、施設で想定される危険を分析・把握し、その危険を低減させるための点検・チェック体制を構築する。
- ・「事故対応」は、事故等の発生時にすばやく適切な対応ができる体制を構築する。

【安全管理】

1. 組織における事故防止の取組み

① 安全管理責任者の選定及び従事者の役割分担に関するこ

安全管理を進めるため、安全管理責任者を選定する。

安全管理責任者は、具体的な設備・業務別に担当者を選定するとともに従事者の役割分担を明確化し、所掌事務を明らかにする。

また、従事者は、事故等を予防するため、専門性を高めるとともに、自己の責任を果たすだけでなく、チームワークによって幾重にも重なる安全網を日常の中で構築する。

② 従事者間コミュニケーションの向上に関するこ

安全な施設管理を行うため、担当者が中心となって、普段から情報交換や意見交換ができる環境を作るなど、従事者間のコミュニケーションの向上に努める。ま

た、従事者は、発生した事故、ひやりとした経験に関する情報や対応策を職場内で共有し、組織全体で安全管理に取り組む体制を構築する。

③ 連絡体制に関するこ

連絡体制の構築は、危機発生時の緊急対応の要であり、人事異動があれば、速やかに更新するなど、常に最新の情報を把握するように努める。

また、常に情報を共有し、日頃から警察・消防をはじめとした関係機関や、団体と連携・協力体制を構築する。

④ 利用者からの苦情の処理に関するこ

利用者の視点から発せられた苦情は見落としていた問題を発見できる機会となることが多いので、苦情を受け止め早期対応・解決を心がけるとともに、その情報を従事者間で共有する。

2. 施設管理における事故防止の取組み（リスクの分析・把握とその対処）

① チェックリストの作成に関するこ

予測される事故等を想定して、事故予防対策を検討・実施するため、協議のうえ別紙チェックリストを作成する。

1) 施設を管理する上でわかりやすく区分するため、原則として「大項目」は施設別に、「中項目」は主な設備・部屋別に、「小項目」は具体的な設備・業務別に記載する。

2) 「予想される事故」の欄には、施設で発生した事例を記載するほか、他の自治体・施設で起きた事故等でその施設でも発生すると予想されるものを記載する。

3) 「対応策」、「対応策の内容」の欄には、「事例・予想される事故」の可能性を低減するための対応策及び対応内容を記載し、その対応策の実施に関する担当者を記載する。

② 施設の点検・修繕に関するこ

1) チェックリストに基づき施設の点検を実施し、問題があれば迅速かつ的確に処理し、その処理結果を記録する。

2) 点検により修繕等が必要な箇所を発見した場合、修繕の計画を立てる。ただし、危険と判断される場合は、速やかに修繕又は立ち入り禁止等の措置を講じる。

③ 避難訓練の実施及び従事者の教育に関するこ

事故等の発生時における緊急対応を迅速かつ的確に行うため、次に掲げる事項について訓練及び従事者教育を実施する。

- ・危機管理マニュアルの周知

- ・安全管理に関する意識の醸成

- ・事故対応に関する知識習得

【事故対応】

1. 事例による対応方法

① 事故対応フローチャートの作成に関するこ

事故等が発生した場合を想定して、協議のうえ事故対応フローチャート（以下「フローチャート」という。）を作成する。

1) 想定される事故等をもとにフローチャートを作成する。

2) フローチャートには、事故等が発生した際に直ちに対応できるように、警察、消防、企業等関係者の連絡先（電話番号）を記載する。

- ③) 避難場所、館内放送設備など、事故等の対応に関わる施設・設備の情報もフローチャートに記載する。
- ② 事故直後の対応方法（2次被害の防止策を含む）に関すること
- ・事故等が発生した場合は、特別の事情がない限りフローチャートに従い対応する。
 - ・フローチャートを定めていない事故等が発生した場合は、人命救助を最優先とし、2次被害が起こらないように施設の一時使用中止、関係設備の一時停止などの措置を行う。
- ③ 来館者への周知方法に関すること
- ・火災の発生及び侵入者・不審者の発見等により避難が必要な場合は、館内放送・拡声器等を使用して、来館者を安全な場所へ避難誘導をする。
 - ・事故等の発生を周知するにあたって、来館者の不安感が増大しないよう冷静沈着な対応に努める。
- ④ 事故の連絡・報告方法に関すること
- ・死亡・重体・重傷といった来館者のケガ、火災の発生、危険侵入者・侵入者の発見及び構造物等の損傷・設備のトラブルなど重大な事故等が発生した場合、直ちに報告する。
 - ・報告内容は、「誰が・いつ・どこで・なにを・どうして・どのように」とするが、一部不明な項目があつても知り得た情報の範囲内で、取り急ぎ、第1報を行う。
 - ・報告すべき事故に該当するかどうか判断に迷った場合は、報告すべき事故とみなし、対応する。
- ⑤ マスコミへの対応方法に関すること
- <問い合わせ対応>
- その時点で公表できる内容を明確にするとともに、責任のある回答のできる体制をとり、報道機関からの取材・問い合わせに対応する。
- <緊急記者会見>
- 次に掲げる場合、両者協議のうえ緊急記者会見を開催する。
- ・記者会見を開催するケース
 - ア 報道機関から集中して取材申し込みがあった場合
 - イ 社会的関心が高く、重大な事件・事故・健康被害等が発生した場合
 - ウ 管理責任が問われる市民等の死傷事故が発生した場合
 - ・開催時期

緊急対応の体制ができ、事実関係等を把握して公式情報を示すことができるようになった以降、できるだけ早い時期に開催する。
- ⑥ 事故の原因究明に関すること
- ・事故の発生の状況や各々が行った緊急対応を時系列で記録・整理する。
- ⑦ 事故の報告
- ・事故の発生に伴い、管理者及び従事者は指定の防災報告書に基づき総括責任者に報告する。

2. 事故後の安全管理へのフィードバック方法

事故の原因分析や自己評価に基づいて、危機管理マニュアルの見直しを含む再発防止策を講じる。

チ エ ツ ク リ ス ト

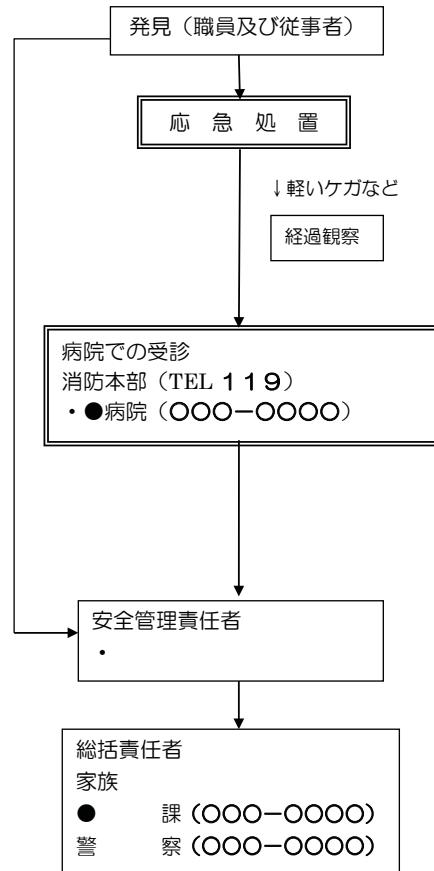
(施設：●) No : 1

大項目	中項目	小項目	予想される事故	対応策	対応策の内容	担当者	
●	外壁	外壁	外壁材の剥離が予想される	安全確保及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
		天井	天井材の剥離が予想される	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
	内壁	内壁	内壁材の剥離が予想される	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
		照明器具	照明器具の落下	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
		窓ガラス等	ひび割れ・破損が予想される	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
		デジタルサイレージ	デジタルサイレージの落下	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
		絵画	絵画の落下	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
		誘導灯	破損やランプ切れ	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
		その他展示物	展示物の落下等	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
	電気設備	電気保安	漏電による火災	定期検査及び点検	点検年6回実施	委託：電気保安協会	
	消防設備	消火器	有効期限切れ消火器の設置	定期点検	台帳の整備と点検	管理者・従事者	
直売所	外壁	外壁	外壁材の剥離が予想される	安全確保及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者（直売所）	
		内装・店内	内壁材の剥離が予想される	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者（直売所）	
	内装	照明器具	照明器具の落下	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者（直売所）	
		誘導灯	破損やランプ切れ	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
		陳列物等	陳列物の落下及び陳列棚の破損	安全確認及び落下・転倒防止、点検	点検作業にて確認	管理者（直売所）	
		電気設備	電気器具	器具の故障による電気障害	定期検査及び点検	点検作業にて確認	管理者（直売所）
		火気設備	ガス漏れ等	調理器具故障によるガス漏れ	安全確認及び補修	点検作業にて確認	管理者・従事者
		水道設備	給排水	水漏れ・排水のつまり破損の恐れ	安全確認及び補修	点検作業にて確認	管理者・従事者
		消防設備	消火器	有効期限切れ消火器の設置	定期点検	台帳の整備と点検	管理者・従事者

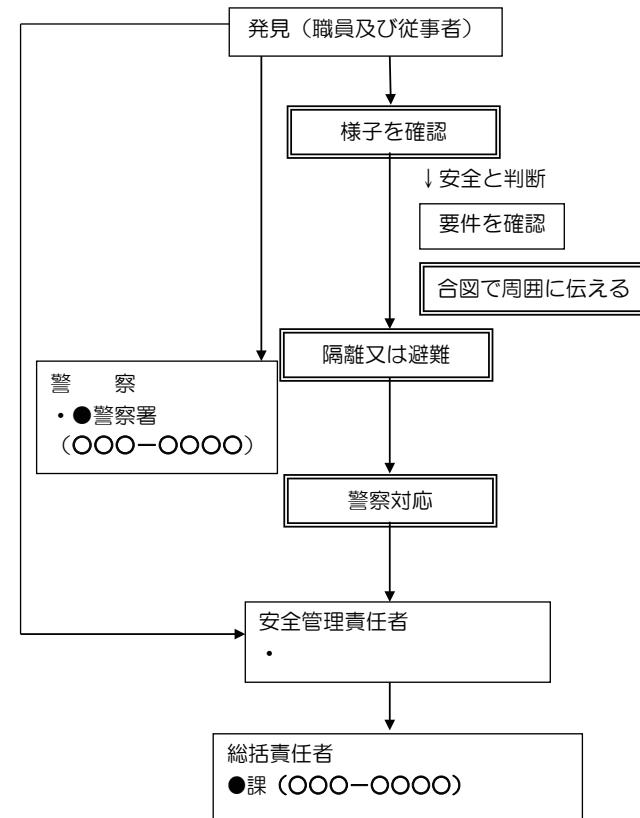
No : 2

大項目	中項目	小項目	予想される事故	対応策	対応策の内容	担当者	
トイレ	外壁	外壁	外壁材の剥離が予想される	安全確保及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者（直売所）	
		内壁	内壁材の剥離が予想される	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者（直売所）	
	内装	照明器具	照明器具の落下	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者（直売所）	
		便器等					
		誘導灯	破損やランプ切れ	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
		窓ガラス等	ひび割れ・破損が予想される	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
		その他掲示物	掲示物等の落下	安全確認及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
		水道設備	給排水	水漏れ・排水のつまり破損の恐れ	安全確認及び補修	点検作業にて確認	管理者・従事者
		電気設備	電気保安	漏電による火災	定期検査及び点検	点検年6回実施	委託：電気保安協会
		消防設備	消火器	有効期限切れ消火器の設置	定期点検	台帳の整備と点検	管理者・従事者
その他付帯施設	屋外	縁石	縁石材の剥離が予想される	安全確保及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
		設置物	設置物の破損・落下が予想される	安全確保及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
	足湯施設	足湯	施設の破損・給排水の障害	安全確保及び補修	毎日の巡回時に確認	管理者・従事者	
	電気設備	電源箱	破損による電気障害	定期検査及び点検	点検作業にて確認	管理者・従事者	
	その他	屋外設備	設置による故障、破損。	安全確保及び補修	使用時に確認	管理者・従事者	

利用者がケガ 発生・発見



不審者を発見



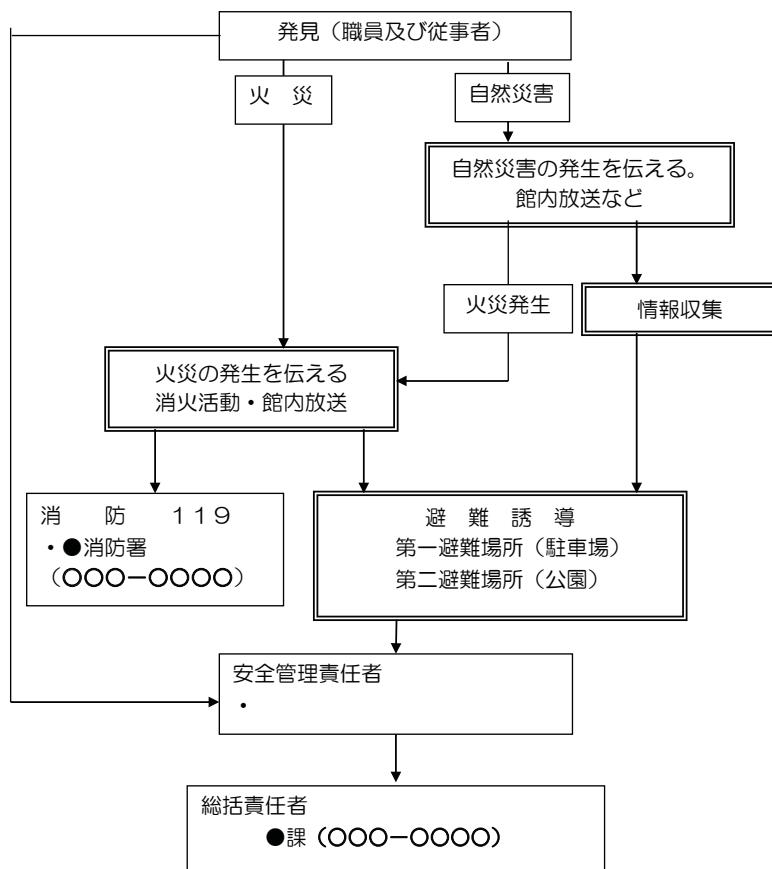
留 意 事 項

- ・受診の可否を速やかに判断する。
- ・判断がつかない場合は、救急車を呼ぶ。
- ・ケガの状況、搬送先などを家族及び●課へ連絡する。
事件性があれば警察にも連絡する。

留 意 事 項

- ・危険な物を持っていないか確認する。
- ・危険なもの持っていた場合、直ちに警察に連絡する。
- ・ケガ人がいないか確認する。
(ケガ人がいる場合は、救急車を呼ぶ)

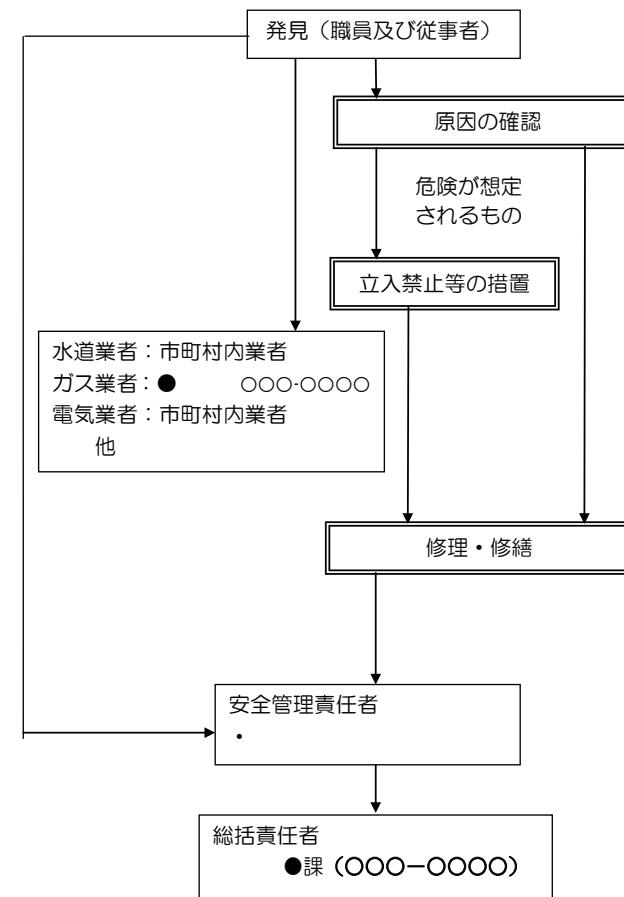
自然災害（地震・気象）・火災発生



留意事項

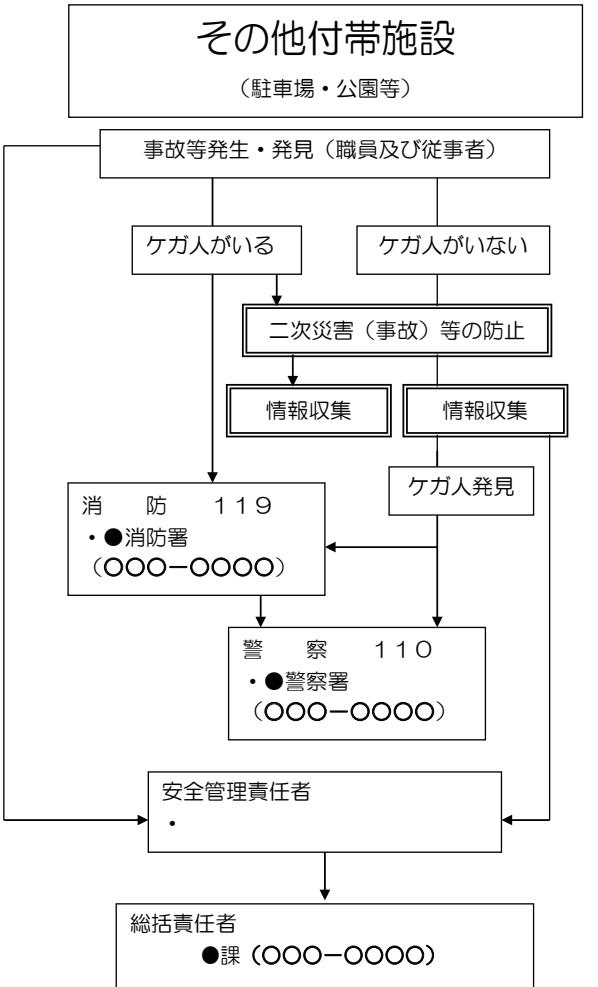
- ・自然災害の発生を周知し、情報収集に努める。
- ・地震のゆれが強い場合は、頭部を守り施設の中心部へ誘導する。ゆれが収まったら、不安がらせないように避難誘導する。
- ・ケガ人がいないか確認する。
(ケガ人がいる場合は、消防へ連絡する。)
- ・火災が発生したら消火活動を行い、消防へ連絡する。
- ・状況に応じては、消火活動、ケガ人の処置を行う。

構造物・設備等のトラブル発生



留意事項

- ・トラブルが原因で、利用者に被害が想定される場合は、設備機器の停止・施設利用の中止を行う。
- ・必要に応じて館内放送で利用者に周知したり、必要に応じて利用者が立ち入らないよう制限する。



留 意 事 項	
<ul style="list-style-type: none"> ・事故等の発生に伴い、人命救助を優先する。 ・ケガ人がいる場合は、直ちに消防、警察へ連絡する。 ・二次災害（事故）等を防止する。 ・その他、情報収集を行いケガ人がいないか確認する。 (ケガ人がいる場合は、処置、消防へ連絡する。) <p>また、二次災害を防止すため状況に応じて、周辺への周知を行う。</p>	

図表3-(2)-ア-② 利用者に対してハザードマップや指定避難所等であることが周知されている例

i ハザードマップが掲示されている例(3駅)

※ 3駅のうち1駅は24時間利用可能な施設に掲示



最寄りの指定避難所等やその誘導経路を記載



ii 指定避難所等に指定されていることを示す案内板が設置されている例(3駅)



※ いずれも表記は日本語のみ

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-ア-③ 「道の駅」の防災拠点化に関する協定の例

○ 災害時における「道の駅」●の防災拠点化に関する協定書

北海道開発局●開発建設部長（以下「甲」という。）と市町村長（以下「乙」という。）とは、災害時において「道の駅」●を防災拠点として利用することに關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象等により災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、「道の駅」●を防災拠点として利用することにより、地域住民及び道路利用者の避難支援及び安全確保を図ることを目的とする。

（防災拠点化の対象施設等）

第2条 防災拠点化の対象施設（以下「対象施設」という。）は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が所有する「道の駅」●の駐車場及び公衆トイレ
- (2) 乙が所有する「道の駅」●の本体施設及び駐車場
- (3) 「道の駅」●の敷地内に甲及び乙が設置保管する資機材等

（地域防災計画の位置付け）

第3条 乙は、前条第1号に定める対象施設を、地域防災計画上の避難場所と位置付けるものとする。

（災害発生時における施設の開放）

第4条 乙は、災害発生時において、第2条第1号及び第2号に定める対象施設の開放時間を地域住民及び道路利用者のために延長するとともに、状況に応じて24時間開放するよう努めるものとする。

（防災拠点化に関する相互協力）

第5条 甲及び乙は、「道の駅」●を防災拠点として利用するために必要な以下の各号に掲げる事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 災害情報の収集提供
- (2) 地域住民や道路利用者、被災者等の避難誘導等の支援
- (3) 防災拠点として必要な資機材等の整備
- (4) 防災拠点として必要な維持・管理
- (5) その他防災拠点の機能として必要な事項

（利用に係る通知）

第6条 甲及び乙は、「道の駅」●を防災拠点として利用するに当たっては、相手方に対して、その旨を事前に通知するものとする。

2 前項の規定に基づく通知は、文書によることを原則とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（利用料及び維持管理）

第7条 災害発生時における第2条に規定する対象施設の利用料は、無償とする。

2 第2条に規定する対象施設の維持管理は、施設整備等の費用負担を行った者が実施することを原則とする。

（対象施設の破損時の対応）

第8条 防災拠点として利用したことにより、対象施設が破損した場合の復旧に係る費用の負担方法については、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成●年●月●日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって一年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

（協定外の事項）

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成●年●月●日

甲

住 所 ●
氏 名 ●開発建設部長 ●

乙

住 所 ●
氏 名 ●市町村長 ●

別添資料1 防災用備蓄資機材の要求から返納にかかる事務手続き

①災害等発生

(要求)

●市町村
●課

- ・使用品目、数量、使用目的を電話で連絡（概略数量）
※●道路事務所連絡先 代表 ○○○-○○-○○○○
- ・別添：管理簿「防災用備蓄資機材 使用管理簿」（略）に使用内容を記載しメールにて提出
※災害等の緊急時対応のため後日提出可

●道路事務所
●課

- ・●道路事務所●課は「防災用備蓄資機材」の使用適否を判断
- ・別添：管理簿「防災用備蓄資機材 使用管理簿」（略）にて防災用備蓄資機材を管理

②災害対応完了

●市町村
●課

●道路事務所
●課

(注) 調査対象とした「道の駅」設置市町村の資料に基づき、当局が作成した。

図表 3-(2)-ア-④ 北海道開発局が防災拠点化した「道の駅」に整備する防災用資機材の例

品 目	
災害用トイレ	土のう
携帶用タンク（液体燃料、生活水用）	袋型根固工
携帶用安全缶（ガソリン用）	生分解性油吸着・分解剤
ガスボンベ	リヤカー
セルスターーター	折りたたみ式台車
ブースターケーブル	チェンソー
エンジンオイル	スノーシュー
貯水槽	昇降機（組立部品、不凍液含む）
非常用浄水装置	水中ポンプ（ホース含む）
発動発電機	メンテナンス用工具
アルカリ乾電池	雪かきスコップ
ソーラー式蓄電池	消火器
投光器	拡声器
バルーンライト	カラーコーン
ヘッドライト	バリケード
ハンドランプ	防災用折りたたみヘルメット
サークルライト	交通誘導灯
懐中電灯	掲示板
電工ドラム	テント
延長コード	毛布
はしご	ジェットヒーター
脚立	ペレットストーブ（燃料、予備燃焼筒含む）
ショベル	ブルーシート
ハンマー	スロープ
カケヤ	トラロープ（鉄ピン含む）

(注) 調査対象とした「道の駅」設置市町村の資料に基づき、当局が作成した。

図表 3-(2)-ア-⑤ 写真を用いた防災用資機材の操作手順（北海道開発局作成）

【2】発動発電機（デンヨー GE-5500SS-IV）H26.11.28

1. 始業点検 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>ガソリン携行缶のオイルキャップを開ける際には、エア調節ネジをゆるめ、缶内の圧力を調整してから開けて下さい。（その後エア調節ネジは締め直して下さい）</p>  <p>●燃料の点検 燃料（自動車用レギュラーガソリン）の残量を点検し、必要に応じてガソリンを給油します。 (燃料タンク容量 17.0L)</p> <p>※使用 : 【10】ガソリン携行缶</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>燃料給油口 国土交通省 燃料残量計 エア調整ネジ [10] ガソリン携行缶</p> </div> </div>	
<p>●エンジンオイルの点検</p> <p>(1) リアカバーを取り外し、右下部のオイルプラグキャップをネジを外す要領で外します。</p> <p>(2) オイルプラグキャップに付着しているエンジンオイルを一度拭き取ってから、もう一度差しこんで（その際にねじこまないで）オイルの量を確認します。</p> <p>(3) オイルが基準面より少ない（メッシュ部分に十分にオイルがつかない）場合はオイルを補充します。</p> <p>※使用 : 【12】エンジンオイル</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>プラグキャップを外す → 一度拭き取る → もう一度差して確認 [12] エンジンオイル</p>	
2. エンジン始動～電気機器の接続 <p>※ 始動する前に電気機器は接続しないで下さい。</p> <p>(1) エンジン運転中は電圧選択スイッチを操作してはいけないため、始動前に操作しておきます。（「100/200V」に設定）</p> <p>(2) 燃料コックを「ON(開)」にします。</p> <p>(3) エコノミーコントロールスイッチを「OFF(解除)」にします。</p> <p>(4) エンジンスイッチキーを「START（始動）」の位置にして、エンジンを始動させます。（キーは「ON」に戻ります。）</p> <p>(5) しばらく暖機運転します。</p> <p>(6) エコノミーコントロールスイッチを「ON(作動中)」にします。</p> <p>(7) 電気機器のスイッチが OFF になっていることを確認し、電気機器のプラグを電圧選択スイッチで選択した交流コンセントに差し込みます。</p>	

【2】発動発電機（デンヨー GE-5500SS-IV）H26.11.28

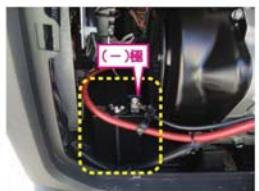
3. エンジン停止

	 <p>交流コンセント エンジンスイッチキー 燃料コック</p>
<p>(1) 接続している電気機器のスイッチを「OFF（切）」にします。</p> <p>(2) 電気機器のプラグをコンセントから抜きます。</p> <p>(3) エンジンスイッチキーを「STOP（停止）」の位置にしてエンジンを停止します。</p> <p>(4) 燃料コックを「OFF（閉）」にします。</p>	

4. 保管・格納

<p>※ 運転後、次回の使用まで 3ヶ月以上空く場合は、燃料（自動車用レギュラーガソリン）が自然劣化してエンジンの始動が困難になる場合があるため、燃料は抜いて下さい。</p> <p>(1) 排出する燃料を受け取る容器を用意し、燃料タンク内の燃料を抜きます。</p> <p>(2) エンジンスイッチキーを「ON（運転）」の位置にします。</p> <p>(3) 燃料コックを「OFF（閉）」から「ON（開）」にします。</p> <p>(4) エンジンスイッチキーを「START（始動）」の位置にしてエンジンを始動させます。燃料タンク内の燃料残量が無くなったら「ガス欠状態」で停止します。（停止までの時間の目安 : 20 分）</p>	
<p>※ 長期にわたり使用しない場合の保管方法については取扱説明書の P49 ~ 52 を参照</p>	

5. その他

<p>●バッテリー</p> <p>この発電機のバッテリーは液の補充、点検は不要です。バッテリーの放電が疑われる場合は販売店またはサービス店等でバッテリーの充電が必要となります。（納入業者等と相談して下さい。）取り外し・取り付け方法については、取扱説明書の P44 を参考してください。</p> <p>※バッテリーの（-）端子を外しておくとバッテリー消費を防げます。</p> <p>※使用に際してエンジンが始動しない場合は（-）端子が外れていないかも合わせて確認して下さい。</p>	
	

（注）北海道開発局小樽開発建設部の資料による。

図表 3-(2)-ア-⑥ 北海道胆振東部地震発生後の調査対象とした
「道の駅」における対応状況の例

例 1

時 刻	対応状況等
6:20	・市町村の「道の駅」担当職員が庁舎に到着
6:50	・市町村の「道の駅」担当職員が「道の駅」に到着
7:00	<ul style="list-style-type: none"> ・「道の駅」職員出勤、打合せ → 物販は一部開業、食堂は限定メニューとし、9:00 オープン。11:00 を目途に食事の提供を開始することを決定 ・冷凍食品の梱包・移動 ・男子小便器、多目的トイレ、男女ベビートイレの使用中止（水洗、扉閉鎖に電力を要するため）
7:50	・北海道開発局整備の防災用資機材の使用について、同局に確認
9:00	・北海道開発局から道路情報の提供。手書きで入口に掲示
9:30	・24 時間男子トイレの一部で詰まり発生
10:00	・24 時間トイレの浄化槽がオーバーフローの可能性。トイレ全部閉鎖
10:10	・24 時間トイレの浄化槽の確認。容量に余裕があるため、再開放
11:00	・業者による浄化槽汲取り
13:00	・道路情報更新
14:00	・手洗い用のポリタンクを用意し、24 時間トイレに設置
15:00	・営業時間の確認。食材があるので、夕食需要を考慮し、19:00 まで延長することを決定
17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・照明がないため、24 時間トイレの開放時間を 19:00 までとすることを決定 ・道路情報更新
18:00	・防災備蓄倉庫保管の LED バルーン 1 器を使用することとし、入口前に設置
19:10	・24 時間トイレ、ホール閉鎖
27:00	・電力復旧の連絡。24 時間トイレ開放

例 2

時 刻	対応状況等
3:35	・「道の駅」支配人「道の駅」到着。施設・設備の点検
4:10	<ul style="list-style-type: none"> ・電池式小ランタンにより館内誘導路確保 ・停電により 24 時間トイレ使用不可のため、館内トイレに誘導開始
4:00 過ぎ から	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設準備。市町村「道の駅」担当者到着 ・24 時間トイレの復旧策検討 → 大型バス乗客のトイレ利用者のみ 24 時間トイレ使用（スタッフによるバケツ水洗）
6:30	・市町村の救援物資（おにぎり、水）配布準備完了
8:00	・駐車場誘導警備員 6 名配置
8:15	・発電機接続により 24 時間トイレ復旧
9:00	・一時避難者受入開始
時刻未確認	<ul style="list-style-type: none"> ・一時避難者に市町村提供の救援物資配付（飲料水ペットボトル、おにぎり） ・駐車場利用者に要望に応じて、飲料水ペットボトルを配布 ・避難所情報の掲示・案内 ・非常用照明、非常用発電機の搬入 ・近隣市町村営住宅住民に対し、水飲み場利用開放
16:00	・24 時間トイレに非常用照明を設置、点灯（非常用発電機利用）
19:00	<ul style="list-style-type: none"> ・「道の駅」閉館（24 時間トイレは稼動） ・一時避難所閉鎖。避難者を各避難所に誘導
20:30	・「道の駅」電力復旧

(注) 調査対象とした「道の駅」設置市町村の資料に基づき、当局が作成した。

調査結果等	説明図表番号
<p>イ その他「道の駅」利用者の安全性に配慮した取組の実施状況</p> <p>調査対象 13 駅 10 市町村における利用者の安全性に配慮したその他の取組の実施状況は、以下のとおりである。</p>	
<p>(7) AED の設置状況</p> <p>「道の駅」における AED の設置については、登録・案内要綱及び登録・案内要綱の運用方針で義務付けられていないものの、10 駅 9 市町村においては、不特定かつ多数の者により利用される「道の駅」の特性等を踏まえ、「道の駅」設置者の判断により設置されている。</p>	図表3-(2)-イ-①
<p>この中には、利用者が AED の設置場所を把握することができるよう、地域振興施設の入口等に AED が設置されていることを示すステッカーが掲示されている「道の駅」や、敷地案内図等に AED の設置場所が表示されている「道の駅」があった。</p>	図表3-(2)-イ-②
<p>また、AED は、いずれも盜難や破損など防犯上の懸念があるなどとして、24 時間利用可能でない地域振興施設内に設置されているが、1 駅 1 市町村においては、AED を使用する機会が多くあったため、24 時間利用可能トイレがある建物内に設置することについて、防犯上の対策を含め検討されていた。</p>	
<p>(4) 受動喫煙防止対策の実施状況</p> <p>「道の駅」における受動喫煙を防止するための措置については、登録・案内要綱及び登録・案内要綱の運用方針に定められていないものの、不特定かつ多数の者により利用され、利用者の中には受動喫煙による健康への影響が大きい未成年者、妊婦等が含まれる「道の駅」の特性を踏まえると、「道の駅」においても、受動喫煙を防止するための措置を講ずることが求められる。</p>	図表3-(2)-イ-③
<p>受動喫煙を防止するための措置については、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条の 5 において、官公庁施設、飲食店など多数の者が利用する施設を管理する者は、必要な措置を講ずるように努めなければならないと規定されている。また、平成 30 年 7 月 25 日に健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）が公布され、2020 年 4 月 1 日までに段階的に改正内容が施行されることとなっている。</p>	
<p>当局が現地調査を実施した平成 30 年 10 月から 11 月までの間に、11 駅 10 市町村において敷地内に灰皿等の喫煙器具・設備が設置されている。</p>	図表3-(2)-イ-④
<p>この中には、望まない受動喫煙が生じないよう、分煙措置が講じられた喫煙室が設置されている「道の駅」や、駐車場から 24 時間利用可能トイレ又は地域振興施設までの間の歩行経路上から離れた場所に喫煙器具・設備が設置されている「道の駅」があった。</p>	
<p>しかし、こうした配慮が十分でなく、24 時間利用可能トイレや地域振興施設の入口付近、身体障害者等用駐車スペース付近又はこれらの歩行経路上から離れていない場所に喫煙器具・設備が設置されている「道の駅」もあった。</p>	
<p>各「道の駅」においては、こうした受動喫煙の防止を巡る現状を踏まえ、健康増進法及び健康増進法の一部を改正する法律に基づく適切な措置を講じていくことが重要であると考えられる。</p>	

図表 3-(2)-イ-① AED の適正配置に関するガイドライン（平成 25 年 9 月 9 日一般財団法人日本救急医療財団）<抜粋>

本ガイドラインの趣旨（略）

1.～2.（略）

3. AED の施設内での配置方法

（中略）

市民にその処置をゆだねるという性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AED の使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。

- (1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くとも 5 分以内に AED の装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内の AED はアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。
- (2) AED の配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。
- (3) AED を設置した施設の全職員が、その施設内における AED の正確な設置場所を把握していくことが求められる。
- (4) 可能な限り 24 時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AED の使用可能状況について情報提供することが望ましい。
- (5) インジケーターが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度（夏場の高温や冬場の低温）や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置することも重要である。

表 3:AED の施設内での配置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止から 5 分以内に除細動が可能な配置
 - 現場から片道 1 分以内の密度で配置
 - 高層ビルなどではエレベーターや階段等の近くへの配置
 - 広い工場などでは、AED 配置場所への通報によって、AED 管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮
 2. 分かりやすい場所（入口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板）
 3. 誰もがアクセスできる（カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる）
 4. 心停止のリスクがある場所（運動場や体育館等）の近くへの配置
 5. AED 配置場所の周知（施設案内図への AED 配置図の表示、エレベーター内パネルに AED 配置フロアの明示等）
 6. 壊れにくく管理しやすい環境への配置
- 4.～7.（略）

（注）下線は当局が付した。

図表3-(2)-イ-② AEDの設置場所が分かりやすく表示されている例

i 地域振興施設の入口等にステッカーが掲示
されている例(5駅)



ii 敷地案内図等に設置場所が表示されている
例(2駅)



(注) 当局の調査結果による。

図表3-(2)-イ-③ 健康増進法の一部を改正する法律案概要

健康増進法の一部を改正する法律案 概要	
改正の趣旨	<p>望まない受動喫煙の防止を図るために、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講すべき措置等について定める。</p> <p>【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす 受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。</p> <p>【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮 子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。</p> <p>【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施 「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。 その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。</p>
改正の概要	
<p>1. 国及び地方公共団体の責務等</p> <p>(1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。</p> <p>(2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るために、相互に連携を図りながら協力するよう努める。</p> <p>(3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。</p>	

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
(2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ぜることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
		当分の間の措置	別に法律で定める日までの間の措置
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3) かつ 客席面積100m ² 以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可)
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	飲食店		

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
(4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
(5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
(2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
(2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
(3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）
2

(注) 厚生労働省の資料による。

図表3-(2)-イ-④ 受動喫煙の防止に係る課題

工夫例

受動喫煙が生じないよう配慮されている例(5駅)

- i 分煙措置が講じられた喫煙室が設置されている例(2駅)
※ 24時間利用は不可



- ii 駐車場から24時間利用可能トイレ又は地域振興施設までの歩行経路上から離れた場所に喫煙器具等が設置されている例(3駅)



喫煙器具等が、

- ・ 24時間利用可能トイレや地域振興施設の入口付近に設置されている例(4駅)
- ・ 身体障害者等用駐車スペース付近に設置されている例(1駅)
- ・ 歩行経路上に近接して設置されている例(1駅)

(注) 当局の調査結果による。